

# 半田市地域防災計画 半田市水防計画

令和5年度（令和6年2月）修正  
半田市防災会議



# 目次

## 風水害・原子力等災害対策計画編

第1編	総則	1
第1章	計画の目的	1
第2章	基本理念	3
第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2編	災害予防	7
第1章	防災協働社会の形成推進	7
第2章	水害予防対策	10
第3章	土砂災害等予防対策	14
第4章	事故・火災等予防対策	15
第5章	建築物等の安全化	18
第6章	都市の防災性の向上	23
第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	24
第8章	避難行動の促進対策	28
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	32
第10章	広域応援・受援体制の整備	38
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	40
第12章	防災に関する調査研究の推進	42
第3編	災害応急対策	43
第1章	活動態勢(組織の動員配備)	43
第2章	避難行動	52
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	57
第4章	応援協力・派遣要請	61
第5章	救出・救助対策	67
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	69
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	73
第8章	水害防除対策	77
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	80
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	84
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策	87
第12章	遺体の取扱い	88
第13章	ライフライン施設等の応急対策	90
第14章	海上災害対策	94
第15章	航空災害対策	96
第16章	鉄道災害対策	97
第17章	道路災害対策	98
第18章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	99
第19章	大規模な火災対策	101
第20章	住宅対策	102
第21章	学校における対策	107
第4編	災害復旧・復興	110
第1章	復興体制	110
第2章	公共施設等災害復旧対策	111
第3章	災害廃棄物処理対策	114
第4章	被災者等の生活再建等の支援	116
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	119

# 地震・津波災害対策計画編

第1編	総則	121
第1章	計画の目的	121
第2章	半田市の特質と災害要因	123
第3章	被害想定	124
第4章	基本理念	128
第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	129
第2編	災害予防	134
第1章	防災協働社会の形成推進	134
第2章	建築物等の安全化	137
第3章	都市の防災性の向上	144
第4章	液状化対策・土砂災害等の予防	145
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	147
第6章	避難行動の促進対策	148
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	150
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	151
第9章	津波予防対策	153
第10章	広域応援・受援体制の整備	156
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	158
第12章	震災に関する調査研究の推進	161
第3編	災害応急対策	162
第1章	活動態勢(組織の動員配備)	162
第2章	避難行動	164
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	167
第4章	応援協力・派遣要請	181
第5章	救出・救助対策	184
第6章	消防活動・危険性物質対策	186
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	188
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	192
第9章	浸水・津波対策	198
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	199
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	200
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	202
第13章	遺体の取扱い	204
第14章	ライフライン施設等の応急対策	205
第15章	住宅対策	209
第16章	学校における対策	211
第4編	災害復旧・復興	212
第1章	復興体制	212
第2章	公共施設等災害復旧対策	213
第3章	災害廃棄物処理対策	214
第4章	被災者等の生活再建等の支援	215
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	216
第5編	南海トラフ地震臨時情報	217
第1章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	217
第6編	東海地震に関する事前対策	221
第1章	対策の意義及び東海地震に関する情報	221
第2章	地震災害警戒本部の設置等	222
第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	226

第4章	発災に備えた直前対策	230
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	243
第6章	他機関に対する応援要請	246
第7章	地域防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	247
第8章	大規模な地震に係る防災訓練計画	249
第9章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	251
第10章	市民のとるべき措置	253

## 半田市水防計画

第1章	総則	255
第2章	水防組織	256
第3章	主要水防区域	257
第4章	水位情報の周知	262
第5章	水防警報	264
第6章	水防活動	265
第7章	水防施設	269
第8章	通報連絡	270
第9章	避難	271
第10章	他の水防機構との協力応援	272
第11章	水防訓練及び常時監視	273
第12章	公用負担	274
第13章	水防実施報告	275

## 資料編

別表第1	伊勢湾台風の被害状況	277
別表第2	自主防災組織の基本的な班編成(例)	277
別表第3	(1)半田市医師会医療救護班編成表	278
	(2)半田歯科医師会医療救護班編成表	278
	(3)知多薬剤師会(半田部会)医療救護班編成表	279
別表第4	(1)防災協定締結事業者一覧及び保有機械等	280
	(2)市内主要運輸業者並びに保有車両等一覧	281
別表第5	(1)半田市水道指定工事店協同組合災害対策協力組織表	282
	(2)連絡組織表	283
	(3)出動能力表	284
別表第6	下水道指定工事店連絡組織表(災害対策協力団体)	285
別表第7	(1)危険物多量保有事業所一覧表(屋外タンクで合計量が50KL以上)	286
	(2)LPG第1種製造所及び貯蔵所一覧表	286
	(3)LNG貯蔵所一覧表	286
	(4)毒物・劇物製造所保有事業所一覧表	286
別表第8	(1)急傾斜地崩壊危険箇所	287
	(2)土砂災害警戒区域・特別警戒区域	287
	(3)土砂災害警戒区域・特別警戒区域における要配慮者利用施設の名称及び所在地	290
別表第9	土砂災害警戒情報等の伝達系統	290
別表第10	危険箇所等の定義	290
別表第11	指定文化財件数	290
別表第12	はんだ地震防災憲章	291
別表第13	(1)食糧の給与物資	291
	(2)本市の災害備蓄食糧	291
	(3)本市の備蓄品	292
別表第14	(1)危険物火災等防災資材備蓄量(消防署)	292
	(2)危険物火災等防災資材備蓄量(一般事業所)	292
	(3)救助用ボートの常備	293
別表第15	(1)本市所有車両一覧	293
	(2)知多中部広域事務組合消防本部所有車両一覧表	294

別表第 16	雨量観測	294
別表第 17	水位観測	294
別表第 18	潮位観測	296
別表第 19	(1)災害対策本部組織図	297
	(2)災害対策本部事務局組織	298
別表第 20	非常配備基準	299
別表第 21	非常連絡と動員【勤務時間内の場合】	300
別表第 22	(1)非常連絡と動員【勤務時間外、休日の場合】	300
	(2)職員の参集(出勤)状況報告書の様式	300
別表第 23	応援職員要請書の様式	301
別表第 24	伝言ダイヤルシステム	301
別表第 25	各携帯会社の災害伝言ダイヤルの利用方法	302
別表第 26	半田市から県へ通ずる非常通信ルート	303
別表第 27	気象、水象に関する特別警報・警報等の発表基準	304
別表第 28	気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統	305
別表第 29	水防警報の伝達系統【愛知県沿岸水防警報・愛知県津波水防警報】	305
別表第 30	火災気象通報及び土砂災害警戒情報の伝達系統	305
別表第 31	火災警報の伝達系統	305
別表第 32	災害情報等の収集・伝達系統図	306
別表第 33	(1)愛知県防災行政無線	307
	(2)防災行政無線(400MHz)	307
	(3)地域防災無線(MCA無線:800MHz)	310
	(4)消防・救急用無線(デジタル)	317
別表第 34	災害概況即報伝達様式	318
別表第 35	災害発生状況等(速報・確定報告)伝達様式(市町村用)	322
別表第 36	重要な災害情報の収集伝達	323
別表第 37	人的被害情報伝達様式	325
別表第 38	避難状況・救護所開設状況伝達様式	326
別表第 39	公共施設被害伝達様式(市町村・愛知県用)	327
別表第 40	緊急パトロール班編成表	328
別表第 41	自衛隊の災害派遣命令者	329
別表第 42	自衛隊の災害派遣要請手続	329
別表第 43	自衛隊災害派遣要請書 様式	329
別表第 44	自衛隊災害派遣要請書 様式	330
別表第 45	自衛隊災害派遣撤収要請書 様式	330
別表第 46	自衛隊災害派遣撤収要請書 様式	330
別表第 47	ペットとの同行避難が可能な施設	331
別表第 48	ヘリコプターの着陸帯設定時における留意事項	332
別表第 49	ヘリコプターの着陸地点の記号及び吹流しの基準	333
別表第 50	ボランティアの受入	334
別表第 51	災害救助法施行細則	335
別表第 52	防災活動拠点の区分と要件	339
別表第 53	防災拠点施設一覧	340
別表第 54	備蓄薬品一覧表	340
別表第 55	ヘリポート可能箇所	343
別表第 56	避難所(体育館・公民館等:43箇所)	344
別表第 57	地震災害時の応急避難場所	347
別表第 58	応急給水用機材一覧表	352
別表第 59	炊き出し施設一覧	352
別表第 60	炊き出し補助施設一覧表	353
別表第 61	災害応急用精米とう精業者一覧表	353
別表第 62	炊き出し用として米穀を確保する手続き図(災害救助法適用時)	354
別表第 63	海上災害発生時における情報の収集伝達系統	355
別表第 64	大規模鉄道災害における情報の収集伝達系統	355
別表第 65	道路災害における情報の収集伝達系統	356

別表第 66	大規模な火災における情報の収集伝達系統	356
別表第 67	応急仮設住宅設置場所	356
別表第 68	昭和 19 年 12 月 7 日に発生した東南海地震による被害状況	357
別表第 69	昭和 20 年 1 月 13 日に発生した三河地震による被害状況	357
別表第 70	予想される地震災害【過去地震最大モデルによる場合】	358
別表第 71	被害予測	359
別表第 72	火災の延焼拡大するおそれのある地域	360
別表第 73	地震による堤防の亀裂、崩壊、沈下等が考えられる河川施設	360
別表第 74	防災重点ため池	361
別表第 75	危険物を運搬するタンクローリー等の通過車両調べ	363
別表第 76	太陽光発電のある施設	363
別表第 77	津波の種類、発表基準及び発表される津波の高さ	364
別表第 78	広報・伝達の系統	365
別表第 79	被害認定基準	366
別表第 80	海上排出油等に関する情報の収集、伝達系統	369
別表第 81	緊急通行車両等届出書 様式	369
別表第 82	(1)緊急通行車両等確認証明書 様式	370
	(2)緊急通行車両等事前届出書 様式	371
別表第 83	緊急通行車両の標章	371
別表第 84	津波予報の標識	372
別表第 85	大規模地震対策特別措置法による措置体系	373
別表第 86	東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ	374
別表第 87	気象庁が発表する東海地震に関連する情報	375
別表第 88	(1)東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ例文	376
	(2)東海地震注意情報連絡伝達参考例文	376
別表第 89	警戒宣言の情報伝達	377
別表第 90	内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文	378
別表第 91	(1)警戒宣言発令時の市(長)から市民への呼びかけ(例)	378
	(2)県(防災安全局)から警戒宣言の伝達を受け、本庁各課及び出先機関並び に関係機関に伝達する場合の例文	379
別表第 92	広報手段等	379
別表第 93	津波についての呼びかけ(例)	379
別表第 94	警戒宣言後の避難状況等に関する情報収集伝達系統	380
別表第 95	避難の経過に関する報告事項 様式	381
別表第 96	避難の完了に関する報告事項 様式	381
別表第 97	地震防災応急対策に関する報告 様式	382
別表第 98	(1)応急給水用資機材配備一覧表	383
	(2)応急給水栓設置箇所一覧表	384
別表第 99	応急対策の配備	385
別表第 100	電気供給応急復旧用資機材	385
別表第 101	電力の応急復旧に関する人員確保の情報伝達系統	386
別表第 102	通信確保資機材及び人員の配備	386
別表第 103	浸水対策用資機材の備蓄数量	387
別表第 104	(1)廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備	387
	(2)災害廃棄物仮置場候補地	388
別表第 105	防疫活動確保用資機材及び人員の配備	388
別表第 106	(1)崖崩れのおそれのある地域(急傾斜地崩壊危険箇所)	389
	(2)山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)	389
	(3)津波浸水予測地区	390
別表第 107	指定避難場所(学校校庭)一覧	390
別表第 108	警戒宣言発令時に交通規制の対象道路	391
別表第 109	警戒宣言発令時の交通規制対象道路(別表第 108 以外に通行を確保すべき必要がある場合)	391
別表第 110	交通規制の方法(大震法施行規則第 5 条に定める標識)	392
別表第 111	東海旅客鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社・武豊線の運転規制	392

別表第 112	名古屋鉄道株式会社・河和線の運転規制	392
別表第 113	衣浦臨海鉄道株式会社・半田線の運転規制	392
別表第 114	応急給水量	393
別表第 115	東海地震関連情報及び警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する電気関係の情報伝達経路	393
別表第 116	電力施設の予防措置 特別巡視・特別点検	393
別表第 117	電力施設の応急安全措置	394
別表第 118	(1)緊急輸送道路一覧	395
	(2)緊急輸送道路網図	396
別表第 119	緊急輸送道路指定拠点一覧	397
別表第 120	(1)緊急輸送基地等の設定箇所一覧	398
	(2)緊急輸送基地(集積地点)及び緊急輸送ルート図	399
別表第 121	自衛隊災害派遣時における調整窓口	400
別表第 122	半田市防災会議条例	401
別表第 123	災害時応援協定	402
別表第 124	半田市防災会議委員	411
別表第 125	半田市地震対策会議設置要綱	412
別表第 126	半田市地震災害警戒本部条例	413
別表第 127	半田市地震災害警戒本部運営要綱	414
別表第 128	半田市地震災害警戒本部員会議配席図	424
別表第 129	異常ふくそう時の「災害時優先電話」一覧	425
別表第 130	がけ崩れのおそれのある地域及び山地災害危険地区図	427
別表第 131	避難場所	428
別表第 132	水道遊休水源、小中高等学校プール、公共施設井戸位置図及び井戸水提供の家一覧	429
別表第 133	警戒宣言時の交通規制対象道路図	432
別表第 134	市内の主要な河川	433
別表第 135	海岸保全施設	435
別表第 136	各災害想定区域内に所在する要配慮者施設一覧	438
別表第 137	耐震性貯水槽設置箇所一覧	440
別表第 138	愛知県高潮浸水想定	441
別表第 139	阿久比川浸水想定区域図	441
別表第 140	避難指示等の発令基準・内容・伝達方法	442
別表第 141	半田市津波・高潮避難計画 地域別避難計画(さくら小学校区)	451
別表第 142	災害用トイレます設置一覧表	452
別表第 143	半田市 特設公衆電話 番号一覧表	453
別表第 144	指定避難所の災害リスク	454

## 半田市水防計画 資料編

別表第 1	半田市水防本部機構 (第 2 章第 1)	457
別表第 2	半田市消防団編成表 (第 2 章第 1)	458
別表第 3	知多中部広域事務組合消防本部半田消防署水防隊 (第 2 章第 1)	459
別表第 4	半田港水防団編成表 (第 2 章第 1)	459
別表第 5	河川 (第 3 章)	460
別表第 6	ため池 (第 3 章)	460
別表第 7	水こう門 (第 3 章)	462
別表第 8	堰 (第 3 章)	463
別表第 9	陸こう門(水門) (第 3 章)	463
別表第 10	巡視警戒計画 (第 6 章第 1・第 2、第 11 章第 2)	464
別表第 11	雨量観測 (第 6 章第 3)	465
別表第 12	水位観測 (第 6 章第 3)	465
別表第 13	潮位の観測 (第 6 章第 3)	466
別表第 14	水防管理団体の車両 (第 6 章第 5)	466
別表第 15	水防屯所 (第 7 章第 3)	466
別表第 16	排水ポンプ場及び排水機場 (第 7 章第 4)	467
別表第 17	流量調節ため池 (第 7 章第 5)	468



別表第 18	水防関係連絡通報先一覧表（第 8 章第 1）	468
別表第 19	復旧部任務分担表（第 2 章第 1）	469
別表第 20	半田市消防団（第 2 章第 1）	469
別表第 21	知多中部広域事務組合消防本部（第 2 章第 1）	470
別表第 22	半田港水防団（第 2 章第 1）	470
別表第 23	水防計画総合ヶ所図	471
別表第 24	阿久比川浸水想定区域図	472



# 風水害・原子力等災害対策計画編



# 第1編 総則

## 第1章 計画の目的

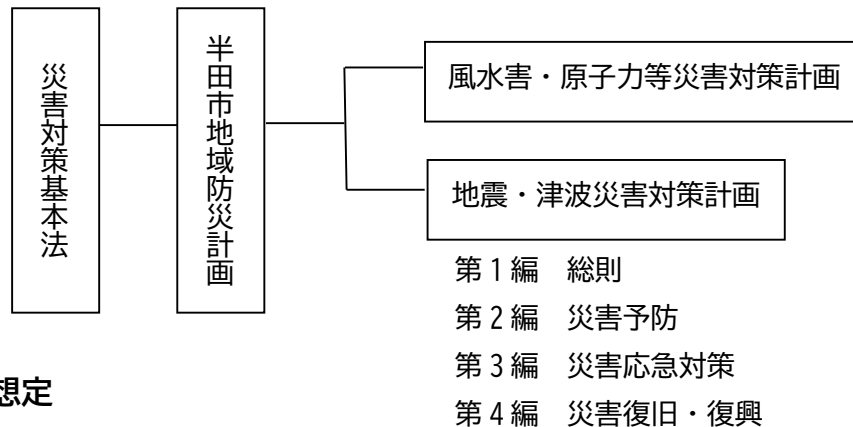
### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき作成されている「半田市地域防災計画」の内、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を定め、市民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等災害から守ることを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、風水害・原子力等災害に対しての災害予防対策、発災時の応急対処、発災後の災害復旧対策を基本とし、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な大綱を示し、風水害・原子力等災害対策に万全を期そうとするものである。

### 第3節 計画の構成



### 第4節 災害の想定

被害想定にあつては県の風水害・原子力等災害対策計画に基づくほか、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況、さらには、先に経験した伊勢湾台風及び昭和51年9月の豪雨災害・平成12年9月の「東海豪雨」を勘案するなど、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。「資料編 別表第1」

- 1 想定した主な災害
  - (1) 台風による災害
  - (2) 津波・高潮による災害
  - (3) 集中豪雨等異常気象による災害
  - (4) 大規模な火災
  - (5) 危険物の爆発等による災害
  - (6) 可燃性ガス・有毒性ガスの拡散
  - (7) 航空機事故による災害
  - (8) その他の特殊災害

#### 2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域
- (2) 愛知県が設定した高潮浸水想定（平成26年11月26日）  
「資料編 別表第138」

## 第5節 半田市の概要

市は、知多半島の中央に位置し、西にやや高い第三紀層丘陵地帯からなり、東へゆるく傾斜、沖積層の平地にできている市街地をはさんで、沖積層の高台と海岸の干拓地帯が耕地になっている。

細長い半島の背骨部が分水点になっているので、大きな川もなく、市の中央部に阿久比川と市の南寄りに神戸川が流れている。

なお、市の中央を南北に JR 武豊線と名鉄河和線、国道 247 号が西からやや北東へ走り、県道名古屋半田線が北から南へ通じている。約 10 キロにわたる海岸線は、伊勢湾台風後に全面的に改修され、衣浦総合港湾計画が軌道に乗り、埋立てと工業地帯造成事業が行われてきた。

## 第2章 基本理念

---

### 第1節 防災の基本理念

市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的な被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

## 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### 第1節 実施責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等災害から保護するため、指定地方行政機関（中部地方整備局など）、指定公共機関（西日本電信電話（株）など）、指定地方公共機関（知多乗合（株）など）及び他の地方公共団体の協力を得て実施する。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

- (1) 災害予警報等、情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 浸水対策活動及び消防活動を行う。
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農畜産物等に対する応急措置を行う。
- (11) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

#### 2 県

- (1) 災害予警報等・情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報を行う。
- (3) 避難の指示を代行することができる。
- (4) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (5) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- (8) 被災児童・生徒等に関する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (11) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (13) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給または調達若しくは斡旋を行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。



- (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (21) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。

### 3 県警察

- (1) 災害時における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示または警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認を行う。

### 4 主な指定公共機関及び指定地方公共機関

#### [西日本電信電話株式会社]

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等警報を市へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

#### [中部電力パワーグリッド株式会社]

- (1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

#### [東邦ガス株式会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

#### [東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社]

- (1) 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転休止又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。  
対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

#### [日本郵便株式会社]

- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。  
また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常はがき及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付き郵便はがき等寄附金を配分する。

#### 5 市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

自主防災会、医師会、産業経済団体等、文化厚生事業団体及び危険物等施設の管理者は、以下に定める事項について協力する。

- (1) 自主防災会  
区、町内会等の自主防災会は、地域内における被害調査、警報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急対策及び応急措置、応急復旧の業務に協力する。「資料編 別表第2」
- (2) 半田市医師会  
会員による医療救護班を編成し、医療及び助産の業務を行う。「資料編 別表第3(1)」
- (3) 半田歯科医師会  
会員による医療救護班を編成し、歯科治療を行う。「資料編 別表第3(2)」
- (4) 知多薬剤師会  
医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。「資料編 別表第3(3)」
- (5) 産業経済等団体  
農業協同組合、商工会議所等は、それぞれ関係の被害調査、応急対策の協力をする。
- (6) 文化厚生事業団体  
婦人会、教育及び体育団体等は、応急対策の協力をする。
- (7) 市内建設業者等で組織する災害対策協力団体  
建設業者等で組織する災害対策協力班は、防災及び災害復旧業務に協力する。「資料編 別表第4(1)」
- (8) 市指定給水装置工事事業者で組織する災害対策協力団体  
市指定給水装置工事事業者で組織する災害対策協力班は、防災及び災害復旧業務に協力する。「資料編 別表第5」
- (9) 市内下水道指定工事店で組織する災害対策協力団体  
市内下水道指定工事店で組織する災害対策協力班は、防災及び災害復旧業務に協力する。「資料編 別表第6」
- (10) 危険物等施設の管理者  
危険物、毒物劇物等化学薬品類(以下「危険物等」という。)及びLPG・LNGの防災管理を行う。「資料編 別表第7」
- (12) 半田市社会福祉協議会  
福祉避難所(雁宿ホール)の運営及び市との委託契約に基づき、災害ボランティアセンターの運営(ニーズ把握・ボランティアの受入れ・コーディネート等)を行う。

### 第3節 市民等の基本的責務

市民及び事業所等は、本市をはじめとする防災関係機関による風水害・原子力等災害対策業務の効率的遂行が図られるよう協力する。

- 1 自衛意識の涵養
- 2 隣保共助
- 3 自衛組織の整備
- 4 建物、施設の耐水、耐火化
- 5 緊急物資の整備、備蓄
- 6 秩序の保持
- 7 情報取得手段の確保
- 8 避難訓練の実施

## 第2編 災害予防

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### ■ 基本方針

- 災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するため、自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。  
また、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要であり、ボランティアの受入れ体制の整備とボランティア相互のネットワーク化を図る。
- 国の中央防災会議は、東日本大震災を踏まえて原子力事故対策を抜本的に強化した。事前の対策として「原子力災害対策重点区域」が原発の半径10キロ圏から30キロ圏に大きく拡大したが、地勢や事故時の風向き、降雨の状況等により、放射性物質の拡散範囲は30キロ圏内にとどまらない。  
原子力災害対策指針により、重大事故が起きた段階で、5キロ圏内は即避難、30キロ圏は屋内退避したうえで、周辺のモニタリングポストによる放射線量の実測値をもとに避難を判断する。

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

##### 1 市における措置

風水害・原子力等からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、本市をはじめ、県（防災安全局・各局）及び市町村は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

##### 2 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

#### 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

##### 1 自主防災組織

###### (1) 自主防災組織の育成

市は、「自主防災組織設置推進要綱」に基づき、自主防災組織の設置育成に努めるものとする。災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を上げている。今後とも、市内全域に自主防災組織の整備を図るため、自主防災

組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備及び自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の設置育成によりいっそう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において、効果的に防災活動を行うように努めるものとする。

(3) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(4) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様なNPO・ボランティア関係団体等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。

3 ボランティア

ボランティア活動を支援するため、ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進を図る。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

この他、医療系資格を有しながら就業していない潜在看護職の活躍も期待されていることから、人材の発掘及び活用に努める。

(1) ボランティアの受入れ体制の整備

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

(3) ボランティア関係団体との連携

(4) 災害ボランティア活動の普及啓発

### 第3節 企業防災の促進

1 企業の取り組み

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進を図るものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

### 4 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。

また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

### 5 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

また、市はあらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第2章 水害予防対策

### ■ 基本方針

- 崖地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転に対し助成を行い、その促進を図る。
- 洪水、高潮、津波等による災害を防止するため、河川・海岸堤防等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した水害予防を推進する。
- 海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等の海岸保全事業を実施する。
- 広域的な災害等から農用地や農業施設を保全する。
- 避難行動要支援者の人命保護を図る。
- 水害による被害の軽減を図る為、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

### 第1節 急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策

#### 1 情報提供

急傾斜地危険箇所については、市民、特に危険箇所に所在する居住者や、高齢者、障がい者等避難行動要支援者（以下、「避難行動要支援者」という。）に配慮が必要であり、急傾斜地危険箇所に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。「資料編別表第8」

#### 2 防災知識の普及

危険箇所、避難場所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、市民、特に危険箇所に居住する世帯や避難行動要支援者が利用する施設責任者等へ配布することにより防災知識の普及を図る。

#### 3 避難行動要支援者利用施設における防災体制の推進

施設管理者に対して、土砂災害警戒情報や避難情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。「資料編 別表第9」「資料編 別表第136」

#### 4 通信連絡計画

県は、市へ警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言、土地利用の誘導、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。

市は、県から配信される土砂災害警戒情報等を活用し、市民の生命・身体の保護を図り、災害の防止・軽減に努める。「資料編 別表第9」「資料編 別表第136」

#### 5 危険箇所の定義

「資料編 別表第10」

#### 6 避難

被害を最小限に抑えるために、迅速に避難ができるよう以下のことを事前に検討する。

(1) 適切な避難方法の周知

(2) 避難所及び避難経路の選定・周知

(3) 土砂災害警戒情報等の収集・伝達体制の確立

ア 携帯電話（土砂災害警戒情報（愛知県砂防課）等のメール配信）

イ 防災行政無線

ウ ケーブルテレビ（CAC）

エ テレビ・ラジオ各局

オ インターネット

① 土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報（愛知県）

- ② 土砂災害警戒情報（気象庁）
  - ③ Web サイト、市公式 LINE、半田市防災・災害情報 X（旧ツイッター）
- カ 広報車
- キ その他の広報手段
- (4) 防災意識の普及及び避難訓練

## 第2節 危険地域からの移転対策

### 1 集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうち、居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

### 2 崖地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域及び県条例で崖地近接地として建築制限をする区域内では、災害を被る危険性があるため、住宅の移転の促進を図る。

## 第3節 河川防災対策

### 1 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

### 2 河川改修

二級河川について、河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

### 3 河川情報等の提供

県からインターネット配信される雨量、河川水位、潮位観測局のデータや無線ファクシミリで送信される水位周知河川である阿久比川についての避難判断水位到達情報をもとに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図る。

### 4 市民の自発的な行動の促進

市は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

### 5 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

### 6 浸水想定区域における対策

次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内にある要配慮者施設や大規模な工場等の名称及び所在地。地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者管理者は、避難計画の策定及び避難訓練の実施に努めなければならない。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。  
「資料編 別表第136」
- (4) ハザードマップ（防災マップ）等の配布。その際には、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害

リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(5) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

8 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

9 高潮による浸水情報の提供

市民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、高潮ハザードマップ（防災マップ）を作成する。

10 関連調整事項

総合排水の見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。

11 その他

堤防及び附属施設の管理の徹底についても要望する。

## 第4節 海岸防災対策

1 高潮、波浪対策事業

高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の既存施設の補強改修等を実施する。

2 浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれのある海岸に浸食防止対策を行い、背後地の保全を図る。



## 第5節 農地防災対策

### 1 たん水防除事業

急速な都市化の進展による流出量の増加と、河川流域開発に伴う水位の上昇により、排水能力が低下し、加えて経年変化による能力低下が相乗して、多大な被害を生ずるに至っている。したがって、基幹排除施設の新設により、たん水被害を未然に防止し、農地・農作物の被害防止を図る。

### 2 ため池等整備事業

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

農業用ため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、決壊による水害その他の災害から市民の生命及び財産の保護を図る。この法により届出された池の中から、防災重点農業用ため池、特定農業用ため池を指定し、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、ハザードマップの作成や耐震化を図るなど、これらの池の災害に対する強靱化を推進する。

### 3 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

## 第3章 土砂災害等予防対策

### ■ 基本方針

- 土砂災害警戒区域等を的確に把握し、情報を提供する。
- 土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 集中豪雨に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地等の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害警戒区域等の周知、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第1節 地盤災害予防対策

#### 1 地下水の採取規制

地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれがある区域又は他の区域の地盤沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水の採取規制を実施する。

#### 2 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用をはじめとする各用途に必要な代替水の確保及び代替水の供給に係る事業の促進を図る。

#### 3 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止等の防災対策を推進する。

#### 4 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- (1) 市は、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に記載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
- (2) 市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。
  - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
  - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 警戒区域内にある要配慮者施設利用施設の名称及び所在地
  - オ 救助に関する事項
  - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
  - キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエの施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、イに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (3) 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

#### 5 ハザードマップの作成及び周知

市はハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、ハザードマップを周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知する。

## 第4章 事故・火災等予防対策

### ■ 基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の海上災害について定めるものとする。なお、港湾改修等の防災対策については、第5章「建築物等の安全化」の定めにより実施するものとする。
- 航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害（以下「大規模航空災害」という。）について定めるものとする。
- 鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定めるものとする。
- トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について定めるものとする。
- 危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を図る。

### 第1節 海上災害対策

- 1 オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油防除資材並びに化学消火薬剤、及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。
- 2 必要に応じて漂着油の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。
- 3 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

### 第2節 航空災害対策

「中部国際空港及び空港周辺における消火救難に関する協定」に基づき、中部国際空港株式会社と連携し、定期的に訓練を実施する。

### 第3節 鉄道災害対策

- 1 鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。
- 3 鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努めるものとする。
- 4 市及び関係機関は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- 5 市及び関係機関は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努めるものとされている。
- 6 市及び関係機関は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図るものとする。
- 7 鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を「第5章 建築物等の安全化」の定めにより実施するものとする。
- 8 鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

## 第4節 道路災害対策

- 1 道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努めるものとする。
- 2 道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図るものとする。
- 3 市及び関係機関は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- 4 道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努めるものとする。
- 5 県、警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある崖崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制、及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図るものとする。
- 6 道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通施設対策」の定めにより実施するものとする。

## 第5節 危険性物質の保安対策

- 1 市及び知多中部広域事務組合は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより、立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。
- 2 市及び知多中部広域事務組合は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。
- 3 事業所の自主点検体制の確立
- 4 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとされている。
- 5 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るものとする。
- 6 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図るものとする。
- 7 市及び知多中部広域事務組合は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。
- 8 事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努めるものとする。
- 9 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

## 第6節 放射性物質及び原子力災害予防対策

- 1 被ばく医療機関の把握  
放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く県外の被ばく医療機関の連絡先を把握する。  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
(千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号 電話 043 - 251 - 2111)
- 2 放射線防護資機材等の整備  
予防対策は、必要に応じ、放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

### 3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努めるものとする。

知多中部広域事務組合消防本部	電離箱式サーバイメータ	1台	(環境被ばく線量用)
〃	携帯用多目的サーバイメータ	5台	(環境被ばく線量用)
〃	携帯用多目的サーバイメータ	2台	(表面汚染検査用)

半田市立半田病院	離箱式サーバイメータ	1台	(環境被ばく線量用)
〃	シンチレーション式サーバイメータ	1台	(表面汚染検査用)
半田市医師会健康管理センター	電離箱式サーバイメータ	1台	(環境被ばく線量用)

### 4 飲料水・食品等の採取制限等

水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、内閣府、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

## 第5章 建築物等の安全化

### ■ 基本方針

- 災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進する。
- ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。
- 市内に保存されている文化財の実態を把握し、建造物、彫刻、絵画、工芸品等の有形文化財をはじめ史跡、天然記念物、有形無形の民俗文化財の保護のため、管理体制の確立及び防災施設の整備促進を図る。
- 幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護する。
- 建築物の防水対策を進め、安全な都市環境の実現を図る。

### 第1節 交通施設対策

#### 1 道路

交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

また、浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

#### 2 鉄道

##### (1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

##### (2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、安全施設整備事業を推進する。

#### 3 港湾

##### (1) 港湾改修

船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。

また、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流出防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

##### (2) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船等との交錯をさけるため、拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

### 第2節 ライフライン関係施設対策

#### 1 施設管理者等における措置

##### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機

関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について、施設者への協力依頼に努める。

ウ 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起しそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重に配慮する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

- ① 応急復旧用資機材及び車両
- ② 食料その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

(1) 方針

都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限にとどめ、二次災害の防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

(2) 風水害対策

ア ガス製造設備

- ① 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。
- ② 風水害の影響を受けやすい箇所の補強または固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
- ③ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(3) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締り等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

- ① 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
- ② 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

#### (4) 防災業務設備の整備

##### ア 検知・警報設備等

災害発生時において、速やかな状況把握を行い、所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し、遠隔監視をする。

##### イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

##### ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

##### エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため、液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

##### オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

##### カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

##### キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

#### (5) 災害対策用資機材等の確保及び整備

##### ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに、調達先等をあらかじめ調査しておく。

##### イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

##### ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

#### (6) 協力体制の確立

(社)日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について、事前に体制を強化しておく。

### 4 上水道

- (1) 主要な水道施設については、必要に応じて風水害に対し強固な構造とする。
- (2) 浸水による被害のおそれがある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、嵩上げなどの措置を行い、浸水を防止する構造とする。
- (3) 災害時に被害の拡大防止と飲料水を確保するために、緊急遮断弁、緊急連絡管を設置する。
- (4) 水道橋は、河川の増水に対応するため、計画高水位以上に設置する。



(5) 商用電力の停電時の対策として、定期的に自家発電設備等を点検、整備する。

#### 5 下水道

- (1) 主要な下水道施設については、強風、浸水等に対し安全な構造とするよう必要な対策を図る。
- (2) 災害対策用資機材の確保に平常時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検、整備する。
- (3) 商用電力の停電時の対策として、定期的に自家発電設備等を点検、整備する。
- (4) 発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

#### 6 一般通信施設

- (1) 方針  
電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、電気通信施設等の災害予防対策を実施する。
- (2) 対策
  - ア 災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど、防災構造化をすすめる。
  - イ 主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
  - ウ 災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。
  - エ 定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
  - オ 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

### 第3節 文化財保護対策

- 1 文化財に対する市民の保護意識を高め、防災知識の普及を図る。
- 2 管理者に対する防災知識の普及と管理及び保護について指導及び助言を行う。
- 3 文化財の適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 4 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- 5 被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

### 第4節 防災建造物整備対策

- 1 優良建築物等整備事業の推進  
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。
- 2 防災拠点施設の屋上の番号標示  
市は、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が効率的に実施できるように市役所等の屋上に番号標示を行う。
- 3 防災上重要な施設の耐水性能の確保  
防災拠点など防災上重要な施設は、浸水等の水害による大きな機能障害を防止するため、当該建築物の機能確保の観点から、建築物の新設等にあたり、浸水対策設計・施工等を促進する。
- 4 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保  
河川への雨水流出抑制を図るため、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

## 第5節 学校等管理者における対策

### 1 教育施設の耐震・耐火性能の保持

建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を実施する。

### 2 教育施設・設備等の点検及び整備

定期的に安全点検を行い、要補修箇所等の改善を図る。防災活動に必要な器具等は、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

### 3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱う。

## 第6章 都市の防災性の向上

### ■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。  
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 防火地域の指定、災害危険区域の指定及び宅地造成等規制並びに住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業等の推進により、都市の防災街区を積極的に整備する。
- 市街地の浸水被害の防止を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

### 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

都市計画マスタープランにおいて、都市防災に関する方針等を示すとともに、マスタープランに基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

### 第2節 防災上重要な都市施設の整備

#### 1 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

#### 2 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

都市公園は災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、その整備を積極的に推進していく。

### 第3節 市街地の面的な整備・改善

#### 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

### 第4節 都市排水対策

#### 雨水排水対策事業

市街地における雨水排除のため、排水ポンプ場及び下水道管渠の新設または改修を行い、浸水被害の未然防止に努める。また、浸水被害の軽減を図るため、ため池を有効活用し、雨水の貯留能力を確保する。

## 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### ■ 基本方針

- 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資、資材の備蓄を図るとともに、有事には適切にその機能を発揮するため、平常時からその整備点検を図る。
- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

### 第1節 災害用資機材等の整備

#### 1 水防に必要な備蓄資材、機材

- (1) 水防倉庫の管理者は、毎年5月上旬までに備蓄資材、機材の整備点検を行うものとし、災害に使用した資材及び不足した機材は、速やかに補充整備を行うものとする。
- (2) 水防倉庫の管理責任者は、常に倉庫を巡視し、破損箇所等の早期修理に努め、資材・機材の管理に万全を期するものとする。

#### 2 備蓄食料、衣料、生活必需品その他の物資

非常災害時に備える食料及び救援物資については、応急的な物資の確保と保管を行い、非常事態に即応できる態勢を確立する。使用した物資はその都度充足する。

なお、半田市の備蓄する飲料水については、平成26年5月発表の愛知県東海、東南海、南海地震被害予測調査結果を踏まえ備蓄量の充実を図る。

「資料編 別表第13」

#### 3 危険物火災等防災資材備蓄量

危険物火災等の防災資材は、消防署及び一般事業所で備蓄する。

「資料編 別表第14」

#### 4 救助用ボートの常備

「資料編 別表第14」

#### 5 市及び消防本部所有車両

「資料編 別表第15」

#### 6 気象観測施設、設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設、設備を整備する。

また、雨量・水位・潮位その他の気象状況については、関係方面と緊密な連絡をとるとともに、資料編別表による観測結果の報告を受け、その状況把握に努めるものとする。

- (1) 雨量観測は、「資料編 別表第16」のとおりとする。
- (2) 水位観測は、「資料編 別表第17」のとおりとする。
- (3) 潮位観測は、「資料編 別表第18」のとおりとする。

### 第2節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

#### 1 公的機関の業務継続性の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。
- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
  - イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
  - ウ 電気・水・食料等の確保
  - エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
  - オ 重要な行政データのバックアップ
  - カ 非常時優先業務の整理
- (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等
- 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- また、市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災交通課と市民協働課が連携し明確化しておくよう努める。
- (4) 人材の育成等
- 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (5) 防災中枢機能の充実
- 市は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- また、市は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。
- (6) 防災関係機関相互の連携
- 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- さらに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (7) 浸水対策用資機材の整備強化
- 市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。
- (8) 防災用拠点施設の屋上番号表示
- 市は庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

## 2 市における措置

市は、小型ポンプ付消防自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

## 3 情報の収集・連絡体制の整備等

### (1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

### (2) 通信施設・設備等

#### ア 通信施設の防災構造化等

市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

さらに、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

#### イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

### (3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電によるインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 4 救助・救急等に係る施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

## 5 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、

災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と優先供給について協定の締結を推進する。

#### 6 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

#### 7 災害廃棄物処理に係る事前対策

市は、半田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の環境清掃班、災害ボランティアセンターを運営する広報班、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

#### 8 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

## 第8章 避難行動の促進対策

### ■ 基本方針

- 避難情報は、住民等が適切な避難行動をとれるよう、空振りをおそれず発令基準を基に発令する。
- 気象警報や避難情報の伝達において、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用し、手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

### 第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておく。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 第2節 避難場所及び避難路の指定等

#### 1 避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を、災害対策基本法施行令に定める基準に従って、指定避難場所として指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定避難場所の中から広域避難場所や応急避難場所を選定する。

##### (1) 広域避難場所の選定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、応急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。



- カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

## (2) 応急避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を応急避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

## 2 避難路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路はおおむね8m~10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 浸水等の危険のない道路であること。

## 第3節 避難情報の判断・伝達

### 1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

「資料編 別表第140」

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること
  - ア 気象予警報及び気象情報
  - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
  - ウ 海岸の水位情報
  - エ 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること
  - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
  - イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
  - ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に依拠して5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること
- (6) 洪水及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること
  - ア 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

- ウ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

## 2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

## 3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備をするものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

# 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

## 1 市における措置

市民が災害時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難計画には、避難情報の基準、伝達方法、避難場所、避難道路等を位置付けるとともに、避難所マニュアルには避難所開設に伴う被災者の救済措置、避難所の管理方法、災害時の広報手段等について定める。

「資料編 別表第141」

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

## 3 避難行動要支援者の避難対策

第9章第2節「要配慮者支援対策」 参照

## 第5節 避難に関する意識啓発

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌及びPR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。

また、避難計画等の作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市は、誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■ 基本方針

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 災害発生時には、避難行動要支援者への特別な配慮、支援が重要であり、「半田市避難行動要支援者名簿活用マニュアル」に沿って、風水害・原子力災害等から避難行動要支援者を守るための支援体制の整備を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 第1節 避難所の指定・整備等

#### 1 避難所等の整備

市の避難者数を想定したうえで、避難所等の整備を図る。避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な設備として、情報受発信手段や運営事務機能、バックアップ設備の整備にも努める。

#### 2 指定避難所の指定

- (1) 市は、避難所が被災した住民の一定期間滞在する場であることにかんがみ、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

上記に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

- (2) 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

〈一人当たりの必要占有面積〉

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積については、下記参考の避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを基本として対応するが、避難所の混雑具合や避難世帯の状況に応じて、一家族あたりの区画を増やすことや、他の避難所へ誘導するなどして対応する。

※参考 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインにて示されている、新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積：一家族が、目安で3m×3mの1区

画を使用し、各区画（一家族）の距離は1~2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (3) 避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (4) 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- (6) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

### 3 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

### 4 避難所の運営体制の整備

- (1) 市や県が作成した避難所運営マニュアルや「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について、「資料編 別表第 47」のとおり策定する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災安全課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### 5 避難所以外の避難形態の把握について

市は、避難所以外の避難者（テント泊、車中泊）等について状況把握に努め、物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防措置等の必要に応じた支援を行う。

また、避難所以外での避難を解消するため、より安全な避難所の確保、避難所生活の改善、地区の治安確保等に努める。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 社会福祉施設等における対策

#### (1) 組織の体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時に迅速かつ確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

#### (2) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

#### (3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

#### (4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

また、市は、要配慮者支援に係る物資として、段ボールベッド、紙おむつ等を備蓄する。

#### (5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 2 在宅の要配慮者対策

#### (1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

#### (2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

#### (3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

### 3 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援について、災害対策基本法に基づき本地域防災計画に規定するとともに、細目的な部分については、「半田市避難行動要支援者名簿活用マニュアル」に定めるものとする。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の整備等

##### ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

法の規定に基づき、市があらかじめ作成する避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 要介護認定を受けている者であって、要介護状態区分が、要介護3から要介護5までのいずれかであるもの
  - ② 身体障がい者手帳の交付を受けている者であって、次の各号の等級の障がいにある者又はこれに準ずる者であって、次の各号の等級等の障がいにあるもの
    - a 視覚機能の障がい1級及び2級
    - b 聴覚又は平衡機能の障がい1級及び2級
    - c 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい1級及び2級
    - d 肢体不自由1級及び2級
    - e 人工呼吸器等の医療機器を使用している状態
  - ③ 療育手帳の交付を受けている者であって、その障がいの程度がAであるもの
  - ④ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がい等級が1級であるもの
  - ⑤ その他、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を要するとして申出のあった者のうち、市長が必要と認めるもの
  - ⑥ 現在は上記①～④に該当しないが、過去に該当したことがあり、すでに名簿に登録されている者
- イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市は、避難行動要支援者名簿を作成する際、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由等必要な事項を記載するものとする。その際、市は、市の関係部局で把握している情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要な場合は、本人又は支援者へ情報の提供を求めるものとする。
- ウ 名簿の更新に関する事項
- 名簿に登載される避難行動要支援者は転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援等に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有するものとする。
- エ 避難支援等関係者となる者
- 避難支援等の実施に携わる者（以下、「避難支援等関係者」という。）は、自治区、民生・児童委員、消防機関、警察、社会福祉協議会その他市長が認める者あるいは団体とし、平常時から名簿情報を提供することとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。
- オ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置
- 名簿の施錠可能な場所での保管や、複製の禁止等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への説明会の実施等を通じて、情報漏えい防止の措置を求める等、避難支援等関係者の権利利益を保護する措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。
- カ 避難支援等関係者の安全確保
- 避難行動要支援者の避難支援においては、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、市は避難支援等関係者に対して、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲内で避難支援等を行えるよう、安全確保に配慮する。
- (2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- ア 計画の作成等
- 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水災害及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。また、計画作成内容及び訓練実施結果を市長へ報告する。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、施設の管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(3) 確実な情報伝達方法

ア 市の広報活動による伝達

イ 地域支援者等による直接伝達

ウ 当事者団体による緊急連絡体制づくり

エ 放送事業者等による情報伝達

(4) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動



特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるように努めるものとする。

#### 5 拠点福祉避難所の開設等

##### (1) 拠点福祉避難所の開設

「雁宿ホール」、「愛厚ならわ学園」、「愛知県立ひいらぎ特別支援学校」、「愛知県立半田特別支援学校」、「乙川交流センターニコパル」を拠点福祉避難所として指定し、大規模災害時、指定避難所での生活に困難をきたす要配慮者がいる場合に、これを開設して専門員等を配置し、要配慮者の支援を行う。

##### (2) 福祉避難所の開設

介護、障がい等の福祉事業所と協定を締結の上、福祉避難所として指定し、大規模災害時、指定避難所での生活に困難をきたす要配慮者がいる場合であって、要配慮者の受入れが可能な状況であるときに、これを開設して要配慮者の支援を行う。

##### (3) 支援者派遣事業所

介護、障がい等の福祉事業所と協定を締結の上、大規模災害時、指定避難所等において要配慮者に対する支援が必要な場合であって、職員の派遣が可能な状況であるときに、事業所職員を派遣して要配慮者の支援を行う。

### 第3節 帰宅困難者対策

- 1 交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難となる帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について平常時から積極的に広報するものとする。
- 2 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- 3 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護について、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第10章 広域応援・受援体制の整備

### ■ 基本方針

- 市や県等の各機関は、大規模災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。  
なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

#### 1 災害時応援協定

##### (1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

##### (2) 市町村応援協定の締結等

###### ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

###### イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

###### ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

#### 2 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、消防活動能力の向上に努めるものとする。

#### 3 愛知県内広域消防相互応援協定

市長（知多中部広域事務組合管理者）は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速・的確に実施できるよう努めるものとする。

#### 4 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑・迅速に実施できるように努めるものとする。

#### 5 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動

拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及び卸売市場等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

#### 6 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### 第2節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

#### 1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国・県等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

#### 2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

## 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

### ■ 基本方針

- 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

### 第1節 防災訓練及び防災意識の向上

#### 1 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、市防災組織が単独で、又は各関係機関の積極的な協力、連携のもと、机上若しくは現地で行う防災に関する諸訓練を行うものとする。

##### (1) 総合防災訓練

台風、出水期に対処して市防災組織を動員して、水防訓練を含めた総合的な訓練を実施するものとする。

##### ア 訓練内容

通信連絡、水防工法、避難誘導、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し、広域応援訓練等

##### イ 訓練参加者

国及び県、市職員、消防団員、関係団体、自主防災会（一般市民）、各種ボランティア団体

##### ウ 訓練場所及び工法

その都度示すものとする。工法については水防関係を主体にする。

##### エ その他の訓練

通信、非常招集、火災訓練、炊き出し訓練等を適時行うものとする。なお、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう訓練に努めるものとする。

##### (2) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

##### (3) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び地域拠点支部において応急対策活動に従事する本部要員及び拠点支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

#### 2 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

#### 3 防災知識の普及計画

防災活動の成果を向上させるためには、防災知識の高揚を図ることにより、市民の理解と協

力を得ることが必要である。このため、簡単な気象、水象等に関する知識並びに災害時における個人・地域住民の防災に対する対処方法の周知徹底を図るものとする。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障がい福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

#### (1) 普及の方法

普及の内容を市民に周知徹底するために、次の計画により実施する。

##### ア 自主防災訓練

自主防災訓練やボランティア団体による取組みなどを通じて普及を図る。

##### イ 講習会、映画会等の開催

災害に関する職員及び国、県の係官の派遣を要請して、市民に防災知識の講習、映画等により普及を図るものとする。

##### ウ はんだ市報

毎月1日に発行される「はんだ市報」を通じて市民に防災週間の事業や災害対策等の周知徹底を図るものとする。

##### エ 市公式LINE、防災・災害情報X（旧ツイッター）

地域の防災訓練、防災講演会などの情報提供を通じ普及を図る。

（URL [https://twitter.com/bousai\\_handa](https://twitter.com/bousai_handa)）

##### オ 報道機関の協力

防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的にその協力を依頼するとともに、災害対策に関する計画等、必要な情報記事の提供に努めるものとする。

#### (2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域や民間事業者と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

#### (3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

#### 4 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備する。

#### 5 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

#### 6 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

#### 7 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

## 第12章 防災に関する調査研究の推進

---

### ■ 基本方針

- 災害は広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するため、防災に関する調査研究の推進を図り、各地域の特性及び災害の種類に応じた防災施策の参考に資する。

### 第1節 防災に関する調査研究の推進

#### 1 調査研究事項

##### (1) 危険区域の把握

浸水並びにがけ崩れ等災害発生のおそれのある地域ごとに現況調査を行い、その実態を把握する。

##### (2) 避難場所等の調査

震災時における市民の安全確保のため、適宜避難場所等の見直し調査を実施する。

#### 2 調査研究事項の活用

##### (1) 結果の公表及び防災意識の高揚

調査研究の成果を今後の防災活動に活用するとともに、関係者に公表し、防災意識の高揚を図る。

##### (2) 防災アセスメントの実施及び防災マップの作成

地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険区域の把握等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

また、防災マップの見直しについても積極的に実施する。

##### (3) 地籍調査

防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 活動態勢(組織の動員配備)

#### ■ 基本方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、半田市地域防災計画に従って、半田市災害対策本部を設置し、応急対策活動等を実施する。
- 災害応急対策活動に必要な要員を平素から把握しておき、非常の場合、職員はこの計画に基づき速やかに行動するものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

#### 第1節 用語

##### 1 本部

法第23条の2の規定に基づき、市内の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、防災対策の推進を図るため、必要があるとき、市地域防災計画の定めるところにより、市長が設置する半田市災害対策本部をいう。

##### 2 市本部長

法第23条の2第2項の規定に基づき、市長を半田市災害対策本部長に充てる。

##### 3 半田市の防災組織

###### (1) 半田市防災会議

市長を会長として、法第16条第6項の規定に基づき、半田市防災会議条例（昭和38年条例第8号）「資料編 別表第122」に定める委員「資料編 別表第124」をもって組織するものであり、その所掌事務としては、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

###### (2) 半田市災害対策本部

法第23条の2の規定に基づき、市長を本部長とし、市の全機構を統括する構成であり、その所掌事務は、水防、災害救助その他災害応急対策活動を包括するものとする。

#### 第2節 災害対策本部の設置・運営

##### 1 半田市災害対策本部の組織等

半田市災害対策本部の組織及び運営については、次のとおりである。「資料編 別表第19」

###### (1) 本部の設置及び廃止

###### ア 設置

本部の設置は、法第23条の2の規定により市長が設置するものであるが、概ね次の基準により設置するものとする。

- ① 半田市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、大雨、洪水、高潮、暴風の各警報の1以上もしくは、津波注意報が発令され、市に災害の発生が予想されるとき。
- ② 大規模な災害（交通災害、風水火災等）が発生したとき。
- ③ その他本部長が指示したとき。

（注）災害の規模、程度により本部を設置するにいたらない場合は、平常時の組織をもって対処する。

イ 廃止

本部長は、市内について、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を廃止する。

ウ 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、愛知県及び防災関係機関に対し、その旨を通知する。

(2) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、部長、次長で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 本部員会議の協議事項

- ① 本部の配備体制の調整、切替え及び廃止に関する事。
- ② 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- ③ 罹災調査の方法並びに基準に関する事。
- ④ 災害救助法の発動についての意見に関する事。
- ⑤ 県本部、他市町に対する応援要請及び応援出動に関する事。
- ⑥ 自衛隊に対する災害派遣要請依頼に関する事。
- ⑦ 避難の指示に関する事。
- ⑧ 災害対策に要する経費の処置方法に関する事。
- ⑨ 市内の民有土地、建物その他の工作物の一時使用又は収用に関する事。
- ⑩ 消防団に対する出動命令、警察官、海上保安官に対する出動要請に関する事。
- ⑪ 避難所開設と運営に関する事。
- ⑫ その他災害対策に関する重要な事項。

イ 本部員会議の開催

- ① 本部員会議は、特別の指示のない限り、災害対策室で開催するものとする。但し市庁舎へ参集できない状態となった場合は、代替場所として雁宿ホールの視聴覚室とする。
- ② 各部長は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 本部員会議室には、所要の地図、図表等を掲示し、堤防、道路の浸水範囲その他の被災状況をその都度記入するほか、その他応急対策の進捗状況を明示しておくものとする。
- ④ 各部長は、必要により所要の職員を伴って出席することができる。
- ⑤ 各部長は、会議の招集が必要と認めるときは、総務部長もしくは防災監にその旨申し出るものとする。

ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知を要すると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(3) 本部事務局

ア 本部に、事務局を置く。

イ 本部事務局は、次の事務処理にあたる。

- ① 本部員会議と各部との連絡及び部相互間の連絡調整に関する事。
- ② 各部の状況報告の収集に関する事。

ウ 本部事務局は、総務部長もしくは防災監の指示する場所に開設するものとする。

(4) 組織の変更

市の組織に変更があった場合、その変更に応じて、半田市災害対策本部の組織も変更する。



## 2 各部の任務分担表

各部の任務分担は、災害対策本部任務分担表のとおりとする。

災害対策本部任務分担表

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
参与	正副議長、医師会長
事務局長	防災監

※本部長（市長）不在時の代決権を次のように定める。

2位 副本部長（副市長）  
3位 総務部部長（総務部長）  
4位 事務局長（防災監）

〔総務部〕 部長 総務部長  
次長 議会事務局長

班名	課名等	分掌事項
庶務班	防災安全課	1 防災会議の庶務に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 非常配備体制に関する事。 5 気象情報等の伝達に関する事。 6 自衛隊・県職員等の派遣要請に関する事。 7 関係機関との連絡に関する事。 8 自主防災会との連絡に関する事。 9 災害救助法発動のための被害認定に関する事。 10 防災無線の運用に関する事。 11 緊急の交通安全対策及び交通安全施設の復旧に関する事。 12 各部との連絡調整に関する事。 13 災害救助法に基づく清算事務の統括に関する事。
財政班	財政課	1 災害対策関係費の予算措置に関する事。 2 公用車の配車計画に関する事。 3 市有財産の被害調査に関する事。 4 記録班の協力。
被害調査班	税務課 収納課	1 被害状況調査及び報告に関する事。 2 被害調査に関する区長との連絡に関する事。 3 市税の減免に関する事。 4 罹災台帳の作成に関する事。 5 罹災証明の発行に関する事。 6 記録班の協力。
記録班	総務課	1 各部班の被害状況の収集・報告に関する事。 2 災害の処置状況の記録に関する事。 3 災害対策本部の記録に関する事。 4 輸送計画に関する事。 5 庁舎の被害調査、報告及び復旧に関する事。
出納班	会計課	1 義援金品及び見舞金品の受付並びに出納に関する事。 2 記録班の協力。
議会連絡班	議事課	1 議会との連絡調整に関する事。 2 記録班の協力。

〔広報部〕 部長 企画部長

班名	課名等	分掌事項
渉外班	秘書課	1 災害視察者の応接及び見舞金品に関する事。 2 防災功労者の表彰に関する事。 3 罹災死亡者に対する弔慰に関する事。 4 本部長・副本部長の秘書に関する事。 5 広報班の協力。
職員班	人事課	1 非常配備体制の人員の把握及び時間外勤務手当に関する事。 2 公務災害に関する事。 3 労務者の雇用に関する事。 4 他の地方公共団体への応援要請、受入及び配置に関する事。 5 広報班の協力。
広報班	企画課 市民協働課 監査委員事務局	1 注意報・警報等情報の市民に対する発信及び伝達に関する事。 2 罹災者に対する救護方法等の伝達に関する事。 3 避難情報の発信及び伝達に関する事。 4 被害状況等の撮影及び記録に関する事。 5 緊急パトロールに関する事。 6 ボランティア派遣ニーズの把握に関する事。 7 災害ボランティアセンターの運営に関する事。
ネットワーク・保守復旧班	デジタル課	1 所管する情報システム・ネットワークの被害調査、報告および復旧に関する事。

〔救護部〕 部長 福祉部長  
 次長 子ども未来部長

班名	課名等	分掌事項
避難所班	幼児保育課※ 高齢介護課 市民課 地域福祉課 国保年金課 子ども育成課 スポーツ課 生涯学習課 図書館 博物館 幼稚園 子育て相談課※ ※については事務職のみ配置	1 避難所の開設準備及び管理運営に関する事。 2 福祉避難所及び支援者派遣事業所に関する事。 3 罹災者の安否問い合わせに関する事。 4 埋火葬に関する事。 5 避難行動要支援者に関する事。 6 仮設住宅入居者の選定に関する事。
福祉・防疫班	生活援護課 健康課 幼児保育課※ 子育て相談課※ ※については、保健師・歯科衛生士・栄養士のみ配置	1 応急給与物資の配給に関する事。 2 遺体の確認及び身元不明の死者の収容に関する事。 3 生業資金の貸付に関する事。 4 義援金品及び見舞金品の配分計画に関する事。 5 半田市赤十字奉仕団への協力要請に関する事。 6 防疫その他衛生対策に関する事。 7 感染症予防に関する事。 8 医療機関の開院状況等についての情報収集に関する事。 9 避難所・地域の巡回健康相談等保健活動に関する事。 ※保健師・歯科衛生士・栄養士については、「9 避難所・地域の巡回健康相談等保健活動に関する事」を優先する。

〔環境対策部〕 部長 市民経済部長

班名	課名等	分掌事項
環境清掃班	環境課	1 油排出事故の環境保全に関する事 2 一般廃棄物の処理、収集に関する事 3 し尿処理に関する事 4 所管施設の保全に関する事
商工・農務班	観光課 産業課	1 応急給与物資の調達に関する事 (救護用被服、寝具、その他の必要品) 2 商工業関係事業所の被害調査に関する事 3 環境清掃班の協力 4 農業関係の被害調査に関する事 5 農業関係の復旧事業に関する事 6 池沼、溜池等の被害調査、報告及び復旧に関する事 7 土木班の協力

〔復旧部〕 部長 建設部長

班名	課名等	分掌事項
土木班	土木課 市街地整備課 都市計画課	1 災害救助活動に伴う土木工作に関する事 2 陸閘門、水門、樋門の操作に関する事 3 道路橋梁河川護岸等の倒壊防ぎよに関する事 4 道路橋梁河川護岸等の被害調査、報告及び復旧に関する事 5 建設業者の編成する防災協定締結事業者との連絡・指揮に関する事 6 水防本部の庶務(消防連携)に関する事 7 土木機材の配備に関する事 8 浸水地域の排水対策に関する事 9 池沼、溜池等の水があふれることの防止に関する事 10 急傾斜地崩壊危険区域等における情報収集に関する事 11 区画整理地区及び街路樹、公園緑地の被害調査、報告及び復旧に関する事 12 緊急道路の確保に関する事
下水道班	下水道課	1 下水道施設の保全に関する事 2 下水道施設の被害調査、報告及び復旧に関する事 3 浸水地域の排水対策に関する事 4 災害支援業者との連絡調整に関する事
建築班	建築課	1 応急仮設住宅の建設・借上に関する事 2 市有建築物の応急修理に関する事 3 被災者の住宅の応急修理に関する事 4 被災宅地・被災建築物応急危険度判定に関する事 5 被災者の住宅復旧相談に関する事 6 土木班の協力

〔水道対策部〕 部長 水道部長

班名	課名等	分掌事項
上水道班	上水道課	1 給水業務に関する事 2 水道施設の警戒配備に関する事 3 水道施設の復旧に関する事 4 市指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事 5 下水道班の協力

〔医務部〕 部長 病院事務局長

班名	課名等	分掌事項
医療班	医 務 局 看 護 局 薬 剤 局 医 療 技 術 局	1 医療救護に関すること。 2 助産に関すること。 3 その他の医務に関すること。
病院総務班	事 務 局 ( 管 理 課 ) ( 医 事 課 )	1 病院の被害調査、報告及び復旧に関すること。 2 医薬品及び衛生資材の確保と配分に関すること。 3 応急救護所の管理運営に関すること。 4 医療救護班の編成及び派遣に関すること。 5 医師会等との連絡調整に関すること。

〔教育部〕 部長 教育部長

班名	課名等	分掌事項
教育総務・給食班	学 校 教 育 課 (学校給食センター、幼稚園を除く。)	1 所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。 2 学校等に対する連絡及び指示に関すること。 3 罹災児童・生徒に対する学用品等の調達及び給与に関すること。 4 避難所施設(小・中学校)の管理運営に関すること。
	学校給食センター	1 炊き出し、その他による食料品の調達及び給与に関すること。 2 給食施設の活用に関すること。 3 給食業者等の連絡に関すること。 4 所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。
学 校 班	各 小 中 学 校	1 各学校の被害調査及び報告に関すること。 2 児童・生徒の避難指導及び応急教育に関すること。 3 避難所班の協力。

〔警備消防部〕

(消防部) 部長 消防長  
 次長 消防次長、消防署長

班名	課名等	分掌事項
消防総務班	総 務 課	1 他市町村に対する応援に関すること。 2 罹災者を救出するための資材確保に関すること。 3 半田斎場に関すること。
消防予防班	予 防 課	1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 危険物取扱事業所の被害調査に関すること。
消防・救急班	消 防 第 1 課 消 防 第 2 課 救 急 第 1 課 救 急 第 2 課 北 部 出 張 所 成 岩 出 張 所	1 消防に関すること。 2 救急に関すること。 3 救助救出に関すること。 4 行方不明者等の捜索に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 罹災地の警備に関すること。 7 消防団の活動に関すること。
消防通信班	知多広域消防 指令センター	1 通信指令に関すること。

(消防団) 部長 団長  
次長 副団長

班名	課名等	分掌事項
警 防 班	団 本 部 各 地 区 分 団	1 消防・水防活動に関すること。 2 救助救出に関すること。 3 防災応急措置に関すること。 4 住民に対する警報の伝達、避難の指示並びに誘導に関する こと。 5 行方不明者等の捜索に関すること。 6 罹災地の警備に関すること。

〔地域拠点支部〕

(支部長) 観光課長、議事課長、会計管理者、生涯学習課長、監査委員事務局長、収納課長  
(副支部長、支部員) 市長が指名した者

班名	課名等	分掌事項
亀 崎 支 部	亀 崎 小 学 校	1 支部区域内に開設される避難所の避難者数の調整に関する こと。
乙 川 支 部	乙 川 小 学 校	
半 田 支 部 ①	半 田 中 学 校	2 応急救護所の開設支援に関すること。
半 田 支 部 ②	雁 宿 ホ ー ル	3 避難所外避難者への物資や診療情報の提供に関すること。
成 岩 支 部	成 岩 中 学 校	4 支部区域内の情報収集と伝達に関すること。
青 山 支 部	青 山 中 学 校	5 支部区域内の福祉避難所に係る情報提供に関すること。

### 第3節 動員計画

#### 1 部員動員

##### (1) 配備の編成

各部長は、半田市災害対策本部における非常配備基準により配備編成計画をたてて、これを本部長に報告するとともに、部員に徹底しておくものとする。

##### (2) 配備基準

非常配備基準は、「資料編 別表第20」のとおりとする。なお、第1、第2非常配備体制の人員については、状況により増減することができる。

##### (3) 大規模災害

各部長及び班長は全職員を動員して、所定の任務を遂行するものとする。

#### 2 活動

##### (1) 第1非常配備体制下の活動

- ア 総務部長は、気象情報、災害関連情報及び市内各地の情報を収集し、市長に報告する。
- イ 復旧部長は、水防に関する関係機関と連絡を取り、雨量、水位及び流量に関する情報を収集し、総務部長又は防災監に報告する。
- ウ 状況により、更に高度の配備体制に移行できるよう、各課等の長は、本部設置活動のための体制を整える。
- エ 第1非常配備につく職員は、所属部長の指示により待機及び活動を行う。

##### (2) 第2非常配備体制下の活動

- ア 本部を設置し、その機能を円滑にするため、本部員会議を開催する。
- イ 各部長は、本部において指揮及び災害への対応を行う。また、情報の収集及び伝達体制を強化し、緊急パトロール、被害予想地への職員の配置等を行う。
- ウ 総務部長又は防災監は、各部長と連絡を密にして、緊急措置について本部長に報告又は進言を行う。
- エ その他の要員(副部長、班長)は、災害対策本部任務分担表による任務を行うが、必要に応じ、本部長の指示に従い、緊急パトロール等を行う。
- オ 状況に応じて、復旧部は、池沼、溜池、急傾斜地監視、排水ポンプ場の運転及び低地帯パトロールを行い、広報部は、大雨による浸水が予想される地域に対し広報活

動を行う。

カ 各部長は、事態の推移によって、職員の招集及び第3非常配備体制に備え、職員に自宅待機等の指示を行う。

(3) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された場合は、各部長及び班長は全職員を動員して、所定の任務を遂行するものとする。

3 非常連絡と動員

(1) 勤務時間内の場合「資料編 別表第21」

(2) 勤務時間外、休日の場合

ア 非常連絡員

勤務時間外及び休日における職員の動員を円滑に行うため、各課に非常連絡員を別に定める。(原則として各課等の長)

イ 非常連絡系統図「資料編 別表第22(1)」

ウ 非常参集

非常配備員は、特に休日その他勤務を要しない日若しくは勤務時間外においては、気象状況の推移、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道に注意し、気象予警報等の発表を知ったとき、又は非常連絡員から非常配備の指令の伝達を受けたとき、更には、職員参集メールを受信した時は、速やかに登庁し、災害応急対策業務に従事しなければならない。

大規模災害発生時、通信の途絶により参集指令が得られないと判断した場合は、職員災害初動マニュアルに従い速やかに登庁する。

登庁ルートが途絶した場合は、雁宿ホール又は地域拠点支部に参集する。

(3) 動員

第1、第2非常配備編成名簿は、毎年各部長が作成し市長に報告する。

(4) 参集状況の報告

各課長は、非常配備において、各班の稼働可能人員を把握するため課員の参集状況を「資料編 別表第22(2)」により各部長へ報告する。各部長は、随時、職員班へ報告する。

4 応援職員の動員

各部長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、「資料編 別表第23」により企画部長に動員を要請するものとする。

## 第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請(災害対策基本法第29条)

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条)

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 第5節 災害救助法の適用

### 1 県の措置

#### (1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

#### (2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された場合において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

#### (3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。

#### (4) 救助の委任の留意点

市長へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

### 2 市の措置

#### (1) 救助の実施

市長は、当該区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

#### (2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

## 第2章 避難行動

### ■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に市民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

### 第1節 気象警報等の伝達

#### 1 気象警報等の種類と発表基準

「気象警報等」とは、気象業務法に基づく気象、水象に関する予警報並びに水防法に基づく水防警報並びに消防法に基づく火災予防のための気象通報をいい、名古屋地方気象台が、異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものである。「資料編 別表第 27」

2 気象警報等の伝達は、迅速かつ的確さが要求されるので具体的にその方法、通報先、担当者を決めておく。

3 気象警報等の伝達は、法に基づく系統で行うとともに、周知徹底を期するため申し合わせ等による系統によっても行う。

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (1) 気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 | 「資料編 別表第 28」 |
| (2) 水防警報の伝達系統              | 「資料編 別表第 29」 |
| (3) 土砂災害警戒情報等の伝達           | 「資料編 別表第 9」  |
| (4) 火災気象通報の伝達系統            | 「資料編 別表第 30」 |
| (5) 火災警報の伝達系統              | 「資料編 別表第 31」 |

#### 4 市における特別警報・警報等の伝達要領

県等から伝達される各種特別警報・警報等並びに対策通報は、災害対策本部が受領し、関係者に速やかに伝達するとともに、状況に応じ、一般家庭に周知徹底を図るものとする。

「資料編 別表第 28、第 32」

#### 5 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官、海上保安官に通報するものとする。なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

### 第2節 避難情報

#### 1 市長

##### (1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。



また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 【警戒レベル5】緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 【警戒レベル4】避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

- (2) (1) 及び警察官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに知事（知多県民事務所経由）に報告する。
- (3) 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認められるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対して助言を求めることができる。

2 水防管理者（市長）

- (1) 洪水、津波又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。
- (2) 立退きを指示した場合は、直ちに警察署長に報告する。

### 3 知事又は知事の命を受けた職員

- (1) 洪水又は地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。
- (2) 立退きを指示した場合は、直ちに警察署長に報告する。
- (3) 知事は、当該災害の発生により、市長が避難の指示等の事務又はその大部分を実施できないときは、市長に代わってその事務を実施する。
- (4) 知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。
- (5) 「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（知多建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

### 4 警察官

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、特にその必要性があると認められる事態において、市長が立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは自ら立退きを指示する。
- (2) 災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合、避難させる等必要な措置をとる。
- (3) (1)の場合、市長に連絡する。

### 5 海上保安官

4 警察官の(1)及び(2)に準ずるものとする。

### 6 自衛官

災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難させる等必要な措置を講ずる。

### 7 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

### 8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

#### (1) 住民への周知徹底

- ア 避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。
- イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。
- ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

#### (2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

### 第3節 住民等の避難誘導等

#### 1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるように避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治区・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

#### 2 避難通報

災害発生のおそれがある場合、及び災害発生必至の場合に、居住者に対しその危険を周知し、避難を行わせるため、避難警報を発令する。

避難警報は、事前避難警報と緊急避難警報の2種類とする。

- (1) 事前避難警報は、災害発生のおそれのあるとき、事前避難の必要を認める地域に対し、市長が立退きを指示するものをいう。
- (2) 緊急避難警報は災害の発生が必至と認めるとき、及び一部災害が発生し緊急避難を必要と認める区域に対し、市長及び警察、消防本部等が立退きを指示するものをいう。
- (3) 前各号に掲げる処置をしたときは、速やかに知事（尾張県民事務所知多県民事務所経由）に報告するとともに、関係機関に通知又は連絡するものとする。
- (4) 市長は(1)及び(2)による避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するものとする。

#### 3 避難警報信号

避難警報信号は、サイレン、並びにテレビ、ラジオ及び宣伝車その他による巡回等により、一般市民に徹底するものとする。避難警報信号は、次のとおりとする。

避難信号	余いん防止付サイレン信号
事前 避難警報	
緊急 避難警報	

#### 4 避難の準備

避難の準備については、次の諸点の周知徹底を図るものとする。

- (1) 火気の取扱いには平素から注意し、避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 大雨、台風期には、これらにより生ずる災害に備えて、家屋の補強（屋根瓦の飛散防止、雨戸、門、控杭等の完備）を行い、浸水を予想される場合は、家財を高所に移動させること。
- (3) 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行う。浸水による油脂類の流出防止、カーバイド、金属粉、生石灰等発火源の安全管理につとめ、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- (4) 病院、老人ホーム等多数の病人、高齢者を収容する施設にあつては、平素綿密な避難計画の作成と、避難訓練等の実施を行い、消防、警察署と連絡を密にすること。

- (5) 避難立退にあつて各人は、次の諸点に留意すること。
- ア 氏名票(住所、戸籍筆頭者との関係、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの)を肌(裸)に携行すること。
  - イ 2食分程度の食料(握り飯、乾パン、パン、缶詰等)、水(水筒)、手拭、チリ紙、最小限の着替、肌着、照明具、救急薬品を携行すること。
  - ウ 服装は軽装とするも素足をさけ、必ず帽子、ヘルメット等を着用し、雨合羽、雨外とう等の防雨防寒衣を携行すること。
  - エ 貴重品以外の荷物(大量の家具、衣類等)は持ち出さないこと。
  - オ 前各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常」の標示した袋に入れておくこと。

## 5 避難行動要支援者の支援

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導  
地域住民、自主防災組織、民生・児童委員等の避難支援等関係者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
- ア 避難のための情報伝達  
避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。
  - イ 避難行動要支援者の避難支援  
平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。
  - ウ 避難行動要支援者の安否確認  
避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。
  - エ 避難後における避難行動要支援者への対応  
地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

## 第4節 広域避難

### 1 広域避難に係る協議

#### (1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■ 基本方針

- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。
- 防災活動体制に万全を期するため、気象警報等、被害状況、その他災害に関する情報に関して、迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民に対して、防災に関する応急対策及び必要な気象情報、災害情報の提供を徹底し、人心の安定を図るとともに、被害の拡大防止を図らなければならない。
- 災害が発生した場合における罹災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助、及びこれに準じ市長の責任において実施する救助についての計画を定めるものとする。
- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 収集要領

災害現地の実態について自治会組織の協力を得て、総務部被害調査班を中心に災害調査班を編成して被害状況の調査をする。調査に際しては、警察はじめ関係機関と十分な連絡を取って実施する。

#### 2 伝達要領

次に掲げる事項の一つに該当したときは、被害の発生及びその経過に応じ、逐次県及び関係機関に報告する。報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。

#### 3 重要な災害情報の収集伝達

関係機関は、次に掲げるところにより、自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、電話等により速やかに伝達を行うものとされている。

特に市は、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合（中でも、交通機関、建築物、危険物等施設における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合）には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害等の状況を把握できる範囲内で、県及び消防庁に国の「火災・災害等即報要領」により第一報を行う。「資料編 別表第34」

第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。

県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）は「資料編 別表第36」のとおり。なお、災害応急対策完了後速やかに文書により確定報告を行う。

また、市、県、指定公共機関の代表又は指定公共機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報（画像情報を含む。）の収集に特に留意する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

よって、県は、災害対策基本法による報告、災害報告取扱い要領及び火災・災害等即報要領による報告を一体として国（消防庁）に行うとともに、応急対策終了後 15 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行うものとする。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	「資料編 別表第 34、別表第 35」
人、住家被害等	人的被害	「資料編 別表第 37」
	避難状況、救護所開設状況	「資料編 別表第 38」
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等被害、砂防被害	「資料編 別表第 39」 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
	下水道施設被害	

#### 4 安否情報の収集・提供

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

## 第2節 通信手段の確保

### 1 公衆電気通信施設の利用

災害時の特別警報・警報等の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話を優先利用できる。

#### (1) 災害時優先電話の承認

市長は、災害時における連絡手段を確保するため、災害時優先電話（加入電話）をあらかじめ関係電話取扱い局に申請し承認を受ける。

承認電話 21-3112（土木課） 21-3113（地域福祉課）  
 21-3118（宿直室） 21-3110（防災安全課）「資料編 別表第 129」

#### (2) 衛星電話

半田市立半田病院所有衛星電話（ワイドスターⅡ）

①080-8261-1432 ②080-8261-1433 ③080-1607-5523

半田市役所所有衛星電話

①080-8252-8024（ワイドスターⅡ） ②870-776170704（IsatPhone）

### 2 愛知県防災行政無線

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政無線を利用して受信する。

また、電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡は、愛知県防災行政無線を利用して行う。「資料編 別表第 26」

### 3 半田市防災行政無線

災害時等において緊急を要する情報の収集・伝達は、防災行政無線、地域防災無線を用いて行う。

#### 4 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

電話施設及び通信施設の使用が不可能な場合には、他機関の無線通信施設を利用することができる。

##### (1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外のものから人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常配信を実施するべきか否かを判断のうえ発信する。

##### (2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

#### 5 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送局に災害に関する通信、要請、伝達、特別警告及び警報等の放送を依頼することができる。

#### 6 通信施設・設備

- (1) 愛知県防災行政無線
- (2) 防災行政無線
- (3) 地域防災無線
- (4) 消防・救急用無線  
「資料編 別表第33」

#### 7 その他

- (1) 警備消防部長は、本部長の命があったとき又は状況により必要と認めるときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するものとする。
- (2) 広報部長は、本部長の命があったとき又は状況により必要と認めるときは、報道関係に要請して、所要の対策通報を一般に周知させるものとする。
- (3) 本部長は、警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱いの責任をあきらかにして、かつ事後の参考に資するため、「災害防除のための警報、注意報、情報、対策通報等の受領伝達簿」を作成し、重要なものについては、3年間保管する。
- (4) 警報を受領した場合は、庁舎玄関、消防署の適当な場所に警報の表示を行う等、一般に周知を図るものとする。
- (5) 関係方面並びに一般市民への伝達は、おおむね次の方法による。
  - ア Webサイト、市公式LINE、半田市防災・災害情報X(旧ツイッター)
  - イ 緊急速報メール
  - ウ 報道関係に依頼
  - エ 広報車
  - オ 伝達組織による伝達
- (6) 前各号の周知徹底を図るため、関係者との間において、警報等の受領伝達、その他の取扱いに関する必要な事項を協議しておくものとする。なお、夜間及び停電時における受領伝達についても支障がないようにしておくものとする。
- (7) 被災者台帳の作成  
被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。  
また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

### 第3節 広報

#### 1 報道機関に対する情報発表

災害対策の重要な事項は、必ず報道機関に対し発表するとともに、収集された情報についても、その内容を各報道機関に提供する。特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。また、各報道機関が行う独自の取材活動及び放送出演依頼に対して積極的に協力する。

#### 2 住民に対する広報

前記の報道機関に対する積極的な情報資料等の提供による報道依頼のほか、半田市Webサイト、はんだ市報、広報車、広報板、電子メール、緊急速報メール、同報無線、LINE、X(旧ツイッター)などにより、適切な周知活動を実施するとともに、情報の収集、伝達及び避難所開設の広報を行う。「資料編 別表第40」

#### 3 政府関係機関その他の地方公共団体並びにその住民に対する広報

災害が大規模にわたるとき、国内は勿論のこと諸外国に対しても、広報活動の範囲を広げる必要が生じてくる。特に災害対策事業及び復旧事業の実施に関して、政府機関等の助力を必要とする場合は、この種の広報活動はとりわけ重要視されるものである。

このため、災害現地の状況をとらえた動画・写真の製作、パンフレットの発行及びその効果的な配付に努めるものとする。



## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■ 基本方針

- 災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、国並びに他の地方公共団体職員の派遣要請又は派遣の斡旋若しくは応援要請を行うものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、愛知県内に風水害・原子力等による災害が発生した場合は、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事の要請を受け、又は特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは自主的に部隊を派遣して、人命救助活動等を実施する。
- 風水害・原子力等により市内に大規模災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には公平を原則とする行政と、自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。  
そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティア団体などの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるように努めるものとする。
- 本部長は、法第65条第1項並びに第71条第1項及び第2項に基づき応急措置を実施することができる。
- 市は大規模な災害が発生し市内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。  
また、市は他市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用を図るものとする。

### 第1節 広域応援活動

#### 1 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職種別人員数
- (3) 派遣を要請する期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要事項

#### 2 職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって知事（知多県民事務所経由）に対し、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、斡旋を求めるものとする。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号にかかげるもののほか、職員の派遣斡旋について必要事項

#### 3 職員の派遣

県は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。

#### 4 市町村長等相互の応援

市長は、他の市町村から応援を求められた場合には特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

## 第2節 自衛隊の災害派遣

### 1 災害派遣要請等

#### (1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は知事であり、市長は自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、必要に応じ、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知するものとする。

(2) 災害派遣命令者は、「資料編 別表第41」のとおりである。

(3) 災害派遣要請手続は、「資料編 別表第42」のとおりである。

### 2 災害派遣の基準

(1) 市内に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命財産を保護するための応急対策の実施が、市において不可能又は困難であると認められる場合に、自衛隊の派遣を要請するものとする。

#### (2) 自衛隊の活動範囲

##### ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握するものとする。

##### イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助するものとする。

##### ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常の救助活動に優先して搜索救助を行うものとする。

##### エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行うものとする。

##### オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。

##### カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たるものとする。

##### キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを利用するものとする。

##### ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行うものとする。

##### ケ 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を実施するものとする。

##### コ 救援物資の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与するものとする。

##### サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施するものとする。

##### シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置

をとるものとする。

### 3 災害派遣要請等手続

#### (1) 派遣要請依頼

市長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事（知多県民事務所経由）に災害派遣要請依頼書を提出する。ただし、市長は知事に要請できない場合は、その旨及び災害の状況等を自衛隊に通知することができる。

なお、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事に通知する。

また、市長は知事に対し派遣要請できない場合には、災害派遣命令者に災害の状況を通知することができる。市長は、災害派遣命令者に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

#### (2) 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事（知多県民事務所経由）に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

#### (3) 派遣要請依頼書及び派遣要請書の様式は「資料編 別表第 43, 第 44」のとおりである。

#### (4) 撤収要請依頼書及び撤収要請書の様式は「資料編 別表第 45, 第 46」のとおりである。

#### (5) 災害派遣要請等手続系統は、「資料編 別表第 42」のとおりである。

### 4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長は、災害派遣部隊を受入れるときは、次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。また、派遣部隊との連絡職員を指名する。

(2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊の到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

(3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるように配慮する。

(4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

(5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

#### ア 事前の準備

① ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

② ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。

③ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度又は UTM グリッドコードによりヘリポート位置を明らかにする。

④ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

⑤ 着陸帯設定時における留意事項は、「資料編 別表第 48」のとおりである。

#### イ 受入れの基準

① 離着陸地点には、㊦を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹流しを掲揚する。「資料編 別表第 49」

② ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

③ 砂塵が舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

⑤ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

⑥ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

### 5 派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の項目を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必

- 要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達及び借上げ並びにその運搬及び修理費
  - エ 有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

### 第3節 ボランティアの受入れ

#### 1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 半田市災害対策本部は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、半田市社会福祉協議会との委託契約を締結したうえで、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、必要な資機材を確保して、コーディネーターの派遣をNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)に要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、半田市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等の支援を行うものとする。

#### 2 ボランティアの受入れとコーディネーターの役割

- (1) 災害対策本部や協力団体を通じて得たボランティアへの支援要請の内容、ボランティアの確保・斡旋等の情報提供を行う。
- (2) ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
- (3) 協力団体と連携して、コーディネーターの交代要員の確保・斡旋を行う。
- (4) 協力団体と連携し、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。
- (5) 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関等に提供する。
- (6) (1)～(5)について、災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿って、市及び協力団体と協働して運営する。
- (7) 行政機関、協力団体と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。
- (8) ボランティアの受入れの流れは「資料編 別表第50」のとおりである。

#### 3 協力団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時から社会福祉協議会や協力団体と連携し、受援体制の構築・強化を図る。また、情報を共有する場を設置するなどし、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

### 第4節 労務計画

#### 1 奉仕団の受入れ及び労務者の雇上げ

市本部における奉仕団の動員及び労務者の雇上げは、次のとおりとする。

##### (1) 労務者の雇上げ要領

災害応急対策並びに救助の実施に必要な人夫の雇上げを必要とする場合は、目的及び種目ごとに計画を作成し、必要最小限の人夫を雇上げるものとする。

ア 人夫の雇上げは、市本部各部長が現地において直接雇上げるか、ハローワークを通じて行うものとする。

イ 前記により人夫を確保できないときは、市本部長に人夫雇上げ条件を示して要請するものとする。

##### (2) 労務者雇上げの範囲

労務者雇上げの範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な人夫とする。災害救助法に基づく救助の実施に必要な人夫の雇上げの範囲は次のとおりである。

- ア 罹災者の避難誘導人夫  
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人夫を必要とするとき。
  - イ 医療及び助産における移送人夫
    - ① 医療班では処置できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための人夫を必要とするとき。
    - ② 医療班によって、医療・助産が行われる際の医師・助産師等の移動にともなう人夫。
    - ③ 傷疾病がまだ治癒しなく、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養をすることになった患者を輸送するための人夫。
  - ウ 罹災者救出に関する人夫  
罹災者の救出人夫及び救出に要する機械器具その他の資材を操作し、又は後始末をする人夫、罹災者の身体の安全を保護するため罹災者を救出するための人夫。
  - エ 救済用物資の整理、輸送及び配分人夫
    - ① 被服、寝具その他生活必需品
    - ② 学用品
    - ③ 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
    - ④ 医療品、衛生材料上記の物を整理し、輸送及び配分するための人夫。
  - オ 遺体の搜索人夫  
遺体を搜索する行為そのものに必要な人夫、及び遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人夫。
  - カ 遺体の処理（埋葬を除く）人夫  
遺体の洗浄、消毒等の処置をする人夫、及び仮安置所まで輸送するための人夫。
  - キ 人夫雇上げの特例  
以上のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の人夫を雇上げる必要がある場合には、市長の承認を受けるものとする。
- (3) 労務者の賃金  
雇上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。
- (4) 整理保存すべき帳簿
- ア 臨時雇上げ人夫勤務状況表
  - イ 人夫賃金支払関係証拠書類
- (5) その他  
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、「災害救助法施行細則」「資料編 別表第51」の定めによるものとし、以下本編において適用する。
- ## 2 労務応援要請
- (1) 市本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、また、奉仕団の動員並びに労務者の雇上げが不可能なときは、次の応援要請事項を示して県本部へ要請するものとする。
- (2) 応援要請事項
- ア 応援を必要とする理由
  - イ 従事場所
  - ウ 作業内容
  - エ 人員
  - オ 従事期間
  - カ 集合場所
  - キ その他参考事項

## 第5節 防災活動拠点の確保等

### 1 地区防災活動拠点

市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

2 防災活動拠点の区分と要件は、「資料編 別表第 52」のとおりである。

3 本市における防災拠点施設一覧は、「資料編 別表第 53」のとおりである。

### 4 物資の輸送拠点

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

## 第5章 救出・救助対策

### ■ 基本方針

- 災害のための生命身体が危険状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して、その者を保護する措置をとるものとする。
- 市は、災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、県の防災航空隊が設置している防災ヘリコプターの活用について求める。

### 第1節 救出・救助

#### 1 救出の方法

罹災者の救出は、消防警防部を主体とした消防・救急班により実施するものとする。  
特に災害が甚大なときは、県に救出班の派遣要請をするものとする。

#### 2 整備保存すべき帳簿

- (1) 罹災者救出状況記録簿
- (2) 罹災者救出用機械器具燃料受払簿
- (3) 罹災者救出用機械器具修繕簿
- (4) 罹災者用救出関係支払証拠書類

### 第2節 航空機の活用

#### 1 活動内容

防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- (1) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (2) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (3) 火災防ぎょ活動
- (4) 救急救助活動
- (5) 臓器等搬送活動
- (6) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

#### 2 出動

- (1) 知事は、県内において災害等が発生し、またはそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させるものとされている。
- (2) 市長等（知多中部広域事務組合の管理者を含む。以下、この項において同じ。）は、知事に対し要請を行うものとする。  
次の要件の一に該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。  
ア 災害が隣接する市等に拡大し、又はそのおそれがある場合  
イ 要請のあった市等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合  
ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- (3) 市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ防災安全局消防保安課防災航空グループに、電話等により次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出するものとする。  
ア 災害の種別  
イ 災害の発生場所  
ウ 災害発生現場の気象状態  
エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制  
オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段  
カ 応援に要する資機材の品目及び数  
キ その他必要な事項

- (4) 緊急時応援要請連絡先  
防災安全局消防保安課防災航空グループ  
電話 0568-54-1190 又は 0568-29-3121、FAX 0568-29-3123
- (5) その他この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。



## 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### ■ 基本方針

- 災害のため医療関係が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療助産を施し、罹災者を保護する措置をとるものとする。
- 災害発生時における感染症発生の予防措置として、被災家屋の消毒・調査検診、予防接種、隔離施設の整理と確保、予防接種薬品の確保、及び被災地におけるそ族、昆虫駆除等については、この計画の定めるところにより、迅速と的確を期し、これに対処して市民の不安を除去し、もって被災市民の健康保持に努めるものとする。

### 第1節 医療・助産（医療救護）

#### 1 医療の方法

##### (1) 医療班による医療

ア 災害に対する医療は、原則として医療班によって行う。

イ 他の機関による医療班

災害の規模及び患者の発生状況により、半田市医師会医療救護班、県、他市町、日赤等に応援出動を依頼する。

ウ 救護所の管理運営

医療班は、必要に応じ次に掲げる場所に開設された救護所にて、巡回救護を行う。

① 応急救護所（特に医師会館は重度の患者に対しても対応可能）

「資料編 別表第57イ」

② 被災地の交通の多い地点等（ただし、設置期間は災害発生の日から7日以内とする。）

エ 地域医療搬送の実施

医療班は、必要に応じ、知多半島医療圏保健医療調整会議と連携し、地域医療搬送（被災地内外を問わず、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送）を行う。実施のため必要と認めるときは、県及び他市町、関係機関と協力して、SCU（ステージングケアユニット）を設置する。

##### (2) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護が適当でない者については、国立及び公立の病院、診療所並びに次に掲げる委託医療機関において救護を行う。

この場合において、委託医療機関は、原則として市長の発行する医療券または医療班長の発行する入院指示書により救護を行う。

ア 災害救助法適用区域内のすべての病院及び診療所における入院治療施設

イ 災害救助法に基づく避難所の設置された区域内の病院及び診療所（ただし、避難所に収容されている者のみを対象とし、実施期間は避難所が閉鎖される日までとする。）

#### 2 助産の方法

##### (1) 医療班による助産

ア 災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療班があたる。しかし、何分にも出産は一刻を争う場合が多いので、最寄りの助産婦によって行うこともさしつかえないものとする。

イ 医療班の編成及び救護所の設置については、医療の場合と同様である。

##### (2) 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者または医療班等による救護が適当でないものについては、国立及び公立の病院、診療所、助産所並びに次に掲げる委託助産機関において救護を行う。この場合において委託助産機関は、原則として市長の発行する助産券又は医療班長の発行する入院指示書により救護を行う。

- ア 災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所
- イ 災害救助法に基づく避難所の設置された区域内の産科を有する病院及び診療所(ただし、避難所に収容されている者のみを対象とし、実施期間は、避難所が閉鎖される日までとする。)
- ウ 区域に隣接する他の市町村の区域内の産科を有する病院及び診療所

### 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 医療記録(医療班)
- (2) 医療品衛生材料使用簿(医療班)
- (3) 医療班の編成及び活動記録
- (4) 医療品衛生材料受払簿
- (5) 病院診療所実施状況
- (6) 医療品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支払証拠書類

### 4 備蓄薬品衛生材料

医療及び助産に必要な備蓄薬品等は、「資料編 別表第54」のとおりである。

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 防疫

- (1) 積極的疫学調査及び健康診断  
市は、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の感染症の発生状況、動向及び原因の調査にあたる。なお、調査の結果、一類感染症等のまん延を防止するため、必要があると認めるときは当該者に対し、健康診断を受けるべきことを勧告する。
- (2) 防疫班の編成  
積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者等の発生があった際、あるいは、発生するおそれがある場合、市は県に準じて、半田市災害対策本部内に防疫班を設ける。
- (3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等
  - ア 道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。
  - イ 被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除  
汚物堆積地帯その他に対し、殺そ剤、殺虫を散布する。
- (5) 感染症法による生活の用に供される水の供給  
第10章「水・食品・生活必需品等の供給」に準じて実施する。
- (6) 患者等に対する措置  
県は被災地域において、一類感染症患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行うこととされている。  
なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。
- (7) 防疫活動  
避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
- (8) 臨時予防接種  
市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。
- (9) 広報及び健康指導  
市は、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(10) 自宅療養者、濃厚接触者の避難確保

- ア 県は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
- イ 県は市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- ウ 市は濃厚接触者・体調不良者の避難に際し、避難所内に濃厚接触者・体調不良者用別室等を設け、感染症まん延防止に努める。

2 栄養指導

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3 健康管理

市及び県は必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD、うつ病、アルコール依存症の人を適切に専門機関へ橋渡しするなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

また、公衆衛生に係る物資として、消毒液、トイレトーパー等を備蓄する。

## 6 被災地域における動物の保護

県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。  
また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

## 7 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を  
する。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実  
施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 防疫・保健活動において、県が必要があると認めたときは自ら応援し、また、他市町村  
に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫・保健活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時  
予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊及び他県へ、その他の防疫  
措置については、自衛隊及び他県へ、これらの実施又はこれに要する資機材につき応援  
を要請する。
- (5) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (6) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告する  
とともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、  
医薬品供給等の支援を要請する。
- (7) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPAT（災  
害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

## 第7章 交通の確保・緊急輸送対策

### ■ 基本方針

- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 被災者の避難並びに災害応急対策資材、器具等の確保を期するため、車両・舟艇等を確保し、これを有効適切に利用させ、各作業の万全を期するものとする。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 警察における措置

##### (1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

##### (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- ア 緊急通行車両  
緊急自動車、その他災害応急対策に使用される車両。
- イ 規制除外車両  
災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両。

##### (3) 交通規制の実施

###### ア 初動対応

###### ① 交通情報の収集

道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。

###### ② 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整

災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。

なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。

###### イ 第一局面（災害発生直後）

緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。

交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。

###### ウ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

#### (4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者又は港湾管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

### 2 緊急交通路の確保等に関する交通誘導

一般社団法人愛知県警備業協会は、大規模な災害が発生し、警察本部長から要請があった場合には、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、緊急交通路の確保のための交通誘導活動を行う。

### 3 路上放置車両等に対する措置

#### (1) 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車を次の場所に移動させること。

- ① 緊急交通路に指定された区間以外の場所
- ② 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車を移動等すること。

#### (2) 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

自衛官及び消防吏員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接、又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

#### (3) その他

県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者等、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとるものとする。

### 4 緊急通行車両の確認等

#### (1) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

#### (2) 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。「資料編 別表第81」

- (3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付  
緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。「資料編 別表第 82、第 83」

## 第2節 道路施設対策

- 1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
  - (1) 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
  - (2) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- 2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
  - (1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を策定して緊急復旧に努める。
  - (2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
  - (3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 3 応援協力関係  
応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

## 第3節 鉄道施設対策

- 1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等をいう。以下同じ。）は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行うこととする。
- 2 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとることとする。
- 3 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事により、交通を確保する。
- 4 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要求するものとする。
- 5 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請するものとする。
- 6 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第4節 輸送

- 1 災害輸送の種別  
災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。
  - (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
  - (2) 鉄道、軌道等による輸送
  - (3) 舟艇等による輸送
  - (4) 飛行機等による輸送
  - (5) 人夫等による輸送
- 2 輸送力の確保等
  - (1) 災害輸送のための自動車等輸送力の確保
    - ア 市所有の車両等「資料編 別表第 15」
    - イ 公共的団体の車両等
    - ウ 営業者所有の車両等「資料編 別表第 4（2）」

エ その他の自家用車両等

(2) 自動車、舟艇の確保

ア 各部は、自動車・舟艇等の確保を要するときは、総務部に次の輸送の条件（以下「輸送条件」という。）を明示してその調達を要請する。

- ① 輸送期間又は借上期間
- ② 輸送量又は車両の台数等
- ③ 集合場所及び日時
- ④ その他の条件

イ 水防活動に必要な車両及び舟艇の確保については、建設部及び消防部が協議してそれぞれ担当する。

(3) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地において物資・資材を確保したときで、鉄道事業者によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

(4) 空中輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、知事（知多県民事務所経由）あて自衛隊による空中輸送についての出動要請手続き第4章「応援協力・派遣要請」によるものとする。この場合のヘリポート可能箇所は「資料編 別表第55」による。

(5) 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送する。輸送のための労力確保は、第4章「応援協力・派遣要請」の定めるところによる。

3 輸送の応援要求

本部長は、市本部において自動車・舟艇等の確保ができず、あるいは道路の被災等による一般輸送の方法が不可能のため等により、輸送の円滑が期せられないときは、輸送条件を明示して知事（尾張県民事務所知多県民センター経由）あて応援を要請する。

4 輸送記録

災害輸送担当各部は、次に掲げる車両の使用その他輸送に関する記録を作成し、又は整備保存するものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 燃料及び消耗品受払簿
- (3) 修繕費支払簿
- (4) 輸送費関係支払証拠書類

5 費用の基準及び支払

輸送業者における輸送又は車両借上げは、愛知県の地域における慣行料金（国土交通省の許可を受けている料金以内）による。

なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度内）で、市長が所有者と協議して定める。

ただし、官公署及び公共機関等所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

6 整理保存すべき帳簿

「4 輸送記録」によるものとするが、災害救助法によるものについては、判然と区分整理する。



## 第8章 水害防除対策

### ■ 基本方針

- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定めるものとする。
- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜等に対してなすべき処置を中心に定めるものとする。

### 第1節 水防

#### 1 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体が地域特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

#### 2 水防活動

##### (1) 水防団等の出動

水防管理者（市長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により、水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

##### (2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事、市長）、海岸管理者（知事、港湾管理者）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

##### (3) 流量調節ため池の水位調査

ため池洪水調節施設の管理者は、大雨等の気象状況が予想される場合、下流での洪水被害を軽減するために、ため池及び下流の水位を監視し、必要に応じて門扉等の適切な開閉を行う。

特に防災重点農業用ため池、特定農業用ため池についての水位監視、水位調整には細心の注意を払う。

##### (4) 樋門及び防潮扉等の操作

樋門及び防潮扉の操作担当者は、高潮、津波等による災害の発生を防御するため、必要に応じて的確かつ迅速に樋門及び防潮扉等を操作する。操作を行った時は、操作内容を速やかに樋門及び防潮扉等の管理者に報告する。

##### (5) 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、崖崩れ、越水等の状態にあり、放置し、危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

##### (6) 水防情報

適切な水防活動を行い、避難体制を講じるにあたって重要となるのが、河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

##### (7) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(8) 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(9) 権限の行使及び公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

3 湛水排除

市又は土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、第2節「防災営農」による湛水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施する。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者若しくは市へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき、応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) 湛水排除

第2節「防災営農」を参照のこと。

## 第2節 防災営農

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を図る。なお、ポンプ排水または堤防切開工事を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。

(2) 排水機場

排水機場に浸水のおそれのある場合は、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプにより湛水の排除に努める。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれのある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

- (4) 用排水路  
取水樋門、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。  
被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧を行う。
  - (5) 頭首工  
頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれのある場合は、応急工事を行う。
- 2 農作物に対する応急措置
- (1) 災害対策技術の指導  
災害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。
  - (2) 病害虫の防除  
病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物被害の軽減を図るため、その対策を講じたうえ、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、防除の実施を指導する。
- 3 家畜に対する応急措置
- (1) 家畜の管理指導  
災害発生に伴う家畜の管理について、県、畜産関係団体の協力を得て、地域の実情に応じた指導を行う。
  - (2) 家畜の防疫  
各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、県、畜産関係団体の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の処置をとる。
  - (3) 飼料の確保  
被災時に、緊急を要する飼料は、国又は県に対して放出を依頼するとともに、民間飼料会社保蔵分及び非被災地の農畜産団体等保有分の融通を受け、必要量を確保する。

### 第3節 流木の防止

- 1 流木に対する措置
- (1) 港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。
  - (2) 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。
  - (3) 湛水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市は、その所有者が判明している場合、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明な場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な復旧を図る。
- 2 応援協力関係
- 第四管区海上保安本部、港湾管理者、河川管理者、市及び県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関に当たっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■ 基本方針

- 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

### 第1節 避難所の開設・運営

#### 1 市における措置

##### (1) 避難所の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

##### (2) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者・被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。

また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

市内の避難所の所在、名称、収容可能人員等は、「資料編 別表第56」のとおりである。

##### (3) 多様な避難所の確保

要配慮者の健康状態にも配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

##### (4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

#### 2 避難所の運営

避難所には市職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

##### (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

##### (2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

##### (3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

##### (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。

(6) 避難者への情報提供

正しい情報を避難者に知らせて、流言語の流布防止と不安の解消に努めること。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、必要に応じて福祉避難所へ移送すること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる心身の健康への支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則とするが、各避難所で定められた自主的ルールを優先する。なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、県や市が作成した避難所運営マニュアルを参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる被災者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱い

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底すること。

なお、ペットとの同行避難が可能な施設については、「資料編 別表第47」のとおりとする。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し避難所の避難者に対する理容及び美容の提供、避難者に対する入浴の提供及び避難所等で避難者が使用する市所有の毛布等のクリーニングの提供を必要とする給付は、生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めること。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と救護部福祉防疫班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生・児童委員等の避難支援等関係者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

### 2 避難行動要支援者の避難支援

#### (1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

#### (3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

#### (4) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

#### (5) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から福祉避難所への移送を行う。

### 3 被害状況に応じた、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

また、発達障がい者に対しては、従前の家庭環境がいち早く復旧できる様に支援していく。

### 4 緊急一時入所

施設や自宅が被災した要配慮者に対し、被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

### 5 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

#### (1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

#### (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

#### (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

### 6 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

### 第3節 帰宅困難者対策

#### 1 市及び県(防災安全局)における措置

##### (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。

##### (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

##### (3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

##### (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

#### 2 事業者や学校における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

## 第10章 水・食品・生活必需品等の供給

### ■ 基本方針

- 災害のため、飲料水が不足又は汚染し、自ら飲料水を得ることが出来ない者に対して飲料水を供給し、罹災者を保護する措置をとるものとする。
- 災害のため食料の販売機構等が麻痺混乱し、住家の被害等により自宅で炊事ができないなど日常の食事に支障が生じた場合、被災者に対して応急的な炊き出しを実施し、また、住家が損害を受け一時縁故地等へ避難するものに対し、必要な食料を支給することにより、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。
- 災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるものに対して、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、応急的な保護の措置をとるものとする。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災地の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災地に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

### 第1節 飲料水の供給

#### 1 飲料水の供給方法

- (1) 飲料水の供給は、上水道班により行うもののほか市備蓄の飲料水とする。
  - (2) 1人1日当たりの所要給水量は3L程度とする。
  - (3) 飲料水の供給に使用する器具等は、すべて衛生処理したものとし、供給する飲料水については、供給施設において残留塩素濃度を適時測定し、消毒効果を確認したものとす
- る。
- (4) 供給の方法は、給水車、給水袋、ポリ容器、ペットボトル等による搬送給水等、現地の実情に応じ実施するものとする。

#### 2 応急給水用機材

「資料編 別表第58」

#### 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 応急給水活動予定表、応急給水活動集約表
- (2) 応急給水作業指示書、応急給水作業報告書
- (3) 飲料水供給のための支払証拠書類

#### 4 その他必要とする事項

災害時において、人員、給水車及び資機材が不足する場合は、以下の関係機関との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

- (1) 県関係機関（保健所、県企業庁など）
- (2) 市指定給水装置工事事業者
- (3) 日本水道協会に係る県内外の水道事業者（災害時相互応援に関する協定、水道災害相互応援に関する覚書、災害時等水道緊急連絡管に関する協定など）
- (4) 自衛隊



## 第2節 食品の供給

### 1 炊出しその他による食品の供給

市は、炊出しその他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

- (1) 備蓄物資、自ら調達した食品、他市町村又は県への応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。  
第1段階 乾パン、ビスケット、乾燥米飯など  
第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- (4) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 2 給与の方法

- (1) 炊き出しその他による食品の給与を実施する場合には、その責任者を指定し、各現場にもそれぞれ実施責任者を定めるものとする。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。

### 3 食品の調達方法

原則として、本市において現地調達するものとし、備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

### 4 炊き出し施設一覧表

「資料編 別表第59」

### 5 炊き出し補助施設一覧表

「資料編 別表第60」

### 6 災害用応急米穀の確保

- (1) 本市における災害用応急米穀の確保については、「資料編 別表第61」のとおりとする。
- (2) 災害救助法適用時の炊き出し用米穀の確保については、「資料編 別表第62」のとおりとする。
- (3) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、市外施設の活用を申し入れる。

## 第3節 生活必需品の供給

### 1 配給計画

- (1) 平素より市民に対し、避難の際に必要な最小限の身廻品を携帯するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急処置とする。
- (2) 救助物資配分計画表に基づき配給するものとする。
- (3) 緊急対策として備蓄物資の放出等の措置をとるものとする。
- (4) 調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮するものとする。
- (5) 現地における物資配分の迅速円滑化を図るため、自主防災会等の協力体制を得る。
- (6) 救援又は義援物資等についても、これに準じて配分するものとする。

### 2 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- (1) 寝具 就寝に必要な最小限の毛布及び布団等
- (2) 外衣 普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌着 シャツ、パンツ等

- (4) 身廻品 タオル、靴下、靴、傘等
- (5) 炊事用具 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- (6) 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯磨セット、紙おむつ、生理用品等
- (8) 光熱材料 マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等  
以上列挙した8種類に限定することを原則とする。

### 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 物資購入(配分)計画表
- (2) 物資受払簿(配給段階ごとに送付書、受領書ともに作成する)
- (3) 物資給与及び受領簿(世帯主の受領印を要する)
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資支払先証拠書類

## 第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■ 基本方針

- 災害により発生したごみ・し尿・がれき等を速やかに処理して清潔さを保ち、環境衛生を確保するための計画とする。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

### 第1節 防犯・地域安全活動

#### 1 陸上における地域安全活動

##### (1) 地域安全活動の強化

県警察は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。特に避難所、救援物資集積所等については、本市をはじめ関係機関と連絡を密にし、生活必需物資、復旧資材等の盗難防止及び救援物資の配給等にかからむ混乱防止の警戒活動を実施するとともに、防犯連絡所を拠点とした地域安全活動を促進する。必要により警察官詰所等を設置する。

##### (2) 広報、相談活動

###### ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮時の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 警察本部、半田警察署に災害相談所を開設し、または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

##### (3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

##### (4) 被災地、避難所等における警戒活動

一般社団法人愛知県警備業協会は、大規模な災害が発生し、警察本部長から要請があった場合には、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、被災地、避難所等の警戒活動を行う。

##### (5) 経済事犯の取締り

県警察は、食品、衣料等の生活必需品及び建築資材等の買占め、売り惜しみ、暴利行為等の防止対策を早期に講ずるとともに、悪質重要事犯に対して取り締まるものとする。

##### (6) 被留置者に対する措置

県警察は、災害により留置場が危険と認められるときは情勢を早期に判断し、被留置者の移監、護送避難及び解放等時機に即した措置をとる。

#### 2 海上における防犯

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

#### 3 応援協力関係

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第12章 遺体の取扱い

---

### ■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、搜索收容し、検視、処理、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する必要があるため、その方法について定めるものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

### 第1節 遺体の搜索・処理・埋火葬

#### 1 遺体の搜索

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、死亡した者の遺体を搜索する措置をとるものとする。

#### 2 遺体の処理

##### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短日時に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

##### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診察中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学学的検査）を受ける。

##### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

##### (4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

##### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

#### 3 遺体の埋火葬

##### (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

##### (2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

##### (3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

##### (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

- (5) 埋火葬相談窓口の設置  
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求  
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。又は、必要に応じて県へ応援を要求する。

#### 4 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体捜索状況記録簿
- (2) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 捜索用機械器具修繕簿
- (4) 遺体捜索用関係支出証拠書類
- (5) 遺体処理台帳
- (6) 遺体処理費支出関係証拠書類
- (7) 埋火葬台帳
- (8) 埋火葬費支出関係証拠書類

## 第13章 ライフライン施設等の応急対策

### ■ 基本方針

- 電力・ガス・水道・下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その機能確保は緊急性を要するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置について定めるものとする。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

### 第1節 ライフライン施設等対策

#### 1 電力対策計画

- (1) 電気事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設、設備及び送電、配電線路等に被害があった場合は応急工事を実施するものとする。なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図るものとする。
- (2) 強風・浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 応急工事が実施困難な場合、他の電気関係事業者の応援を求めて実施するものとする。
- (4) 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

#### 2 ガス対策計画

- (1) 災害対策本部の設置  
災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。  
緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。
- (2) 情報の収集  
供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。
- (3) 緊急対応措置の実施  
導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。  
また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。
- (4) 応援の要請  
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
- (5) 応急復旧活動の実施  
供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。  
ア 需要家の閉栓の確認  
イ 導管の被害箇所の調査及び修理  
ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理  
エ 需要家の開栓、試点火  
なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。  
また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。
- (6) 広報活動の実施  
ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

### 3 LPガス（プロパンガス）対策計画

一般社団法人愛知県LPガス協会は、当該法人が作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従い、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じるものとする。

その後、供給設備・消費設備の安全確保を確認し、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じるものとされている。

#### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

- ア 被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報等による総合的な被害状況の把握
- イ 必要に応じ、各支部に現地対策本部の設置、応援要員の招集
- ウ 被害状況に応じて、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制への移行
- エ 被害状況の確認と二次災害の発生防止措置
- オ 緊急対応措置、応急的な使用のための安全確認による、速やかな使用開始の措置
- カ 二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配付及び報道機関等を通じた広報活動

#### (2) 甚大な大規模災害が発生した場合の対策

- ア 緊急措置として、二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤収を行う。また、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう、消費者に要請する。
- イ 一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図るものとする。

### 4 上水道対策計画

(1) 水道事業者は、災害が発生した場合、水道施設に対し被災状況を速やかに調査把握する。施設において被害が生じ給水が不能となった場合は、速やかに市指定給水装置工事事業者で組織する災害対策協力団体への協力要請を行い、仮設配水管、仮設給水栓を設置し、早期の給水再開を図るとともに、二次災害の発生防止に努めるものとする。

(2) 復旧作業においては、配水本管を最優先として配水管、給水装置の順に進め、給水の全面再開に努めるものとする。

(3) 増圧ポンプによる給水を行なっている区域においては、停電により運転不能となることを想定し、自家発電設備を設置するとともに、停電時においても速やかに給水の継続を図るものとする。

(4) 水道施設が破壊され悪水等が流入する危険がある場合は、破壊箇所から有害物質等が侵入しないように速やかにバルブ操作などの処置を行うとともに、水道の使用をやめるよう広報車等による広報活動を実施し、市民に周知を図るものとする。

(5) 応急復旧資材の確保に努めるものとする。

(6) 人員、給水車及び資機材が不足する場合は、以下の関係機関に協力要請を行うものとする。

- ア 県関係機関（保健所、県企業庁など）
- イ 市指定給水装置工事事業者
- ウ 日本水道協会に係る県内外の水道事業者（災害時相互応援に関する協定、水道災害相互応援に関する覚書、災害時等水道緊急連絡管に関する協定など）
- エ 自衛隊

### 5 下水道対策計画

(1) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状の有無を把握する。

(2) 下水道事業者は、災害が発生した場合、下水道施設の被災状況を速やかに把握するため、「災害時における応急対策の協力に関する協定」に基づき、支援業者に対し協力を要請するものとする。また、施設において被害が生じ排水機能が不能となった場合は、緊急措置及び機能確保のための応急復旧作業を行い、早期に排水機能回復を図るとともに、二次災害の発生防止に努めるものとする。

- (3) 下水道管渠の破損及びマンホールの浮上等により、排水機能の停止や車両等の通行に支障をきたす場合は、保安設備による安全確保を最優先とし、併せて下水道の使用を控えるよう広報車等による広報活動を実施し、市民に周知を行うものとする。
- (4) ポンプによる雨水・汚水排水を行っている区域においては、停電により運転不能となることを想定し、自家発電機・燃料等の電源機能を確保し、排水機能の保持を図るものとする。
- (5) 雨水・汚水管路の復旧作業においては、緊急輸送路に布設してある重要幹線を最優先とし、管渠、取付管の順に復旧作業を進め、排水機能の回復に努めるものとする。
- (6) 応急復旧資材の確保に努めるものとする。
- (7) 人員及び資機材が不足する場合は、以下の関係機関に協力要請を行うものとする。
  - ア 下水道指定工事店及び支援業者（災害時における応急対策の協力に関する協定締結支援業者）
  - イ 愛知県及び中部ブロック各県
  - ウ 日本下水道事業団及び日本下水道協会等の下水道関係団体
  - エ 自衛隊

## 6 通信施設対策計画

- (1) 通信事業者は、災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに、必要な情報を地方自治体の災害対策機関に連絡する。
- (2) 通信事業者は、災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信がふくそうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- (3) 通信事業者は、災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる。）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- (4) 通信事業者は、災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。
- (5) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。

災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50箇所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認を行うものである。「資料編 別表第24」

災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。
- (6) KDDI株式会社は、災害時の安否確認に利用してもらうため、災害用伝言板サービスを提供する。
- (7) 株式会社NTTドコモは、被災地への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板等を運用する。

災害用伝言板とは、被災者の親戚・知人が携帯電話のふくそうを避けるため、災害時に被災者の安否確認等による直接被災者へ電話せず、センターを通じて、メール通信により被災者等への安否確認を行うものである。
- (8) 各会社の災害伝言ダイヤルについては、「資料編 別表第25」のとおりである。通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、半田市災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

## 7 郵便業務対策計画

- (1) 郵便物の送達確保
  - ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。



イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

## 第14章 海上災害対策

### ■ 基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合における、流出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。  
なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

### 第1節 海上災害対策

#### 1 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は「資料編 別表第63」のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。

#### 2 海難の事故原因者等の措置

- (1) 第四管区海上保安本部、関係機関及び付近の船舶等に、災害の発生について直ちに通報する。
- (2) オイルフェンスの展張、その他流出した油の広がり防止措置をとる。
- (3) 損傷箇所の修理、その他油の流出防止措置をとる。
- (4) 浮流油及び沿岸への漂着油の回収、油処理剤の散布等による流出油の処理を行う。
- (5) 損傷した船舶の残油の処理その他必要な防止措置をとる。

#### 3 事故発生事業所等の措置

- (1) 第四管区海上保安本部、所轄消防署又は市等関係機関に、災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告するものとする。
- (2) 事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、流出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。

##### ア 大量の油の流出があった場合

- ① オイルフェンスの展張、その他流出した油の広がり防止措置をとる。
- ② 損傷箇所の修理、その他油の流出防止措置をとる。
- ③ 流出した油の回収を行う。
- ④ タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油を他の損傷していないタンクに移し替える。
- ⑤ 油処理剤の散布等により流出油の処理を行う。

##### イ 危険物の流出があった場合

- ① 損傷箇所の修理を行う。
- ② タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油を他の損傷していないタンクに移し替える。
- ③ 薬剤等により、流出された危険物の処理を行う。
- ④ 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- ⑤ 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
- ⑥ 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。
- ⑦ 消火準備を行う。

##### ウ 海上火災が発生した場合

- ① 放水、消火薬剤の散布を行う。
- ② 付近にある可燃物を除去する。
- ③ 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- ④ 火点の制御を実施する。

- ⑤ 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
- ⑥ 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。
- (3) 事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。  
また、関係機関の指揮に従い積極的に流出油防除活動を実施するものとする。

#### 4 市の措置

- (1) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (2) 沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。
- (3) 事業所の事故にあつては、事故貯油施設の所有者に対し、海上への油等流出防止措置について指導する。
- (4) 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。  
なお「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭または岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。
- (5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

#### 5 応援協力関係

- (1) 第四管区海上保安本部は、流出油防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市及び港湾管理者等へ応援を要求するものとする。
- (2) 市は、当該市の勢力をもってしては、流出油防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。
- (3) 第四管区海上保安本部・中部地方整備局及び市は、流出油防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。
- (4) 第四管区海上保安本部又は県は、流出油防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請することとされている。
- (5) 地元市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。  
また、特に必要があると認めるときは、行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。
- (6) 救助・救急活動、遺体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、第5章「救出・救助対策」、第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」、第12章「遺体の取扱い」、第13章「ライフライン施設等の応急対策」の定めにより実施する。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、第四管区海上保安本部、市又は県からの応援の要請等を受けたときは、消火活動等を実施する。

## 第15章 航空災害対策

---

### ■ 基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。

### 第1節 航空災害対策

#### 1 市の措置

- (1) 航空機事故の発生を覚知したとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。  
また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（知多中部広域事務組合を含む。）は、「中部国際空港消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「知多地域消防相互応援協定書」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

#### 2 応援協力関係

救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、可能な範囲でその要請に応じる。

## 第16章 鉄道災害対策

### ■ 基本方針

- 鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

### 第1節 鉄道災害対策

#### 1 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は「資料編 別表第64」のとおりである。

#### 2 鉄道事業者の措置

- (1) 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町村、中部運輸局又は国土交通省に連絡するものとする。
- (2) 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする（第5章「救出・救助対策」参照）。
- (4) 大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- (5) 鉄道施設の応急措置については、第13章「ライフライン施設等の応急対策」の定めにより実施するものとする。
- (6) 応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請するものとする。

#### 3 市の措置

- (1) 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。  
また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (8) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。  
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（知多中部広域事務事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「知多地域消防相互応援協定書」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

#### 4 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請するものとする。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、可能な範囲でその要請に応じる。

## 第17章 道路災害対策

### ■ 基本方針

- 海底トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について定めるものとする。  
なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

### 第1節 道路災害対策

#### 1 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は「資料編 別表第65」のとおりである。

#### 2 道路管理者（市、県（建設局）、中部地方整備局、愛知県道路公社）の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等、迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡するものとする。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限または迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施するものとする（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 県、市等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力するものとする。
- (4) 危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努めるものとする。
- (5) 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請するものとする。

#### 3 市の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等、迅速な情報の収集に努め、県（建設局、防災安全局）、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (5) 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (6) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。  
また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- (7) 必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (8) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

#### 4 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、可能な範囲でその要請に応じる。

## 第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

### ■ 基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

### 第1節 危険性物質の災害対策

#### 1 危険物等施設

##### (1) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずるものとされている。
- イ 消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告するものとする。  
また、海域に災害が波及し又は波及する恐れがある時は、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。
- ウ 自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施するものとされている。  
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施するものとする。

##### (2) 市の措置

- ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。  
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- エ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（知多中部広域事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「知多地域消防相互応援協定書」の定めるところにより、消防相互応援を行う。  
さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。
- オ 必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

#### 2 危険物等積載車両

第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第1節危険性物質の災害対策 1 危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

### 3 危険物等積載船舶

#### (1) 危険物等輸送機関の措置

1(1)に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部(118番)へ災害発生について直ちに通報する。

#### (2) 第四管区海上保安本部の措置

ア 県へ災害発生について直ちに通報する。

イ 輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、または自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行うものとする。

#### (3) 県警察・県及び市の措置

第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第1節危険性物質の災害対策 1 危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

### 4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。



## 第19章 大規模な火災対策

### ■ 基本方針

- 大規模火災（林野火災以外の火災）を防御し、その被害の軽減を図る。なお、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」で定めた事項についても留意するものとする。

### 第1節 大規模な火災対策

#### 1 情報の伝達系統

大規模な火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は「資料編 別表第66」のとおりである。

#### 2 市の措置

- (1) 発見者等から大規模な火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 地域住民等の避難の指示等については、第2章「避難行動」の定めにより実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（知多中部広域事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「知多地域消防相互応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行う。
- (6) (5)の応援要請による応援部隊数で対処できない場合、市（知多中部広域事務組合を含む。）は愛知県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (7) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (8) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (9) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (10) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (11) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

#### 3 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、可能な範囲でその要請に応じる。

## 第20章 住宅対策

### ■ 基本計画

- 豪雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。  
被災した宅地の安全性に関する判断は、専門的知識を持たない被災者には困難である。
- 県と市は、あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣し、危険度判定を行うこととされており、市は判定士の受入れ及びコーディネートを行う。
- 判定結果は、速やかに公表し、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また、住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理をし、又は障害物を除去する必要があるため、その方法について定めるものとする。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

### 第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

- 1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置
  - (1) 応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
  - (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下支援本部）へ支援要請を行う。
  - (3) 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定活動を実施する。
- 2 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置  
県は、市の応急危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部を設置することとされている。
- 3 判定活動の実施  
応急危険度判定士が建築物の被災状況を現地調査して、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 4 応急危険度判定士の養成  
市は、県が実施する応急危険度判定士の養成に協力する。

### 第2節 公共賃貸住宅等への一時入居

#### 一時入居住宅の提供

#### 1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空き家を確保する。

## 2 受入れ体制

入居相談窓口は、被災地域の状況により適宜開設する。

## 3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

## 4 使用料等の軽減措置

被災者は被災による多額の債務負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

## 5 応援協力の要請

被災者数が多く、市内はもとより、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県が国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼を行い必要な戸数の確保に努める。

### 第3節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

#### 1 県（建築局）及び市における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

##### (1) 建設型応急住宅

###### ア 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

###### イ 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。（資料編 別表第67）

また、二次災害に十分配慮する。

###### ウ 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

##### ① 建物の規模及び費用

a 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

b 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

##### ② 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

##### ③ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

##### (2) 賃貸型応急住宅

###### ア 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(3) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、これを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。

応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、原則として応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

なお、建設型応急住宅については、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

(4) 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

ア 応急仮設住宅（入居）申込者名簿

イ 応急仮設住宅入居者台帳

ウ 応急仮設用敷地貸借契約書

エ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

オ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(注) 直営工事の場合は、このほか工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿等を整備しておくものとする。

(5) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、半田市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

イ 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第4節 住宅の応急修理

### 応急修理の実施

県は災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理と日常生活に必要な最小限の部分の修理をするものであり、次のとおり実施する。

#### 1 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

##### (1) 緊急修理を受ける者の範囲

住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の進入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

##### (2) 修理の費用

緊急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

- (3) 修理の期間  
災害発生の日から10日以内に完了
  - (4) 修理の方法  
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、ブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修等を行う。
- 2 日常生活に必要な最小限の部分の修理
- (1) 応急修理を受ける者の範囲
    - ア 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者
    - イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者
    - ウ 住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
  - (2) 修理の範囲  
居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する事で、元の住家に引き続き住むことができる部分。
  - (3) 修理の費用  
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
  - (4) 修理の期間  
災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
  - (5) 修理の方法  
住宅の応急修理は、修理内容を決め、市が斡旋する業者が実施する。
- 3 市における措置
- 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。
- (1) 住宅応急修理記録簿
  - (2) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書
  - (3) 関係支払証拠書類

## 第5節 障害物の除去

- 1 障害物の除去の実施
- 被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。
- (1) 障害物除去の対象住家  
土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に堆積しているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。
  - (2) 除去の範囲  
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
  - (3) 除去の費用  
障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
  - (4) 除去の期間  
災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
  - (5) 除去の方法  
障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

- (6) 給付対象者の範囲  
住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。
- (7) 整理保存すべき帳簿
  - ア 障害物除去の状況記録簿
  - イ 障害物除去費支出関係証拠書類
- (8) 他市町村又は県に対する応援要求  
市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

## 第21章 学校における対策

### ■ 基本方針

- 災害が発生し、又はそのおそれのある場合に教育施設・設備への被害拡大の防止を図るため、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

### 第1節 学校における対策

#### 1 気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。

また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

##### (1) 県立学校等

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

##### (2) 市立学校等

災害等に関する情報は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

##### (3) 私立学校等

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

#### 2 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して第2編第5章「建築物等の安全化」に基づいて、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

#### 3 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県及び市の教育委員会並びに私立学校設置者は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

##### (1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

##### (2) 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

##### (3) 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

##### (4) 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

##### (5) 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、(2)から(4)の場合に準ずるものとする。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、早期授業の再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

##### (6) 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

#### 4 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

##### (1) 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により、学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は、速やかに県教育委員会に報告するものとする。

##### (2) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

##### (3) 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとするものとする。

#### 5 教職員の確保

県及び市の教育委員会並びに私立学校設置者は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を期する。

#### 6 教科書・学用品等の給与

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある市立学校等の児童・生徒に対して、必要最小限度の学用品を給与し、それらの就学の便を図る措置をとるものとする。

##### (1) 給与の方法

給与の対象となる児童、生徒の数を罹災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあっては学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達、配分する。文房具、通学用品にあっては、前記給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入の上、所轄学校長を通じて支給されることもある。

##### (2) 学用品の給与品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具・・・ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品・・・運動靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム靴等

以上3種類の範囲内に限られる。ただし、文房具及び通学用品の中には、例示した品目以外のももあり、罹災状況、程度等実情に応じ、特定の品目に重点を置くことも差し支えなく、また、文房具及び通学用品の内容については、一応例示であるから災害の状況、物資調達の状況により、ある程度代えたりすることができるものとする。

##### (3) 整備保存すべき帳簿

ア 学用品購入（配分）計画表

イ 学用品受領書類（親権者の受領印を徴すること）

ウ 学用品出納に関する帳簿（受払関係）

エ 学用品購入関係支払証拠書類



## 第2節 応援協力関係

### 1 教育施設及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。
- (2) 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（県教育委員会を含む。以下同じ。）へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。
- (3) 県は、自ら学校教育の実施が困難な場合又は市教育委員会及び私立学校設置者からの応援要求事項の実施が困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員等につき応援を要請する。
- (4) 県教育委員会は、市教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

### 2 教科書・学用品等の給与

- (1) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要求する。
- (2) 県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第4編 災害復旧・復興

### 第1章 復興体制

#### ■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国・県や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

#### 第1節 復興本部の設置等

##### 1 市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。

##### 2 市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

##### 3 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

#### 第2節 復興計画の策定等

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する区域となった場合、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

#### 第3節 職員の派遣要請

##### 1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

## 第2章 公共施設等災害復旧対策

### ■ 基本方針

- 公共施設の復旧は単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施工するものとする。  
したがって、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、可及的速やかに完了するよう施工の促進を図るものとする。
- 災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提供する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業である。
- 大規模な地震が発生した場合において激甚法の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続き等について定める。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

### 第1節 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川災害復旧事業
  - (2) 海岸災害復旧事業
  - (3) 砂防設備災害復旧事業
  - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
  - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - (7) 道路災害復旧事業
  - (8) 港湾災害復旧事業
  - (9) 下水道災害復旧事業
  - (10) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

法律により一部負担又は補助するもの

### 1 法律

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症法
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

### 2 要綱等

- (1) 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- (2) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- (3) 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

## 第3節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、以下のとおりとする。

### 1 激甚災害の調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### 2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

### 3 特別財政援助の申請手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各局に提出しなければならない。

### 4 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
  - コ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
  - サ 婦人保護施設災害復旧事業
  - シ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- ス 感染症予防事業
  - セ 堆積土砂排除事業
  - ソ 湛水排除事業
- (公共的施設区域内)
- (公共的施設区域外)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
    - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
    - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
    - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
    - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
    - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
    - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
    - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
    - ク 森林災害復旧事業に対する補助
  - (3) 中小企業に関する特別の助成
    - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
    - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
    - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (4) その他の財政援助及び助成
    - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
    - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
    - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
    - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
    - オ 水防資材費の補助の特例
    - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
    - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
    - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

#### 第4節 暴力団等への対策

##### 1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条例を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

##### 2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

#### 第5節 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

## 第3章 災害廃棄物処理対策

### ■ 基本方針

- 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

### 第1節 災害廃棄物処理対策

#### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

#### 2 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

(1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。また、自動車運転手等の必要な人員を配備するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

(2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(3) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### 3 ごみ収集処理の方法

(1) 被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施する。

(2) 収集したごみ等は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは埋立処分とするものとする。この収集、処分については、通常業務の要領により行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

#### 4 し尿収集処理の方法

(1) 収集については、委託業者保有のバキューム車を動員して、緊急汲取りを要する地域から実施する。

(2) 収集、処分については、通常業務の要領により行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

#### 5 がれき・災害廃棄物対策

##### (1) がれき等の処理

市は被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。

なお、市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

##### (2) 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

#### 6 損壊家屋等の解体・撤去

災害時の損壊家屋の解体・撤去及び運搬については、自己処理を原則とする。

ただし、被災程度が一定規模以上の家屋等で、国庫補助事業として認められた場合は、公費解体として、所有者からの申請により、市が所有者に代わり解体・撤去等を行うことができる。

## 7 応援協力関係

- (1) 市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村もしくは県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (2) 県は、市の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めるときは、他市町村や関係団体に応援するよう要請することとする。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第4章 被災者等の生活再建等の支援

### ■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

### 第1節 罹災証明書の交付等

#### 1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市が県へ応援要請をした場合等必要に応じて、県は協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

#### 2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### 3 相談窓口等の設置

市は、災害発生時の相談活動について、被災住民等からの問い合わせ等に適切に対応するとともに、「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」（資料編 別表第12342）に基づき、行政書士業務の支援要請及び、被災支援相談のための特別行政相談窓口等の設置を行う。

### 第2節 被災者への経済的支援等

#### 1 義援金品の募集、受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

##### (1) 募集、受付

- ア 日赤愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市町村の赤十字奉仕団、新聞、テレビ、ラジオ又は街頭募金等により募集することがある。
- イ 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。
- ウ 日赤愛知県支部は、受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。
- エ 被災状況や被災者のニーズを把握し、真に必要とされる義援品を募集することを努めるものとする。



## (2) 配分

- ア 市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- イ また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- ウ 日赤愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお配分委員会が設置されない場合は、日赤愛知県支部と被災市町村等と協議の上配分する。
- エ 報道機関、各種団体等は、募集した義援金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

## 2 郵便はがき等の交付

日本郵政株式会社（郵便局）は、災害の状況により必要と認められるときは、被災者に対して郵便はがき、郵便書簡を交付する。

## 3 住宅対策

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。

### (1) 災害公営住宅

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

### (2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

## 4 市税等減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

## 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

### 1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

#### (1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農業者等に、農業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

#### (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

### 2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

### 3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

### 4 更生資金

#### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

実施主体は、条例により市が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあつては、国2/4、県1/4、市1/4であり、援護資金は、国2/3、県は1/3となっている。

#### (2) 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により居住する住宅が全壊又は半壊、若しくはこれに準ずる程度の住宅・宅地被害を受けた世帯に対して、生活再建を支援し、市民の安定と被災地の速やかな復興に資するため、当該世帯主の申請に基づき、居住する住宅の建設、購入又は補修にかかる費用等を支給する。(実施主体は県であるが、申請窓口は市である。市は、支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。)

さらに、基金が支給する支援金の1/2に相当する額は国の補助となっている。

#### (3) 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、一世帯当たり150万円を貸付上限額として貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、この資金の貸付けを行わないものとする。

実施主体は、県社会福祉協議会であり、その費用負担は、国2/3、県1/3となっている。

#### (4) 災害見舞金

市は、自然災害により死亡(行方不明を含む。)又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

### 5 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて貸付ける。

## 第4節 住民意見の反映

復旧・復興の検討やまちづくりのプロセスにおいて住民の意見を十分反映させるものとする。特に、女性の参画を進めるとともに、女性、子供、障がい者等を含めた多様な住民の意見、地域での生活者の声を反映するものとする。

## 第5章 商工業・農林水産業の再建支援

---

### ■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

### 第1節 商工業の再建支援

#### 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

### 第2節 農林水産業の再建支援

#### 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。



# 地震・津波災害対策計画編



# 第1編 総則

## 第1章 計画の目的

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）第42条の規定に基づき作成されている「半田市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として大規模な地震災害に対処すべき措置事項を定め、市民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

### 第2節 計画の性格

#### 1 地域防災計画 ー地震・津波災害対策計画ー

この計画は、大規模地震に対するの災害予防対策、発災時の応急対応、発災後の災害復旧対策を基本とし、被害想定にあっては県の地震津波災害対策計画に基づくほか、地震予知、地震警報発令時の諸施策については、国及び県の示す事項に基づいて定め、地震災害の万全を期そうとするものである。

#### 2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号 以下「大震法」という。）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、次のとおり定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、（1）を第5編「東海地震に関する事前対策」で定め、（2）から（4）までの事項については第2編「災害予防」で定めるものとする。（平成14年4月24日指定）

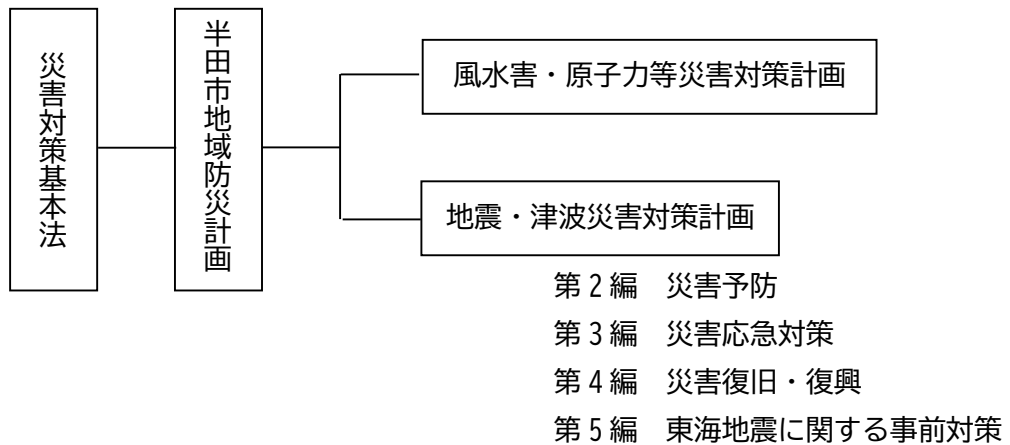
- （1）地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- （2）東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- （3）東海地震に係る防災訓練に関する事項
- （4）東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

#### 3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めることとなっている。この地域防災計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。（平成15年12月17日指定）

- （1）南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- （2）南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- （3）南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- （4）関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- （5）南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

#### 4 計画の構成



### 第3節 用語

この計画において掲げる用語は、次の各号に定めるところによる。

#### 1 市本部

法第23条第1項の規定に基づき、市内に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため必要があるとき、半田市地域防災計画の定めるところにより、市長が設置する半田市災害対策本部をいう。

#### 2 市本部長

法第23条第2項の規定に基づき、市長を半田市災害対策本部長に充てる。



## 第2章 半田市の特質と災害要因

### 第1節 活断層調査の結果

#### 知多北部・衣浦東部地域の活断層調査の結果

県は、地震対策において活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、平成7年度に直下型大地震対策調査を実施。これにより、平成8年度から活断層調査を行っている。それによると、市に関連する活断層があることが明らかとなった。

以下にその結果を示す。

#### 1 大高－大府断層及び高浜撓曲崖

大高－大府断層及び高浜撓曲崖は、音波探査や地質構造の結果から同一の断層であることが判明し、大高－高浜断層と称されることになった。この断層の活動間隔は1万年から1万7千年程度、最新活動は2千年から3千年程度前と推定される可能性が高いことが判明した。

#### 2 加木屋断層及び阿久比撓曲

加木屋断層及び阿久比撓曲は、地質構造や物理探査の結果から市南部の成岩地区まで延びている同一の断層であることが判明し、加木屋－成岩断層と称されることになった。この断層の活動間隔は3万年程度と推定されるが、最新の活動時期の把握は困難であった。

#### 3 その他の断層

これまで加木屋断層の一部と考えられていた阿久比町から亀崎地区付近に至る断層は、物理探査等の結果から加木屋断層とは連続せず、別の構造であることが判明し、この断層を阿久比東部撓曲と称することになった。この阿久比東部撓曲は、ここ数十万年に活動している証拠は得られなかった。

### 第2節 過去の既往地震とその被害

#### 1 東南海地震と被害

市が大打撃を受けた昭和19年12月7日、13時36分頃発生した東南海地震（当時中央気象台は、遠州灘地震）は、戦時中という特殊な社会情勢から詳しい震災資料が発表されなかったが、昭和52年3月、愛知県防災会議資料（愛知工業大学教授〔愛知県防災会議専門委員〕飯田汲事氏）から当時の震災状況が公表された。「資料編 別表第68」

#### 2 三河地震と被害

昭和20年1月13日、3時38分頃発生した三河地震によって市が受けた被害についても、飯田教授の調査資料から、当時の市被害状況を調べると、東南海地震発生37日後に起こったこの地震は、やはり戦時中の大地震であり、被害の詳細はよく知られていなかった。「資料編 別表第69」

## 第3章 被害想定

### 第1節 基本的な考え方

市に被害を及ぼすと考えられる地震は、愛知県防災会議が示した地震モデルとする。

- 1 「愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるもの」との考えに基づき、「過去地震最大モデル」（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震を重ね合わせたモデル）を具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。
- 2 津波避難計画においては、住民の生命を守ることを最優先として「理論上最大想定モデル」（あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定、発生頻度は極めて低いモデル）を活用する。

### 第2節 地震被害の予測

#### 1 地震の想定

計画の策定に必要な被害想定は、地震規模、震源地等によってきわめて多数であるが、基本的には、愛知県より示された過去地震最大モデルを考慮して「資料編 別表第70」のとおり想定する。

#### 2 被害予測

「資料編 別表第71」のとおりとする。

#### 3 被害想定概要

##### (1) 人的被害の想定

人的被害をもたらす一般的原因としては、次の点が考えられる。

- ア 家屋倒壊による死傷
- イ 火災による死傷
- ウ 津波による死傷
- エ 断層と地割れによる死傷
- オ 崖崩れなどによる死傷
- カ その他偶発的事故による死傷

過去における地震の場合、市内の一地域において集中的に生じた事例はあるが、これは組積構造建物等の特殊事情によるもので、最近ではこの種の危険は少ないと考えられる。しかし、都市開発による宅地造成、衣浦臨海部の造成あるいはモータリゼーションの急速な進展、大型スーパーマーケット等不特定多数の人の集まる施設が増大している中で死傷者増も考慮する必要がある。

##### (2) 物的被害の想定

市内における物的被害想定を概観すれば、次のとおりである。各関係機関は地震対策の基本的な考え方に基づき、より具体的な被害想定を行うものとする。

- ア 道路、橋梁、河川（知多建設事務所、愛知県道路公社、市建設部）
- イ 鉄道（JR東海、名古屋鉄道、衣浦臨海鉄道）
- ウ 港湾、海岸（衣浦港務所、知多建設事務所、知多農林水産事務所）
- エ 電信、電話施設（NTT、携帯4社）
- オ 電力施設（中部電力パワーグリッド）
- カ ガス施設（東邦ガス、プロパンガス事業者）
- キ 上水道施設（市水道部）
- ク 下水道施設（知多建設事務所、市水道部）
- ケ 農業用施設、溜池（知多農林水産事務所、市建設部・市民経済部）
- コ 愛知用水（独立行政法人水資源機構、知多農林水産事務所、愛知用水土地改良区）
- サ 医療施設（半田病院）
- シ 急傾斜地（知多建設事務所、市建設部）

- ス 樋門、水門、陸閘門（衣浦港務所、知多建設事務所、知多農林水産事務所）
  - セ 工業用水道（西三河工業用水道協議会）
  - ソ その他（関係機関）
- (3) 地震災害
- ア 火災の延焼
    - 地震災害の特色として、同時多発火災が想定される。区画整理事業の進捗により新たな街区形式もあるが市内の中心部は旧来の木造密集地域であり、不燃化はあまり進んでいない。ビル等の耐火構造建築物は立地しているが、木造建物の中に点在している状況である。
    - 地震時に出火すると倒壊家屋、道路の亀裂、橋の損壊、消防水利の利用障害等も重なって延焼拡大火災になりやすい。現有の常備、非常備消防力は日常火災を前提に整備しているため、同時多発火災には、公的消防力では対応できないことが予想されるため、住民または事業所の協力による初期消火が必要である。
    - 火災の延焼拡大するおそれのある地域「資料編 別表第72」
  - イ 道路
    - 市内の国道、県道及び市道は、地震による被害で、路面の亀裂、隆起、陥没等の危険性がある。
    - 地震発生時の交通は、車両の放置、家屋の倒壊等による通行障害が考えられる。
    - ① 河川、護岸沿い道路
      - 地盤の沈下、傾斜、法面崩壊等が考えられる。
      - a 国道247号（亀崎港～衣浦大橋）
      - b 県道碧南半田常滑線（東雲橋～住吉橋）
      - c 市道上浜乙川末広線（東雲橋～リサイクルセンター）
    - ② 軟弱地盤帯道路
      - 道路の亀裂が考えられる。
      - a 国道247号（半田大橋～亀崎港交差点）
      - b 県道衣浦西港線（昭和橋～半田小橋西側交差点）
      - c 県道半田常滑線（成岩橋～半田IC入口）
      - d 県道名古屋半田線（半田橋～住吉町5丁目交差点）
      - e 市道成岩本町旭線（成岩本町2丁目交差点～JR東成岩駅西交差点）
    - ③ 埋立地内道路
      - 埋立地内の地質は、盛土材も一様でないことから、被害想定は困難であるが、泥砂などによって構成されている層の地域は、液状化現象、道路の沈下及び隆起等が考えられる。
      - a 県道碧南半田常滑線（衣浦海底トンネル～東雲橋）
      - b 臨港道路衣浦線（瑞穂町東交差点～神戸新橋）
      - c 臨港道路中央心頭西線（リサイクルセンター～亀崎町6丁目交差点）
    - ④ 二次的要因により通行不能と考えられる道路
      - 崖崩れによって通行不能と考えられる道路
      - 崖下（掘割）道路は、被害予想が困難であるが、崖崩れ等による通行障害が考えられる。
      - a 県道亀崎停車場線（JR亀崎駅～亀崎相生町）
      - b 県道西尾知多線（亀崎北浦町～東生見町）
      - c 市道柵出口線（柵町三東交差点～半田高校南交差点）
    - ⑤ 地下埋設物の破損によるもの
      - 地下埋設物の破損による道路の損傷が考えられる。しかし管径、圧力、土質等に左右されるため、被害の予想は困難である。
  - ウ 橋梁
    - 主要河川に架けられている橋は、地震による変位、不等沈下等が考えられる。
  - エ 河川施設
    - 堤防の亀裂、崩壊、沈下等が考えられる。「資料編 別表第73」

- オ たため池  
堤体の決壊漏水、亀裂、決壊等が考えられる。「資料編 別表第 74」
- カ 急傾斜地  
崩壊が考えられる急傾斜地が 25 箇所あり、このうち急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づき 7 区域の急傾斜地崩壊危険区域が定められている。「資料編 別表第 8」
- キ 港湾・海岸施設  
港湾施設は、軟弱な地盤上に建設されたと考えられ、岸壁の沈下、造成地の局地的陥没等の被害が予想される。  
海岸施設は、液状化により堤防や胸壁が沈下、損傷するおそれがある。
- ク 水道施設  
市内の水道普及率は現在約 99.4%であり、1 日の配水能力は 50,800m<sup>3</sup>である。  
① 配水池（3 箇所・深谷・砂谷・北部配水池）  
深谷、北部配水池にあっては、機能に支障を与えるほどの被害は少ないと思われる。砂谷配水池については、4 池のうち 1 池に耐震補強工事を実施し、2 池を高架型配水池に改築したことにより、損傷を受ける可能性は低いと思われるが、残る 1 池については耐震性がないことから損傷するおそれがある。  
② 配水管  
配水管の管材は、鋳鉄管、鋼管、ポリエチレン管、塩化ビニール管等であり、地震による管本体への損傷被害は比較的少ないものと思われるが、継手部において、耐震性能を有していないものは離脱が発生すると考えられる。特に埋立地などの軟弱地盤地域においては、液状化現象により相当数の継手の離脱及び折損が発生すると考えられる。
- ケ 下水道施設  
① 衣浦西部浄化センター（愛知県施設）  
基礎杭や構造物の一部損傷が想定される。  
② 排水ポンプ場及び排水機場（14 箇所）  
5 排水機場（中津、億田、新川、北新田、宮本）にあっては、建物や導水渠等の構造物の一部破損が想定される。  
8 排水ポンプ場（北浜田、有楽、東成岩、吉野、瑞穂、旭、若宮、新居）及び衣浦排水機場にあっては、被害は比較的少ないものと思われる。  
③ 雨水管  
主にヒューム管、ボックスカルバート等による管施設であり、構造物そのものの損傷被害は比較的少ないものと思われるが、軟弱地盤地域においては、液状化現象によるマンホールと管渠の接続部及び取付管と本管の接続部の破損並びに抜き出し等の被害が想定される。  
④ 汚水管  
主に塩化ビニール管、ヒューム管、陶管による管施設であり、被害は雨水管と同様に想定され、特に軟弱地盤地域においては、液状化現象によるマンホールの隆起やマンホール周辺の沈下・陥没が発生すると思われる。
- コ 医療機関  
市内には市立半田病院、私立病院、診療所等の医療機関がある。特に収容施設（「資料編 別表第 3」による）として予定されている私立病院、診療所は、ほぼ鉄筋コンクリート造であり、建物自体の損傷は少ないと思われる。
- サ その他の関係機関（防災上留意すべき施設）  
① 危険物施設  
市内には、臨海部の工業地帯を中心に、大規模屋外タンク等において多量の危険物を保有する複数の事業所があり、石油類のほか、多種多様な危険物が化学製品工場に取り扱われている。また、危険物は、自動車・暖房用燃料、化粧品、医薬品等として市民生活の中にも深く浸透しており、危険物が起因する災害の発生は、住宅密集地等の地域へ影響を及ぼす災害に推移する危険性を有している。

現在、市内には、臨海部を中心として約 650 箇所の危険物施設が有り、特に臨海部においては、地盤の液状化に伴う配管等の破損による漏洩並びに火災等の災害が考えられる。

② L P G並びにL N G貯蔵施設

L P G貯蔵所 3 箇所、L N G貯蔵所が 1 箇所あり、タンクの歪み、配管・継手類の折損等による漏洩に伴い、広範囲に及ぶ二次災害発生の危険性が考えられる。

特に、住宅地域に近接している貯蔵所にあつては、二次災害発生による地域への人的被害も考えられる。

③ 多量火気使用施設等

市内には、灯油・重油並びにL P G等を燃料とするボイラー等空調設備を有する不特定多数の人が出入りする建物並びに燃焼炉等多量火気を使用する鑄造工場等が点在しており、配管の破損等による出火・延焼が考えられ、建物内における人的被害、並びに木造建物が近接している場合、延焼拡大する危険性が考えられる。

また、鍍金工場等の毒劇物貯蔵施設からの漏洩は、河川・排水溝等を介して拡散し、被害が広範囲に及び危険性が考えられる。

④ 危険物等の陸上輸送

危険物、毒物劇物等化学薬品類(以下「危険物等」という。)、L P Gの市内への搬入は、衣浦港を利用するタンカー輸送並びにタンクローリー等による車両輸送等である。特に、陸上輸送について車両の大型化並びに市街地主要道路を走行することから、時間帯によってはタンクローリー等が起因する災害により、住民に直接的な被害を及ぼす危険性があると考えられる。「資料編 別表第 75」

シ その他

最高津波高 3. 6mが公表されたことから、水門、陸閘門の重要性は明らかであり、整備・改修について、国及び県へ強く働きかける。

## 第4章 基本理念

---

### 第1節 防災の基本理念

市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は、70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、第3章「被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点をとりいれるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

## 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

市は、市民に直結した防災活動を担う立場から、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震、津波災害から保護するため、指定地方行政機関（中部地方整備局など）、指定公共機関（西日本電信電話（株）など）、指定地方公共機関（名古屋鉄道（株）など）及び他の地方公共団体の協力を得て実施する。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

- (1) 災害予警報をはじめとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じ、そのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員、資機材の確認を行う。

#### 2 県

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の指示を代行することができる。
- (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

- (9) 市の実施する消防活動に対する応急の教育を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜、農地及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (15) 消防、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくは斡旋を行う。
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛生通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (23) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (25) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員、資機材の確認を行う。
- (26) 震度5以上の地震が発生した場合、全ての防災重点農業用ため池の点検巡視をし、ため池防災支援システムで報告する。

### 3 県警察

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の搜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。



#### 4 主な指定公共機関及び指定地方公共機関

##### (1) [第四管区海上保安本部]

- ア 船舶・臨海施設・釣り客等に対し、地震等に対する情報の伝達及び周知を図る。
- イ 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- ウ 海上における船舶交通の安全確保のため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- オ 海上における治安を維持する。

##### (2) [西日本電信電話株式会社]

- ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- ウ 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- エ 気象等警報を市へ連絡する。
- オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

##### (3) [中部電力パワーグリッド株式会社]

- ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には、電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- イ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

##### (4) [東邦ガス株式会社]

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、早期供給再開を図る。

##### (5) [東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社]

- ア 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 災害時の正確かつ迅速な伝達を行う。
- ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。
- エ 旅客の避難、救護を実施する。
- オ 列車の運転規制を行う。
- カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- ク 死傷者の救護及び処置を行う。
- ケ 対策本部は、運転再開にあたり、必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

##### (6) [日本郵便株式会社]

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便はがき等寄附金を配分する。

#### 5 市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務の大綱

自主防災会、医師会、産業経済団体等、文化厚生事業団体及び危険物等施設の管理者は、以下に定める事項について協力する。

##### (1) 自主防災会

区、町内会等の自主防災会は、地域内における被害調査、警報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急対策及び応急措置、応急復旧の業務に協力する。「資料編別表第2」

##### (2) 半田市医師会

会員による医療救護班を編成し、医療及び助産の業務を行う。「資料編別表第3(1)」

##### (3) 半田歯科医師会

会員による医療救護班を編成し、歯科治療を行う。「資料編別表第3(2)」

##### (4) 知多薬剤師会

医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。「資料編別表第3(3)」

##### (5) 産業経済等団体

農業協同組合、商工会議所等は、それぞれ関係の被害調査、応急対策の協力をする。

##### (6) 文化厚生事業団体

婦人会、教育及び体育団体等は、応急対策の協力をする。

##### (7) 市内建設業者等で組織する災害対策協力団体

防災協定締結事業者は、防災及び災害復旧業務に協力する。「資料編別表第4」

##### (8) 市指定給水装置工事事業者で組織する災害対策協力団体

市指定給水装置工事事業者で組織する災害対策協力班は、防災及び災害復旧業務に協力する。「資料編別表第5」

##### (9) 下水道指定工事店で組織する災害対策協力団体

市内下水道指定工事店で組織する災害対策協力班は、防災及び災害復旧業務に協力する。「資料編別表第6」

##### (10) 危険物等施設の管理者

危険物等及びLPG、LNGの防災管理を行う。「資料編別表第7」

##### (11) 半田市社会福祉協議会

福祉避難所(雁宿ホール)の運営及び市との委託契約に基づき、災害ボランティアセンターの運営(ニーズ把握・ボランティアの受入れ・コーディネート等)を行う。

##### (12) 半田市赤十字奉仕団

防災活動、防災上必要な資機材及び人員等の配備について協力する。

##### (13) 株式会社CAC

南海トラフ地震に関連する情報等の収集をし、地震災害及び社会的混乱の防止のため放送を行う。

### 第3節 市民等の基本的責務

市民及び事業所等は、市をはじめとする防災関係機関による震災対策業務の効率的遂行が図られるよう協力する。

- 1 自衛意識の涵養
- 2 隣保共助
- 3 自衛組織の整備
- 4 建物、施設の耐震、耐火化
- 5 緊急物品の整備、備蓄
- 6 秩序の保持
- 7 情報取得手段の確保
- 8 避難訓練の実施

## 第2編 災害予防

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### ■ 基本方針

- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するため、自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。また、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要であり、ボランティアの受入体制の整備とボランティア相互のネットワーク化を図る。
- 企業の事業継続・早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守り、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組む。  
また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

##### 1 市における措置

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとされている。

市は、本計画、半田市業務継続計画及び地域防災計画推進のための財政的負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。

また、本市をはじめ、県（防災安全局・各局）及び市町村は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

##### 2 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

### 1 自主防災組織等の環境整備

大地震が発生した場合、防災関係機関の防災活動の遅れ、阻害が想定される。このような事態において、地震による被害の阻止、軽減、救出、避難活動を図るためには、市民が自ら活動することが必要であり、自主防災組織により出火防止、初期消火、被災者の救出、救護、避難等を行う。市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

### 2 自主防災組織の活動

地域の実情に応じ、平常時は次の活動を行う。

- (1) 情報の収集伝達体制の確立
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (5) 防災リーダーの育成
- (6) 地域内の要配慮者の把握

### 3 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）及び防災関係団体等と連携して、災害時には多様なNPO・ボランティア関係団体等とも協力体制を確保できるよう受援体制の構築・強化を図る。

### 4 ボランティアの受入体制の整備

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき災害ボランティアセンターを速やかに設置し、必要な資機材を確保して、ボランティアの受け入れ体制を整える。

平常時には、定期的に災害発生時の対応や連絡体制についてNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）との意見交換に努めるとともに、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

この他、医療系資格を有しながら就業していない潜在看護職の活躍も期待されていることから、人材の発掘及び活用に努める。

## 第3節 企業防災の促進

### 企業の取り組み

#### 1 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン供給の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

3 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

4 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

5 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。

また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

6 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第2章 建築物等の安全化

### ■ 基本方針

- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の住宅や建築物についても耐震性の確保を図るため、「半田市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上ならびに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 市が管理する庁舎、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設、病院、学校等は、防災上あるいは避難、救護に重要な施設であり、施設管理者は施設の点検、整備を図る。また、迅速な緊急地震速報の伝達のための伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。
- 農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。
- 市内に保存されている文化財の実態を把握し、建造物、彫刻、絵画、工芸品等の有形文化財をはじめ史跡、天然記念物、有形無形の民俗文化財の保護のため、管理体制の確立及び防災施設の整備促進を図る。

### 第1節 建築物の耐震推進

#### 1 市の耐震、防火対策

昭和19年の東南海地震では、市役所周辺、旧輸送機工業内でクイックサンド現象（流砂現象）が現われている。その結果から、旧埋立地（市役所周辺一帯）をはじめ市内一円の地質調査によって地盤の性状等を把握するとともに、地盤に合わせて、旧耐震基準により建てられた建築物の耐震補強、建築物の新・増築にあたっての耐震・防火構造にすることを推進する。

#### 2 半田市耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「半田市耐震改修促進計画」に基づき、本市において想定される地震の規模、被害状況等、市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を考慮し、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

#### 3 被災建築物の応急危険度判定制度の体制整備

地震等で建物被害を受けないためにも、事前に耐震診断・耐震改修を実施しておくことが望ましいが、災害時に建物倒壊等が発生し、二次災害を防止するためにも、応急危険度判定士の養成等、愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援の推進を図る。

### 第2節 公共施設の安全確保

#### 1 道路施設

##### (1) 基本方針

道路管理者は、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「災害に強い道路ネットワークの整備」、「橋梁等の耐震性の向上」、「ライフライン共同収容施設の整備」を推進する。

##### (2) 対策

##### ア 道路・橋梁等の整備

##### ① 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備に努める。

##### ② 橋梁等の耐震性の向上

##### a 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した設計を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

b 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について、橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等、橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

③ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。

① 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

② 地元業者との協定締結

市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を地域ごとに定め、年度当初に協定を締結する。

③ 復旧資機材の確保対策

市内の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等の実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町や県外の市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

ウ 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果を義務付ける道路として指定する。

2 港湾

基本方針と対策

災害時の被害を最小限に食い止め、二次災害を防止するため、県と連携して在来の港湾施設の補強を図る。

大規模災害時における港湾物流の機能継続等、早期復旧を図るため衣浦港BCP（事業継続計画）を推進する。

3 上水道

(1) 基本方針

震災による水道の断水を最小限にとどめるため、施設の防災性能の強化に努める。

また、被災時の応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を図る。

(2) 対策

ア 施設の防災性能の強化

① 市内各所の避難所などの防災拠点施設や透析医療機関等の重要給水施設に供給する管路を耐震管に整備し、これら施設への安定供給を確保する。また、県企業庁及び隣接する三町（東浦町、武豊町、阿久比町）との間に緊急連絡管を設置しているため、非常時は相互融通の運営を行う。

② 緊急輸送道路や避難所、医療施設などの防災拠点施設に至る道路において、配水管からの漏水による道路陥没など二次災害を防止するため、管路の耐震化を図る。



## イ 応急給水用資機材の点検整備

給水車、給水タンク、ポリ容器、給水袋、ペットボトル飲料水、ろ水機、次亜塩素酸ソーダ、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から点検整備しておく。

また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておく。

## ウ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

① 給水方法は、配水池、消火栓、応急給水栓などの拠点給水によるもののほか、給水車による避難所への応急給水を実施する。

② 供給する飲料水は、水道水を用いる。

③ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリ容器、次亜塩素酸ソーダ、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の増強を図っていく。

## エ 防災非常時の協力体制の確立

被災時には、市職員及び市所有の防災用資機材だけでは、対応が不十分となることが予想されるため、以下の関係機関との連絡を密にして災害時の緊急体制を整えるものとする。

① 県関係機関（保健所、県企業庁など）

② 半田市水道指定工事店協同組合（災害時における応急対策の協力に関する協定）

③ 日本水道協会に係る県内外の水道事業者（災害時相互応援に関する協定、水道災害相互応援に関する覚書、災害時等水道緊急連絡管に関する協定など）

④ 自衛隊

## 4 下水道

## (1) 基本方針

災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の補強、整備に努める。

今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等地震対策に努める。

被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

## (2) 対策

下水道管理者（市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

## ア 管渠施設の対策

下水道管理者（市）は、流下機能を確保することができないと診断された管渠から順次補強する。

また、新たに下水道管渠を布設する場合、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施し、液状化のおそれのある地盤に布設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

## イ 排水ポンプ場、排水機場の対策

下水道管理者（市）は、耐震診断を実施し、補強が必要となった施設について順次対策を講じる。

## ウ 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

## エ 復旧用資機材の確保

下水道管理者（市）は、復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

## オ 復旧体制の確立

下水道管理者（市）は、被災時には、市職員及び市所有の資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、以下の関係機関との連絡を密にして災害時の緊急

体制を整える。

- ① 下水道指定工事店及び支援業者（災害時における応急対策の協力に関する協定締結支援業者）
- ② 愛知県及び中部ブロック各県
- ③ 日本下水道事業団及び日本下水道協会等の下水道関係団体
- ④ 自衛隊

## 5 電力施設

### (1) 基本方針

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努めることとされている。

### (2) 対策

- ア 設備面の対策として、発電設備、送配電設備の被害防止対策を講ずる。
- イ 体制面の対策として、保安の確保、資機材等の確保及び電力融通を図る。

## 6 ガス施設

### (1) 基本方針

地震による被害発生を軽減するとともに、被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るための対策を図ることとされている。

### (2) 対策

各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

- ア ガス工作物の耐震性の向上：製造設備、供給設備
- イ 津波浸水対策：津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて必要な対策を講ずる。
- ウ 緊急操作設備の強化：設備の緊急停止装置等、緊急放散設備等、中圧 B 導管・導管、地震計の設置、通信設備
- エ 応急復旧体制の整備
  - ① 関係官庁、社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。
  - ② 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。
  - ③ 復旧を迅速に行うため、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。
  - ④ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。
  - ⑤ 非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他教育・訓練の充実を図る。
  - ⑥ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。
  - ⑦ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。
  - ⑧ 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入のため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。
  - ⑨ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。
  - ⑩ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

## 7 鉄道

### (1) 基本方針

- ア 発災時等に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講ずることとされている。災時等においては、迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずることとする。
- イ 鉄道施設等の迅速かつ適切な災害復旧を行い、もって輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮することとする。
- ウ 関係行政機関、関係公共機関、関係地方自治体及び関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることとする。

## (2) 対策

- ア 災害時等における業務体制の整備
- イ 施設の防災対策及び気象設備等の整備
- ウ 情報収集・伝達体制の整備
- エ 旅客公衆等に対する体制の整備
- オ 防災資機材の整備等
- カ 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用
- キ ヘリコプターの活用
- ク 防災上必要な教育・訓練
- ケ 広報体制の整備
- コ 消防、出水及び救助に関する措置
- サ 病院等医療施設における救護対策
- シ 電力の確保

## 8 通信施設

## (1) 基本方針

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。

被災したときには、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための対策を図ることとする。

## (2) 対策

## ア 電気通信

- ① 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図ることとする。
  - a 設備の耐震対策
  - b 防火・防水対策
  - c 通信網の整備
  - d 各種災害対策機器の整備
  - e 防災に関する訓練
  - f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
  - g エリアメール
- ② KDDI 株式会社  
KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう、平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施することとする。
  - a 設備の耐震対策
  - b 防火対策
  - c 通信網の整備
  - d 防災に関する訓練
  - e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
  - f 緊急連絡手段確保対策
  - g 緊急輸送対策
  - h 緊急速報メール
- ③ 各種携帯電話会社  
各種携帯電話会社は、電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図ることとする。

- a 設備の耐震対策
- b 防火・防水対策
- c 通信網の整備
- d 各種災害対策機器の配備
- e 防災に関する訓練
- f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
- g 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- h 緊急速報メール

イ 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市、警察、気象庁、国交省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、NEXCO、電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次の点に特に留意していくことが重要である。

- ① 耐震性の強化
- ② 伝送路の強化
- ③ 装置、器材の充実
- ④ 定期的な点検の実施
- ⑤ 防災訓練等の実施
- ⑥ 移動系無線局の配備

ウ 各種通信対策

① 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して、有効適切な防災活動を実施するため、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。

② 同報系防災行政無線

同報系は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため整備を図る。

これまでの運用実績や国による新たな被害想定が公表される中、聞き取り難い地域や臨海部について、計画的に整備を図ってきた。自主防災訓練を始めとして利活用を進めることにより、市民への周知にも努める。

③ 非常通信

地震が発生又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方、及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

a 非常通信訓練の実施

全国非常通信訓練

全国感度交換訓練

b 携帯電話等の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話、衛星携帯電話、PHSの有効活用を図るように努める。

④ その他市民に対する広報対策

報道機関に対する報道依頼のほか、半田市ホームページ、はんだ市報、広報車、広報板、地域貢献型自動販売機（公民館等に設置）並びに、写真など適切な周知活動を実施するとともに、情報の収集、伝達及び避難所の開設の指示を行う。

また、市民や団体からの要請に応じて出前講座を開設し、防災・減災への啓発に努める。

### 第3節 農地及び農業用施設

#### 1 湛水防除事業

基幹排水施設の新設または改修等により、湛水被害を未然に防止し、農地・農作物の被害防止を図る。

## 2 ため池整備事業

老朽化が進み、防災上の見地から早急に整備を要する施設については、堤体の補強、余水吐き及び取水施設の改修を行い、災害を未然に防止する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

## 第4節 文化財の保護

- 1 文化財に対する市民の保護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- 2 管理者に対する防災知識の普及と管理及び保護について指導及び助言を行う。
- 3 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 4 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

## 第3章 都市の防災性の向上

---

### ■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。  
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

### 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第6章第1節「都市計画のマスタープラン等の策定」に定めるところによる。

### 第2節 防災上重要な都市施設の整備

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第6章第2節「防災上重要な都市施設の整備」に定めるところによる。

### 第3節 建築物の不燃化の促進

#### 1 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実績を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災機能の向上を図る。

#### 2 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

### 第4節 市街地の面的な整備・改善

#### 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、道路幅員を確保するなど被害の拡大を抑止する対策を促進する。

## 第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

### ■ 基本方針

- 地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等では、地割れ・液状化や地すべり・崖崩れ等種々の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期す。
- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

### 第1節 地盤災害の予防

#### 1 適正かつ安全な土地利用への適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施し、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

また、地盤災害が予想される地域へは、防災カルテや防災マップ等により防災知識の普及に努める。

#### 2 液状化対策の推進

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法を実施することが必要である。そのため、液状化マップにより、市民や建築物の施工主等に対して液状化に関する周知を図る。

#### 3 宅地造成の規制誘導

宅地造成については、都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度としており、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。

また、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

#### 4 土砂災害の防止

##### (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市は、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。

イ 市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。
- (2) ハザードマップの作成及び周知
- 市長は、地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。
- また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知する。
- (3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等
- 地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。
- なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

## 5 応急危険度判定の体制整備

- (1) 応急危険度判定士の養成・登録
- 市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された応急危険度判定推進部会と協力し、判定士養成講習会の受講と判定士の養成・登録に努める。
- (2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み
- 市及び県等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。
- (3) 危険箇所等の定義
- 「資料編 別表第10」のとおりとする。



## 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### ■ 基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

### 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第7章第2節「防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備」に定めるところによる。

#### 1 その他の整備

- (1) 備蓄食料、衣料、生活必需品その他の物資  
非常災害時に備える食料及び救援物資については、応急的な物資の確保と保管を行い、非常事態に即応できる態勢を確立する。使用した物資はその都度充足する。  
なお、半田市の備蓄する飲料水については、平成26年5月発表の愛知県東海、東南海、南海地震被害予測調査結果を踏まえ備蓄量の充実を図る。「資料編 別表第13」
- (2) 危険物火災等防災資材備蓄量  
消防署及び一般事業所で危険物火災等の防災資材を備蓄する。「資料編 別表第14(1)(2)」
- (3) 救助用ボートの常備  
「資料編 別表第14(3)」のとおりとする。
- (4) 市及び消防本部所有車両  
「資料編 別表第15」とおりとする。
- (5) 太陽光発電のある施設  
「資料編 別表第76」とおりとする。

## 第6章 避難行動の促進対策

### ■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 市及びライフライン事業者は災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 市は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

### 第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第8章第1節「気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備」に定めるところによる。

### 第2節 避難場所及び避難路の指定等

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第8章第2節「避難場所及び避難路の指定等」に定めるところによる。

### 第3節 避難情報の判断・伝達

#### 1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

「資料編 別表第140」

- (1) 津波災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること
  - ア 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
  - イ 土砂災害警戒情報避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的なものとする
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にする
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
  - ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
  - イ 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
  - ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
  - エ 土砂災害警戒区域
  - オ 過去の浸水実績区域
- (5) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- (6) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討すること

## 2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

## 3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

# 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

## 1 市における措置

市民が災害時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難体制を確立する。避難計画には、避難指示の基準、伝達方法、避難場所、避難路等を位置付けるとともに、避難所開設に伴う被災者の救済措置、避難所の管理方法、災害時の広報手段等については愛知県避難所運営マニュアルによる。なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

「資料編 別表第141」

なお、指定避難所や緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 2 市及び防災上重要な施設の管理者の留意事項

市及び防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

## 3 避難行動要支援者の避難対策

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第9章第2節「要配慮者支援対策」に定めるところによる。

# 第5節 避難に関する意識啓発

避難に関する広報

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第8章第5節「避難に関する意識啓発」に定めるところによる。

## 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

---

### ■ 基本方針

- 大地震の発生時には、津波、建物の倒壊、火災の延焼拡大、大規模な崖崩れ等の災害発生が想定されるため、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。このため、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備を図るものとする。
- 災害発生時における、避難行動要支援者の避難誘導及び、安否確認を適切に行うため、避難支援等の実施に携わる自治区、民生・児童委員、消防機関、警察、社会福祉協議会その他市長が認める者、団体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の共有に努めるものとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、「半田市避難行動要支援者名簿活用マニュアル」にそって、地震災害から避難行動要支援者を守るための支援体制の整備を図るものとする。
- 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

### 第1節 避難所の指定・整備等

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第9章第1節「避難所の指定・整備等」に定めるところによる。

### 第2節 要配慮者支援対策

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第9章第2節「要配慮者支援対策」に定めるところによる。

### 第3節 帰宅困難者対策

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第9章第3節「帰宅困難者対策」に定めるところによる。

## 第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

### ■ 基本方針

- 地震に伴う大規模火災の発生により人的、物的被害が生じることが予想されるため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物の安全確保に努める。
- 地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがあるため、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。  
なお、石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、愛知県石油コンビナート等防災計画で定めるところによる。

### 第1節 火災予防対策

#### 1 火災予防対策に関する指導

火災予防対策として、一般住宅や防火対象建築物、危険物管理者等に対し、火災予防の徹底を図るとともに、建築同意制度の効果的な運用を図る。

- (1) 市は、消防団、自主防災会等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の設置、取扱、初期消火の重要性等を啓発する。  
また、大規模災害時における電気に起因する火災（通電火災）の発生を抑止するため、感震ブレーカーの設置を推進する。  
地震時に台所及び営業用の厨房等の火気使用器具が燃焼状態で放置されると、食用油（天ぷら油等）が過熱発火することにより高い出火率となるため、ガス器具は温度調節機能、あるいは自動消火センサー等が設けられた安全装置付のものや、ガスが異常に流出した場合の事故防止機能を有するマイコンメーター（自動ガス遮断装置）等が開発され普及しているが、火気使用器具などから出火防止をより一層促進する必要がある。
- (2) 液体燃料を使用する移動式ストーブ等にあつては、地震発生時に自動的に消火する装置（耐震性自動消火装置）を設けたものの使用、及び機器の整備、取扱について、市民に対し防災パンフレット等の配付により周知徹底を図る。
- (3) LPガスの性質は、使用量及び設備の状況から、出火、爆発の危険が大きいと予想される。特にLPガスボンベの形状、設置の方法、配管、継手等に対する改善等を関係機関に働きかける。
- (4) 小規模作業場、商店、学校及び一般家庭等において使用保管される微量危険物、殺虫剤、化粧品等は、ほとんど規制対象外であるが高い出火率が予想される。特にこれらの危険物については、容器の破損、漏洩防止のための改善、保管方法の指導の徹底、また、商店、倉庫に多量に保管されるマッチ、花火類の保管方法の指導の徹底を図るとともに、一般家庭への啓発を行う。
- (5) 常時多量火気使用箇所（施設）、揚げ物などを扱う商店、飲食店等は都市ガス、危険物、電気設備からの出火危険も相当大きいものと考えられるので、消防法に基づく予防査察を強化し、防火対策物の状況を把握するとともに、事業者等に対し使用設備、器具の安全化、出火防止等指導の強化を図る。
- (6) 危険物施設の地震等における出火または漏洩の原因は、貯蔵、取扱施設の破損、衝撃による爆発、加水発熱、混触による発火等種々予想される。このため危険物施設の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するとともに、これら施設等への立入検査を実施し、総合的な視野にたつて構造上の改善、補強、安全確保のための効果的な指導等を実施する。

#### 2 消防力の整備強化

市は、消防組織、消防団の活性化を推進するとともに、消防施設の整備強化を図る。

#### 3 自主防災会による火災予防訓練

自主防災会では、防災教室、防火訓練を実施し、火災予防と初期消火等の知識、技術の普及・啓発を図る。

## 第2節 危険性物質の防災対策

### 1 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

### 2 保安確保の指導

市は、危険物施設に関する立入検査を実施し、必要がある場合は、災害防止上必要な助言又は指導を県と協力して行う。

### 3 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を操業実態に合わせて常に見直すとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練等により自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の相互応援協定、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

## 第9章 津波予防対策

### ■ 基本方針

- 南海トラフを震源とする津波により、越水被害や水門、水路等の決壊による不測の事態等も想定されるため、予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、二つのレベル「過去地震最大モデル」（南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを想定）「理論上最大想定モデル」（あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定、発生頻度は極めて低いものとする）とする。
- 過去地震最大モデルの津波に対して、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。
- 理論上最大想定モデルの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、避難計画策定などに活用するものとする。

### 第1節 津波予防

#### 1 津波の想定

##### (1) 津波の高さ

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日発表）の「過去地震最大モデル」では、最高津波高は3.6mとされ、臨海部や河川遡上により、554ヘクタールが浸水すると想定されている。また、「理論上最大想定モデル」では、最高津波高3.4mとされ、臨海部や河川遡上により688ヘクタール浸水することが想定されている。

※「過去地震最大モデル」が「理論上最大想定モデル」よりも津波高が高いのは、海岸部の地形と津波の波長によるもので、局所的に高くなったものである。

##### (2) 津波の到達時間

「過去地震最大モデル」地震時

津波高 30cm 67分

「理論上最大想定モデル」地震時

津波高 30cm 64分

#### 2 対策

##### (1) 防災知識の普及、防災訓練

###### ア 防災知識の普及

津波による被害を防止するため、市民等に対し、適切な対応が図られるよう地域毎の津波・高潮避難計画を通じて必要な知識の普及、啓発を行う。

###### イ 防災訓練の実施

市及び自主防災組織、沿岸企業、市民等は、市の津波対策計画及びそれぞれの団体の計画又は役割分担に従って、定期的に情報伝達、避難についての訓練を実施し、津波への対応の習熟を図る。

### 第2節 津波防災体制の充実

- 1 市及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ避難計画等を策定する。
- 2 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- 3 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の命令・伝達体制を整えるものとする。
- 4 防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め住民等に周知するものとする。

る。

- 5 市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ確かな伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには津波避難計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。
- 6 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- 7 津波避難計画の策定にあたっては、「津波浸水想定区域図」や「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とし、避難対象地域を地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所について、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の指定を進める。
- 8 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。
- 9 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

### 第3節 津波防災事業の推進

- 1 津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- 3 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策について、特に万全を期するものとする。
- 4 海岸・河川の管理者における措置
  - (1) 海岸  
海岸は、地盤沈下及び老朽化により施設の機能低下を来している箇所については、嵩上げ、補強、補修等を促進する。  
また、背後地が低い箇所においては、地震時に機能が保持できるよう、耐震性護岸の整備を進める。
  - (2) 河川  
市は、県が実施予定の危険と思われる一、二級河川のマニュアル調査に併せて、準用河川についても、調査実施を行う必要がある。



河口部や背後地が低い河川については、地震による堤防の損傷に起因する浸水を防止できるように対策を図るとともに、水門、樋門等についても地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。また、水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。

さらに、津波の河川遡上による低地への浸水が予測されるため、水門の改修や河川堤の補強・嵩上げを図る。

## 第10章 広域応援・受援体制の整備

### ■ 基本方針

- 地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、応急活動及び復旧活動に関し、市、民間企業等との相互応援の協定を締結する等平常時より広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。  
なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

#### 1 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

#### 2 市町村応援協定の締結等

##### (1) 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

##### (2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

#### 3 防災活動拠点の確保

##### (1) 防災活動拠点の確保等

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及び卸売市場等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

##### (2) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域支援については、国・県が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

また、市は大規模災害発生時における応援部隊並びに支援物資の集積拠点として、半田運動公園及び隣接する知多南部総合卸売市場を指定し、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整えるものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

#### 4 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

#### 5 救援隊等による協力

緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

また、愛知県下に大規模災害等が発生した場合には、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速・的確に実施できるように努める。

#### 6 民間との協力

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

### 第2節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

風水害・原子力等災害対策計画編第2編第10章第2節「支援物資の円滑な受援供給体制の整備」に定めるところによる。

## 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

### ■ 基本方針

- 市及び関係機関は、地震が発生した場合にその被害を最小限に防止し、迅速かつ確かな災害応急対応を実施するため、平素から災害に対処するための組織の整備、予警報の伝達、防災用資機材の整備点検、及び重要書類の非常持ち出し等について十分な配慮を行うとともに、その責任分担を明確にし、地域住民等の協力を得て現状に即した訓練を行う。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。
- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

### 第1節 防災訓練及び防災意識の向上

#### 1 防災訓練対策

##### (1) 総合防災訓練

大規模な地震災害に対処して市防災組織を動員して、総合的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め実施する。

##### ア 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、避難所運営、救援物資の輸送、給水、非常炊き出し等

##### イ 南海トラフ地震等の大規模地震

東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的に、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを行う。

また、南海トラフ地震等の大規模地震を想定し、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達などを実施する。

##### ウ 訓練参加者

国及び県、市職員、消防職員・団員、関係団体、自主防災会、各種ボランティア団体

##### エ 訓練場所

その都度示す。

##### (2) 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、市本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

##### (3) 津波防災訓練

南海トラフ巨大地震等の大規模地震による津波被害が切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を実施する。

訓練では、地域の特性に応じて次のとおり実施する。なお、津波避難訓練は、7小学校区で作成した津波・高潮避難計画に基づき実施する。

##### ア 津波警報等の情報伝達訓練

##### イ 津波避難訓練

- ウ 水門、陸閘等の操作訓練
- (4) 広域応援訓練  
市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。
- (5) 防災訓練の指導協力  
市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。  
また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。  
さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (6) 訓練の検証  
市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

そのための取り組み事項を次に示す。

- 1 地震防災に関する啓発用のパンフレット、チラシ等を作成し、出前講座、各種防災行事等を通じて配布する。主な記載事項は次のとおり。
  - (1) 自宅の耐震対策に関すること
  - (2) 家庭内備蓄に関すること
  - (3) 避難所、安否確認に関すること
- 2 家庭内備蓄等の推進  
市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。
- 3 報道媒体の活用及び協力要請  
電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。
- 4 自動車運転者に対する広報  
市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
- 5 地震保険の加入促進  
地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。
- 6 防災のための教育  
市防災組織はそれぞれ又は、他と共同してその所掌事務又は業務について、気概をもって防災教育の実施に努める。

## 7 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止・活断層等への対策等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。平成29年に制定した「はんだ地震防災憲章」（資料編 別表第12）を積極的に広報し、地域全体の防災意識向上を図ることとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を行う。さらに、市は、防災関係機関と協力し、次の事項のような防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (12) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容セ 東海地震の予知に関する知識
- (14) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (15) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (16) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (17) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (18) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## 第12章 震災に関する調査研究の推進

---

### ■ 基本方針

- 新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討をするなど、防災に関する調査研究の推進を図り、地域特性及び災害の種類に応じた防災計画を確立する。

### 第1節 震災に関する調査研究の推進

#### 1 調査研究事項

##### (1) 危険区域の把握

崖崩れ等災害発生のおそれのある地域ごとに現況調査を行い、その実態を把握する。

##### (2) 応急避難場所の調査

震災時における市民の安全確保のため、適宜応急避難場所の見直し調査を実施する。

#### 2 調査研究事項の活用

##### (1) 防災意識の高揚

調査研究の成果を今後の防災活動に活用するとともに、関係者に公表し、防災意識の高揚を図る。

##### (2) 防災アセスメント実施及び防災カルテ・防災マップの作成

災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施し、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握する。

また、コミュニティレベル（自治会単位、学区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成と周知を推進する。

##### (3) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

#### ■ 基本方針

- 市長は、法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

#### 第1節 活動態勢（組織の動員配備）

##### 1 災害対策本部の組織及び活動態勢

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。なお、災害発生時においては各部間の情報共有、連携が必要となることから状況に応じて市庁舎大会議室にオペレーション室を開設する。

災害対策本部の組織及び運営は、「資料編 別表第19」のとおりである。

##### 2 地震情報の収集・伝達

地震発生を覚知したときに迅速に非常配備体制をとるため、速やかに地震・津波情報を収集・伝達し、災害対策本部設置に向けて所要の体制整備を行う。

##### 3 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、次の区分により設置し、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるときに廃止する。

###### (1) 地震発生による場合

市内に震度4以上の地震が発生した場合

伊勢・三河湾区域に津波警報若しくは大津波警報が発令され、本市に相当規模の災害が予測される場合

###### (2) 地震予知情報による場合

警戒宣言及び気象業務法第11条の2第1項の地震予知情報が発せられた場合

###### (3) 市長の命令で設置する場合

地震、津波により地域に相当規模の災害が発生したとき

##### 4 災害対策本部の非常配備

###### (1) 第1非常配備

災害が発生するおそれがあるとき（相当程度切迫しているとの予知情報）又は発生したとき（震度4の地震）

###### (2) 第2非常配備

災害が発生するおそれがあるとき（1～2日以内に大地震が発生するとの予知情報）又は発生したとき（震度5弱以上の地震）

伊勢・三河湾区域に津波警報若しくは大津波警報が発令され、本市に相当規模の災害が予測されるとき

###### (3) 第3非常配備

市域に震度5強以上の地震が生じたとき

伊勢・三河湾区域に津波警報若しくは大津波警報が発令され、本市に相当規模の災害が予測されるとき



## 5 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、部長で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

### (1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の調整、切替及び廃止に関すること。
- イ 災害情報、被害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 罹災調査の方法並びに基準に関すること。
- エ 災害救助法の発動についての意見に関すること。
- オ 県本部、隣接市町に対する応援要請及び応援出動に関すること。
- カ 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。
- キ 避難の指示に関すること。
- ク 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ケ 市内の民有土地、建物その他の工作物の一時使用若しくは収用に関すること。
- コ 消防団に対する出動命令、警察官、海上保安官に対する出動要請に関すること。
- サ 避難所開設と運営に関すること。
- シ その他災害対策に関する重要な事項

### (2) 本部員会議の開催

本部員会議は、特別の指示がない限り、災害対策室で開催する。ただし、市庁舎へ参集できない状態となった場合は、代替場所として、雁宿ホールの視聴覚室で行う。

- ア 各部長は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- イ 本部員会議室には、所要の地図、図表等を掲示し、堤防、道路の浸水範囲、その他の被災状況をその都度記入するほか、その他応急対策の進捗状況を明示する。
- ウ 各部長は、必要により所要の職員を伴って出席できる。
- エ 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長もしくは防災監にその旨を申し出る。「資料編 別表第19」

### (3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知を要すると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

## 6 本部事務局

### (1) 事務局の設置場所

本部に、事務局を置く。

### (2) 事務処理事項

- ア 本部員会議と各部との連絡及び各部相互間の連絡調整に関すること。
- イ 各部の状況報告の収集に関すること。

### (3) 本部事務局の設置場所

本部事務局は、総務部長もしくは防災監の指示する場所に開設する。

## 7 組織の変更

市の組織に変更があった場合、その変更に応じて、災害対策本部の組織も変更する。

## 8 各部の任務分担

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第1章第2節2「各部の任務分担表」に定めるところによる。

## 第2節 職員の派遣要請

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第1章第4節「職員の派遣要請」に定めるところによる。

## 第3節 災害救助法の適用

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第1章第5節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

## 第2章 避難行動

### ■ 基本方針

- 津波警報等、地震情報等の内容を迅速・確実に伝達し、関係機関の防災対策を遂行する。
- 市長は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民の生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

### 第1節 津波警報等の伝達

- 1 市は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- 2 市は、情報等の伝達を受けたとき、又は半田消防署に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。気象予警報等の伝達系統は、「資料編 別表第28～第31」のとおりである。
- 3 市は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により市民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。「資料編 別表第28、第32」
- 4 通信施設・設備 「資料編 別表第33」
  - (1) 愛知県防災行政無線
  - (2) 防災行政無線
  - (3) 地域防災無線
  - (4) 緊急速報メール
  - (5) 同報無線
  - (6) 消防・救急用無線
- 5 その他
  - (1) 警備消防部長は、本部長の命があったとき又は状況により必要と認めるときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するものとする。
  - (2) 広報部長は、本部長の命があったとき又は状況により必要と認めるときは、報道関係に要請して所要の対策通報を一般に周知させるものとする。
  - (3) 警報を受領した場合は、庁舎玄関、消防署の適当な場所に警報の表示を行う等一般に周知を図るものとする。
  - (4) 関係方面並びに一般市民への伝達は、おおむね次の方法による。
    - ① 防災行政無線（同報無線を含む）
    - ② 報道関係に依頼
    - ③ 緊急速報メール、Web サイト、市公式 LINE、半田市防災・災害情報 X(旧ツイッター)
    - ④ 広報車
    - ⑤ 伝達組織による伝達「資料編 別表第78」
  - (5) 前各号の周知徹底を図るため、関係者との間において、警報等の受領伝達、その他の取扱いに関する必要な事項を協議しておくものとする。なお、夜間及び停電時における受領伝達についても支障がないようにしておくものとする。
- 6 津波の自衛措置  
強い地震（震度4以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。
  - (1) 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避させ、急いで安全な場所に避難するよう指示を行う。
  - (2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

## 7 受伝達の留意事項

- (1) 注意報、警報の内容伝達に当たっては、気象通報票により受伝達の迅速化を図る。
- (2) 受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

## 8 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

## 第2節 避難の指示

### 1 避難の指示等

#### (1) 避難の指示等の実施

##### ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

##### イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

##### ウ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができない場合、又は市長から要求があったときは、警察官等は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き「緊急安全確保」を指示する。

##### エ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をすることができる。

##### オ 知事等の措置（地すべり等防止法第25条、水防法第29条）

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し、立退きを指示する。

また、知事は、当該災害の発生により、市長が避難のための立退きの指示等の事務を全部又は大部分を実施できないときは、市長に代わってその事務を実施する。

#### (2) 避難の指示の内容 「資料編 別表第140」

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

##### ア 避難対象地域

##### イ 避難先

避難施設及び場所は、原則として当該管区内の施設を指定し、応急避難所と収容避難所とに区分する。

応急避難所とは、災害に対し安全な建物（公・私有）で、50名以上収容可能な施設又は場所である。

収容避難所とは、災害に対し安全な建物（公・私有）で、給食施設を有するもの又は給食施設を急造し得るもの、及び比較的容易に搬送給食の得られる場所で、100名以上収容可能な施設から選定する。

避難施設、場所の指定は、人口動態、施設の変更等について毎年再調査し、これを更新する。

- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項

## 2 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。また、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

- (1) 市民への周知徹底
- (2) 関係機関の相互連絡

## 3 避難の準備

避難の準備については、次の諸点の周知徹底を図る。

- (1) 火気の取扱には平素から注意し、避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を行い、併せて電気ブレーカーを落とすこと。
- (2) 病院、老人ホーム等多数の病人、高齢者を収容している施設にあつては、平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、消防、警察署と連絡を密にすること。
- (3) 避難立退にあたって各人は、次の諸点に留意すること。
  - ア 氏名票(住所、戸籍筆頭者との関係、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水に濡れてよいもの)を肌に掲行すること。
  - イ 3日以上以上の食料(握り飯、乾パン、パン、缶詰等)、水(水筒)、手拭、ティッシュ、最小限の着替、肌着、照明具、処方箋、健康保険証、メガネ、入れ歯、生理用品、トイレトーパー等を携行すること。
  - ウ 服装は軽装とするも素足をさけ、必ず帽子、ヘルメット等を着用し、雨合羽等の防雨防寒衣を携行すること。
  - エ 貴重品以外の荷物(大量の家具、衣類等)は持ち出さないこと。
  - オ 前各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常」の標示した袋に入れておくこと。

## 4 避難通報

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第2章第3節2「避難通報」に定めるところによる。

## 5 避難警報信号

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第2章第3節3「避難警報信号」に定めるところによる。

## 6 避難の誘導等

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第2章第3節「住民等の避難誘導」に定めるところによる。

## 7 応援協力関係

自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、また、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へこれに要する要員、資機材、避難所の開設につき応援を要求する。

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 各防災関係機関は、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があり、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 情報の一般的収集・伝達系統

市は、積極的に自らの職員を動員し、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

情報の収集伝達は、防災行政無線、県防災情報システム及び一般電話（FAXを含む。）の他、災害時優先電話による非常通話や緊急通話、CAC、携帯電話等を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、直接電話、防災行政無線、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

#### 2 被害状況等の収集・伝達

##### (1) 市長の処置

###### ア 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

###### イ 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

##### (2) 被害状況等の調査・収集及び報告

###### ア 収集要領

災害現地の実態について自治会組織の協力を得て、総務部被害調査班を中心に災害調査班を編成して被害状況の調査をする。調査に際しては、県警察はじめ関係機関と十分な連絡をとって実施する。

###### イ 報告の方法

- ① 被害状況等の報告は、有線若しくは無線電話又は、県防災情報システムのうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- ② 有線が途絶した場合は、防災行政無線、西日本電信電話株式会社所属無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用するものとする。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

###### ウ 重要な災害情報の収集伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要をその都度、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行うこととされている。

具体的には、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く分かる範囲で、「資料編 別表第35」により、その第一報を県に報告する。以後、判明した事項のうちからその都度報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)

また、一定規模以上の災害(即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

市が災害情報の収集にあたり、県は必要に応じ市に先遣・情報チームを派遣するものとし、派遣された県職員は被災状況等の情報を県及び市へ連絡するものとする。

消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国(消防庁)に報告する。

確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

なお、被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

エ 県及び消防庁の連絡先

「資料編 別表第36」

オ 伝達の対象となる被害と伝達内容

伝達の対象となる被害		伝 達 内 容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)	資料編 別表第34、第35によること
人、住家被害等	人的被害	資料編 別表第37によること
	避難状況、救護所開設状況	資料編 別表第38によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等被害、砂防被害	資料編 別表第39によること  確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
下水道施設被害		

カ 伝達要領

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ① 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ② 避難の状況
- ③ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ④ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み

- ⑤ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ⑥ 電力、ガス、上下水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ⑦ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ⑧ 応援要請又は職員派遣の状況

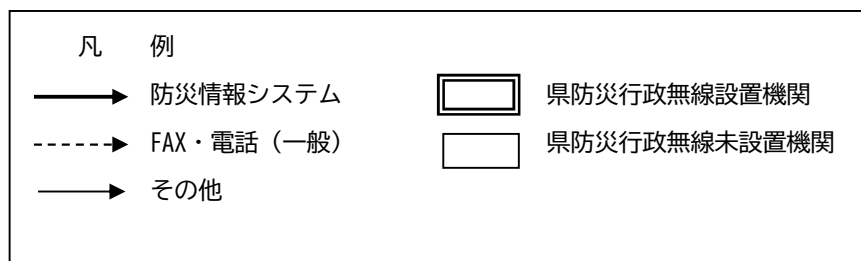
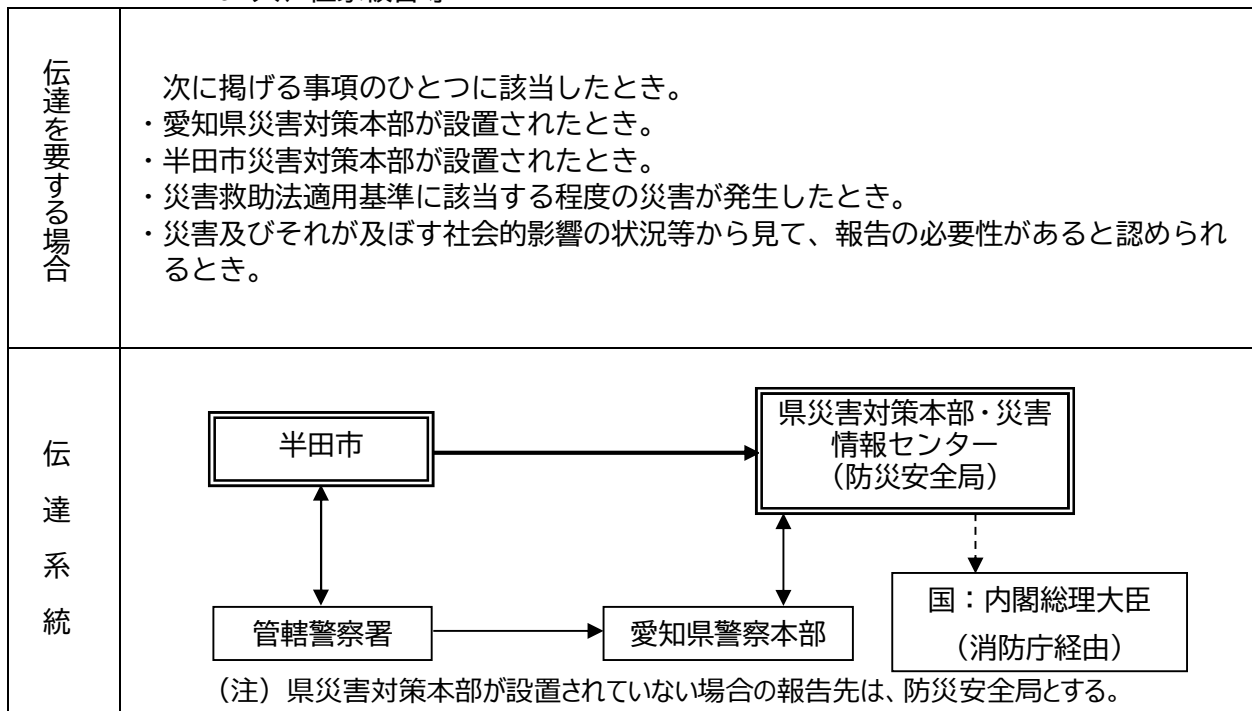
キ 被害認定基準  
 「資料編 別表第79」

3 海上排出油等に関する情報の収集、伝達系統  
 「資料編 別表第80」

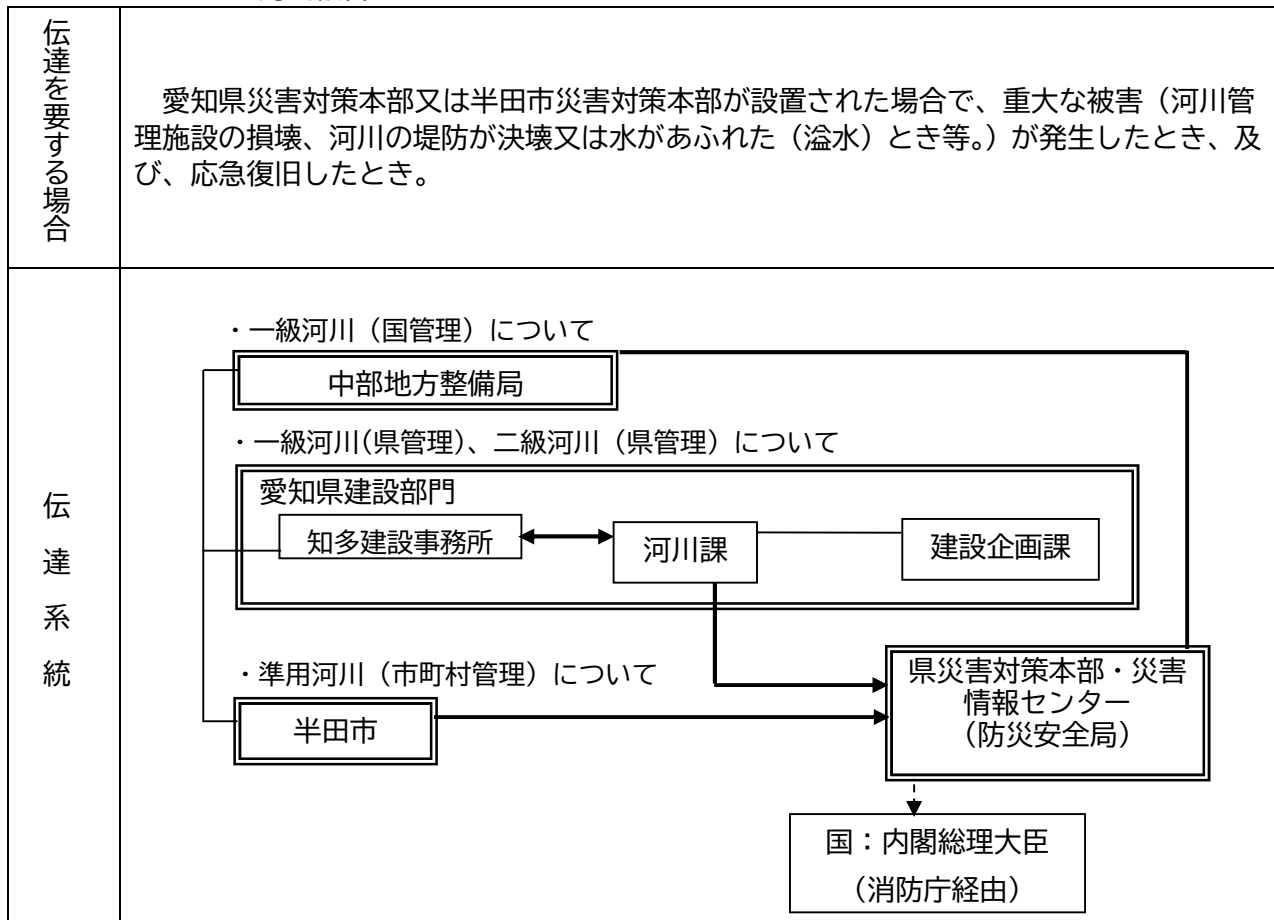
4 その他の情報の伝達

自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

a 人、住家被害等

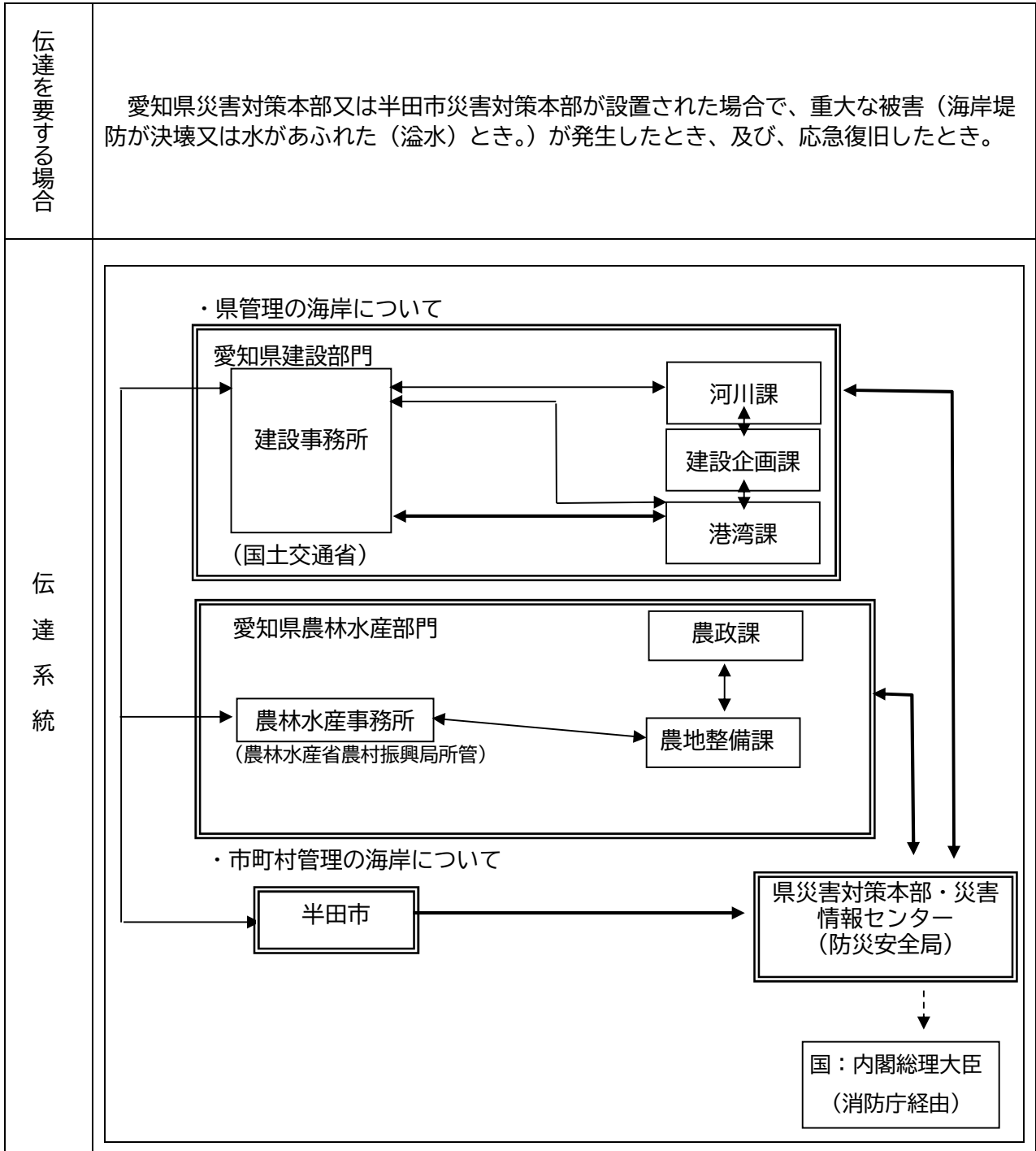


b 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害  
 河川被害





海岸被害



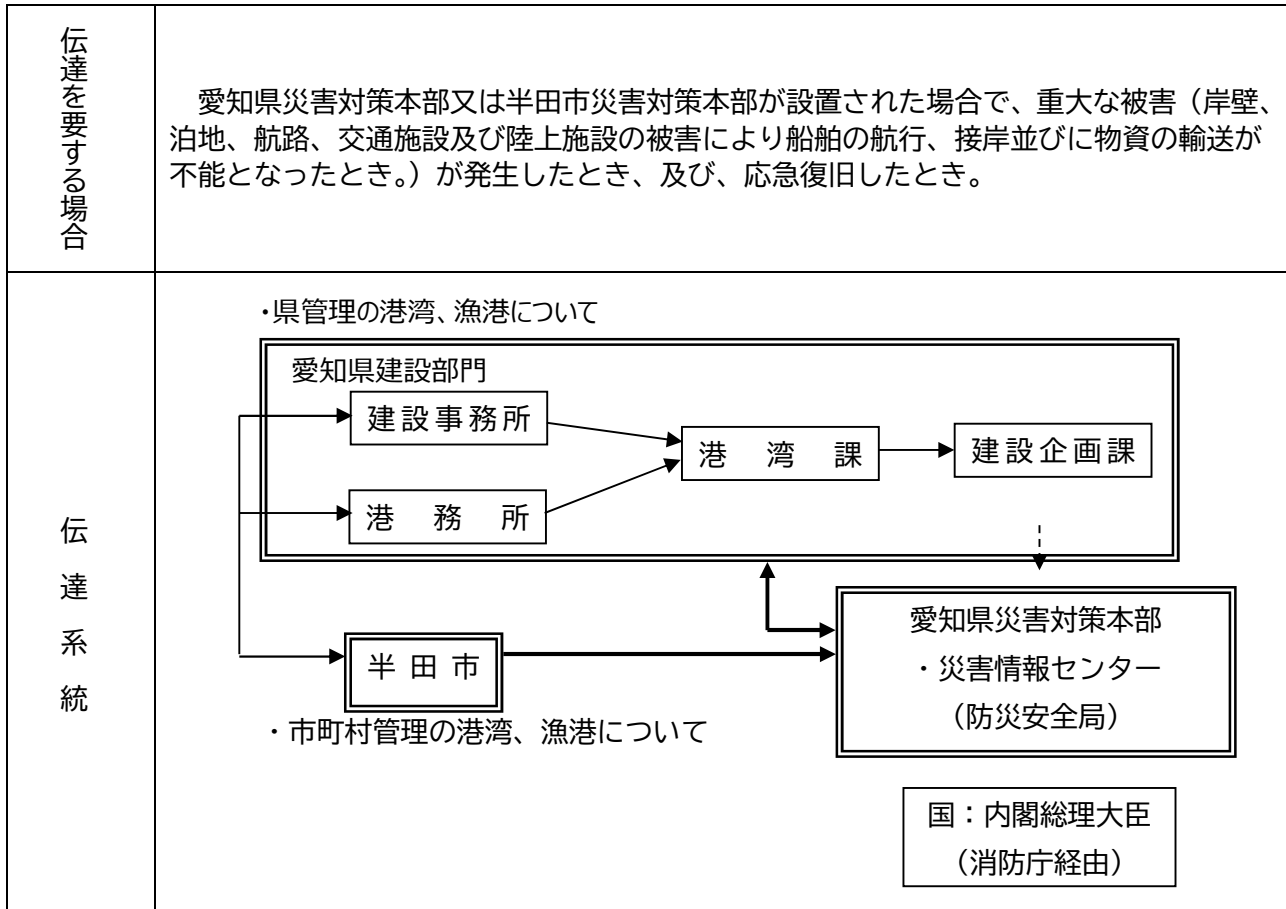
貯水池・ため池等被害

伝達を要する場合	<p>本市にあつては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・半田市災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
伝達系統	<pre>             graph TD                 subgraph AichiPrefecture [愛知県農林水産部門]                     A[農林水産事務所] --&gt; B[農地計画課]                     B --&gt; C[農地整備課]                     C --&gt; D[農政課]                 end                 Hamamatsu[半田市] --&gt; A                 Hamamatsu --&gt; E[愛知県災害対策本部 ・災害情報センター (防災安全局)]                 D &lt;--&gt; E                 E -.-&gt; F[国：内閣総理大臣 (消防庁経由)]                 G[市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について] -.-&gt; F             </pre> <p>市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について</p>

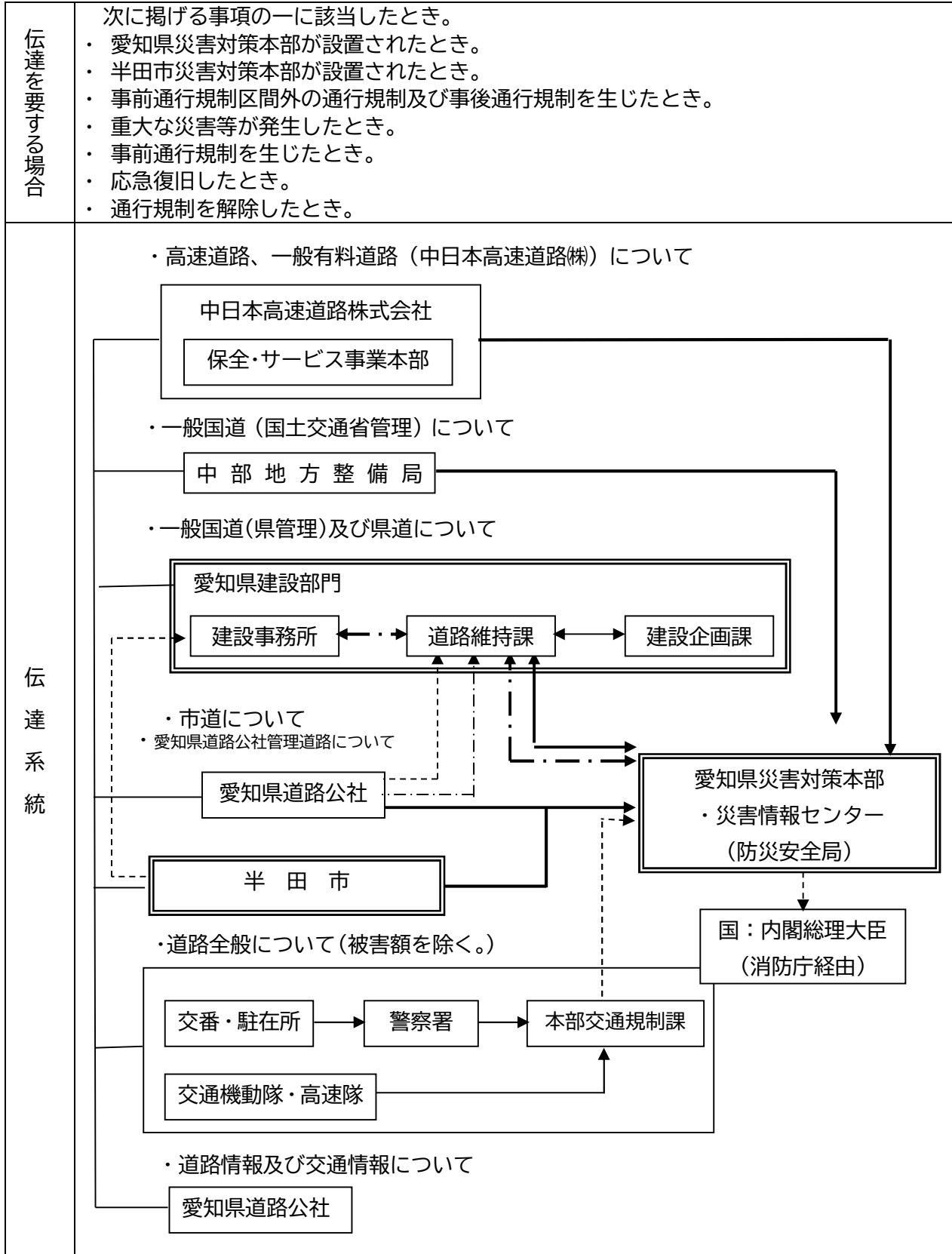
砂防施設被害

<p>伝達を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき又は地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。</li> <li>・ 土石流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害のおそれが生じたとき。</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が生じたとき。</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。</li> <li>・ 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<pre>             graph TD                 Hamamatsu[半田市] --&gt; SandDef[Aichi Prefecture Construction Department Construction Office ↔ Sand Defense Section ↔ Construction Planning Section]                 SandDef --&gt; National1[国：国土交通省砂防部]                 SandDef --&gt; AichiHQ[Aichi Prefecture Disaster Response Headquarters Disaster Information Center (Disaster Safety Agency)]                 AichiHQ -.-&gt; National2[国：内閣総理大臣 (Fire Agency route)]             </pre>

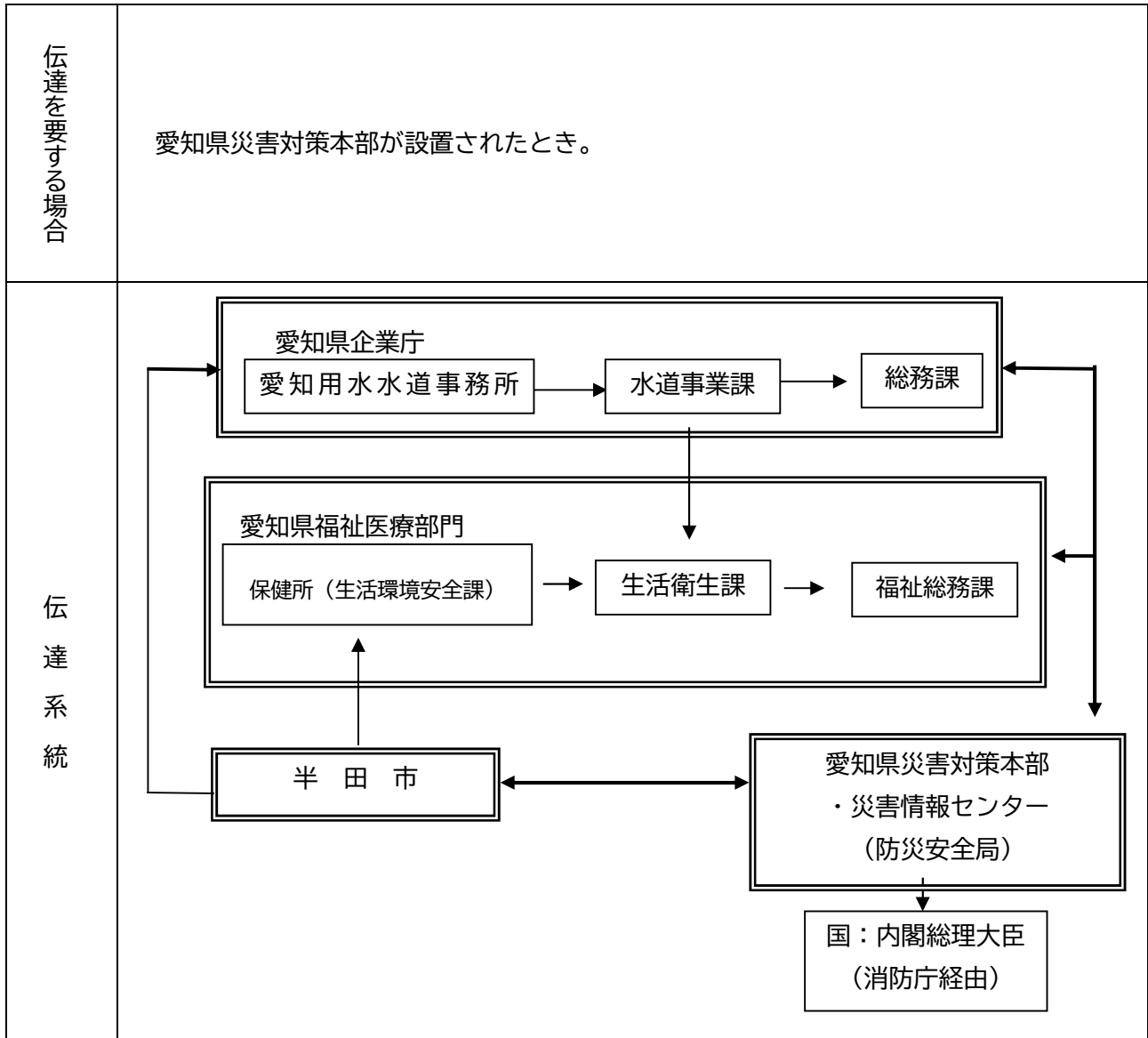
c 港湾及び漁港施設被害



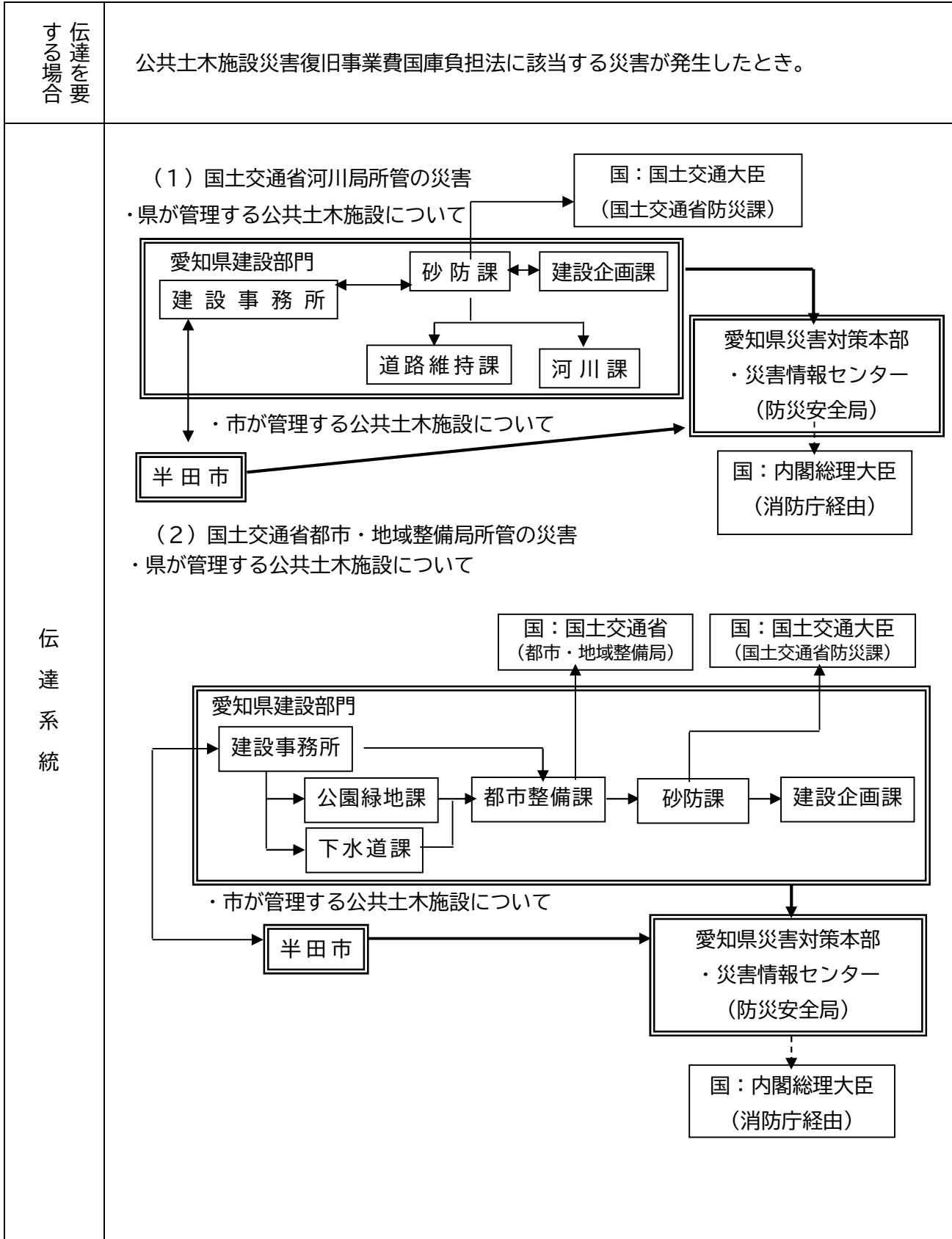
d 道路施設被害

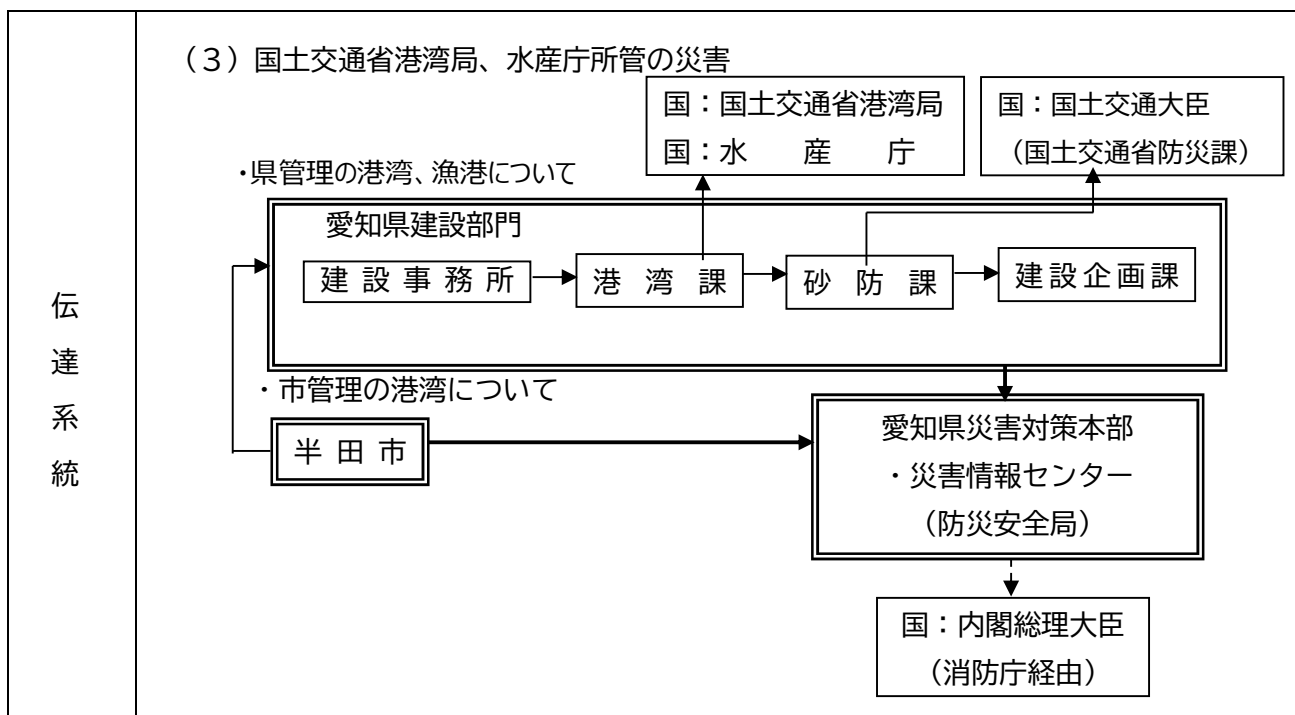


e 水道施設被害



f 公共土木施設被害





## 第2節 通信手段の確保

### 1 通信連絡システムの整備

市は、県及び防災関係機関との通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、有線及び無線を通じた通信連絡施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡システムの充実強化を推進する。

### 2 大規模災害が発生した場合の対策

#### (1) 通信手段の確保

##### ア 専用通信の使用

情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用する。県は、災害情報の収集伝達のため防災行政無線網を使用する。なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

##### イ 防災相互通信用無線局の使用

市は、防災相互通信用無線局を活用して、県及び防災関係機関との災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

##### ウ 県防災情報システムの使用

被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

#### (2) 通信手段の確保が困難な場合

##### ア 衛星通信施設の使用

地上系の防災行政無線網に障害、ふくそうや混信が発生した場合には、衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

##### イ 電話施設の優先利用

災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、一般電話の「災害時優先電話」の登録を行い、天災その他に関する非常扱いの通話や火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合の緊急扱いの通話において優先利用できる。

土木課 : 21-3112      地域福祉課 : 21-3113  
 宿直室 : 21-3118      防災安全課 : 21-3110      「資料編 別表第 129」



- ウ 衛星電話  
半田市立半田病院所有衛星電話（ワイドスターⅡ）  
①080-8261-1432 ②080-8261-1433 ③080-1607-5523  
半田市役所所有衛星電話  
①080-8252-8024（ワイドスターⅡ） ②870-776170704（IsatPhone）
- エ 専用電話  
各機関の所有する専用電話を利用した通信連絡を行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

### 3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

- (1) 携帯電話の使用  
携帯電話の効果的な使用を行う。
- (2) 移動系無線局の使用  
移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備する。
- (3) 非常通信  
無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっているが、災害時等において有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持等のために行われる無線通信については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。  
非常通信の依頼は、最寄りの無線局となる。なお、市から県へ通ずる非常通信ルートは、「資料編 別表第26」のとおりである。

### 4 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を知事を通して依頼できる。

## 第3節 広報

### 1 広報活動の内容

(1) の手段を有効に組み合わせて、(2) の事項について、市民への災害広報を実施する。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ確に情報発信を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

#### (1) 広報の手段・報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

- ア 防災行政無線・サイレン吹鳴
- イ ケーブルテレビの放送
- ウ Web サイト掲載
- エ SNS（LINE・X（旧ツイッター））による情報提供
- オ 電子メールの配信
- カ 広報車の巡回
- キ はんだ市報等の配布
- ク 掲示板への貼紙
- ケ その他広報手段

#### (2) 広報内容

市は、次の事項について広報を実施する。

- ア 避難の指示
- イ 災害発生状況
- ウ 津波に関する状況
- エ 災害応急対策の状況

- オ 交通状況
- カ 給食・給水実施状況
- キ 衣料・生活必需品等供給状況
- ク 地域住民のとりべき措置
- ケ その他必要事項

## 2 実施機関の連絡調整

広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。

## 3 応援協力関係

- (1) 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

## 4 広聴活動

混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たる。

## 5 津波について

### (1) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては注意報・警報が伝達されるよりも早く到達する場合もあるため津波による被害が想定される関係市町村においては、1(1)の情報伝達がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

### (2) 津波の伝達措置

津波注意報及び津波警報が発表された場合、市は沿岸自主防災会及び沿岸企業に伝達する。

## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■ 基本方針

- 大地震時においては、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に対応しきれない状況が発生するため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 陸上自衛隊第10師団は、災害発生に際し、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行うこととされている。
- 被災地の速やかな自立、復興を進めるため、事前に登録されたボランティア団体などの受入、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行い、ボランティア活動の円滑化に努める。
- 市は、地震が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援隊等の人員、資機材、物資の集結、集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。  
また、市は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

### 第1節 広域協力及び応援要請

#### 1 職員の派遣要請・幹施及び派遣幹旋

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第1節1「職員の派遣要請」及び2「職員の派遣の幹旋」に定めるところによる。

#### 2 市町村等相互間の応援

市長は、他の市町村から応援を求められた場合には特別の理由がない限り所要の職員を派遣するものとする。

#### 3 経費の負担

国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(法施行令第18条)

#### 4 救援隊等による協力

##### (1) 広域緊急援助隊

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる広域緊急援助隊の援助要請を行う。

##### (2) 緊急消防援助隊等

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市長(知多中部広域事務組合管理者)は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

##### (3) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、要請書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

(4) 活動拠点

本市において大規模な災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に広域応援部隊の活動拠点は半田運動公園と半田北部グラウンドとする。

5 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第2節 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣の基準

市内に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において人命財産を保護するための応急対策の実施が、市において不可能または困難であると認められる場合に、自衛隊の派遣は知事を通じて要請する。

この場合において、市は、必要に応じ、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知するものとする。

陸上自衛隊第10師団長等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

ただし、知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 災害派遣要請

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第2節3(1)「派遣要請依頼」に定めるところによる。

3 災害派遣の活動範囲

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第2節2(2)「自衛隊の活動範囲」に定めるところによる。

4 災害派遣の要請等

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第2節3「災害派遣要請等手続」に定めるところによる。

5 災害派遣部隊の受入

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第2節4「災害派遣部隊の受入れ」に定めるところによる。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第2節5「派遣に伴う経費の負担区分」に定めるところによる。

### 第3節 ボランティアの受入及び労務計画

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第3節「ボランティアの受入れ」及び第4節「労務計画」に定めるところによる。

### 第4節 防災活動拠点の確保等

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第4章第5節「防災活動拠点の確保等」に定めるところによる。

## 第5章 救出・救助対策

### ■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。救出に当たっては、要配慮者を優先する。
- 県は、発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等に防災ヘリコプターを活用することとする。

### 第1節 救出・救助活動

#### 1 救出計画

市（警備消防部）、県警察及び第四管区海上保安本部は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

#### 2 応援協力関係

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施し、並びにこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（知多中部広域事務組合含む）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「知多地域消防相互応援協定書」の定めるところにより消防相互応援を行う。

#### 3 海上における避難救出計画

地震災害及び派生する津波災害発生時において、第四管区海上保安本部は、災害の局限化と二次災害の発生を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
- (2) 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
- (3) 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。

### 第2節 航空機の活用

#### 1 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うこととする。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

#### 2 地震発生時等による出動

- (1) 県域内において地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。
- (2) 市長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
  - イ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難な場合
  - ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- (3) 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に、電話等により次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出する。
- ア 災害の種別
  - イ 災害の発生場所
  - ウ 災害発生現場の気象状況
  - エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
  - オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
  - カ 応援に要する資機材の品目及び数
  - キ その他必要な事項
- (4) 緊急時応援要請連絡先
- 名古屋市消防航空隊（8時45分から17時30分まで）  
電話：0568-54-1190、FAX：0568-28-0721
  - 名古屋市防災指令センター（17時30分から8時45分まで）  
電話：052-961-0119、FAX：052-953-0119
- (5) その他この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」の定めるところによる。

## 第6章 消防活動・危険性物質対策

### ■ 基本方針

- 災害時には、消防職団員はもとより市民、事業者あわせて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつ避難の安全確保、重要な地域、対象物の防ぎよ、救助・救急及び地震による火災の防ぎよ等に当たる。
- 地震により危険物施設が被害を受けた場合は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺市民に被害を及ぼさないように努める。

### 第1節 消防活動

#### 1 大震火災防ぎよ計画の推進

##### (1) 防ぎよ方針

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防ぎよを行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよする。
- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防ぎよでは効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防ぎよに当たる。
- エ 火災が著しく多発し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防ぎよに当たる。
- オ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- カ 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよに当たる。
- キ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防ぎよし、後に上記の要領により防ぎよする。
- ク 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先とする。

##### (2) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、緊急避難場所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

##### (3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を、延焼阻止効果のある所で集中的に防ぎよし、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

##### (4) 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。

また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防ぎよの重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については、避難上特に障害が予想され混乱を生ずると思われる地点とする。

##### (5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

##### (6) 部隊運用要領

###### ア 消防の組織

###### ① 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停



止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

② 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

イ 消防隊の部隊運用要領

① 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

② 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防ぎよに当たる部隊運用を図る。

(7) 計画の検討・調整

集中防ぎよ地点・避難予定路等の決定に当たっては、木造住宅密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

## 2 消防団活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする市民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防ぎよに当たるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団、又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の市民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は市民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

## 第2節 危険性物質対策

### 危険物施設対策計画

(1) 防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者(以下、「所有者等」という。)は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保することとされている。

(2) 応急点検及び応急措置

事業所の所有者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握することとされている。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報することとされている。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者等は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺市民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに市民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行うこととされている。

## 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### ■ 基本方針

- 災害のため医療機関が混乱し、罹災地の市民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を施し、罹災者を保護する措置をとる。
- 災害時における感染症発生に対処するため、「感染症法」に従い、感染症流行の未然防止に万全を期する。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

### 第1節 医療救護

#### 1 医療の方法

##### (1) 医療班による医療

ア 災害に基づく医療は、原則として医療班によって行うものとする。

イ 他の機関による医療班

災害の規模及び患者の発生状況により、半田市医師会医療救護班、県、他市町村、日赤等に応援出動を依頼するものとする。詳細は後述する。

ウ 救護所の設置

医療班は、必要に応じ次に掲げる場所に救護所開設の指示を行う。

① 避難所（亀崎小学校、乙川小学校、半田中学校、成岩中学校、青山中学校）と半田市医師会健康管理センター雁宿支所

② 被災地の交通の多い地点等（ただし、設置期間は災害発生の日から7日以内）

エ 地域医療搬送の実施

医療班は、必要に応じ、知多半島医療圏保健医療調整会議と連携し、地域医療搬送（被災地内外を問わず、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送）を行う。実施のため必要と認めるときは、県及び他市町、関係機関と協力して、SCU（ステージングケアユニット）を設置する。

##### (2) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護が適当でない者については、国立及び公立の病院、診療所並びに次に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。この場合において、委託医療機関は、原則として市長の発行する医療券または医療班長の発行する入院指示書により救護を行う。

ア 災害救助法適用区域内のすべての病院及び診療所における入院治療施設

イ 災害救助法に基づく避難所の設置された区域内の病院及び診療所（ただし、避難所に収容されている者のみを対象とし、実施期間は避難所が閉鎖される日までとする。）

#### 2 大規模災害が発生した場合の対策

##### (1) 医療救護班の編制・派遣等

ア 県医師会は、県又は市の要請に基づき、医療救護班を編成する。

イ 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等む。）1～2名とする。

ウ 医療救護班は、災害用救急箱（医薬品、その他衛生機材）を整備しておく。

エ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、正確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

##### (2) 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として市及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

なお、車による搬送が困難な場合、遠隔地へ搬送する場合又は重症患者の緊急輸送等の場合には、ドクターヘリを利用する。

- (3) 医薬品その他衛生材料の確保
  - ア 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。
  - イ 県薬剤師会は、県又は市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。
- (4) 血液製剤の確保
  - 血液製剤は県が確保し、供給する。

### 3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

- (1) 医療救護班の編成・派遣等
  - ア 被災地の状況に応じ、県医師会は医療救護班を派遣し、市医療機関と共同して応急手当を行う。
  - イ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
  - ウ 県医師会、日赤、災害拠点病院、国、国立病院機構、県の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内外の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
- (2) 救急搬送の実施
  - 車による搬送が困難な場合、遠隔地へ搬送する場合又は重症患者の緊急輸送等の場合には、本部等からの要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等はヘリコプター等により空輸する。なお、重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

### 4 助産の方法

- (1) 医療班による助産
  - ア 災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療班があたるものとする。しかし、何分にも出産は一刻を争う場合が多いので、最寄りの助産婦によって行うこともさしつかえないものとする。
  - イ 医療班の編成及び救護所の設置については、医療の場合と同様である。
- (2) 委託助産機関による助産
  - 医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護が適当でないものについては、国立及び公立の病院、診療所、助産所並びに次に掲げる委託助産機関において救護を行う。
    - この場合において委託助産機関は、原則として市長の発行する助産券又は医療班長の発行する入院指示書により救護を行うものとする。
  - ア 災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所
  - イ 災害救助法に基づく避難所の設置された区域内の産科を有する病院及び診療所（ただし、避難所に滞在している者のみを対象とし、実施期間は、避難所が閉鎖される日までとする。）
  - ウ 区域に隣接する他の市町の産科を有する病院及び診療所

### 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 診療記録（医療班）
- (2) 医薬品衛生材料使用簿（医療班）
- (3) 医療班の編成及び活動記録
- (4) 医薬品衛生材料受払簿
- (5) 病院診療所実施状況
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

### 6 備蓄薬品衛生材料

「資料編 別表第54」

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 防疫組織

災害対策本部の中に福祉・防疫班を設け、対処する。

### 2 防疫活動

- (1) 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活の用に供される水の供給を実施する。
- (2) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置すると共に、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
- (3) 自宅療養者、濃厚接触者の避難確保
  - ア 県は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
  - イ 県は市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
  - ウ 市は濃厚接触者・体調不良者の避難に際し、避難所内に濃厚接触者・体調不良者用別室等を設け、感染症まん延防止に努める。

### 3 栄養指導

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

### 4 健康管理

市及び県は必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

### 5 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動  
市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援  
避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。  
また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD、うつ病、アルコール依存症の人を適切に専門機関へ橋渡しするなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動  
学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口

- を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理  
支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。
- 6 避難所の生活衛生管理  
市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。  
また、市は、公衆衛生に係る物資として、消毒液、トイレトーパー等を備蓄する。
- 7 動物の保護  
県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。  
また、獣医師会等関係機関が実施する動物救護活動を支援する。
- 8 応援協力関係  
風水害・原子力等災害対策計画第3編第6章第2節7「応援協力関係」に定めるところによる。

## 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

### ■ 基本方針

- 災害応急対策を的確に実施するため、避難路及び緊急輸送道路の迅速な確保、被災状況を踏まえた車両の通行抑制、被災地域への一般車両の流入禁止、通行禁止箇所、危険箇所の表示及び迂回指示等の措置等を図る。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確認する。実施に当たっては、各道路管理者間で十分調整し、交通規制を担当する県公安委員会（県警察）とも密接な連絡を保つなど、各関係機関が相互に協力する。
- 震災時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各部署の保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 交通規制の内容

##### (1) 緊急輸送道路の確保

###### ア 交通規制の実施対象路線

人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

また、避難、救護、消防、警備等の活動のため、重要道路として国道247号、県道碧南半田常滑線を基線として、これらに接続する指定した主要な道路の交通確保を図る。

##### ① 最優先路線：県指定緊急輸送道路

- a 知多半島道路半田IC～大高IC
- b 南知多道路半田IC～豊丘IC
- c 知多横断道路半田中央IC～りんくうIC

##### ② 最優先路線：市指定重要道路

- a 名古屋ルート（一般道路経由）  
県道名古屋半田線～国道247号～県道碧南半田常滑線～市本部
- b 名古屋ルート（有料道路経由）  
知多半島道路～半田中央IC～県道碧南半田常滑線～市本部  
知多半島道路～半田IC～県道半田常滑線～国道247号～県道碧南半田常滑線～市本部
- c 常滑ルート  
県道半田常滑線～国道247号～県道碧南半田常滑線～市本部
- d 三河ルート  
衣浦大橋～県道岡崎半田線～国道247号～県道碧南半田常滑線～市本部  
衣浦海底トンネル～県道碧南半田常滑線～市本部
- e 港湾ルート  
衣浦港～県道碧南半田常滑線～市本部  
亀崎港～国道247号～県道碧南半田常滑線～市本部

- イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類  
風水害・原子力等災害対策計画編第3編第7章第1節「道路交通規制等」に定めるところによる。
  - ウ 交通規制の実施  
風水害・原子力等災害対策計画編第3編第7章第1節「道路交通規制等」に定めるところによる。
  - エ 強制排除措置  
風水害・原子力等災害対策計画編第3編第7章第1節「道路交通規制等」に定めるところによる。
  - オ 緊急通行車両の確認等  
風水害・原子力等災害対策計画編第3編第7章第1節「道路交通規制等」に定めるところによる。
  - カ 自衛官及び消防吏員の措置  
風水害・原子力等災害対策計画編第3編第7章第1節「道路交通規制等」に定めるところによる。
- 2 自動車運転者に対する指導
- 震災が発生した場合、県警察は、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。
- (1) 震災が発生したとき
- ア 車両の運転中
    - ① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
    - ② 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
    - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
    - ④ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
    - ⑤ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
  - イ 車両の運転中以外
    - ① 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
    - ② 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (2) 法に基づく交通規制が行われたとき
- 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
    - ① 緊急交通路に指定された区間以外の場所
    - ② 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
  - イ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。
- 3 相互協力
- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

#### 4 信号機の滅灯対策

信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置、可搬式信号機等を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。

#### 5 交通情報の提供

交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施する。

## 第2節 道路施設対策

緊急輸送道路の確保にあたっては、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、県といった道路管理者が中心となっていくが、市は緊急輸送道路確保のための復旧活動に協力するとともに、市で指定する緊急輸送道路(避難路)の確保に努める。

### 1 国土交通省中部地方整備局の役割

- (1) 被害状況の把握
- (2) 緊急輸送道路等の機能確保
- (3) 道路情報板、道路情報提供システム、報道機関等を通じた道路利用者等に対するの情報提供
- (4) 所管施設が被災した場合の、緊急輸送道路(道路啓開ルート)の早期確保と応急資機材等の確保及び被災施設の早期復旧

### 2 愛知県道路公社の役割

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
- (2) 一般通行車に対する情報提供
- (3) 関係機関との情報交換
- (4) 応急復旧対策の実施
- (5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

### 3 愛知県の役割

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
- (3) 二次災害防止のための交通規制
- (4) 情報の提供(災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況等)

### 4 市の役割

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
  - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
  - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
  - ア 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保  
管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路(代替路及び補完路を含む。)について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。  
また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
  - イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
  - ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
  - エ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。



- (3) 情報の提供  
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

### 第3節 港湾施設対策

#### 1 大規模災害が発生した場合の対策

- (1) 耐震強化岸壁等は、緊急物資の海上輸送に係る施設であり、港湾管理者は緊急時に十分機能を発揮できるように関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去、輸送船舶の安全航行の確保を図る。また、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。
- (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路の機能回復を図る。
- (4) 港湾において、ヘリコプターによる緊急物資や人員等の輸送を受け入れるため、ヘリポートとして利用可能な土地を確保する。
- (5) 施設の被害状況に応じて応急措置を講ずるため、港湾建設に係る民間事業者団体等との協力体制の確保に努め、港湾機能の速やかな回復を図る。

### 第4節 鉄道施設対策

#### 1 東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・衣浦臨海鉄道株式会社

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行う。

- (1) 非常参集要員の参集
- (2) 対策本部及び復旧本部の設置
- (3) 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達
- (4) 関係行政機関等への発災後の状況報告
- (5) 情報の提供
- ア 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
- イ 旅客等への列車運行情報の提供
- ウ 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供
- (6) 情報伝達手段の確保
- (7) 応急復旧資機材の手配
- (8) 旅客の避難誘導
- (9) 自衛隊への救援要請

#### 2 名古屋鉄道株式会社

##### (1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

##### (2) 応急措置

###### ア 乗務員関係

- ① 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- ② 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- ③ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- ④ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

###### イ 駅関係

- ① 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

- ② 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
  - ③ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
  - ④ 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
  - ⑤ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。
- ウ 諸施設関係
- ① 地震等の被害が発生したとき又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
  - ② 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。
  - ③ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。
- エ 通信連絡体制
- 鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

## 第5節 緊急輸送手段の確保

### 1 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) 鉄道、軌道等による輸送
- (3) 舟艇等による輸送
- (4) 飛行機等による輸送
- (5) 人夫等による輸送

### 2 輸送力の確保等

- (1) 災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の方法による。
  - ア 市所有の車両等「資料編 別表第15」
  - イ 公共的団体の車両等
  - ウ 業者所有の車両等「資料編 別表第4(2)」
  - エ その他の自家用車両等
- (2) 自動車、舟艇の確保
  - ア 各部は、自動車・舟艇等の確保を要するときは、総務部に次の輸送の条件（以下「輸送条件」という。）を明示してその調達を要請する。
    - ① 輸送期間又は借上期間
    - ② 輸送量又は車両の台数等
    - ③ 集合場所及び日時
    - ④ その他の条件
  - イ 水防活動に必要な車両及び舟艇の確保については、建設部及び消防部が協議してそれぞれ担当する。
- (3) 鉄道・路面鉄道による輸送
  - 道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他市等遠隔地において物資・資材を確保したときで、鉄道事業者等によって輸送することが適当なときは鉄道等による輸送を行うものとする。
- (4) 空中輸送
  - 災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、知事（知多県民事務所）あてに自衛隊による空中輸送についての出動要請手続（第4章 応援協力・派遣要請）を行う。この場合のヘリポート可能箇所は「資料編 別表第48」の定めによるものとする。
- (5) 人夫等による輸送
  - 車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送するものとする。輸送のための労力の確保は、第4章「応援協力・派遣要請」の定めるところによる。

### 3 輸送の応援要請

本部長は、市本部において自動車・舟艇等の確保ができず、あるいは道路の被災等による一般輸送の方法が不可能のため等により、輸送の円滑が期せられないときは、輸送条件を明示して知事（知多県民事務所）あてに応援を要請する。

### 4 輸送記録

災害輸送担当各部は、次に掲げる車両の使用その他輸送に関する記録を作成し、又は整備保存する。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 燃料及び消耗品受払簿
- (3) 修繕費支払簿
- (4) 輸送費関係支払証拠書類

### 5 費用の基準及び支払

輸送業者における輸送又は車両の借上げは、県の地域における慣行料金（国土交通省の許可を受けている料金以内）によるものとする。

なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度内）で、市長が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共機関等所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

## 第9章 浸水・津波対策

### ■ 基本方針

- 堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧送水管又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合等に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 津波による被害を防止するため、水門・陸閘門の適切な運用に併せ、市民、観光客等に対して情報伝達、避難誘導をはじめとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸閘門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

### 第1節 浸水対策

浸水対策は、「愛知県水防計画」及び「半田市水防計画」に準拠して点検及び応急復旧を実施する。

また、所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。

### 第2節 津波対策

#### 1 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等に関する情報の伝達・広報は、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等様々な手段を活用して行う。「資料編 別表第84」

#### 2 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

市は、災害対策本部の設置等の措置を講じ、津波警報等の伝達を受けたとき、または伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定めた計画に従い、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

また、災害対策本部を設置した場合は、概ね1時間の範囲で海岸線の監視、巡回を行い、釣り人等への避難指示を実施するとともに、流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

#### 3 津波の自衛措置

1の情報伝達等がなくても、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行う。

#### 4 河川、海岸及び港湾管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

#### 5 夜間・休日の対応

夜間・休日に津波警報、大津波警報が発表されたときは、水門・防潮扉等の近くに居住する職員により閉鎖を実施するものとする。

また、閉鎖活動は津波到達時間と退避時間を考慮して作業するものとする。

#### 6 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の確保・緊急輸送対策」、などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

## 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

---

### ■ 基本方針

- 事業所や学校などの組織は、発災時には安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、帰宅を判断する。  
また、帰宅困難者対策は、関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、必要に応じて時差を設けた帰宅などを選択する。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

### 第1節 避難所の開設・運営

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第9章第1節「避難所の開設・運営」に定めるところによる。

### 第2節 要配慮者支援者支援対策

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第9章第2節「要配慮者支援対策」に定めるところによる。

### 第3節 帰宅困難者対策

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第9章第3節「帰宅困難者対策」に定めるところによる。

## 第11章 水・食品・生活必需品等の供給

### ■ 基本方針

- 災害救助法を適用して被災住民に対し最低限必要な衣、食、住を提供する。  
給水については、断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。  
食料の供給については、自ら炊き出すことを基本に、食品の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。  
生活必需品の供給は、被服・寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの物資を供給する。  
家庭における非常備蓄品の確保について、指導・啓発に努める。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災地の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災地に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

### 第1節 給水

#### 1 飲料水の供給方法

- (1) 飲料水の供給は、上水道班により行うものとする。
- (2) 1人1日当たりの所要給水量は3L程度とする。
- (3) 飲料水の供給に使用する器具等は、すべて衛生処理したものとし、供給する飲料水については、供給施設において残留塩素濃度を適時測定し消毒効果を確認したものとする。
- (4) 供給の方法は、給水車、ポリ容器、ペットボトル等による搬送給水のほか、拠点施設に設けている応急給水栓等、現地の実情に応じ実施するものとする。

#### 2 整備保存すべき帳簿

- (1) 応急給水活動予定表、応急給水活動集約表
- (2) 応急給水作業指示書、応急給水作業報告書
- (3) 飲料水供給のための支払証拠書類

#### 3 その他必要とする事項

- 4 風水害・原子力等災害対策計画編第3編第10章第1節4「その他必要とする事項」に定めるところによる。

### 第2節 食品の供給

#### 1 給与の方法

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第10章第2節1「炊出しその他による食品の供給」に定めるところによる。

#### 2 食品の調達方法

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第10章第2節3「食品の調達方法」に定めるところによる。

#### 3 炊き出し品目

- (1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。  
ア 第1段階 乾パン、ビスケット、乾燥米飯など  
イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- (2) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

#### 4 米穀

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の精米調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の精米調達が困難な場合は、県と密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章Ⅰ第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。  
なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。
- (3) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、市街施設の活用を申し入れる。

#### 5 炊き出し施設一覧表

「資料編 別表第59」

#### 6 炊き出し補助施設一覧表

「資料編 別表第60」

#### 7 災害用応急米穀の確保

- (1) 本市における災害用応急米穀の確保については、「資料編 別表第61」のとおりとする。
- (2) 災害救助法適用時の炊き出し用米穀（精米）の確保については、「資料編 別表第62」のとおりとする。
- (3) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分以上の食料を備蓄しておくとともに、市においても備蓄しておくことが必要である。

### 第3節 生活必需品の供給

#### 1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。  
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 2 配給計画

- (1) 平素より市民に対し、避難の際には必要最小限の身廻品として常用している眼鏡、コンタクトレンズ、処方箋等を携帯するよう周知徹底を図る。
- (2) 緊急対策として、備蓄物資の放出等の措置をとる。
- (3) 避難者のニーズを的確に把握し、併せて現地における物資配分の迅速円滑を図るため、自主防災会やボランティア等の協力体制を得る。
- (4) 災害時応援協定を締結している半田市商店街連合会、半田市大型店連絡協議会、知多薬剤師会などを通じて、ニーズに則した生活必要物資を提供する。
- (5) 子供や女性、要配慮者に対しては、特に必要とされる物資の確保に努める。
- (6) 必要とする物資や搬入された物資については、可能な限り受領簿等により記録にとどめる。

#### 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資受払簿（配給段階ごとに送付書、受領書ともに作成する。）
- (3) 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払先証拠書類

## 第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■ 基本方針

- 環境汚染の防止を適切に実施するため、被災状況を的確に把握して、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。  
また、廃棄物の処理に関しては、被害状況を的確に把握し、被害の拡大防止に努めるなど被災状況に即した対応を実施する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

### 第1節 環境汚染防止対策

#### 1 環境汚染防止計画

被災状況を勘案し、事業者に汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

#### 2 清掃計画

災害により発生したごみ・し尿等を速やかに処理して清潔さを保ち、環境衛生を確保する。

##### (1) ごみ収集処理の方法

- ア 被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施する。
- イ 収集したごみ等は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは埋立処分をするものとする。この収集処分については、通常業務の要領により行うほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

##### (2) し尿収集処理の方法

- ア 収集については、委託業者保有のバキューム車を動員して、緊急汲取りを要する地域から実施する。
- イ 収集・処分については、通常業務の要領により行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

##### (3) 使用制限

公共下水道の被災状況により流下能力が失われ、又は、制限される場合は、市民に対し応急復旧が施されるまで使用制限を広報し協力を求める。

##### (4) 周辺市町村及び県への応援要請

市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

### 第2節 地域安全対策

#### 1 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。



(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

## 第13章 遺体の取扱い

---

### ■ 基本方針

- 災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・收容し、検視など所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。  
風水害・原子力等災害対策計画編第3編第12章に定めるところによる。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

### 第1節 遺体の搜索・処理・埋火葬

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第12章第1節「遺体の搜索・処理・埋火葬」に定めるところによる。

## 第14章 ライフライン施設等の応急対策

### ■ 基本方針

- 発電設備、送配電設備の被害状況を把握し、要員及び資機材の確保と応急復旧を実施することとされている。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止することにより、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施する。被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続することとする。
- 一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じることとする。  
その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じることとする。
- 災害のため、飲料水が不足又は汚染し、自ら飲料水を得ることが出来ない者に対し、飲料水を供給し、罹災者を保護する措置をとることとする。  
配水本管の破損に伴い水道の供給が継続できなくなった場合は、応急給水作業を実施するとともに応急復旧作業を実施し、仮設配水管、仮設給水栓を設置することで早期の給水再開を図る。  
復旧作業においては、配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め二次災害の発生防止に努める。
- 工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所若しくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。
- 下水道管渠、排水ポンプ場、浄化センターの被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- 市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。
- ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。また、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

### 第1節 電力施設対策

- 1 電気事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）は、災害が発生した場合、災害対策本部の設置、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電・変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施することとする。
- 2 優先復旧を図る施設は、電力会社側は火力設備、超高圧系統に関連する送変電設備、利用者側は人命にかかわる病院、災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、上下水道、交通、通信などの機関、避難施設、報道機関等である。
- 3 強風・浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所及び危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずることとする。
- 4 応急工事が実施困難な場合、他の電気関係業者の応援を求めて実施することとする。
- 5 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

- 6 電気の復旧状況、感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報者及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRすることとする。

## 第2節 都市ガス施設対策

- 1 災害対策本部の設置  
地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する  
緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。  
(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)
- 2 情報の収集  
供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。
- 3 津波からの避難対策
  - (1) 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。  
また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には帰宅等を要請する。
  - (2) 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。
- 4 緊急対応措置の実施  
導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。  
また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。
- 5 応援の要請  
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
- 6 応急復旧活動の実施  
供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。
  - (1) 需要家の閉栓の確認
  - (2) 導管の被害箇所の調査及び修理
  - (3) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
  - (4) 需要家の閉栓、試点火  
なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。  
また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。
- 7 広報活動の実施  
ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 第3節 LPガス（プロパンガス）施設対策

- 1 一般社団法人愛知県LPガス協会による大規模災害が発生した場合の対策
  - (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置
  - (2) 被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報等による総合的な被害状況の把握

- (3) 必要に応じ、各支部に現地対策本部の設置、応援要員の招集
  - (4) 被害状況に応じて、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制への移行
  - (5) 被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置
  - (6) 緊急対応措置、応急的な使用のための安全確認による速やかな使用再開の措置
  - (7) 二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じた広報活動
- 2 一般社団法人愛知県LPガス協会による甚大な大規模災害が発生した場合の対策
- (1) 緊急対応措置として、二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤収を行う。また、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。
  - (2) 一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。
  - (3) 応急復旧は、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設から早期復旧に努める。

## 第4節 上水道対策

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第13章第1節4「上水道対策計画」に定めるところによる。

## 第5節 工業用水道対策

- 1 大規模災害が発生した場合の対策
- (1) 県は、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応のほか、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、応援要請に当たる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。
  - (2) 応急復旧の工事業者などと連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。
- 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
- 県では、他府県からの応援を迅速に受入られる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。
- 送水管口径が比較的大きいことから、二次災害防止のため、バルブ操作等により緊急に送水停止措置を講ずる。

## 第6節 下水道対策

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第13章第1節5「下水道対策計画」に定めるところによる。

## 第7節 通信施設対策

- 1 通信施設の応急措置
- (1) 通信
    - ア 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)  
西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、大規模災害によって通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被災の全容を迅速に把握するとともに、サービス回復を第一義として速やかに実施することとされている。
    - イ KDDI 株式会社  
KDDI 株式会社は、国際電気通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行うこととされている。

ウ 株式会社NTTドコモ東海

株式会社NTTドコモ東海は、移動通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行うこととされている。

(2) 専用通信

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。利用に当たっては、要員の確保、応急用資機材の確保、訓練の実施に留意して適切な対応を図る。

(3) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、できる限り速やかに放送を再開すること等のために、送信所内に最小限の放送設備の設置、中波放送における可能な限りの非常用放送設備の設置、臨時無線回線の設定等の対策の推進に努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。「資料編 別表第24」「資料編 別表第25」

2 郵送対策

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第13章第1節7「郵便業務対策計画」に定めるところによる。

## 第15章 住宅対策

### ■ 基本方針

- 地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、また、被災した宅地の安全性に関する応急的な危険度判定を実施し、その危険性の周知と余震等による二次災害の未然防止を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努めることとされている。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

### 第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

- 1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置
  - (1) 応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
  - (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度支援本部（以下支援本部）へ支援要請を行う。
  - (3) 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定活動を実施する。
- 2 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置  
県は、市の応急危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部を設置することとされている。
- 3 判定活動の実施  
応急危険度判定士が建築物の被災状況を現地調査して、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 4 応急危険度判定士の養成  
市は、県が実施する応急危険度判定士の養成に協力する。

### 第2節 公共賃貸住宅等への一時入居

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第20章第2節「公共賃貸住宅等への一時入居」に定めるところによる。

### 第3節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第20章第3節「応急仮設住宅の設置及び管理運営」に定めるところによる。

#### **第4節 住宅の応急修理**

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第20章第4節「住宅の応急修理」に定めるところによる。

#### **第5節 障害物の除去**

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第20章第5節「障害物の除去」に定めるところによる。



## 第16章 学校における対策

### ■ 基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、必要最小限度の学用品を給与し、それらの就学の便を図る措置をとる。
- 教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、県教育委員会、私立学校設置者等が、教科書及び学用品等の給与については、市長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長)が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

### 第1節 学校における対策

#### 1 津波警報等の伝達、臨時休校及び避難等の措置

##### (1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する方法をあらかじめ定めておくこと。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。

##### (2) 臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、臨時休校等の措置をとる。

##### (3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

#### 2 教育施設の確保

市及び市教育委員会並びに私立学校設置者は、教育施設の被災等により授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

##### (1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合、速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合、使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合、市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合、他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合、授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ず

る。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

##### (2) 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たり、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

#### 3 教職員の確保

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第21章第1節5「教職員の確保」に定めるところによる。

#### 4 教科書・学用品等の給与

風水害・原子力等災害対策計画編第3編第21章第1節6「教科書・学用品等の給与」に定めるところによる。

## 第4編 災害復旧・復興

### 第1章 復興体制

---

#### ■ 基本方針

- 風水害・原子力等災害対策計画編第4編第1章「復興体制」に定めるところによる。

#### 第1節 復興本部の設置等

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第1章第1節「復興本部の設置等」に定めるところによる。

#### 第2節 復興計画の策定等

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第1章第2節「復興計画の策定等」に定めるところによる。

#### 第3節 職員の派遣要請

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第1章第3節「職員の派遣要請」に定めるところによる。

## 第2章 公共施設等災害復旧対策

---

### ■ 基本方針

- 風水害・原子力等災害対策計画編第4編第2章「公共施設等災害復旧対策」に定めるところによる。

### 第1節 災害復旧事業の種類

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第2章第1節「災害復旧事業の種類」に定めるところによる。

### 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第2章第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」に定めるところによる。

### 第3節 激甚災害の指定

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第2章第3節「激甚災害の指定」に定めるところによる。

### 第4節 暴力団等への対策

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第2章第4節「暴力団等への対策」に定めるところによる。

## 第3章 災害廃棄物処理対策

---

### ■ 基本方針

- 風水害・原子力等災害対策計画編第4編第3章「災害廃棄物処理対策」に定めるところによる。

### 第1節 災害廃棄物処理対策

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第3章第1節「災害廃棄物処理対策」に定めるところによる。

## 第4章 被災者等の生活再建等の支援

---

### ■ 基本方針

- 風水害・原子力等災害対策計画編第4編第4章「被災者等の生活再建等の支援」に定めるところによる。

#### 第1節 罹災証明書の交付等

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第4章第1節「罹災証明書の交付等」に定めるところによる。

#### 第2節 被災者への経済的支援等

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第4章第2節「被災者への経済的支援等」に定めるところによる。

#### 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第4章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」に定めるところによる。

#### 第4節 住民意見の反映

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第4章第4節「住民意見の反映」に定めるところによる。

## 第5章 商工業・農林水産業の再建支援

---

### ■ 基本方針

- 風水害・原子力等災害対策計画編第4編第5章「商工業・農林水産業の再建支援」に定めるところによる。

### 第1節 商工業の再建支援

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第5章第1節「商工業の再建支援」に定めるところによる。

### 第2節 農林水産業の再建支援

風水害・原子力等災害対策計画編第4編第5章第2節「農林水産業の再建支援」に定めるところによる。

## 第5編 南海トラフ地震臨時情報

### 第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

#### ■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

#### 第1節 南海トラフに関連する情報

南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

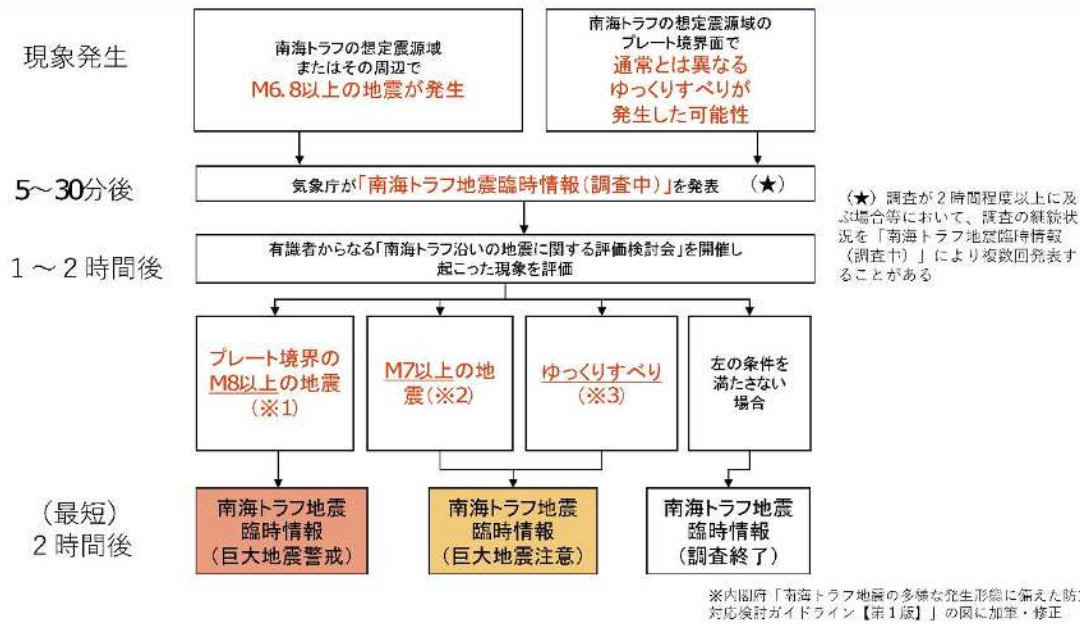
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 <sup>※1</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>※2</sup> の地震 <sup>※3</sup> が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合

地震発生等から最短で2時間	巨大地震注意	○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)  
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)  
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

### 1 情報収集・連絡体制の整備

適宜必要な情報の収集に努め、関係機関に対して必要な情報を伝達する。

原則、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表後ただちに体制は執らず、気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執り、災害対策に関する庁内会議を開催し、庁内における情報共有を図る。

また、市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確



保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

## 2 市民への呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする

## 3 避難対策等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討した結果、市内に事前避難を検討する地域（堤防沈下等により30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域）はあるものの、住家や企業施設等常時住民のいる地域は該当していないことから、事前避難対象地域は設定しないこととする。

## 4 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。
  - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - イ 地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、必要な体制を確保するものとする。
  - ア 所管区域内の監視及び警戒
  - イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作
  - ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

## 5 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道  
水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 電気  
電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (3) ガス  
ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (4) 通信  
通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

7 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

8 施設の点検等

市が所管する施設のうち、防災上重要な施設や市民利用施設について、必要に応じて点検及び大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。

9 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

## 第6編 東海地震に関する事前対策

### 第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

#### 第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。（地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。）

なお、この地震防災応急対策は大規模地震対策特別措置法第6条2項に基づく地震防災強化計画の中核をなすものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編「災害予防」において定める。

#### 第2節 大規模地震対策特別措置法による措置の体系

「資料編 別表第85」のとおりである。

##### ※補足

半田市については、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号 以下「大震法」という。)に基づく、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、本市防災計画において東海地震に係る事項を記載することが義務付けられている。

しかしながら、大震法に基づく地震防災応急対策については、対策の前提となる地震予知が困難であるとの見解が、平成29年9月の中央防災会議防災対策実行会議において示されていることから、見直しの対象となっている。

大震法の法改正等は未だ行われていないため、本市防災計画への東海地震に係る事項の記載は継続するものの、上記の理由から現在の運用と異なることに留意する。

## 第2章 地震災害警戒本部の設置等

### 第1節 地震災害警戒本部の設置

#### 1 地震災害警戒本部の設置

市長は、大震法第16条の規定により、警戒宣言が発せられた場合、直ちに半田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。  
なお、東海地震注意情報が発表された段階においては、半田市地震対策会議を招集する。  
半田市地震対策会議設置要綱「資料編 別表第125」  
また、東海地震に関する警戒宣言発令までの流れは、「資料編 別表第86」のとおりである。

#### 2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は大震法、大震法施行令、半田市地震災害警戒本部条例及び半田市地震災害警戒本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定めるところによる。

「資料編 別表第126」

「資料編 別表第127」

その概要は次のとおりである。

##### (1) 半田市地震災害警戒本部の組織等

###### ア 設置場所

警戒本部は、市庁舎4階災害対策室に設置する。

「資料編 別表第128」

###### イ 組織

警戒本部には、本部室、部及び地域拠点支部を置く。

###### ウ 所掌事務

警戒本部は、概ね次の事項を実施する。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の市民及び企業等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
- ③ 地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。
- ④ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等にそれぞれ要請する。
- ⑤ 市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告する。
- ⑥ 避難の指示又は警戒区域の設定
- ⑦ 消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- ⑧ 消防、水防等の応急措置
- ⑨ 避難者等の救護
- ⑩ 緊急輸送の実施
- ⑪ 応急給与物資（食料、医薬品等）の確保準備
- ⑫ 自主防災活動の指導、連携
- ⑬ 防災ボランティア受入準備
- ⑭ 各種公共施設の応急復旧準備及び情報収集
- ⑮ その他地震防災上必要な措置

#### 3 地震防災応急対策要員の参集等

市長は、次に定めるところにより、市職員に参集を命ずるものとする。

##### (1) 第1非常配備体制

###### ア 配備時期

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき

###### イ 配備人員

防災監、防災安全課長及び防災安全課員、秘書課長、企画課長、市民協働課長

- ウ 配備内容  
    情報収集及び伝達
- エ 配備場所  
    防災安全課室
- (2) 第2 非常配備体制
  - ア 配備時期  
    東海地震注意情報が発表されたとき
  - イ 配備人員  
    班長以上及び地震防災応急対策を実施するために必要な要員
  - ウ 配備内容  
    情報収集及び伝達並びに各部は警戒宣言発令に備え人員確保等の準備を行う
  - エ 配備場所  
    災害対策室及び各課室
- (3) 第3 非常配備体制
  - ア 配備時期  
    東海地震予知情報が発表されたとき
  - イ 配備人員  
    全職員
  - ウ 配備内容  
    各部及び班は、本部運営要綱に定められた事務分掌に基づき、地震防災応急対策を実施する。
  - エ 配備場所  
    市役所、地域拠点支部又は地震防災応急対策を実施する場所
- (4) 参集状況の報告  
    各課長は、非常配備において各班の稼働可能人員を把握するため課員の参集状況を「資料編 別表第22(2)」により各部長へ報告する。各部長は、随時、職員班へ報告する。

## 第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

### 1 東海地震に関連する情報等の伝達等

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

- (1) 気象庁が発表する東海地震に関連する情報  
    「資料編 別表第87」
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ例文  
    「資料編 別表第88」

### 2 地震防災応急対策要員の参集等

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報発表時の情報伝達
  - ア 市は、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発生された場合、市の管理する施設及び市民等に第4節「警戒宣言後の避難状況等に関する情報収集・伝達等」に準じてその旨を伝達するものとする。
  - イ 市民等への情報伝達の時期は、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された段階から努めるものとする。
  - ウ 市及びその他の防災関係機関は、市民等が東海地震注意報発表の報道に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。
    - ① 東海地震注意情報発表の意義及び情報収集に関する事項

- ② 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
- ③ 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項
- ④ その他地震防災上必要な事項

(2) 活動準備体制

市及びその他の防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、速やかに地震災害警戒本部等の設置準備を行うとともに、市民等が東海地震注意情報の発表に接した場合に予想される社会的混乱を防止するため、必要な活動体制をとるものとする。

3 警戒宣言の情報伝達

警戒宣言の情報伝達は、「資料編 別表第 89」のとおり。

内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文は、「資料編 別表第 90」のとおり。

### 第3節 警戒宣言発令時の広報

市は、警戒宣言に伴って発表される東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、東海地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震予知情報の内容、特に県下の地震及び津波の予想
- (2) 市長から居住者等への呼びかけ
- (3) 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (4) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (5) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (6) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (7) ライフラインに関する情報
- (8) 混乱防止のための対応措置
- (9) その他状況に応じて事業所又は市民等に広報周知すべき事項

ア 基本的な伝達事項

火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備、飲料水等の緊急貯水、非常持出品の点検及び確認

イ 市（長）から市民への呼びかけ

警戒宣言発令時の市（長）から市民等への呼びかけ（例）は、「資料編 別表第 91 (1)」のとおり。

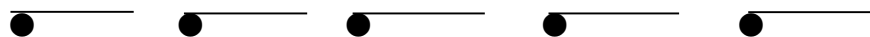
- (10) 県（防災安全局）から警戒宣言の伝達を受け、本庁各課及び出先機関並びに関係機関に伝達する場合の例文「資料編 別表第 91 (2)」

2 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、「資料編 別表第 92」の伝達系統により行う。

サイレンによる伝達（地震防災信号は下記のとおり）

45 秒吹鳴・15 秒休止・45 秒吹鳴の繰り返しで約 30 分



3 問い合わせ窓口

市は、市民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

- 4 津波に対する呼びかけ例文は、「資料編 別表第 93」のとおり。

## 第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報収集・伝達等

### 1 情報の収集、伝達系統

市における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、「資料編 別表第94」の伝達系統により行うものとする。

警戒宣言発令時には、電話又は有線の機能がふくそうすることが予想されることから防災無線により伝達するが、その代替伝達は使送とする。

### 2 報告事項

避難状況及び応急対策実施状況等の報告事項は、「資料編 別表第95～第97」により行うものとする。

### 3 報告時期

資料編の各別表による報告時期は、次のとおりとする。

- (1) 避難の経緯は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに行う。  
「資料編 別表第95」
- (2) 避難の完了は、避難にかかる措置が完了した後速やかに行う。「資料編 別表第96」地震防災応急対策は、それぞれの措置を実施するために必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行うものとする。「資料編 別表第97」

## 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

### ■ 基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合には、食料、生活必需品、医薬品等の確保をするため、半田商工会議所をはじめとする関係団体の応援を求めて、市内商業者の在庫物資の供給確保に努める。  
また、災害応急対策を実施するために必要な資機材の整備及び防疫、医療等の措置に必要な人員を配置するものとする。  
なお、地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、市長は、大震法第27条第1項の定めにより市内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条に定める通知等をするものとする。  
この措置を執ったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

### 第1節 食料、生活必需品、医薬品等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために、必要な食料、生活必需品及び医薬品等の備蓄を図るものとする。  
これに要する人員体制は、本部運営要綱の定めるところによる。

#### 1 食料の確保

食料の確保を図るため、市が保有する災害用備蓄物資の放出措置をとるとともに、半田商工会議所をはじめとする関係団体の応援を求めて、市内商業者から食料と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の確保に努めるものとする。

なお、市内で調達不可能な場合を予想して、県、日赤愛知県支部に対して協力を要請し、物資の確保に努めるものとする。

(1) 給与物資については、「資料編 別表第13(1)」のとおり。

(2) 災害備蓄食糧は、「資料編 別表第13(2)」のとおり。

#### 2 生活必需品の確保

市は、地震が発生した場合に備え、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品の備蓄を図るものとする。

また、半田商工会議所をはじめとする関係団体の応援を求めて、市内商業者の在庫物資の確保に努めるとともに、生活必需品を扱うスーパーマーケット・小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう要請する。さらに県、日赤愛知県支部に備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

市の備蓄生活必需品は、「資料編 別表第13(3)」のとおり。

#### 3 医薬品等の確保

市は、発災に備え医薬品等を平常医療用とあわせ、発災後の医療活動用として備蓄に努めるものとする。

なお、市内で医薬品等の確保が困難な場合は、県、日赤愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

市の備蓄医薬品は、「資料編 別表第54」のとおり。

### 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

#### 1 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、発災後における緊急輸送道路を確保するため、防災協定締結事業者の協力を得て、応急復旧用資機材及び労力の確保等の準備を行うものとする。



- (2) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標識又は交通規制用広報看板を必要箇所に設置するものとされている。
- (3) 東海旅客鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社並びに名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合に、発災後における応急復旧に備えるため、およそ次のような措置を講ずるものとされている。
  - ア 応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材、機器についてもその所在を確認する。
  - イ 必要に応じ、あらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

## 2 給水確保用資機材及び人員の配備

- (1) 市は、震災に備え市民等への飲料水の確保を行うため、配水池の配水操作に留意し、必要な人員の配備を行うとともに、応急給水、応急復旧の工事車両等及び資機材について平素より点検整備しておく。「資料編 別表第 98 (1)、別表第 98 (2)」
- (2) 市は、震災に備え、以下の災害時の緊急体制を整えておくものとする。「資料編 別表第 99」
  - ア 県関係機関（保健所、県企業庁など）
  - イ 半田市水道指定工事店協同組合（災害時における応急対策の協力に関する協定）
  - ウ 日本水道協会に係る県内外の水道事業者（災害時相互応援に関する協定、水道災害相互応援に関する覚書、災害時等水道緊急連絡管に関する協定など）
  - エ 自衛隊

## 3 下水道確保用資機材及び人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、発災に備え次の措置をとる。

- (1) 下水道施設の補助電源設備等の緊急点検を実施する。
- (2) 発災後の応急復旧に備え資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。
- (3) 衣浦西部浄化センターの災害応急対策について情報を得る。

## 4 電気供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずることとする。

- (1) 車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに「資料編 別表第 100」の電気供給応急復旧用資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) 「資料編 別表第 101」で定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

## 5 通信確保用資機材及び人員の配備

### (1) 災害応急用無線機の整備、点検

市は、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合や東海地震予知情報等に係る大規模な地震が発生した場合に備えて、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ市及び防災関係機関、自主防災会等に配備してある災害応急用無線機の整備、点検を行い、事前に相互の連絡調整を図ることとする。「資料編 別表第 102」

### (2) 電信及び電話

西日本電信電話株式会社、及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、発災に備え応急復旧用資機材として、非常用可搬型遠隔集線装置（E-R L C M）、ポータブル衛星無線支援車、移動無線車、移動電源車及び応急光ケーブルを、N T T西日本名古屋支店に常備するものとする。

警戒宣言が発せられた場合は、地震災害警戒本部をN T T西日本名古屋支店に設置し要員の確保に努めることとする。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある災害応急対策用通信機器及び資材の整備及び確認を行うこととする。

#### 6 ガス供給確保用資機材及び人員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずることとされている。

- (1) 車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、取引先、メーカー、他ガス事業者等へ融通を依頼する。
- (2) あらかじめ定められた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ関連工事会社、他ガス事業者等へ応援を依頼する。

#### 7 浸水対策用資機材及び人員の配備

市は、浸水被害の防止及び軽減についての活動を他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備の体制を整える。

このため、浸水対策用資機材を備蓄するとともに、人員の配備については第3編第1章「活動態勢(組織の動員配備)」による。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

現有の浸水対策用資機材の備蓄数量は、「資料編 別表第103」のとおりである。

#### 8 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

##### (1) 一般廃棄物処理施設

市は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後に備え、速やかに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、復旧稼働できる体制を確保するものとする。

##### (2) ごみ処理

市は、地震災害が発生し、倒壊家屋及び家具等可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、人員体制並びに資機材を確保するものとする。収集及び運搬は車両等で行い、収集したごみ等は原則として焼却処分とするが、不燃物または焼却できないものは適正な処理をする。市は、仮置場を確保するとともに、処分地についても地震等災害時も含めて十分確保するものとする。

##### (3) し尿処理

市は、発災に備え収集委託業者のバキューム車の確保に努めるとともに、地震災害発生後は、緊急汲取りを要する地域から実施するよう備える。また、水道の断水等によりトイレが使用不可能となった場合、仮設トイレを確保するものとする。

このための人員体制並びに資機材の確保を図るものとする。

##### (4) その他

災害時の一般廃棄物及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定書に基づき、広域的に対応するものとする。

なお、廃棄物の処分方法は震災廃棄物対策指針(平成10年10月厚生省)に基づくものとする。「資料編 別表第104」

#### 9 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

災害発生時における防疫対策は、感染症発生の予防措置として、被災家屋の消毒、調査検診、予防接種を実施するもので、その緊急時に対応できるよう配備体制を整え、半田保健所、医療機関の全面的な協力を得るものとする。「資料編 別表第105」

#### 10 医療救護用資機材及び人員の配備

市は、災害の発生に備え、応急的な医療救護活動の実施のため、次のような措置を行なうものとする。

- (1) 災害拠点病院である市立半田病院を拠点として、医療救護活動の準備を進めるとともに、半田市医師会との連携を密にし、二次収容病院としての機能を確保する。
- (2) 状況によっては応急的な医療活動を実施するために、半田市医師会及び市立半田病院で必要な医療救護班を編成し、応急救護所設置の準備を行う。
- (3) 医療救護の医薬品、その他衛生機材等を整備しておくものとする。
- (4) 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、県、他市町、日赤等に対しその編成、派遣の準備を要請するものとする。

## 第4章 発災に備えた直前対策

### ■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。  
なお、東海地震情報注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

### 第1節 避難等対策

#### 1 市が行う避難対策

##### (1) 避難対象地区

本市において、警戒宣言時に避難情報の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、地震の発生で大きな被害が予想される地域であらかじめ定める区域とする。「資料編 別表第106」

##### (2) 避難対象地区居住者等への周知

市は、避難対象地区の居住者等に次の事項などの周知徹底を図るものとする。

- ① 区域の範囲
- ② 想定される危険の種類（急傾斜地、山腹崩壊、津波浸水）
- ③ 避難場所
- ④ 避難場所に至る避難路
- ⑤ 避難の指示の伝達方法
- ⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- ⑧ 大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業所のうち、避難対象地区にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業所の従業者、避難者、入場者等に対し、(2)の①～⑦に掲げる事項について、あらかじめ十分周知を図るものとする。この場合において、学校、幼稚園、保育園（以下「学校等」という。）は(2)の①～⑦に掲げる事項に加え、児童、生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の引渡し方法並びに登下校（降園）時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。

##### (3) 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、地震災害による危険を防止するため警戒区域の設定を行う。

##### (4) 避難対象地区及び警戒区域に関する措置

ア 市長は、避難対象地区について避難の指示を行い、又は警戒区域の設定を行った場合、次の措置をとるものとする。

- ① 同報無線、広報車及び自主防災会による指示の周知措置
- ② 愛知県地震災害警戒本部への報告
- ③ 自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導
- ④ 半田警察署への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- ⑤ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検、整備
- ⑥ 警戒区域について避難場所の設定
- ⑦ 警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- ⑧ 避難終了後の区域についての防火防犯パトロールの実施

イ 市は、避難場所ごとに発災前後における避難場所への必要な設備資機材の配備及び職員の派遣を行うものとする。

ウ 指示があったときは、区域の自主防災組織及び施設又は事業所は、あらかじめ定められた避難計画及び警戒本部の指示に従い、市民又は従業者、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。

##### (5) 避難場所

「資料編 別表第107・別表第131」

(6) 避難生活

- ア 避難場所における避難生活は、原則として建物倒壊等の危険のない屋外での生活とする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができるものとする。
- イ 食料、生活必需品等については、原則として自己において確保し、避難場所へ携行してもらうこととする。ただし、滞留者等自己において食料等を確保することができない者には必要な支援をするものとする。

(7) 避難方法

指示により居住者等が避難場所まで避難する方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な居住者等については、車両避難救護等の対策により避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

- ア 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- イ 警戒宣言に基づき、市長から(4)に掲げる避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が、地域の民生・児童委員や消防団等と協議連携して、介護及び搬送を担当するものとし、市は、自主防災組織とともに避難救護体制の整備に当たり、介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ウ 市が避難場所を開設するときには、必要に応じて次のような救護措置を行うものとする。
  - ① 耐震化された指定避難所又はテントへの収容
  - ② 飲料水の供与
  - ③ 備蓄食料及び毛布の供与
  - ④ その他必要な措置
- エ 市は、避難場所を開設した場合の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次のような措置をとるものとする。
  - ① 市が備蓄する食料、物資等の配備
  - ② 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備
  - ③ 避難者に対し避難生活に必要な食料、水等物資の自給の要請
  - ④ その他必要な措置

(8) 避難場所の運営体制の整備

避難場所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、県や市が作成した避難所運営マニュアルなどを活用し、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

2 第四管区海上保安本部が行う避難対策

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、船舶臨海施設に対して、あらかじめ定める伝達方法により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図ることとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された段階から、釣り客等に対して、船舶・航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図ることとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域にある船舶に対し、港外、沖合等の安全な海域への避難勧告（港則法）を行うこととする。
- (4) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき、海上保安官は立ち退きを指示することとする。
- (5) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止を行うこととする。海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市長に通知することとする。

3 警察官が行う避難対策

- (1) 警戒宣言が発せられた場合等において、市長が前記「1 市が行う避難対策」に定める避難のための立ち退きの指示をすることができないとき又は市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することとする。
- (2) 警察官が上記の措置を執ったときは、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。

#### 4 県公安委員会が行う交通規制

県公安委員会は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、警戒宣言が発せられた場合、避難場所及びその周辺道路等において駐車禁止、一方通行及び指定方向外通行禁止等の必要な交通規制を行うこととする。

#### 5 児童生徒等の安全対策

学校等における児童生徒等の安全対策については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、学校等は東海地震注意情報発表時において、通学（園）距離、通学（園）時間、通学（園）路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、実態に即して具体的な避難計画を定め、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。

- (1) 児童生徒等が在学（園）もしくは登下校（登降園）中に東海地震注意情報が発表された場合は、原則として下校降園させるが、耐震化された学校等に留まることも選択肢であり、あらかじめ保護者と協議しておく。
- (2) 児童生徒等が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合においては、休校（園）として児童生徒等は登校（園）させない。

### 第2節 消防、浸水等対策

#### 1 消防対策

消防機関は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
- (2) 火災の発生に備え、部隊及び消防車両等の資機材を事前配備
- (3) 東海地震予知情報等の収集、伝達及び周知、広報体制の確立
- (4) 前節に定める避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (5) 施設、事業所等に対する地震防災応急計画実施の指示
- (6) その他必要な措置

#### 2 知多中部広域事務組合消防本部の措置

前項に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動は「知多中部広域事務組合地震対策特別計画」に定めるところによる。

#### 3 水防対策

水防対策として、市は次のような措置をとるものとする。

- (1) 監視、警戒を強めるとともに、河川等の管理者への連絡通報を実施する。
- (2) 水防対策用資機材の点検、整備、配備を実施する。
- (3) その他必要な措置を実施する。
- (4) 水門、陸閘門は、可能なものから閉鎖もしくは、閉鎖準備を整える。
- (5) ため池の水位を確認し、水位調整が必要な池については水位調整を実施する。特に防災重点農業用ため池、特定農業用ため池についての水位監視、水位調整には細心の注意を払う。

### 第3節 警備対策

#### 1 警察による警備対策

警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、東海地震注意情報が発表された旨の通報を受けた場合は、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進することとする。

## 2 海上の警備体制

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行うこととする。

## 第4節 道路交通対策

### 1 道路

警戒宣言が発せられた場合、県公安委員会は、道路管理者等と協力して適切な交通規制を実施し、市民等の避難、緊急物資の輸送、警察、消防活動が円滑に行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

#### (1) 交通規制の基本方針

- ア 一般道については、一般車両の知多半島道路、南知多道路、知多横断道路(以下：強化地域)内での走行を極力抑制するとともに、強化地域内への流入を極力制限し、強化地域からの流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のIC等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は原則として制限しない。
- ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

#### (2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置は、次のとおりとする。

- ア 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき。
  - ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
  - ② 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めエンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき  
津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

#### (3) 交通規制の内容(半田市を対象とするもの)

警戒宣言が発せられた場合は、大震法及び道路交通法により次の交通規制を行う。

- ア 強化地域規制  
緊急交通路を確保するため、一般車両の知多半島道路半田IC及び半田中央ICからの流入を制限するとともに、交通の混乱等により、地震防災応急対策に影響が及ぶ場合、必要な交通の規制及び見直しを行う。
- イ 広域的な避難場所の周辺道路  
避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行、及び指定方向外進行禁止等の必要な交通規制を行う。
- ウ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺道路  
愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。
- エ 緊急輸送車両の通行  
第1次的には指定する路線及び区間について、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両(以下「緊急輸送車両等」という。)以外の車両の通行を必要に応じて禁止する。「資料編 別表第108」  
前記以外の道路について、緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、指定する路線、区間及びその他の関連道路について車両の通行を必要に応じて禁止又は制限する。「資料編 別表第109」

(4) 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める標示を設置して行うが、緊急を要するとき又は設置が困難であるときは、警察官の現場における指示により交通規制を行う。「資料編 別表第110」

(5) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、テレビ、ラジオ、看板等により適宜、適切な広報を実施する。

(6) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

ア 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力制限する。

イ 通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに立退きの広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(7) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

## 2 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。

また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続することとする。

東海旅客鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社並びに名古屋鉄道株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車及び旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずることとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱い

① 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

② 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運行計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱い

① 警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

a 強化地域内の進入は禁止する。

b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

イ 旅客の対応

① 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運行状況について案内する。

② 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難所へ避難させる等の必要な措置をとる。

(3) 東海旅客鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社・武豊線の運転規制

「資料編 別表第111」

(4) 名古屋鉄道株式会社・河和線の運転規制

「資料編 別表第112」

(5) 衣浦臨海鉄道株式会社・半田線の運転規制

「資料編 別表第113」



### 3 海上

警戒宣言が発せられた場合、第四管区海上保安本部は、地震予知情報において津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上において、必要に応じて次の措置をとることとされている。

- (1) 在港船舶に対する入港制限若しくは移動命令、交通の整理及び指導等海上の交通安全の確保
- (2) 船艇による沿岸周辺地域の警戒等、治安の維持
- (3) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止、荷役の中止指導等危険物の保安に関する措置

### 4 バス

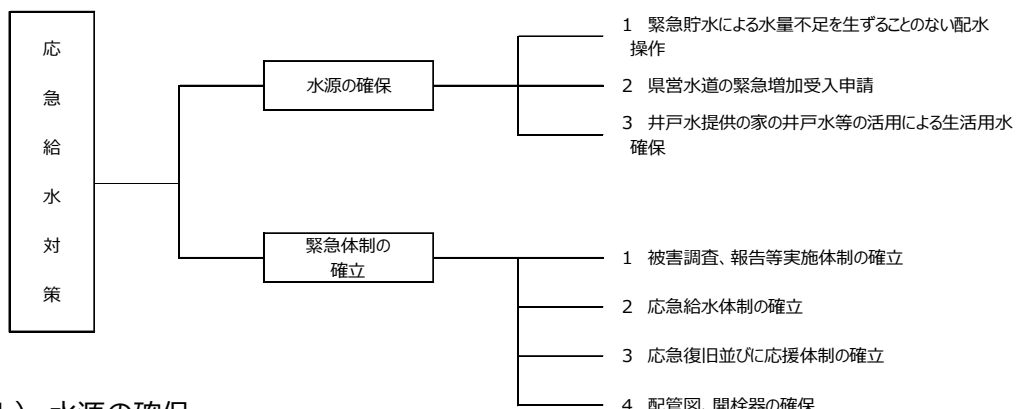
路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずることとされている。

- (1) 運行経路にかかわる津波の被害が予想される区域、山崩れ・けがれ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合または警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路について、あらかじめ決めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所または最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留乗客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

## 第5節 飲料水・生活用水、下水道、電気、通信及び放送関係確保対策

### 1 飲料水・生活用水関係

警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を居住者等に強く呼びかけるとともに、応急給水対策として次の措置を講ずるものとする。



#### (1) 水源の確保

ア 居住者の飲料水の緊急貯水によって、水圧・水量不足を生じないように、配水池の配水操作を実施するが、併せて県営水道（愛知県愛知用水水道事務所）に緊急増加受水の要請を行い、配水池貯水量の確保に努める。また、広域調整池への最大限の受水確保を要請する。

イ 生活用水が不足する場合は、市内小中高等学校のプール、水道遊休施設、公共施設等井戸及び災害時井戸水提供の家の井戸水を第2水源として、確保するものとする。  
 「資料編 別表第132」

## (2) 緊急体制の確立

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。また、発災後に水道施設において被害が生じ、給水が不能となった場合は、早期の給水再開を図れるよう応急給水、応急復旧するための体制を確立するものとする。
- イ 給水体制の確保
- ① 応急給水量について  
応急給水量は、被災後の経過日数ごとに目標水量を定め、確保するように努める。  
「資料編 別表第114」
  - ② 応急給水の対象者  
応急給水の対象者は、災害により給水施設が破損して給水が得られない被災者を対象とする。
  - ③ 応急給水の方法
    - a 飲料水は、配水池、消火栓、応急給水栓などの拠点給水によるものの他、給水タンクを積載した給水車による避難所への応急給水を実施する。
    - b 供給する飲料水は、水道水、ペットボトル飲料水を原則とする。
    - c 生活用水が不足する場合は、市内小中高等学校のプール、水道遊休施設、公共施設等井戸及び災害時井戸水提供の家の井戸水を第2水源として確保するものとする。
    - d 応急給水活動は、給水車、給水タンク、ポリ容器、給水袋、ペットボトル飲料水など現地の実情に応じ実施するものとする。
- ウ 応急復旧体制及び応援体制の確立
- ① 応急給水と並行して応急復旧を図り、仮設配水管、仮設給水管を布設するために、市指定給水装置工事事業者で組織する災害対策協力団体と連携して、応急復旧体制を確立する。
  - ② 自ら応急給水あるいは応急復旧が困難であるときは、以下の関係機関に連絡をし、災害時の応援要請をするものとする。
    - a 県関係機関（保健所、県企業庁など）
    - b 半田市水道指定工事店協同組合（災害時における応急対策の協力に関する協定）
    - c 日本水道協会に係る県内外の水道事業者（災害時相互応援に関する協定、水道災害相互応援に関する覚書※、災害時等水道緊急連絡管に関する協定など）
    - d 自衛隊※水道災害相互応援に関する覚書（抄）  
第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。
    - (1) 応急給水作業
    - (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
    - (3) 応急復旧資機材の供出
    - (4) 工事業者の斡旋

## (3) 家庭内備蓄等の推進

各家庭においては、ライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分以上の飲料水を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

## 2 下水道関係

市は、警戒宣言が発せられた場合、下水道の災害応急対策として次の措置を講じる。

- (1) 応急復旧に必要となる下水道台帳の整備（バックアップ）を確立する。
- (2) 施工中の下水道工事は、原則として道路交通の確保及び必要な安全装置を講じたうえで中断するものとする。

(3) 緊急体制の確立

- ア 衣浦西部流域下水道を管理する県との連携のもとに地震災害警戒体制をとり、施設の安全点検の実施及び発災後における管渠等下水道施設を迅速に応急復旧
- イ 下水道施設の応急復旧、本復旧に備え、以下の関係機関と連携を密にし、災害時の緊急体制を整え応援要請をするものとする。
  - ① 下水道指定工事店及び支援業者（災害時における応急対策の協力に関する協定締結支援業者）
  - ② 愛知県及び中部ブロック各県
  - ③ 日本下水道事業団及び日本下水道協会等の下水道関係団体
  - ④ 自衛隊

3 電気関係

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、東海地震注意情報が発表された場合の地震防災応急対策として、次の措置を講ずることとする。

(1) 地震災害警戒体制

直ちに「警戒体制」を発令し、本店、名古屋支店、半田営業所及び半田電力所に地震災害警戒本部を設置する。（中部電力パワーグリッドとしては全社的に設置する。）

(2) 情報伝達

東海地震関連情報及び警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する情報伝達経路は、あらかじめ定められた伝達経路及び方法によって行う。

ア 伝達経路

「資料編 別表第115」

イ 伝達方法

社内電話、社外電話、携帯電話、ファックス等により伝達を行う。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険に鑑み、作業員の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視・特別点検

「資料編 別表第116」

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。「資料編 別表第117」

(4) 電力の緊急融通

各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」並びに中部電力パワーグリッド株式会社と隣接する各電力会社間で締結された「二社融通電力供給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(5) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 通信関係

警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、西日本電信電話株式会社では、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の諸措置を行うこととする。

(1) 「警戒宣言」発令に伴う諸措置

ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により、正確かつ迅速に行う。

また、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、各防災関係機関の連絡担当を明確に定めるものとする。

イ 警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに準備警戒の措置をとるとともに、地震災害警戒本部を設置する。

ウ 情報等収集と伝達

地震災害警戒本部は、国や市町村等から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災応急対策等に反映させる。

エ 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、ビル前掲示、テレビ、ラジオ放送等を通じて広報を行う。

- ① 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況
- ② 電報の受付、配達状況
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況
- ④ 営業所窓口における業務実施状況
- ⑤ 災害用伝言ダイヤルの利用状況
- ⑥ 利用者に対し協力を要請する事項
- ⑦ その他必要とする事項

オ 通信の利用制限等の措置

警戒宣言の発令、地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則に定めるところにより、強化地域内の機関及びその他の地域で必要とする機関において、地震防災応急対策の実施上必要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

カ 災害用伝言ダイヤルの提供

警戒宣言前の段階から必要に応じ速やかに災害用伝言ダイヤルを提供する。

キ 復旧用資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配

警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係わる組織（対策要員）においては速やかに地震災害警戒本部に参集する。

復旧用資機材車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用として特別許可（緊急通行車両の事前申請）を得ておくものとする。

- ① 移動無線車、移動電源車
- ② 災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車輛
- ③ 工事用車両、特殊車両
- ④ 広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車両

ク 建物、施設等の巡視と点検

警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

ケ 工事中の施設に対する安全措置

警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近の市民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

(2) 通信の疎通確保対策

ア 災害用伝言ダイヤルの提供

西日本電信電話株式会社は、震度6弱以上の地震が発生した場合に、被害者の安否確認を直接電話で行わず、全国約50箇所に配置された災害用伝言ダイヤルセンターを経由して行うことにより、ふくそうを緩和する。「資料編 別表第24」

## 5 ガス関係

警戒宣言が発せられた場合、東邦ガス株式会社は次の諸措置を行うこととする。

- (1) ガスは、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
- (3) ガス利用者に対して、地震時の具体的なガスの安全措置に関する広報を行う。

## 6 放送関係

日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各局は、警戒宣言が発せられた場合、市と協力して防災・減災に向けた活動を行う。

## 第6節 生活必需品の確保等

- 1 警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め防止のため、関係者に対して必要な要請及び指導を行うものとする。
- 2 生活必需品の高騰、売り惜しみ及び買い占めが起きた場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のため指導を行う。
- 3 警戒宣言が発せられた場合において、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗に対し、関係団体を通じて営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講ずるものとする。
- 4 各家庭においては、ライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、1週間分以上の飲料水、食料をはじめとする生活必需品を常時家庭内に備蓄しておかなければならない。市は、平常時からこれらの対応について周知徹底を図るものとする。

## 第7節 金融対策

民間金融機関は、警戒宣言が発せられたときは、適当と認められる機関または団体と緊密な連絡をとりつつ、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講ずるものとする。

- 1 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合
  - (1) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、普通預金（総合口座を含む。以下同じ）の払戻し業務を除き、全ての業務の営業を停止する。
  - (2) 普通預金又は郵便貯金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全等に配慮しながら、店（局）内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努めるものとする。ただし、「避難対象地区」内に所在する店舗（郵便局）及び店舗（郵便局）外現金自動設備（ATM）については、直ちに、また、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には店（局）長の判断により、それぞれ普通預金または郵便貯金の払戻し業務の営業を停止することができる。
- 2 警戒宣言が営業時間外に発せられた場合は、その後の営業を全面的に停止する。
- 3 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗等施設の整備、人員確保等のために必要な措置を講ずる。
- 4 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。
- 5 店（局）頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店（局）客に備えて、店（局）頭にその旨を掲示する。

## 第8節 郵政事業対策

### 日本郵便株式会社の措置

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- 2 1により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。
- 3 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やか郵便局に戻るものとする。
- 4 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

## 第9節 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、警戒宣言が発せられたときの外来診療は原則として中止するが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。

## 第10節 スーパー等

警戒宣言が発せられた場合、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができる。

## 第11節 緊急輸送

### 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

### 2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、救援物資等の集積拠点及び各中学校区に集積地点を設置し、救援物資等の集積拠点に集積された人員、物資等を各地区の集積地点に、必要最小限の範囲で緊急輸送するものとする。

県、市及び関係機関は、発災後における応急対策に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各自が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有車両を調達し、緊急輸送体制を確保するため、相互の協力体制を十分整備することとし、警戒本部は必要に応じて連絡調整を行うものとする。

### 3 緊急輸送道路

警戒宣言が発せられた場合、市内における緊急輸送道路により、緊急輸送を行う。「資料編別表第118」

中心基地から各集積地点へそれぞれ緊急輸送道路を経て緊急輸送することとし、市外からの救援物資機材は、知多南部総合卸売市場へ集積し、必要に応じて各地区の集積地点へ緊急輸送を行うものとする。「資料編別表第119」

### 4 緊急輸送基地等の設定

警戒宣言が発せられた場合は、救援物資等の集積拠点及び集積地点を設定する。「資料編別表第120」

### 5 緊急輸送車両等の確保

県、市及び関係機関により確保された車両並びに運輸業者等の保有する車両を一旦救援物資等の集積拠点に集結し、各地区に必要な物資、人員を緊急輸送するものとし、各地区に最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用トラック1台）の5地区計15台を確保する。なお、予備車両としてトラック3台、ライトバン2台を備付けることとする。

### 6 緊急通行車両等の運行確保

#### (1) 緊急通行車両等の確認及び事前届出

県公安委員会が大震法第24条の規定に基づき、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

また、市及び緊急輸送を行う計画のある車両を有する指定行政機関等にあつては、「緊急通行車両等事前届出書」により県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うものとする。

#### (2) 緊急通行車両等確認証明書の交付範囲

緊急通行車両等確認証明書を交付する範囲は、第4節「交通対策」を遂行するために必要とされるもので、かつ、1の「緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲」において定めるものとする。

#### (3) 緊急通行車両等の届出手続

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、届出書を県又は県公安委員会に提出するものとする。「資料編別表第81」

なお、事前に届け出る場合は、「緊急通行車両等事前届出書」を県公安委員会に提出するものとする。「資料編別表第82(2)」

#### (4) 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両等確認証明書を作成し、標章とともに届出者に交付する。「資料編別表第82、第83」

#### (5) 緊急通行車両等確認の効力

大震法施行令第12条第1項に基づき、緊急輸送用車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して実施することができる。

### 7 海上緊急輸送

第四管区海上保安本部は、人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかにその要請に応じることとする。

## 第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

- 1 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促すものとする。時差帰宅も考慮する。
- 2 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報発表時から正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。
- 3 上記を踏まえ、平常時から市民、事業所等に対し、広報紙等を通し必要な啓発を図る。



## 第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

### ■ 基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川及び海岸保全施設等、農業用施設、不特定かつ多数の者が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。  
なお、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、これらの対策の準備的な対応を実施する。

### 第1節 道路

地震が発生した場合、予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩壊、路面の亀裂、路面の沈下、橋梁の損壊、ガス管、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊などが想定される。

このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため、道路巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ応急補強、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

さらに日常から道路、橋梁施設の危険箇所の調査を実施し、計画的に改良を図るものとする。  
緊急点検及び巡視の実施体制は、本部運営要綱の定めるところによる。

### 第2節 河川及び海岸保全施設等

1 市内には、10箇所以上の主な河川があるが、軟弱地盤上にある堤防の亀裂、崩壊、沈下等が考えられ、地震が発生し、亀裂陥没等が生じた場合、浸水の被害が予想されるので、東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて所管する河川施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の場合は、中断等の措置をとるものとする。「資料編 別表第134」

2 緊急点検及び巡視の実施方法及び実施体制は、「愛知県水防計画」及び「半田市水防計画」に準拠するものとする。

3 市内の海岸保全施設は、東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて所管する海岸保全施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の場合は、中断等の措置をとるものとされている。

なお、緊急点検及び巡視の実施方法及び実施体制は、「半田市水防計画」に準拠するものとする。「資料編 別表第135」

#### 4 愛知用水

独立行政法人水資源機構は、警戒宣言が発せられた場合、発災による愛知用水基幹施設、一般住民等への被害の軽減又は防止を図るため、次のとおり防災体制を確立することとされている。

##### (1) 防災本部

警戒宣言が発せられた場合の防災に関する業務の適切な遂行を図るため、防災本部を愛知用水総合事業部内に設置する。また、関係各支所に支部を設置する。

##### (2) 情報連絡

警戒体制及び情報の伝達は、別に定める防災体制の伝達経路のとおりとし、一般加入電話及び無線で周知徹底する。

##### (3) 警戒宣言が発せられたときの措置

警戒宣言が発せられたときは、直ちに施設の臨時点検等を行う。

幹線水路等の放流口からの放水操作に備え、事前に河川管理者等に連絡する。また、放流が必要となった場合は、必ず下流の安全を考慮して行うものとする。

### 第3節 農業用施設

地震の発生により堰堤の決壊等が生じた場合、浸水被害の発生が想定される農業用施設（ため池）は「資料編 別表第136」に示すとおりである。

東海地震注意情報が発表された段階から、施設管理者は、直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置をとるものとする。

ため池管理システムを利用し、被災情報、緊急点検情報等のリアルタイムでの共有を図り、事前事後の対応の迅速性、有効性を高める。

### 第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、市民体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

#### 1 一般的事項

##### (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

###### ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努める。

###### イ 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発令された場合

###### ① 庁舎

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

###### ② 施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

##### (2) その他の措置

庁舎、施設において警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

###### ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

###### イ 出火防止措置

###### ウ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

###### エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

###### オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検等の体制

#### 2 学校等

学校等は、第4章第1節「避難等対策」に定めるところによる。

#### 3 病院

病院において、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、診療に関して次の措置をとるものとする。

##### (1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を病院の利用者に的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ 診療は継続する。

ウ 入院患者のうち退院可能な患者及び帰宅を希望する患者については、医師の判断により退院・帰宅させる。

##### (2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

#### 4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分考慮し、各施設において警戒宣言発令時の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

### 第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 強化地域内の地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎等の管理者は、第4節1「一般的事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。
  - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - (2) 無線通信機通信手段の確保
- 2 市の強化計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、第4節1「一般的事項」に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### 第6節 工事中の建設物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

## 第6章 他機関に対する応援要請

---

### 第1節 防災関係機関に対する応援要請等

- 1 防災関係機関相互における応援要請または応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めるものとする。
- 2 市長等は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村に対し応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。「資料編 別表第123」
- 3 市長等は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、知事等に対し応援を求め、又は応援措置を要請することができる。
- 4 指定公共機関等が、市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

### 第2節 自衛隊の地震防災派遣

#### 1 防災派遣要請等

警戒本部長は、市内の地震防災応急対策実施のための自衛隊の支援を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

#### 2 地震防災派遣基準等

警戒本部長は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。「資料編 別表第121」

#### 3 地震防災派遣に伴う部隊の受入及び経費の負担区分

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入及び経費の負担区分については、第3編第4章「応援協力・派遣要請」に準ずるものとする。

### 第3節 消防機関相互の応援体制の整備

市（知多中部広域事務組合を含む。）は、他消防機関への的確な応援要請及び応援部隊が本市において効果的に活動できる態勢を早期に確保するため、あらかじめ受援についての計画を定める。

## 第7章 地域防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### ■ 基本方針

- 市及び県並びに防災関係機関は、地震防災応急対策又は発災後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。

### 第1節 地震対策緊急整備事業

市及び県並びに防災関係機関が半田市内で実施する「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」（以下「地震財特法」という。）に基づく地震対策緊急整備事業は次のとおりである。

#### 1 消防用施設等の整備

地震発生時に予想される災害及び火災から住民等の生命、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せ、消防車両及び「消防水利の基準」に基づき耐震性貯水槽等の整備を行う。

「資料編 別表第137」耐震性貯水槽設置箇所一覧

#### 2 防災上重要な建築物の整備

発災後における住民の安全な避難施設の確保を図るため、避難所となる学校施設の耐震性を確保する。

### 第2節 その他の整備事業

市及び県においては、前第1節に掲げる地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業のほか地域の地震防災上の観点から、次のような事業の推進を図るものとする。

#### 1 防災上重要な建築物の整備

地震防災応急対策上重要な建物となる公立の小学校・中学校、社会福祉施設、避難所、病院、市庁舎、消防庁舎の耐震改築、補強を推進する。

##### (1) 公立の小学校・中学校の整備

地震時における児童・生徒等の安全確保及び避難救援活動の拠点を確保するため、学校施設の非構造部材の点検及び耐震化を図る。

##### (2) 防災対策事業（公共施設等耐震化事業）

###### ア 避難所

発災後における住民の安全な避難施設の確保を図るため、避難所の耐震補強を実施する。

###### イ 病院

災害拠点病院として患者の安全と医療救護機能を維持するため、建物の耐震補強を実施する。

###### ウ 市庁舎

重要な防災拠点として、来庁者及び職員の安全を図り、災害対策本部機能を確保する。

###### エ 消防庁舎

重要な防災拠点として、地震防災応急対策や災害対策機能を確保する。

#### 2 消防用施設の整備

大規模地震発災時には、火災被害が広域で同時多発が予想されることから、自主防災会など地域住民による初期消火活動に資するため、100t・40t耐震性貯水槽に併設して震災用可搬式小型動力ポンプを配備する。

#### 3 避難所（場所）等の整備

避難所（場所）等で実施する防災活動を円滑にするため、避難所（場所）等における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な仮設トイレ、給水タンク、応急給水栓等の資機材の設備及びこれらを収納する防災倉庫の整備を行う。

#### 4 道路等の整備

大規模な地震の発生に伴ない道路交通に障害を及ぼすおそれのある橋りょうの架け替えや落橋防止を実施する。

#### 5 通信施設の整備

警戒宣言時及び地震発生時には、情報の混乱が予想されることから、迅速かつ正確な情報の収集と市民に対して的確な情報伝達を円滑に実施するため、防災行政無線、地域防災無線の機能向上と拡充を図る。

#### 6 自主防災活動設備、資機材の整備

地域の自主防災会が防災活動を円滑に実施するために必要な設備、資機材の整備促進を図る。

#### 7 救護所資機材の整備

発災後において医療救援活動が円滑に実施できるよう救護所の医療機能の確保を図るため、必要な設備、医療資機材の整備を図る。

#### 8 急傾斜地崩壊防止施設の整備

県は、人家に係る急傾斜地のうち大規模な地震により崩壊するおそれが著しい箇所について、急傾斜地崩壊危険防止施設の整備を実施する。

#### 9 水道施設等の整備

水道施設の被害を防止し、発災後の給水を確保するため、配水幹線の耐震ブロック化を図るとともに老朽化した耐震性に劣る管について耐震管への布設替えを推進する。

#### 10 ため池の整備

ため池の老朽化に伴ない堤体からの漏水が懸念される。そのまま放置すれば大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による下流域の人命、人家に甚大な被害を生ずるおそれがあるため、早急に整備改善を図る。

防災重点農業用ため池、特定農業用ため池の耐震性に問題のあるものについては、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、ハザードマップの作製や耐震化を図る工事の実施など、これらの池の災害に対する強靱化を図る。

## 第8章 大規模な地震に係る防災訓練計画

### ■ 基本方針

- 市及び防災関係機関、自主防災組織等は、警戒宣言発令時及び地震災害発生時において迅速かつ確かな応急対策を講じることができるよう、地震防災強化計画の熟知と具体的な運用、関係機関相互の協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

### 第1節 市の防災訓練

市は、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報から警戒宣言発令に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生に対する災害応急対策に関する総合防災訓練を実施するとともに、必要に応じて個別の防災訓練を実施する。

#### 1 総合防災訓練

総合防災訓練は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が一体となって、実施するものとし、おおむね次のとおりの内容の訓練を行う。

- (1) 職員の動員
- (2) 地震災害警戒本部、災害対策本部及び地域拠点支部の設置・運営
- (3) 警戒宣言、地震予知情報、津波警報その他防災上必要な情報の収集・伝達
- (4) 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- (5) 避難所の開設
- (6) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導
- (7) 消防、水防活動並びに救助、救急活動
- (8) ボランティアの活用
- (9) 食糧、飲料水、生活物資等の支援活動
- (10) 医療救護活動
- (11) 道路啓開
- (12) 災害応急復旧

#### 2 個別防災訓練

総合防災訓練の基礎訓練として、地震防災に関する重点事項についての訓練を随時実施する。

- (1) 情報の収集・伝達訓練  
警戒宣言発令時及び地震災害発生時の対策は、情報の収集・伝達について、正確性・迅速性が要求されることから、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力して無線等を利用した訓練を実施する。
- (2) 職員の非常招集訓練  
職員の初動体制を確立するため、交通手段の利用の制限又は禁止、勤務時間外などの条件を適宜設定して実施する。また、実施にあたっては、災害対策本部及び地域拠点支部の設置、各部・各班における対策の確認、検討及び防災教育を併せて行う。
- (3) 図上演習訓練  
職員の災害対応能力の向上を図るため、応急対策活動に従事する職員に対し、実践的な図上演習訓練を実施し、防災対策の強化に資するものとする。
- (4) 避難所運営訓練  
災害発生時に初動時の混乱を招かないよう避難所を開設し、被災者を適切に受入れるため、主に地域拠点支部員、避難所班員や災害ボランティアを対象に避難所運営訓練や防災無線機の操作訓練を実施する。

## 第2節 自主防災組織の防災訓練

自主防災組織は、半田消防署、消防団、赤十字奉仕団、半田災害支援ボランティアコーディネーターの会等との連携を図りつつ、自助、共助の視点に立って、地域の特性を考慮した実践的な訓練を随時実施する。市は、訓練実施にあたって積極的な協力を行うものとする。

また、自主防災組織は、市の総合防災訓練やその他防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加し相互の連携を深めるものとする。

## 第3節 各事業所等の防災訓練

各事業所等においては、あらかじめ定めた防災計画等により情報の収集・伝達、避難誘導、火災予防措置及び施設・設備の点検等、各施設・事業の特性に応じた実践的な訓練を随時実施する。また、市の総合防災訓練やその他防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加し連携を深めるものとする。

さらに、臨海部の事業所にあつては、津波による浸水も想定されることから、施設保安上の措置や従業員の避難訓練を随時実施する。



## 第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### ■ 基本方針

- 地震災害を最小限に抑えるため、市民の一人ひとりが地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。  
特に、東海地震については、注意情報が発表された場合は、効果的な地震防災応急対策を実施することや、誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識を持つことが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。

### 第1節 市職員に対する教育

市の職員として、積極的に地震防災対策を推進し、併せて地域における防災活動を率先して実行するとともに、防災・災害応急対策等の円滑な実施を図るため、必要な知識や心構えなどおおよそ次の事項についての教育を行う。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 東海地震等の発生に関する知識
- 3 東海地域の地震に関する情報、東海地震に関連する情報及びこれらに基づきとられる措置の内容
- 4 具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 6 市が実施している地震防災対策に関する知識
- 7 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- 8 地震対策に関する課題その他必要な事項  
各部課等は、所管事項にかかる具体的対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

### 第2節 市民に対する教育及び広報

市は、県と相互協力により、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に市民が確かな判断に基づき行動できるよう、市民に対しておおよそ次のとおりの教育及び広報を行う。

- 1 内容  
東海地震等の発生に関する基礎知識
  - (1) 地震に関する基礎知識
  - (2) 東海地域の地震に関する情報、東海地震に関連する情報及びこれに基づきとられる措置の内容
  - (3) 東海地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に市民が防災上とるべき行動に関する知識（出火防止、初期消火、自動車運行の自粛等）
  - (4) 正確な情報入手の方法
  - (5) 津波浸水予測地域、崖地崩壊危険地域等に関する知識
  - (6) 避難場所、避難路等に関する知識
  - (7) 避難、消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
  - (8) 避難生活の運営に関する知識
  - (9) 市民が実施すべき平常時対策の内容（住居の耐震診断・耐震改修、非常持出品の準備、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等）
  - (10) 「南海トラフ」を震源とする巨大地震に関する広報は、市民の防災・減災意識と地域の防災力向上を図るため、随時、わかりやすい説明と情報の公開に努める。

## 2 方法

地域の実情に合った訓練の実施、ハザードマップの配布や避難計画の策定、講演会、出前講座の開催等の方法により行う。

### 第3節 児童生徒等に対する教育

#### 1 教育関係職員に対する教育

市は、児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修等の機会を通じ、地震防災教育を実施するものとする。

#### 2 児童生徒等に対する教育

学校等における安全教育の一環として、児童生徒等に対し、教科、学級活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識や東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における対策等に関する教育を行う。

教育にあたっては、学校等施設の立地条件等地域の実態に即した内容で行うものとし、計画的かつ継続的に実施するものとする。

また、ボランティア学習の充実を図り、発災後において地域のボランティア活動に主体的に参加できるような意識の醸成に努めるものとする。

### 第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や貸ホール、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設への消防立入検査実施時に際し、地震対策上必要な不備欠陥事項の改善指導を行うとともに、地震防災応急計画（地震防災規程）の作成及び自主防災体制の確立等に関する教育を実施する。

### 第5節 相談窓口

市及び県等は、市民又は防災上重要な施設管理者等からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などを受けるため、次の部署において相談窓口を設ける。

- 1 市の防災担当部課
- 2 警察本部及び半田警察署
- 3 知多中部広域事務組合消防本部
- 4 県及び市の建築指導担当部課

## 第10章 市民のとりべき措置

### ■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で地震被害を最小限にとどめるため、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような措置をとるものとする。

### 第1節 家庭においてとりべき措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- 3 まず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとること。
- 4 火の使用は自粛すること（やむを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）
- 5 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- 6 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや浴槽等に溜めておくこと。
- 7 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること。（底の厚い靴も用意すること。）
- 8 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- 9 万一のときの脱出口を確認すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- 10 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保すること。
- 11 自動車や電話の使用は自粛すること。

### 第2節 職場においてとりべき措置

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとること。
- 2 まず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置をとること。
- 3 火の使用は自粛すること。（やむを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）
- 4 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8 不特定多数かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- 9 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。

10 近くの職場同士で協力し合うこと。

11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

# 半田市水防計画



## 第1章 総則

---

### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び愛知県水防計画の定めるところにより管内各河川、ため池、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に遺憾のないようにしようとするものである。

### 第2節 水防責任

水防管理団体の責任は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有し、その団体の管理者は市長とする。

### 第3節 住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

## 第2章 水防組織

---

### 第1節 半田市水防本部機構

洪水、津波又は高潮のおそれがある事を自ら知り、又は河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあると予想されたときから、通報水位に復し、洪水による危険が解消するまでの間、本市において市役所内に水防本部を設置し、災害対策本部機構による任務分担に準じて事務を処理する。「別表第1～4及び第19～22」

### 第2節 災害対策本部との関係

水防本部長は災害の情勢に応じ、水防本部組織を半田市災害対策本部組織に切り換え、これが有機的活用をはかるものとする。

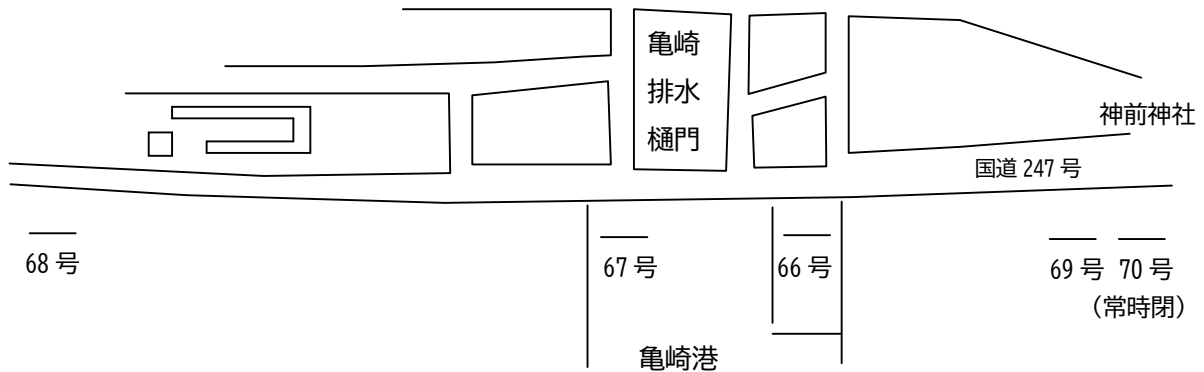


### 第3章 主要水防区域

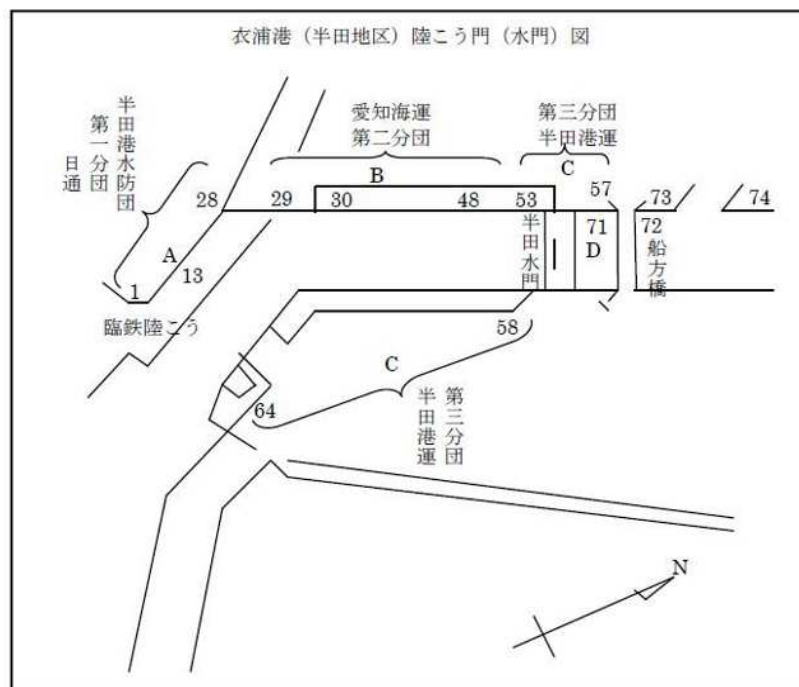
本市における主要水防区域は次のとおり。

- 1 河川・海岸 別表第5
- 2 ため池 別表第6
- 3 水こう門 別表第7
- 4 堰 別表第8
- 5 陸こう門（水門） 別表第9

衣浦港（亀崎地区）陸こう門（水門）図



衣浦港（半田地区）陸こう門（水門）図



6 浸水のおそれのある地域  
阿久比川浸水想定区域

町丁目別	自治区名	浸水範囲内家屋数		関係分団	備考 (避難所)
		浸水深			
		0.5m未満	0.5m以上		
乙川町	乙川1区	0	78	乙川南	乙川公民館他
	乙川5区	0	16		
乙川深田町1丁目	乙川1区	3	10	乙川北	
	乙川2区	5	1		
乙川深田町2丁目	乙川1区	0	9	乙川南	
	乙川2区	0	1	乙川北	
乙川一色町	乙川1区	1	17	乙川南	
乙川吉野町	乙川1区	0	9		
高砂町	乙川東区	0	1		
川田町	乙川東区	2	4		
八軒町	乙川東区	1	3		
上浜町	乙川東区	17	2		
浜田町1丁目	乙川東区	0	36		
浜田町2丁目	乙川東区	12	41		
浜田町3丁目	乙川東区	10	0		
相賀町	乙川東区	87	61		
古浜町	乙川東区	1	5		
乙川新町1丁目	乙川1区	0	40		
乙川新町2丁目	乙川1区	25	20		
乙川栄町	乙川1区	6	0		
乙川太田町1丁目	乙川4区	36	7		乙川北
乙川太田町2丁目	乙川4区	52	44		
乙川市場町1丁目	乙川5区	11	4	乙川南	乙川公民館他
乙川市場町2丁目	乙川5区	5	1		
乙川殿町	乙川5区	9	3		
乙川高良町	乙川1区	61	0		
乙川内山町	乙川1区	0	39		
乙川八幡町1丁目	乙川5区	4	2		
乙川八幡町2丁目	乙川5区	3	27		
乙川八幡町3丁目	乙川5区	7	37		

乙川浜側町1丁目	乙川東区	1	45	乙川南	乙川東小学校他			
乙川浜側町2丁目	乙川東区	10	34		乙川南	乙川公民館他		
乙川稗田町	乙川東区	25	58					
	乙川5区	0	16					
乙川向田町1丁目	乙川東区	3	0				乙川南	乙川東小学校他
乙川向田町2丁目	乙川東区	31	2					
祢宜町	向山区	12	9	新居向山				
中午町	向山区	2	71					
新居町3丁目	新居区	15	0					
新居町4丁目	新居区	5	0					
新居町5丁目	新居区	18	2					
新居町6丁目	新居区	33	0					
岩滑北浜町	乙川1区	0	7	乙川南	乙川公民館他			
岩滑南浜町	乙川1区	0	19					
岩滑東町1丁目	岩滑区	0	23	半田中	半田中学校他			
	住吉区	0	5					
岩滑東町2丁目	岩滑区	2	51					
岩滑東町3丁目	岩滑区	21	54					
岩滑東町4丁目	岩滑区	6	0					
岩滑東町5丁目	岩滑区	5	0					
堀崎町1丁目	住吉区	2	0			雁宿ホール他		
西新町	住吉区	32	0					
東新町	住吉区	0	16					
住吉町1丁目	住吉区	0	35					
住吉町2丁目	住吉区	10	120					
住吉町3丁目	住吉区	22	124					
住吉町4丁目	住吉区	15	146					
住吉町5丁目	住吉区	16	32					
住吉町6丁目	住吉区	3	49					
住吉町7丁目	住吉区	7	27					
住吉町8丁目	住吉区	13	4		雁宿ホール他			
勘内町	半田北区	0	49			半田東	半田中学校他	
東天王町1丁目	半田北区	0	57				半田東	雁宿ホール他
東天王町2丁目	半田北区	2	10					

水防計画  
第3章 主要水防区域

本町1丁目	半田北区	0	8	半田東	半田中学校他	
本町2丁目	半田北区	0	45			
本町3丁目	半田北区	18	9			
本町4丁目	半田北区	2	33			
本町5丁目	半田北区	4	17			
本町6丁目	半田北区	0	28			
本町7丁目	半田北区	0	15			
東本町1丁目	半田北区	0	29			
東本町2丁目	半田北区	0	13			
銀座本町1丁目	半田北区	0	4			
銀座本町2丁目	半田北区	0	10			
	半田中区	0	7			
銀座本町3丁目	半田中区	0	4			
銀座本町4丁目	半田中区	0	13			
銀座本町5丁目	半田中区	6	6			
中村町1丁目	中村区	0	16			
御幸町	半田中区	0	13			
山崎町	中村区	2	12			
新川町	半田中区	32	17			
南本町1丁目	半田南区	9	3			
南本町2丁目	半田南区	4	0			
荒古町1丁目	半田南区	0	13			
荒古町2丁目	半田南区	0	6			
船入町	半田南区	0	26			
浜町	半田南区	0	20			
山ノ神町	半田南区	13	0			
北未広町	半田西区	23	0	半田中	雁宿ホール他	
南未広町	半田西区	3	7			
港町1丁目	協和区	0	30	協和		成岩小学校他
港町2丁目	協和区	22	19			
港町3丁目	協和区	32	5			
港本町1丁目	協和区	11	24			
港本町2丁目	協和区	12	9			
港本町3丁目	協和区	27	3			
港本町4丁目	協和区	11	1			
中島町	協和区	0	24	成岩北		成岩公民館他
	成岩4区	0	10			
有楽町1丁目	成岩3区	7	0	成岩南		
有楽町2丁目	成岩3区	16	11			
旭町1丁目	成岩3区	10	23			

成岩本町1丁目	成岩4区	12	20	成岩北	成岩小学校他
成岩本町2丁目	成岩4区	9	11		成岩小学校他
成岩本町3丁目	成岩4区	7	3		成岩公民館他
成岩本町4丁目	成岩4区	6	1		成岩小学校他
成岩東町	成岩4区	27	55		
寺町	成岩4区	0	203		
合計		994	2,409		

6-1 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地

阿久比川浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内における地下街等は次のとおり。

施設名称	所在地
パワードーム半田	半田市乙川吉野町9

6-2 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地

阿久比川浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設は資料編別表第136 各災害想定区域内に所在する要配慮者施設一覧（令和5年4月時点） のとおり。

7-1 急傾斜地崩壊危険箇所

（半田市地域防災計画 資料編 別表第8(1)）

7-2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

（半田市地域防災計画 資料編 別表第8(2)）

7-3 土砂災害警戒区域・特別警戒区域における要配慮者利用施設の名称及び所在地

（半田市地域防災計画 資料編 別表第8(3)）

8 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

市内における山腹崩壊のおそれのある地域は、次のとおりである。

区 域 名	周辺人家	区 域 名	周辺人家
亀崎月見町地内	60戸	雁宿町地内	32戸
岩滑高山町地内	15戸	白山町地内	10戸
乙川源内林町地内	9戸	桐ヶ丘地内	4戸

(注) 山腹崩壊危険地区とは、地形・地質等の自然条件や保全対策等の社会条件を調査した結果、台風や大雨の時に山腹崩壊が発生し、人家・公共施設等に災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区。

## 第4章 水位情報の周知

### 第1節 意義

#### 1 河川の水位情報の周知

知事が、洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときには、その旨を水防管理者に通知するとともに、一般に周知させるもの。（水防法第13条第1項・第2項・第3項）

#### 2 高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときには、その旨を水防管理者に通知するとともに、一般に周知させるもの。（水防法第13条の3）

### 第2節 水位情報の周知を行う河川・海岸

#### 1 知事が指定した河川

河川名	区域（起点～終点）	水位観測所
阿久比川	殿越川合流点（阿久比町）～海	宮津（阿久比町）

#### 2 知事が指定した海岸

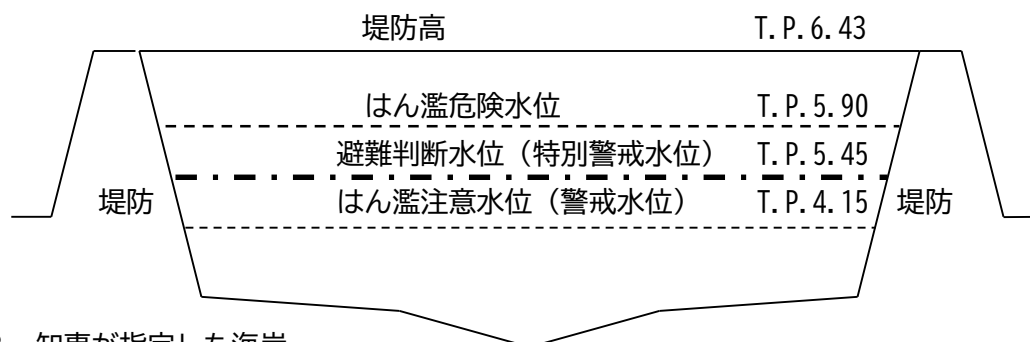
海岸名	区域（起点～終点）
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先～弥富市鍋田町地先

### 第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

#### 1 知事が指定した河川

河川名	観測所名	はん濫注意	避難判断	はん濫危険	発表者
阿久比川	宮津(右岸 5.31km 付近)	T.P. 4.15(注)	T.P. 5.45	T.P. 5.90	知多建設事務所長

(注) はん濫注意水位（警戒水位）は、参考水位。



#### 2 知事が指定した海岸

##### (1) 高潮特別警戒水位

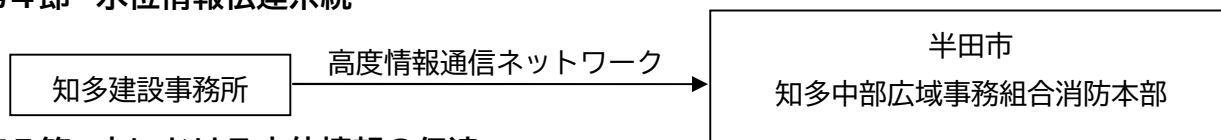
海岸名	観測所名	基準水位	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	T.P. 2.30	河川課長

##### (2) 高潮警戒水位※

海岸名	観測所名	基準水位	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	T.P. 1.90	河川課長

※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

#### 第4節 水位情報伝達系統



#### 第5節 市における水位情報の伝達

県から伝達される水位情報の市における伝達は、風水害等災害対策計画編の水防警報の伝達に準ずる。(参照：風水害・原子力等災害対策計画編第3編災害応急対策 第2章災害応急対策第1節気象警報等の伝達 3 (2) 水防警報の伝達系統)

#### 第6節 避難者・要配慮者支援対策

住民の避難対策及び要配慮者を守るための安全対策は、風水害等災害対策計画編に準ずる。  
(参照：風水害・原子力等災害対策計画編第2編災害予防第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策)

## 第5章 水防警報

### 第1節 水防警報の意義

国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について、災害の発生を防止するため、水防警報を発表する。(水防法第16条第1項)  
ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事するものの安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

### 第2節 水防警報を行う区域（愛知県知事指定）

#### 1 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

##### (1) 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川海岸名	区 域	
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

##### (2) 津波に関する区域

- ア 海岸線を有する市町村に該当
- イ 津波河川遡上の可能性がある河川

河川名	稗田川、阿久比川、矢勝川、十ヶ川、神戸川
-----	----------------------

ただし、津波遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。  
今後、被害予想分析等により修正を予定している。

### 第3節 水防警報を発する基準

#### 1 知事が水防警報を行う海岸

発令区域	発令基準（標高m）		発表者
	準備※	出動※	
半田市	1.6	2.0	知多建設事務所長

※準備：はん濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、管部員の出動を通知するもの。

出動：出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。

#### 2 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

### 第4節 水防警報伝達系統

水防警報の伝達系統は、風水害・原子力等災害対策計画編第3編災害応急対策第3章災害情報の収集・伝達・広報に準ずる。



## 第6章 水防活動

### 第1節 非常配備

- 1 消防署（出張所）の非常配備
  - (1) 第1段階（準備態勢・一部招集）

当番職員の一部が出動して、別表第10の水防上最初の巡視警戒に当るのは、次の場合とする。

    - ア 豪雨その他連日の降雨等により増水のおそれがあり、田畑の浸水又は一部床下浸水等の被害が予想されるとき。
    - イ その増水状況を勘案、必要に応じ非番職員の一部を招集し水防態勢の強化を図るものとする。
  - (2) 第2段階（出動準備・全員非常招集）

非番職員的全員を招集して担当区域に監視のための警戒員を増強し、出動準備の態勢に入るのとは次の場合とする。

    - ア 豪雨甚しく、支流河川等に氾濫のおそれが予想され、又は自らの判断により水防上必要ありと認められるとき。
    - イ 水防計画に定める通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
    - ウ その他水防上必要と認められるとき。
- 2 水防本部の非常配備
  - (1) 第1段階（準備態勢・一部招集）

水防本部員（事務担当者）の一部を招集し、待機の段階に入るのとは、次の場合とする。  
消防署の非常配備第2段階の場合に準ずる。
  - (2) 第2段階（本部開設・全員非常招集）

水防本部員を全員非常招集し、水防本部を開設する時期は、次の場合とする。

    - ア 水防警報が発せられたとき。
    - イ 水防計画に定めるはん濫注意水位に達したとき。
    - ウ 堤防の漏水・決壊等に大きな危険を感知したとき。
    - エ その他水防上必要ありと認められるとき。
- 3 消防団の非常配備等
  - (1) 第1段階（待機）

分団長は消防団長の指令により連絡員を詰所に待機させ、その後の情勢を把握することに努め、状況により一般団員は直ちに次の段階に入り得るよう自宅待機の態勢におくものとする。  
自宅待機の指令は、概ね次の状況の際発するものとする。
  - (2) 第2段階（準備態勢・一部招集）

消防分団幹部及び巡視警戒要員は所定の詰所に集合し、資器材の整備点検を行い、別表第10の巡視警戒計画に基づき、一部団員を巡視警戒のために担当区域に出動させ、別表第12の水位観測に当らせ、その状況を消防本部に報告するものとする。出動命令を発する時は、次のような場合とする。

消防署が非常配備第2段階に入ったとき。
  - (3) 第3段階（出動準備・全員非常招集）

消防団長（分団長）は消防団の全員をそれぞれ所定の場所に招集して、巡視警戒員を増強、監視を厳にすると共に工作班の編成、資器材の点検、情報の収集等に努め水防態勢の万全を期せなければならない。

また、水防本部と常に密接な連絡を保ち、招集を完了した際の人員報告、その他はん濫状況等刻々と必要事項を報告しなければならない。

消防団全員を非常招集する時は、次のような場合とする。

水防本部が非常配備第2段階に入ったとき。

#### 4 その他

- (1) 本部員の招集は、別表第1及び第3に基づき電話又は伝令を用い、消防団員の招集は、水防信号(出勤信号)又は電話、伝令を用いるものとする。
- (2) 水防本部の開設、消防団員出勤の場合は直ちに知多建設事務所、その他関係方面にその旨報告するものとする。
- (3) 衣浦港(半田・亀崎地区)における陸こう門等の開閉については、次のとおりとする。
  - ア 夜間・休日に大津波・津波警報、東海地震予知情報が発表されたときは、陸こう門等の近くに居住する正職員にて閉鎖を行う。  
また、閉鎖活動は、津波到達時間と退避時間を考慮して作業するものとする。
  - イ 上記以外の場合は、水防本部の指令により行う。

### 第2節 巡視・警戒等

- 1 豪雨その他連日の降雨等の際は出水状況に注意し、増水が予想される場合は消防署並びに出張所は直ちに別表第10に基づく担当区域に職員を派遣し、水防上最初の巡視に移り、実情の把握に努めなければならない。
- 2 降雨が依然として続き、(1)の実情より推定して通報水位に達するか又はこれを上昇すると予想されるに至れば、消防長は消防団長を通じて当該区域に責任を有する分団長に別表第10に基づく担当区域に巡視のため消防団員を派遣するよう指令する。
- 3 雨量が益々増大してはん濫、水が溢れることが予想される時若しくは洪水予報が発令された場合又ははん濫注意水位に達し、なおこれを上昇すると予想されるに至れば、消防長は消防団長を通じて当該区域に責任を有する分団長に巡視要員の外、更に警戒要員の団員を現地に派遣して直ちに担当区域の監視警戒に当るよう指令する。
- 4 巡視及び警戒の服務については2人1組として増水の状況に応じて第1次巡視要員、第2次警戒要員とに区分し、これら団員の編成巡視及び警戒の対象、種別並びに経路又は服務時間、服務方法等については、当該責任分団長は事前に計画を樹立し、実際活動に万全を期するものとする。
- 5 報告については第8章第1通報連絡の3による外、巡視警戒を開始したならば担当責任者はその都度異状の有無を水防本部(消防本部)へ連絡しなければならない。

### 第3節 観測

雨量・水位・潮位の観測その他の気象状況については、関係方面と緊密な連絡をとり、これが状態把握に努めると共に、次の施設に依頼し、水位観測については、関係区域消防団責任者をしてその状況を報告せしむものとする。

- 1 雨量観測 別表第11
- 2 水位観測 別表第12
- 3 潮位観測 別表第13

### 第4節 信号・標識

- 1 水防信号は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 水防警報信号  
はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
  - (2) 出勤信号  
消防団に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
  - (3) 避難信号  
必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

2 水防信号は次表の定める方法に従い発するものとする。

水 防 信 号

種 別	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他信号
水防警報信号	○—○ ○—○—○ (2点と3点との斑打)	約60秒 約60秒 ○— ○— 約6秒	標 識
出 動 信 号	○—○—○ ○—○—○ (3点)	約6秒 ○— ○— ○— 約5秒 約5秒 約3秒	
避 難 信 号	○—○—○—○—○ (連呼)	○√○√○√○√○√ 約2秒約2秒	

- 備考
- 1 水防信号はその一部又は全部を併用することができる。
  - 2 信号継続時間は適宜とする。
  - 3 各分団は必要の都度警鐘を用い状況に応じて石油缶等を使用すること。

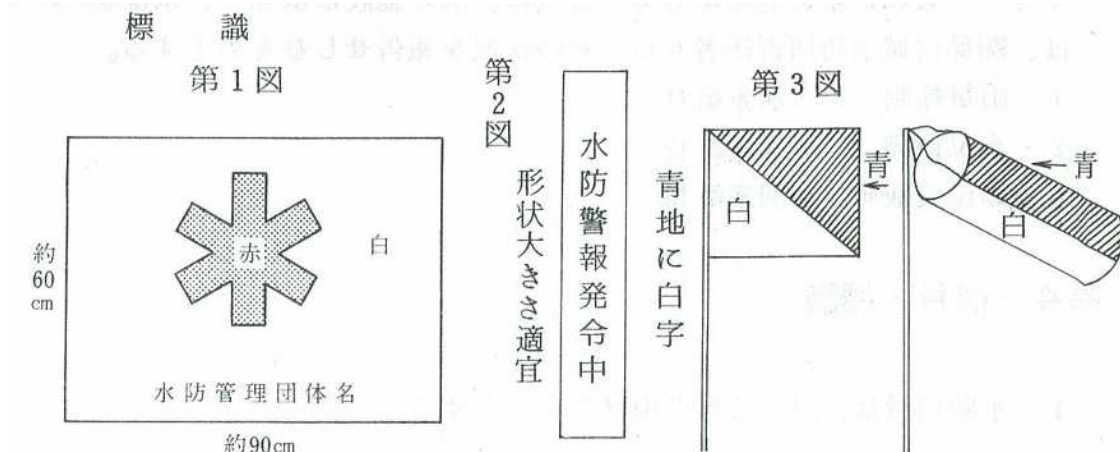
3 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

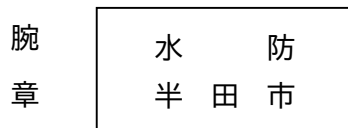
水防用緊急自動車として使用車は第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

水防警報発令の標識は第2図、第3図の標識を用いるものとする。



(3) 指揮等のため現場に赴く職員は次の腕章をつけるものとする。



第5節 輸送

1 車両

水防管理団体の車両 別表第14

2 人員及び資材の輸送

本市における水防輸送計画は、地域防災計画のとおりである。

第6節 水防工法

1 洗掘削防止

木流し工、シート張り工、立てかご工、

- 2 亀裂防止  
折返し工、継ぎ縫い工、五徳縫い工、かご止め工
- 3 漏水防止  
月の輪工、釜段工
- 4 越水防止  
積み土のう工、せき板工
- 5 決壊・崩壊防止  
築きまわし工、杭打ち積み土のう工、土のう羽口工

## 第7章 水防施設

---

### 第1節 倉庫

本市における水防倉庫の資材等の備蓄状況は、地域防災計画の備蓄資器材の数量のとおり(風水害・原子力等災害対策計画編第2編第7章参照)である。

### 第2節 無線電話

本市における無線電話は、地域防災計画の無線電話のとおりである。

### 第3節 水防屯所

本市における消防団(分団)の水防屯所の位置は、別表第15のとおりである。

### 第4節 排水

本市における排水ポンプ場及び排水機場の名称、所在地は、別表第16のとおりである。

### 第5節 洪水調節

本市においては市内の主要なため池について、洪水防止のための流量調節を実施しており、その場合は、別表第17のとおりである。

## 第8章 通報連絡

---

### 第1節 通報連絡

- 1 警報伝達及び住民への連絡方法並びに報告通報先系統は、地域防災計画に準ずる。
- 2 消防団長より水防本部へ、及び水防本部より関係官庁へ附する主な報告、通報事項
  - (1) 水位・雨量・潮位観測状況
  - (2) 消防団出動・招集完了・人員報告
  - (3) 巡視警戒・配置完了
  - (4) 堤防・水こう門等異常発見状況
  - (5) 浸水のおそれの大なる場所及び被害が予想される池等の状況
  - (6) 水防作業開始
  - (7) 一般災害状況
  - (8) 水防警戒必要解消
- 3 水防関係連絡通報先一覧表 別表第18

### 第2節 決壊の通報

- 1 堤防等が決壊した場合、現状責任者（分団長）は、直ちにその状況を次の要領により水防本部に報告するものとする。
  - (1) 場所、必要があればこれに至る経路
  - (2) 決壊の状況
  - (3) 水防に要する資材並びに人員
  - (4) 応援の要否水防本部は、知多建設事務所、警察署長に報告すると共に、はん濫のおよぶおそれのある隣接分団長及び隣接地水防管理者にその旨通報するものとする。

## 第9章 避難

---

### 第1節 避難のための立退き

- 1 水防管理者は、堤防等の決壊又は決壊のおそれがある場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 立退き又はその準備を指示した場合は、警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 避難立退きに際しては、防災行政無線、水防信号、口頭伝達、マイク放送等併用するものとする。

### 第2節 避難所

避難所については、地域防災計画にある施設と同一場所とする。

## 第10章 他の水防機構との協力応援

---

### 第1節 水防関係機関との相互協力

知多建設事務所と常に密接な連絡をとり、水防上の水位情報・警報等について刻々通報を受け、若し堤防から水が溢れたり、決壊のおそれのある時はその状況を通報し、この措置に協力を求めるものとする。

### 第2節 隣接地水防管理団体との協力

隣接地水防管理団体より応援の要求があった場合は、自らの水防に支障のない限り応援するものとする。

### 第3節 警察官の出動要請

水防管理者の市長は、住民の避難のための退去・警戒区域の設定その他水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。

### 第4節 自衛隊の出動要請

災害の情勢により必要ありと認めた場合、水防管理者の市長は知事に対し、自衛隊の部隊派遣要請を申請する。但し、緊急やむを得ない場合においては、直接部隊に対し要請するものとする。



## 第11章 水防訓練及び常時監視

### 第1節 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行なわなければならないような場合が多いため、次の段階に基づいて十分訓練を行うものとする。

- 1 基本訓練  
概ね7月までの間において県水防指導員により水防工法の講習会を実施する。
- 2 総合訓練  
農繁期を終了した概ね7～8月中において水防関係機関の協力を得て実戦即応の巡視・観測・警戒・通信連絡・動員・応援・避難退去・決壊措置・水防工法等の各班にわたる総合的水防訓練を実施する。

### 第2節 常時監視

所管建設事務所・市土木課等関係職員と共に河川堤防その他水防に関係ある工作物等を巡視し、これの実態把握に努める。

消防本部は、次に定めるところにより常時監視を行い、危険箇所の発見に努めるものとする。

- 1 巡視の対象  
第3章に定める主要水防区域・被害を予想される池・水こう門・陸こう門等水防上必要箇所全般を対象とする。
- 2 巡視の時期  
巡視の時期は、概ね梅雨期及び台風期前の4月から10月までの期間とし、随時巡視するものとする。但し、消防長が気象予報等を勘案して災害の起こるおそれがあると認められた時は、その都度巡視を指令する。
- 3 巡視分担区域及び責任者  
第6章水防活動別表第10に定める分担区域及びその責任者により実施するものとする。
- 4 巡視の着眼
  - (1) 巡視に際しては綿密細心の注意を払い、さ細な危険箇所の発見に努めること。
  - (2) 水こう門・陸こう門等の点検整備を十分になし増水期における扉の操作等にそごのないように留意すること。
  - (3) 巡視を開始したならば各担当責任者はその都度異状の有無を遅滞なく消防長に下記の要領により報告する。
    - ア 実施日時
    - イ 実施区域
    - ウ 責任者名及び人員
    - エ 異状の有無
    - オ その他必要事項
- 5 河川・海岸等の管理者へ連絡  
消防長は、担当責任者より危険箇所の報告があった時は、速やかに当該河川・海岸・池等の管理者に連絡し、必要な措置を求め、被害を未然に防止し、水防態勢の万全を図る。

## 第12章 公用負担

---

### 第1節 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長であるが、その身分を証明する証明書を、その他これらの委任を受けたものにあつては、次の様な証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

<p>公用負担権限証明書</p> <p>〇〇消防団〇〇分団 分団長 氏 名</p> <p>上記の者に〇〇〇区域における水防法第28条第1項 の権限行使を委任した事を証明する。</p> <p>年 月 日 水防管理者 半田市長 氏 名 印</p>
---

### 第2節 公用負担命令票

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する場合は、原則として次の様な命令票を目的別の所有者・管理者又はこれに準ずる者に手渡してこれをなすものとする。

## 第13章 水防実施報告

---

水防が終結したときは、関係消防分団長は遅滞なく次の事項を水防本部に報告し、水防管理者はこれを取りまとめ、愛知県知多建設事務所に報告するものとする。

- 1 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- 2 水防団員又は消防機関に属する者の出勤時期及び出勤人員
- 3 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- 4 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- 5 使用資材の種類・数値
- 6 法28条による公用負担内容
- 7 応援の状況
- 8 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- 9 水防関係者の死傷
- 10 水防功労者及び功績
- 11 水防管理者の所見
- 12 その他必要事項



# 資料編



## 別表第1 伊勢湾台風の被害状況

(昭和34年12月15日 伊勢湾台風による応急対策と措置資料より)  
 暴風と高潮により、一瞬にして海岸地帯に未曾有の大被害を生んだ。海岸地帯約13.72km<sup>2</sup>に及ぶ冠水地域は、人命の損傷、家屋の倒壊・流失がはなはだしく、各地の護岸堤防は損壊あるいは流失し、半田の東部一帯は台風後10余日も浸水受難が続いた。

〈昭和34年9月26日伊勢湾台風〉  
 (被害状況)

被災総数	9,511 戸 9,560 世帯 43,723 人
人的被害	
死亡	291 人
重傷	92 人
軽傷	572 人
家屋被害	
全壊	938 戸
流失	511 戸
半壊	1,963 戸
床上浸水	1,918 戸
床下浸水	4,181 戸
非住家	600 戸
被害総額	10,342,926 千円
1 公共施設	876,629 千円
教育関係	30,287 千円
土木・農水産関係	800,671 千円
その他	45,671 千円
2 公営企業施設	59,248 千円
3 住家屋材	3,043,150 千円
4 農水産業	273,899 千円
5 商工業その他	6,090,000 千円

## 別表第2 自主防災組織の基本的な班編成(例)

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	→ 災害時の役割 全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握 (避難行動要支援者の避難状況等)
情報班	→ 情報の収集・伝達 広報活動	→ 状況把握 報告活動
消火班	→ 器具点検 防火広報	→ 初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	→ 負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→ 避難路(所)・標識点検	→ 住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具の点検	→ 水・食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

別表第3(1) 半田市医師会医療救護班編成表

部長 竹内（一）  副部長 竹内（晋） 渡邊（和）（半田市立半田病院）	指揮班（医師会館） 班 長 森 副班長 植田（次） 班 員 12名
	第1班（青山）青山中学校 班 長 間瀬（武） 班 員 17名
	第2班（成岩）成岩中学校 班 長 新美（親） 班 員 12名
	第3班（半田）半田中学校 班 長 榊原（文） 班 員 8名
	第4班（乙川）乙川小学校 班 長 高橋（知） 班 員 6名
	第5班（亀崎）亀崎小学校 班 長 都築 班 員 5名
収容施設 ・中野整形外科 中野（眞） ・一ノ草病院 山口（大） ・あバクリニック 阿部 ・半田中央病院 半田	救護衛生材料保管 ・中北薬品 ・アルフレッサ

(2) 半田歯科医師会医療救護班編成表

部長 金澤 篤  副部長 杉浦隆彦 竹内英樹 石黒長一 天竺克彦	指揮班 班 長 小林正季 副班長 杉浦隆彦
	第1班（青山）青山中学校 班 長 静間祐一郎、渡邊健人 班 員 7名
	第2班（成岩）成岩中学校 班 長 岡井 誠、竹内英樹 班 員 9名
	第3班（半田）半田中学校 班 長 杉浦豊幸、杉山知子 班 員 10名
	第4班（乙川）乙川小学校 班 長 石黒長一、本多佳雅 班 員 5名
	第5班（亀崎）亀崎小学校 班 長 竹内英視、小林正季 班 員 6名



## (3) 知多薬剤師会（半田部会）医療救護班編成表

	班名	担当薬局
部長 稲熊直樹	指揮班（医師会館） 班長 カシワヤ薬局住吉町店	
	第1班（青山）青山中学校 班長 青山つつじ薬局	あい調剤薬局 半田店 あおい薬局半田店 青山調剤薬局 えむわん薬局 半田青山店 ZIP ファーマシー白沢青山薬局 スギ薬局 青山店 スギ薬局 有楽店 のどか薬局 カシワヤ薬局 花園町店
	第2班 （成岩）成岩中学校 班長 プラスアルファ調剤薬局	あおぞら調剤薬局 半田店 北ニツ坂薬局 しょうなん調剤薬局 半田店 スギ薬局 清城店 スギ薬局 中町店 清城クローバー薬局 のりたけファミリー薬局 なかまち調剤薬局 ひだまり調剤薬局 半田店
	第3班 （半田）半田中学校 班長 カシワヤ薬局住吉町店	かりやど調剤薬局 ジロードラッグしみん薬局 スギ薬局 半田星崎店 スギ薬局 岩滑店 すずらん薬局 とみ薬局 ファーマライズ薬局 半田本町店 まるえい調剤薬局 半田店 みずほ薬局 みずほ薬局 駅前店 美濃半薬局 やなべ薬局 リーフ調剤薬局 住吉店 わかば調剤薬局
	第4班 （乙川）乙川小学校 班長 おおやち調剤薬局	朝日薬局 乙川店 大池薬剤薬局 乙川薬剤薬局 スギ薬局 乙川店 トーカイ薬局 半田店 よこがわ調剤薬局 リーフ調剤薬局 乙川店
	第5班 （亀崎）亀崎小学校 班長 プラスアルファ薬局	有協調剤薬局 かみいけ調剤薬局 スギ薬局 上池店 ときわ調剤薬局 ポエム調剤薬局
	第6班 半田市立半田病院担当	えむわん薬局 半田店 くすりの家薬局 ゆたか調剤薬局 市役所前

別表第4(1) 防災協定締結事業者一覧及び保有機械等

(台数)

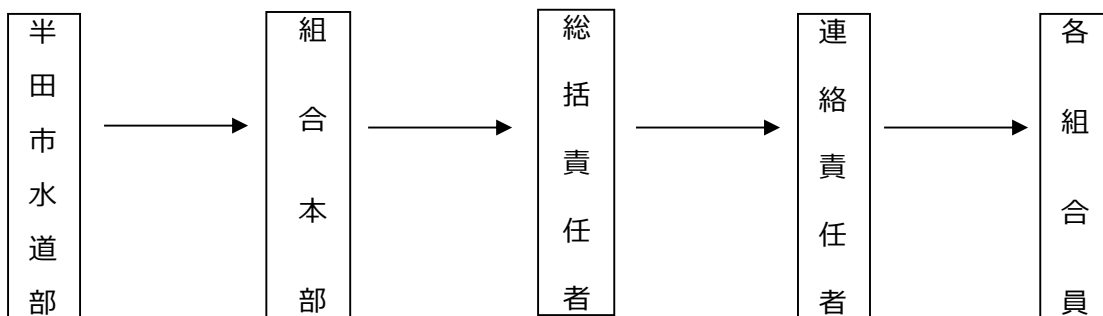
担当地区	業者名	代表者名	電話	ブルドーザー		掘削機	ダンプトラック		トラッククレーン	排水ポンプ	発電機
				10t未満	10t以上		6t未満	6t以上			
亀崎	(株)植田組	植田 雅士	29-1811			1				2	1
	石建工務店	石川 治彦	28-1636			1	1			5	2
	(有)榊原組	榊原 克紀	28-2635				1			1	1
	(株)愛新美組	西村 里美	29-2111			3	2		1	1	2
乙川	(株)竹本組	竹内 芳樹	21-0545			2	2			2	2
	(有)こうしん商会	新美 真一	21-1782			2	1				2
	(株)タスク	榊原 敦史	25-7075				1				1
	八洲建設(株)	水野 貴之	27-8400				1		1	1	1
半田	(株)元組	榊原 譲治	21-0770			1	2				
	(株)大進	家田 雅夫	23-3344			8	5			6	6
	(有)知多環境開発	本藤 拓	24-8657			5	3			4	4
	(株)清久建設	榊原 清	21-0327			3	2		1	0	1
	(株)花新工業	花見 昌浩	89-0478			5	5			5	5
	(株)アクシス	中村 宗雄	26-3357			2				5	3
成岩北	信栄土木(株)	石黒 大史	22-9120			4	3			3	4
	大耕建設(株)	大段 喜一	22-3824	1		2			2	2	3
	(株)沢田工務店	澤田 貞雄	21-0237								
	(株)日比七	竹内 孝治	21-5131				1				1
	(株)七番組	中山 友裕	21-5151						2		5
成岩南	(株)大清工務店	山本 慎治	27-5941			2	2				1
	山本粘土建設(株)	山本 悟秋	27-5863			2	1			2	1
	(有)山泰	山本 充浩	27-5284			3	2			3	1
	(株)羽田建設	羽田 将之	22-3816							4	3
	上中建築(株)	上中 富雄	27-6273			5	6		2	1	

## (2) 市内主要運輸業者並びに保有車両等一覧

会社名	所在地	代表者	電話	保有台数					計	その他
				タクシー	大型貨物	中型貨物	小型貨物			
安全タクシー(株)	山崎町 30-1	森川 栄二	21-1939	47	0	0	0	47	9人乗タクシー 5	
名鉄知多タクシー(株)	南末広町 124-12	藤田 和弘	21-1320	39	0	0	0	39		
日本通運(株)半田支店	十一号地 18-8	嶽見 典男	21-2581	0	12	0	2	14	リフト他 12	
丸半運輸(株)	山崎町 11	小栗 康義	21-0139	0	6	5	16	27	軽車両 3	
日本ロジテム(株)半田営業所	瑞穂町 4-7-5	所長 角谷 亮介	21-1822	0	20	0	0	20	リフト 2	
久栄運輸(株)	成岩本町 2-72	中嶋 久則	21-2268	0	11	0	1	12	けん引 2 廃車プレイス 1	
尾張運輸(株)	郷中町 1-12	新美 伸幸	21-0668	0	6	1	2	9		
(株)杉田商店	港町 3-126	杉田 和彦	21-4076	0	12	1	2	15	リフト 7	
山治運輸(株)	飯森町 8-2	北村 昌一	22-3138	0	8	11	3	22		
ヨシバヤシ運輸(株)	乙川一色町105	葭林 悟	22-3222	0	2	2	1	5		
半田港運(株)	十一号地1-4	浅野 皇	23-2305	0	0	2	6	8	リフト 8	
阿久比運輸(株)	川田町177-1	金澤 英樹	22-6511	0	62	32	7	101	移動 クレーン車 16	
名鉄運輸(株)半田支店	十一号地 18-9	渥美 博司	21-2551	0	16	0	16	32	リフト 5	
JFE物流(株)中部	川崎町 1-1	小川 健一	24-2816	0	1	0	0	1		
ヤマト運輸(株)半田山代センター 半田乙川センター	山代町 1-106-4	柴田 泰	080-5044 -4880	0	0	0	25	25		
計 15社				86	156	54	81	377		

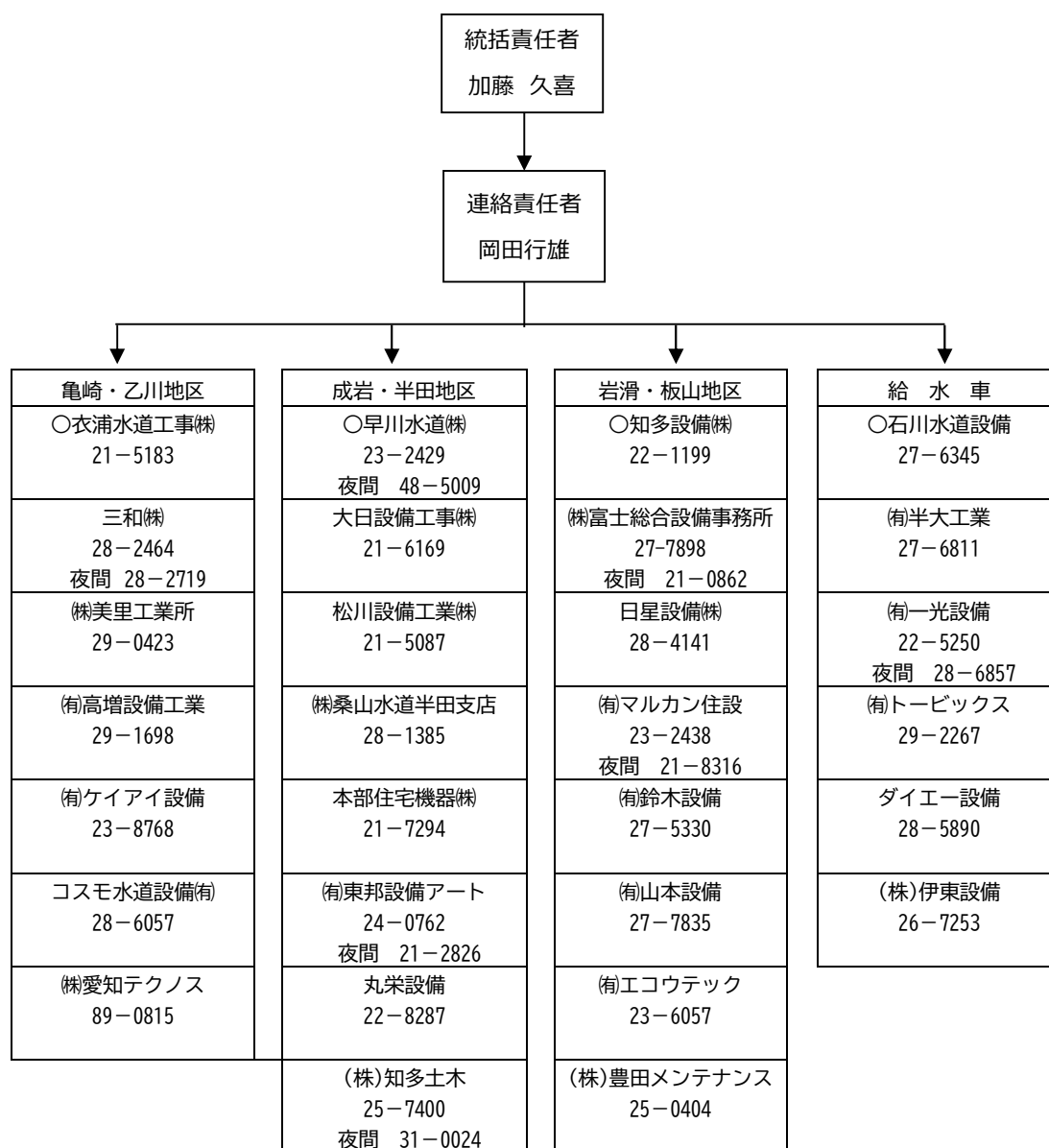
(注) 大型貨物とは最大積載量 6 t 以上 中型貨物とは最大積載量 4 t 以上 6 t 未満  
 小型貨物とは // 4 t 未満

別表第5 (1) 半田市水道指定工事店協同組合災害対策協力組織表



本部	組合事務所		22-6911
総括責任者	代表理事	加藤 久喜 (株)桑山水道半田支店)	28-1385
同上補佐	副理事	桑山 義邦 (衣浦水道工事株)	21-5183
連絡責任者	総務担当理事	岡田 行雄 (三和株)	28-2464 夜間 28-2719
担当責任者	総務委員長	小泉 智史 (株)美里工業所)	29-0423
担当責任者	事業担当理事	中井 規人 (株)知多土木)	25-7400 夜間 31-0024
担当責任者	事業委員長	杉浦 健二 (有)マルカン住設)	23-2438 夜間 21-8316
担当責任者	財務担当理事	前田 和成 (知多設備株)	21-1199

## (2) 連絡組織表



## (3) 出勤能力表

		人員	作業車 2t以下	貨物車 2t以上	ダンプ 2t以下	エンジン ポンプ	発電機	バックホウ	
亀崎・乙川地区		7社	14	7		9	2	5	5
1	○衣浦水道工事(株)		2	1		1	1	1	1
2	三和(株)		2	1		1	1	1	1
3	(株)美里工業所		4	1		1		1	1
4	(有)高増設備工業		1			1			
5	(有)ケイアイ設備		1	1		1		1	1
6	コスモ水道設備(有)		2	1		2		1	1
7	(株)愛知テクノス		2	2		2			
成岩・半田地区		8社	19	6		9	2	9	8
8	○早川水道(株)		4	1		2	1	3	3
9	大日設備工事(株)		3	1				1	
10	松川設備工業(株)		1			1			
11	(株)桑山水道半田支店		4	1		2	1	1	1
12	本部住宅機器(株)		2	1		1		1	1
13	(有)東邦設備アート		1	1				1	
14	丸栄設備		2			1		1	1
15	(株)知多土木		2	1		2		1	2
岩滑・板山地区		8社	17	9	2	8	3	13	10
16	○知多設備(株)		2						1
17	(株)富士総合設備事務所		2	1	1			1	
18	日星設備(株)		2	2		2	1	2	2
19	(有)マルカン住設		1	1		1		2	1
20	(有)鈴木設備		1	1					
21	(有)山本設備		1			1			1
22	(有)エコウテック		4	2		2	1	3	3
23	(株)豊田メンテナンス		4	2	1	2	1	5	2
給水班		6社	7	4		4		3	2
24	○石川水道設備		1			1			
25	(有)半大工業		2	1				1	
26	(有)一光設備		1	1					
27	(有)トービックス		1	1		1		1	1
28	ダイエー設備		1	1		1		1	1
29	(株)伊東設備		1			1			
合計			57	26	2	30	7	30	25

○印は担当責任者

別表第6 下水道指定工事店連絡組織表（災害対策協力団体）

半田市水道部下水道課				
亀崎地区	乙川地区	半田地区	成岩地区	板山地区
(株)美里工業所 29-0423	(株)桑山水道半田支店 28-1385	(株)元組 21-0770	大日設備工事(株) 21-6169	石川水道設備 27-6345
(有)トービックス 29-2267	(有)高増設備工業 29-1698	衣浦水道工事(株) 21-5183	(有)マルカン住設 23-2438	(有)半大工業 27-6811
三和(株)半田支店 28-2464	(有)ケイアイ設備 23-8768	(株)富士総合設備事務所 27-7898	(株)七番組 21-5151	(有)山泰 27-5284
司設備 090-4869-9770	日星設備(株) 28-4141	早川水道(株) 23-2429	本部住宅機器(株) 21-7294	(株)大清工務店 27-5941
	(有)マルセイ 28-0476	(株)大進 23-3344	(有)片桐浴槽店 23-6280	山本粘土建設(株) 27-5863
	コスモ水道設備(有) 28-6057	(有)榊原技建 26-0609	(有)エコウテック 23-6057	八洲建設(株) 27-8400
	(株)スザフ 28-1596	岩本住宅設備 22-2806	(株)半田ガーデンピア 22-5925	(有)山本設備 27-7835
	さくら設備 23-1851	(株)知多土木 31-0024	(株)伊東設備 26-7253	市外
	ダイエー設備 28-5890	(株)東海維持管理工業半田支店 32-3318	(有)東邦設備アート 24-0762	(有)浪岡設備 48-1625
	愛豊管工(株)半田営業所 28-1524	(有)大駒 22-6240	(株)ケイズプランニング 89-6940	DAISUI(株) 052-681-6019
	(有)中部設備機器 29-4159	松川設備工業(株) 21-5087	(株)まちづくり 23-3335	(株)桶槽 42-1322
	(株)アスク 29-3030	(有)一光設備 22-5250	(株)清久建設 21-0327	茶山設備工業 22-9990
	(有)サンセイ建設 89-0827	手島ガス住設(株) 22-3211	(株)サカエ水道設備 47-6802	ヤマシゲ水道設備 73-6093
	(有)アイテック 29-3990	(株)タスク 25-7075	知多設備(株) 22-1199	愛知テクノス 052-211-7727
	トキワ設備工業(株) 28-4833	(有)知多環境開発 24-8657	(株)高橋設備 84-3732	
	(株)神谷設備 47-8581	(株)アクシス 89-0670	(株)武知工業 89-0427	
		(株)TMC 23-1472	松本水道(株) 26-4424	

別表第7 (1) 危険物多量保有事業所一覧表(屋外タンクで合計量が50kl以上)

所在地	事業所名	第4類危険物保有量
潮干町1-2	エスケー化研(株)名古屋工場	58kl
亀崎北浦町1-46	美濃窯業(株)亀崎工場	200kl
亀崎北浦町1-61	(株)カメレン	58kl
日東町1-1	(有)ゼンユー	1,360kl
日東町1-7	(株)サン・ビック	144kl
日東町1-9	大八化学工業(株)半田工場	2,027kl
日東町1-13	昭永ケミカル(株)半田工場	165kl
日東町1-30	豊田ケミカルエンジニアリング(株)	2,264kl
日東町1-70	中京油脂(株)愛知工場	115kl
日東町4-43	三洋化成工業(株)衣浦工場	12,791kl
八軒町1-8	中部油研(株)	437kl
日ノ出町110-1	土平石油店	150kl
東浜町2-100	(株)コメマゴ	100kl
川崎町1-1	JFE スチール(株)知多製造所	176kl
川崎町4-1-7	サミット半田パワー(株)	100kl
計	15 事業所	20,145kl

(2) LPG第1種製造所及び貯蔵所一覧表

所在地	事業所名	貯蔵量
亀崎町5-226	新美産業(株)半田支店	38t
州の崎町2-12	(株)鶴弥	40t
潮干町1-1	(株)鶴弥衣浦工場	20t
計	3社	98t

(3) LNG貯蔵所一覧表

所在地	事業所名	タンク容量
瑞穂町2-1	東邦瓦斬(株)半田供給所	200,000 m <sup>3</sup>

(4) 毒物・劇物製造所保有事業所一覧表

所在地	事業所名	主な登録品目	電話番号
亀崎常盤町1-20	美州興産(株)亀崎工場	硅弗化マグネシウム	28-1101
州の崎町2-6	オーシカケミテック(株)名古屋工場	ホルマリン	28-2125
潮干町1-2	エスケー化研(株)名古屋工場	キシレン、トルエン、メタノール	29-3700
潮干町1-7	(株)三若純薬研究所衣浦工場	硫酸、水酸化ナトリウム	29-4753
日東町1-8	永和化成工業(株)衣浦工場	アンモニア	22-6411
日東町1-9	大八化学工業(株)半田工場	塩酸	22-4611
港町4-5-5	タカラストンダード(株)知多工場	硫酸	23-5111



## 別表第 8

## (1) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	人家戸数	公共建物	急傾斜地崩壊危険区域指定
110557	稲穂町有脇町	29	1	○
110558	有脇町 10 丁目	23	1	○
110559	有脇町 6 丁目	9	1	
110560	亀崎大洞町 3, 4 丁目	3	0	
110561	亀崎高根町 3, 4, 5 丁目	5	0	
110562	亀崎北浦町亀崎月見町	64	1	○
110563	亀崎相生町 2 丁目	62	1	○
110564	亀崎常盤町 2 丁目	8	0	
110565	亀崎	21	1	○
110566	白山	17	1	○
110567	板山町 10, 11, 12 丁目	1	1	
110768	横松東側・中側・西側(阿久比町)	45	1	
120152	亀崎相生町 2 丁目	16	0	○
210404	西大矢知町-1	1	1	
210406	新野町-1	1	1	
210407	半田市-1	1	0	
310800	南大矢知町 2 丁目-1	0	1	
310803	のぞみが丘 3 丁目-2	0	0	
310804	西大矢知町 3 丁目-1	0	1	
310810	平和町 1 丁目-1	0	1	
310811	宝来町 5 丁目-1	1	1	
310824	横山町-1	0	0	
310833	半田市-3	0	0	
320100	東大矢知町 3 丁目-2	0	1	
320101	土井山町 2 丁目-1	0	0	

## (2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

名称	指定区域	災害の種類	区域の種類	土地の面積(m <sup>2</sup> )	人家戸数	地区名
亀崎相生町 2 丁目-1 (205-K-001-1)	亀崎相生町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,942	5	亀崎地区
			特別警戒区域	83	2	
亀崎相生町 2 丁目-2 (205-K-002)	亀崎町 5 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	2,511	12	亀崎地区
			特別警戒区域	208	3	
亀崎相生町 2 丁目-3 (205-K-003)	亀崎町 4 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	7,878	14	亀崎地区
			特別警戒区域	1,130	4	
亀崎相生町 2 丁目-4 (205-K-004-1)	亀崎月見町 3 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	5,434	10	亀崎地区
			特別警戒区域	721	1	
亀崎北浦町亀崎月見町-1 (205-K-005-1)	亀崎町 1 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	11,157	309	亀崎地区
			特別警戒区域	1,698	1	
亀崎北浦町亀崎月見町-2 (205-K-006)	亀崎北浦町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	20,661	22	亀崎地区
			特別警戒区域	2,728	0	
亀崎北浦町亀崎月見町-3 (205-K-007)	亀崎北浦町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	4,958	11	亀崎地区
			特別警戒区域	320	0	
亀崎北浦町亀崎月見町-4 (205-K-008)	亀崎月見町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,753	5	亀崎地区

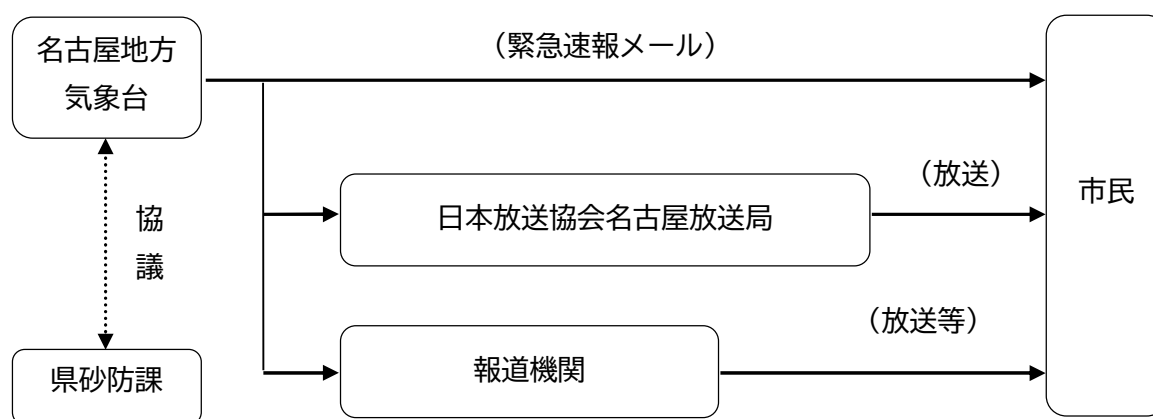
亀崎北浦町亀崎月見町-5 (205-K-009)	亀崎月見町 2丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	8,509	12	亀崎地区
			特別警戒区域	1,111	0	
有脇町6丁目 (205-K-010)	有脇町 6丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	6,525	14	有脇地区
稲穂町有脇町A (205-K-012)	有脇町 15丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	3,526	4	有脇地区
			特別警戒区域	383	1	
稲穂町有脇町B (205-K-013)	有脇町 14丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,904	4	有脇地区
有脇町10丁目 (205-K-014)	有脇町 10丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	6,112	5	有脇地区
亀崎大洞町3,4丁目A (205-K-015)	のぞみが丘 1丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	3,133	2	亀崎地区
			特別警戒区域	715	0	
亀崎大洞町3,4丁目B (205-K-016)	亀崎大洞町 4丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	2,612	2	亀崎地区
			特別警戒区域	371	0	
亀崎高根町3,4,5丁目 (205-K-017)	亀崎高根町 3丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	936	2	亀崎地区
			特別警戒区域	155	0	
亀崎常盤町2丁目 (205-K-018)	亀崎常盤町 2丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,419	2	亀崎地区
亀崎A (205-K-019)	亀崎町 3丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	12,543	21	亀崎地区
			特別警戒区域	372	1	
亀崎B (205-K-020)	亀崎町 3丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	10,113	29	亀崎地区
			特別警戒区域	900	0	
緑ヶ丘11丁目 (205-K-021)	緑ヶ丘 11丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	886	0	有脇地区
			特別警戒区域	180	0	
のぞみが丘3丁目-2A (205-K-022)	亀崎高根町 2丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	682	2	亀崎地区
のぞみが丘3丁目-2B (205-K-023)	のぞみが丘 3丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	6,765	15	亀崎地区
			特別警戒区域	1,248	4	
白山 (205-K-024)	白山町 4丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	11,809	24	協和地区
板山町10.11.12丁目 (205-K-025)	板山町 10丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,015	1	板山地区
			特別警戒区域	324	1	
西大矢知町-1 (205-K-026)	西大矢知町	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	292	1	大矢知 地区
			特別警戒区域	58	0	
新野町-1 (205-K-027-1)	新野町 1丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,483	1	鴉根地区
			特別警戒区域	337	0	
南大矢知町2丁目-1 (205-K-028)	南大矢知町 2丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	3,729	0	大矢知 地区
			特別警戒区域	759	0	
西大矢知町3丁目-1 (205-K-029)	西大矢知町 3丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	307	1	大矢知 地区
			特別警戒区域	56	0	
平和町1丁目-1 (205-K-030)	平和町 2丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	945	0	半田地区
			特別警戒区域	201	0	
宝来町5丁目-1 (205-K-031)	宝来町 5丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	873	0	半田地区
			特別警戒区域	202	0	
横山町-1 (205-K-032)	横山町	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	2,930	1	板山地区
			特別警戒区域	921	0	
半田市-3 (205-K-033)	有脇町 2丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	778	1	有脇地区
			特別警戒区域	224	0	
東大矢知町3丁目-2 (205-K-034)	東大矢知町 3丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,453	0	大矢知 地区
			特別警戒区域	343	0	

土井山町 2 丁目-1 (205-K-035)	土井山町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	3,481	0	住吉地区
			特別警戒区域	1,152	0	
横松東側・中側・西側 (441-K-052)	知多郡阿久 比町大字横 松字中側	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	50,377	34	乙川地区
			特別警戒区域	16,723	3	
上池町 2 丁目-1 (205-K-036)	上池町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	549	3	上池地区
			特別警戒区域	47	0	
有脇町 10 丁目-2 (205-K-037)	有脇町 10 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	563	1	有脇地区
			特別警戒区域	144	0	
亀崎町 2 丁目-1 (205-K-038)	亀崎町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	4,948	11	亀崎地区
			特別警戒区域	1,472	1	
亀崎町 1 丁目-1 (205-K-039)	亀崎町 1 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	2,199	8	亀崎地区
			特別警戒区域	362	1	
奥町 3 丁目-2 (205-K-040)	奥町 3 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	890	1	半田地区
			特別警戒区域	183	1	
板山町 10 丁目-1 (205-K-041)	板山町 10 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	666	2	板山地区
			特別警戒区域	41	1	
神代町 2 丁目-1 (205-K-042)	神代町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	2,122	0	板山地区
			特別警戒区域	487	0	
亀崎相生町 3 丁目-1 (205-K-043)	亀崎相生町 3 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	502	0	亀崎地区
亀崎月見町 4 丁目-1 (205-K-044)	亀崎月見町 4 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	879	2	亀崎地区
			特別警戒区域	197	1	
大湯町 1 丁目-1 (205-K-045)	大湯町 1 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	3,258	2	板山地区
			特別警戒区域	1,041	0	
椎ノ木町 2 丁目-1 (205-K-046)	椎ノ木町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	644	1	板山地区
			特別警戒区域	95	0	
吉田町 4 丁目-1 (205-K-047)	吉田町 4 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	4,694	3	板山地区
			特別警戒区域	1,560	1	
新宮町 5 丁目-1 (205-K-048)	新宮町 5 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	536	1	西成岩地 区
			特別警戒区域	103	0	
亀崎高根町 4 丁目-1 (205-K-049)	亀崎高根町 4 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	817	2	亀崎地区
			特別警戒区域	175	0	
椎ノ木町 2 丁目-2 (205-K-050)	椎ノ木町 2 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	1,542	1	板山地区
			特別警戒区域	292	0	
亀崎相生町 3 丁目-2 (205-K-051)	亀崎相生町 3 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	2,775	11	亀崎地区
亀崎相生町 3 丁目-3 (205-K-052)	亀崎相生町 3 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	719	3	亀崎地区
亀崎相生町 3 丁目-4 (205-K-053)	亀崎相生町 3 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	538	2	亀崎地区
板山町 10 丁目-2 (205-K-054)	板山町 10 丁目	急傾斜地の 崩壊	警戒区域	398	0	板山地区

## (3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域における要配慮者利用施設の名称及び所在地

NO	施設名称	所在地	土砂災害警戒区域・特別警戒区域名称	種別
1	亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3-10	亀崎相生町 2 丁目-4 (205-K-004-1)	警戒区域
2	有脇小学校	半田市有脇町 6-37	有脇町 6 丁目 (205-K-010)	警戒区域
3	有脇保育園	半田市有脇町 10-31-2	有脇町 10 丁目 (205-K-014)	警戒区域
4	社会福祉法人 ダブルリッジエー	半田市吉田町 4-175	吉田町 4 丁目-1 (205-K-047)	警戒区域 特別警戒区域

## 別表第 9 土砂災害警戒情報等の伝達系統



(注) 土砂災害警戒情報は、名古屋地方気象台と愛知県（建設局砂防課）が協議のうえ、愛知県建設局と名古屋地方気象台が共同して発表する。

## 別表第 10 危険箇所等の定義

危険地区、危険箇所等の名称	定 義
山地災害・山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が 1 戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む）ある場所

## 別表第 11 指定文化財件数

種別	国指定	県指定	市指定	計
建造物	2		6	8
彫刻	1		10	11
工芸品	3		4	7
書籍	1		3	4
典籍			2	2
文書			4	4
絵画	3		3	6
有形民俗	1	1	6	8
無形民俗	1	2	6	9
史跡		1	2	3
天然記念物		1	3	4
計	12	5	49	66

別表第12 はんだ地震防災憲章（平成29年3月11日制定）

**はんだ地震防災憲章**  
～半田市民の心得として～

半田市は、かつて福知山南海地震や三河地震に襲われ、多くの方が犠牲になりました。  
大地震は必ずやってきます。その時、行動からの支援はすぐには届きません。  
私たち半田市民はそれぞれの持ちつた能力を発揮し、一人ひとりの備えと地域  
の絆で大難を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

**私は自分に問いかけ、地震への備えは十分だろうか。**  
悠長な日常を一時にして避難する人になる。  
昨日から知れない、今日からしれない。

**私は考える。地震が起きたらどう行動しようか。**  
自分で自分を守れない人がある。私は、周りの大切な人たちの命を守りたい。

**私は自分に言い聞かせる。周りのために出来ることが出来る。**  
不安な避難生活。みんながしずつ復旧し、力を合せば必ずやり過ごされる。

**私は次の世代に伝える。家族の備えと地域とのがわりの大切さを。**  
大地震の被災地から多くのことを学んだ。  
大地震から命を守り、回復を乗り越えるのは私とも自身。



半田市の地震被害（平成29年）

**はんだ地震防災憲章**  
**行動指針**

**【備え】**

1. 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
2. 地域を知り、自宅周辺の危険を把握しておきます。
3. 少なくとも7日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄しておきます。
4. 被災十六日知人との連絡方法、集合場所をおらかじめ決めておきます。
5. 避難所や避難場所、市町村からの緊急避難場所を確認しておきます。
6. ご近所、ご家族、地域の防災訓練に参加します。

**【防災直後】**

1. 強い揺れを感じたら、命を守ることを最優先に考えて行動します。
2. 初音を火元にならないため、揺れが収まったら速やかに次の対応を行います。
3. 避難者の半数は女性。積極的に避難所運営に参加し、女性の拠点を定めます。
4. 避難する時は、呼吸のブリーカーを落とし、食料と常用薬を持っています。
5. 強い揺れや長い揺れを感じたら、入浴で避難に知らないうちに倒れやすくなるので避けます。

**【避難生活】**

1. 避難所ではみんなが被災者。自分でできることを見つけて避難所運営に協力します。
2. 避難所に集まる一人ひとりの人間に配慮した避難所運営を行います。
3. 避難者の半数は女性。積極的に避難所運営に参加し、女性の拠点を定めます。
4. 子どもたちのからむりて、一緒に避難所運営を行います。
5. 避難所運営スタッフも同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
6. 「困っていることはありませんか」と伝える機会を持ちます。

**【地域連携の推進】**

1. 日ごろのあいさつから、いざという時にご近所で助け合える関係をつくり築きます。
2. ご近所で、家庭で、地域で防災、減災を呼びかけます。
3. 子どもたちに、災害から命を守るための知識を伝授し、そして助け合うことの大切さを教えます。
4. 半田市は歴史ある国、米消費にも分け隔てなく手を差し伸べます。
5. 私たち半田市民は、遠方の災害で被災した被災者にもできる限りの支援をします。

別表第13 (1) 食糧の給与物資

区分	例	示
食糧	米穀、乾パン、麦製品、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー、飲物等	
副食物	漬物、缶詰類等、調味料（塩、醤油、味噌等）	
食器類	釜、鍋、ヤカン、ヒシヤク、バケツ、ほ乳ビン等	

(2) 本市の災害備蓄食糧（令和5年4月1日現在）

保管場所	備蓄食糧
旧半田建設職業訓練校	29,916 食
雁宿駐車場備蓄倉庫	8,516 食
避難所等	72,784 食

## (3) 本市の備蓄品（令和5年4月1日現在）

保管場所	品名	毛布	仮設トイレ ※1	飲料水(L)	避難用 ワンタッチテ ント
半田運動公園倉庫		1,360枚	8基	—	—
半田北部グラウンド		—	—	21,948L	180張
半田市体育館		—	—	—	—
雁宿駐車場 備蓄倉庫		—	393基	13,512L	1,212張
避難所等		13,198枚	1,224基	78,547L	248張

仮設トイレ※1の種別…ダンボールトイレ（1,347基）、車椅子対応型トイレ（ドントコイ等）（107基）  
マンホールトイレ（166基）[設置箇所 別表142]、自動ラップ式トイレ（5基）  
その他の物資…段ボールベッド（168基）、段ボール間仕切り（8,100枚）、折り畳（1,583枚）  
消毒薬（216L）、紙おむつ（6,761枚）、災害時備蓄用トイレットペーパー（3,008ロール）  
便収納袋（18,000枚）、生理用品（3,870枚）

## 別表第14 (1) 危険物火災等防災資材備蓄量（消防署）

種類	数量	備考
水溶性液体用泡消火薬剤	1,680L	
非水溶性液体用泡消火薬剤	6,100L	
オイル吸着材	21.8kg	
オイルフェンス	40m	20m 2本

## (2) 危険物火災等防災資材備蓄量（一般事業所）

事業所名	種類	数量	備考
JFEスチール(株)知多製造所	オイル吸着材	240kg	
豊田ケミカルエンジニアリング(株)	オイル吸着材	50kg	
	オイルフェンス	60m	
三洋化成工業(株)衣浦工場	泡消火薬剤（3%型）	1,200L	
	泡消火薬剤（6%型）	23,000L	
	オイル吸着材	400kg	
	油流出処理剤	1,600kg	
	オイルフェンス	400m	
大八化学工業(株)半田工場	泡消火薬剤（3%型）	17,000L	
	オイル吸着材	20kg	
	オイルフェンス	40m	
(有)ゼンユー	オイル吸着材	60kg	

※屋外タンク貯蔵所を設置している事業所で、特定事業所及び1,000キロリットル以上の貯蔵量のある事業所を対象

## (3) 救助用ボートの常備

種別	数	規格	収容人数	保管管理
FRPボート	3	長さ 3.13m 幅 1.36m	各3	半田消防署(北部出張所・成岩出張所) ※半田市所有
		深さ 0.5 m 重量 55kg		
	1	上記に同じ	3	半田市(土木課)
FRP三分割式ボート	2	長さ 3.3 m 幅 1.41m	各3	半田消防署(北部出張所)・半田市(総務課) ※半田市所有
		深さ 0.52m 重量 69kg		
FRP四分割式ボート	1	長さ 4.4 m 幅 1.5 m	8 (船外機使用時は5)	半田消防署(成岩出張所) ※半田市所有
		深さ 0.54m 重量 130kg		
		船外機 9.8ps 1基		
ゴムボート	5	長さ 3.1 m 幅 1.47m	各6	消防団詰所 ※半田市所有
		深さ 0.38m 重量 36kg		
FRPボート	2	長さ 4.15m 幅 1.6 m	8 (船外機使用時は5)	半田消防署 ※知多中部広域事務組合消防本部所有
		深さ 0.58m 重量 100kg		
		船外機 15ps 1基		

別表第15 (1) 本市所有車両一覧

	普通乗用	普通貨物	小型乗用	小型貨物	乗合乗用車	特殊用途自動車	軽乗用	軽貨物	原動機付自転車	資機材搬送車	付積載車	小型動力ポンプ	計
企画部	2		2					2					6
総務部	2		5 (2) [2]	3 (2) [1]	1	2 (2) [1]	15 (2)	6 (1) [1]				19 (19) [19]	53 (28) [24]
市民経済部		4	1	2		5	1	7					20
福祉部				2			7						9
子ども未来部	1				1		5	2					9
建設部	3 [1]	1	1	2				3					10 [1]
教育委員会	1		2	1			1	10	5				20
水道部	2 [1]		2 (1)	1 [1]			1	8 (1)					14 (2) [2]
市議会事務局	2												2
半田病院	1		3			1 (1) [1]	1						6 (1) [1]
半田常滑看護				1									1
計	14 [2]	5	16 (3) [2]	12 (2) [2]	2	8 (3) [2]	31 (2)	38 (2) [1]	5			19 (19) [19]	150 (31) [28]

※ ( ) は放送設備を備えた車両、 [ ] は無線設備を備えた車両。貸出車両等は含まず。

## (2) 知多中部広域事務組合消防本部所有車両一覧表

	水 槽 車	指 揮 車	支 援 車	消 防 広 報 車	消 防 ポ ン プ 車	ポ 水 槽 付 消 防 車	普 通 化 学 車	防 は ポ ン ゴ 付 車 消	高 規 格 救 急 車	大 型 化 学 車	救 助 工 作 車	泡 原 液 搬 送 車	資 機 材 搬 送 車	消 防 連 絡 車	計
消防本部	3 (3)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)	2	27 (25)

※ ( ) は放送設備を備えた車両。

## 別表第 16 雨量観測

名 称 ( 観 測 所 )	観 測 責 任 者	観 測 所 電 話	備 考
半 田 消 防 署	消 防 署 長	21-0119	
北 浜 田 排 水 ポ ン プ 場	水 道 部 長	23-3121	
瑞 穂 排 水 ポ ン プ 場	//	26-1257	
新 居 排 水 ポ ン プ 場	//	—	
有 楽 排 水 ポ ン プ 場	//	—	
若 宮 排 水 ポ ン プ 場	//	—	
衣 浦 排 水 機 場	//	—	

## 別表第 17 水位観測

## (1) 危機管理型水位計

河川名	観測位置
神戸川	成岩橋
稗田川	大川橋

## (2) 通常水位計 (基本水位未設定)

河川名	観測位置
十ヶ川	岩滑
衣浦港	

## (3) 河川カメラ

河川名	観測位置
神戸川	成岩橋
稗田川	大川橋



## (4)水位観測について（海岸）

河川名	観測位置	報告担当者	通報水位	
			はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫危険水位
阿久比川	半田橋上流右岸	半田中分団	堤防敷より 60cm以下 青プレート	堤防敷より 30cm以下 赤プレート
	半田大橋上流右岸	半田東分団		
	東雲橋上流右岸	//		
	江川橋上流右岸	//		
十ヶ川	月見橋上流右岸	半田中分団		
	半田小橋上流右岸	半田東分団		
	新橋上流右岸	//		
神戸川	吉田橋上流右岸	板山分団		
	新宮橋上流右岸	成岩西分団		
	竜台橋上流右岸	成岩南分団		
	新成岩橋上流右岸	//		
	神戸橋上流右岸	//		
	昭和橋上流右岸	成岩南分団		
稗田川	庚申橋上流右岸	乙川北分団		
	昭和橋上流右岸	乙川南分団		
矢勝川	阿久比川合流地点 上流右岸	半田中分団		
	高田橋上流右岸	//		
	岩滑西橋上流右岸	//		
5	18			

- (注) 1 通報水位に達したとき及び水位に復した時刻よりはん濫注意水位に達するまでの間は、1時間毎に報告する。  
 2 はん濫注意水位に達し、なお増水傾向にある時は、同水位に復するまで刻々と報告する。  
 3 最高水位に達し、減水に向うときは、水位とその時刻を報告する。

## (5)水位観測について(池)

河川水系名	観測位置	報告担当者	通報水位	
			はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫危険水位
稗田川	籠池	乙川北分団	堤防敷より 60cm以下 青プレート	堤防敷より 30cm以下 赤プレート
	葎池	〃		
	横川池	〃		
	新池	〃		
	上池	乙川東分団		
	七本木池	〃		
	新居池	新居向山分団		
	西ノ宮池	乙川北分団		
阿久比川	宮池(住吉)	半田中分団		
	浜池	〃		
	西午ヶ池	半田西分団		
	東午ヶ池	〃		
阿久比川	親池	半田中分団		
	仲田池(下池)	成岩北分団		
神戸川	宮池(成岩)	成岩西分団		
	青山調整池	〃		
	吉田池	板山分団		
	池田大池	〃		
	古池	〃		
	八助谷池	〃		
3	21			

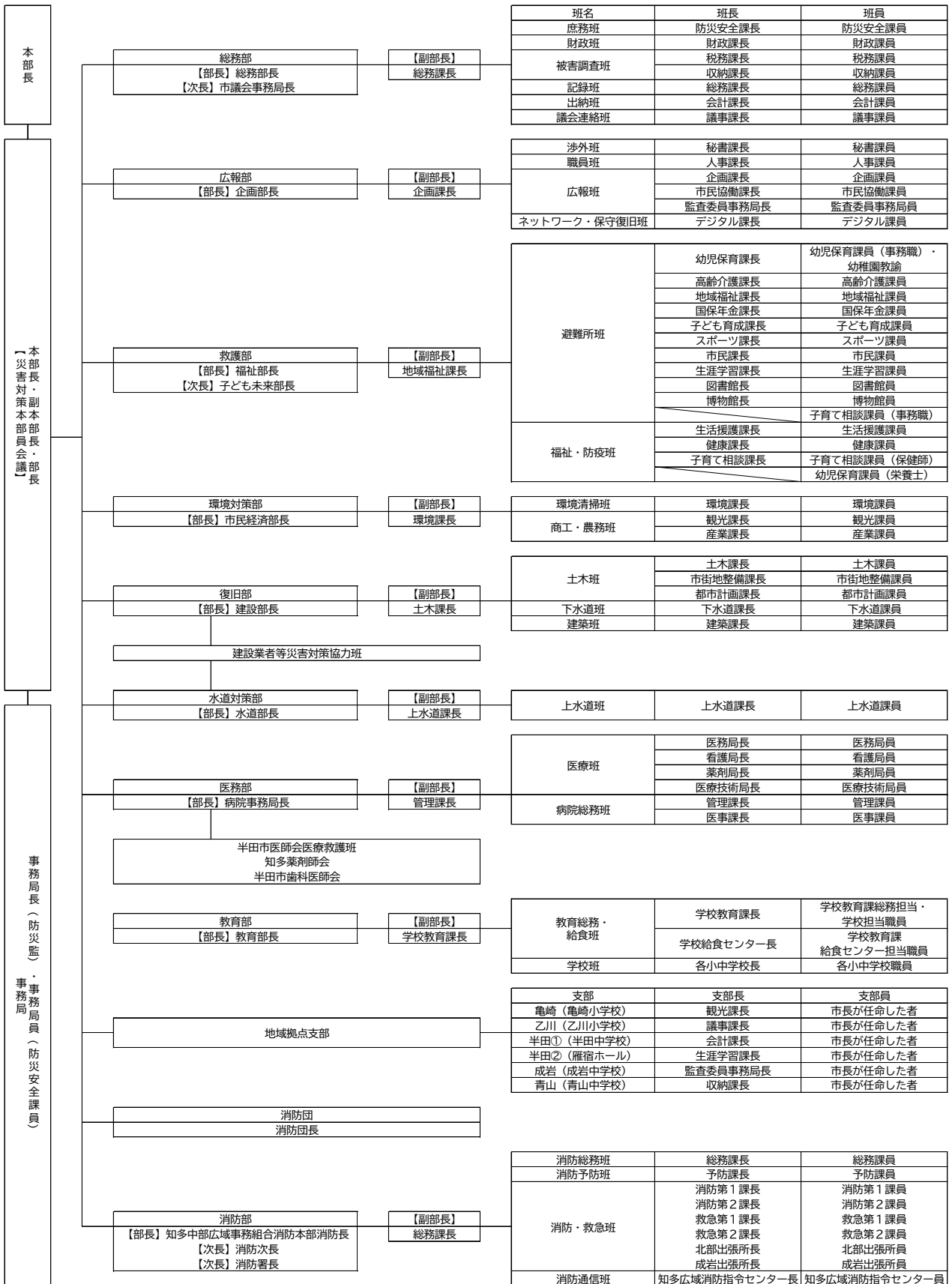
- (注) 1 通報水位に達したとき及び水位に復した時刻よりはん濫注意水位に達するまでの間は、1時間毎に報告する。  
 2 はん濫注意水位に達し、なお増水傾向にある時は、同水位に復するまで刻々と報告する。  
 3 最高水位に達し、減水に向うときは、水位とその時刻を報告する。

## 別表第18 潮位観測

名称(観測所)	観測所電話	報告担当者
衣浦港務所	21-2450	半田消防署

- (注) 自らの判断により高潮のおそれがあると認めたとき、または、高潮の危険が予想される旨の気象通報、水防警報を受けたときは、風速とともに潮位を観測所に問合せ、水防本部に報告する。

別表第 19 (1) 災害対策本部組織図



## (2) 災害対策本部事務局組織

事務局長	防災監	本部長の指示により、事務局の事務を掌握する。
情報係 (幹事)	総務部防災安全課長 // 総務課長 // 財政課長 // 税務課長 // 収納課長 企画部 // 企画課長 // 市民協働課長 建設部土木課長  水道部下水道課長  消防本部総務課長	・事務局事務一般及び関係機関からの情報収集及び伝達 ・部門別被害情報の集約及び伝達 ・ // ・ // ・ // ・各種情報伝達（報道機関） ・各種情報伝達 ・道路、河川、溜池等の情報収集及び伝達  ・排水、下水道施設の情報収集及び伝達  ・罹災地警備情報の収集及び伝達
事務局員	総務部防災安全課員	・災害対策本部事務局庶務事務

別表第 20 非常配備基準

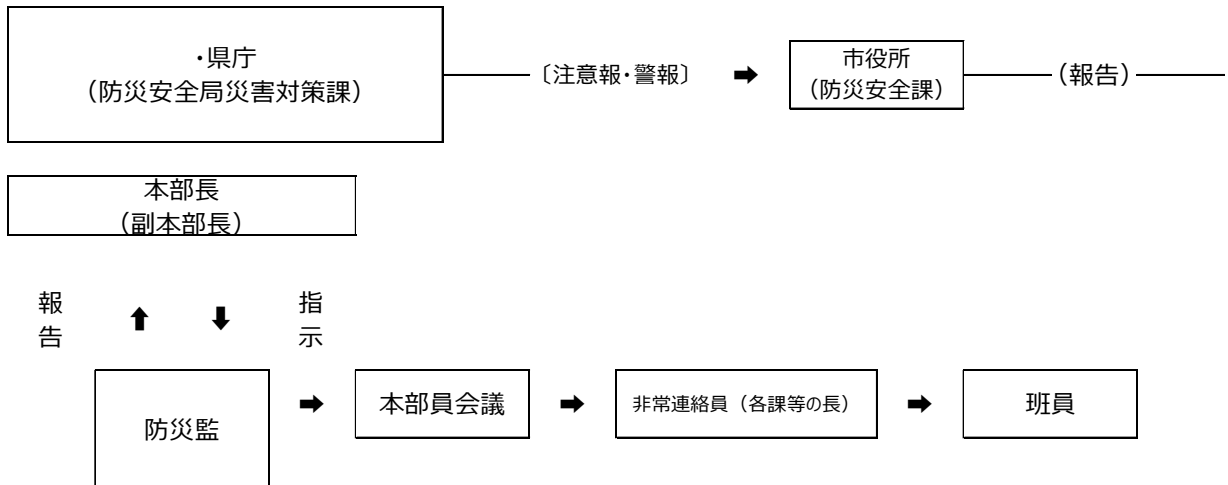
	配備内容	配備時期	配備の編成	摘要
警戒配備体制	情報連絡、災害監視のため、関係する部局の必要最小限の人員をもって当たる。	次の各注意報の1つ以上が半田市に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水 〃 (3) 高潮 〃	総務部・広報部及び復旧部で当該災害に対処する必要がある所要人員。	災害対策本部が設置されない場合でも、平常時の組織として配備につくものである。
第1非常配備体制	情報連絡、災害監視のため、関係する部局の必要最小限の人員をもって当たる。また、状況によりさらに高度の配備体制を速やかに移行できる体制とする。	1 次の各警報・注意報の1つ以上が半田市に発令され、本市に災害の発生するおそれのあるとき及び小規模の災害が発生したとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水 〃 (3) 暴風 〃 (4) 高潮 〃 (5) 津波注意報 2 市域に震度4以上の地震が生じたとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	各部の部長・次長及び副部長並びに当該災害に対処する必要がある所要人員。	災害対策本部が設置されない場合でも、平常時の組織として配備につくものである。
第2非常配備体制	関係各部局の所要の人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備体制に切り替えるものとし、また切り替え前においても災害発生とともにそのまま直ちに非常活動ができる体制とする。	1 上記の警報・注意報が発令され、本市に相当規模の災害が発生するおそれのあるときまたは災害が発生したとき。 2 伊勢・三河湾区域に津波警報、又は大津波警報が発令され、本市に相当規模の災害が予想されるとき。 3 市域に震度5弱以上の地震が生じたとき。 4 その他必要により本部長が当該非常配備を発令したとき。	第1非常配備人員に加え、各部の班長及び当該災害に対処する必要がある部局の所要人員。	必ず災害対策本部が設置されるものである。
第3非常配備体制	市の職員の全員をもって当たるもので、災害応急対策活動が円滑に行える体制とする。	1 市域に震度5強以上の地震が生じたとき。 2 伊勢・三河湾区域に大津波警報が発令され、本市に相当規模の災害が予想されるとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を発令したとき。	全職員が配備につくものとする。	必ず災害対策本部が設置されるものである。

※ 非常配備基準によりがたいと認められる場合においては、関係部局等による協議のうえ、臨機応変に配備体制をとれるものとする。

※ 地域拠点支部員の配置基準

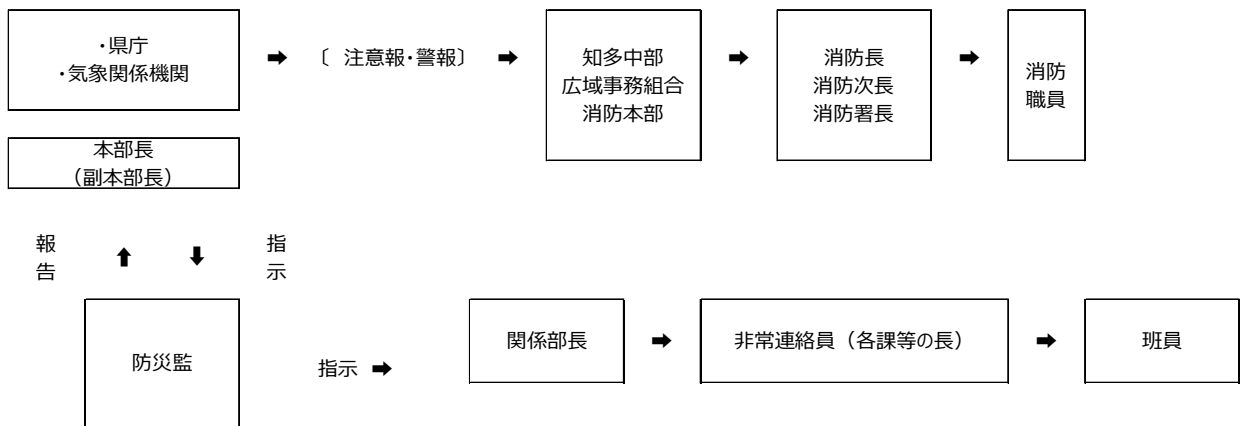
1. 原則として第2非常配備体制から業務につくこととする。ただし、避難者の関係から、それ以前に業務につくこともある。
2. 配備人員は、状況により、支部長が判断することができる。

別表第 21 非常連絡と動員【勤務時間内の場合】



◎ なお、上記伝達にあわせて庁内放送をもって庁内連絡するものとする。

別表第 22 (1) 非常連絡と動員【勤務時間外、休日の場合】



(2) 職員の参集（出勤）状況報告書の様式

職員の参集（出勤）状況報告書

部	【報告者】	月	日	時	分	現在
---	-------	---	---	---	---	----

1. 参集者（出勤者）の状況 ※報告部署は災害対策本部の機構による。

No.	部署名等	区分	職員数① =②+③+④	参集人員数		未参集者		備考 応援要請等
				②	うち応援 可能人員	安否確認③	安否不明④	
1	部長・次長							
2		正規職員						
		再任用						
		任用職員等						
		合計						

2. 安否不明者

No.	氏名①	氏名②	氏名③	氏名④

## 別表第 23 応援職員要請書の様式

## 応援職員要請書

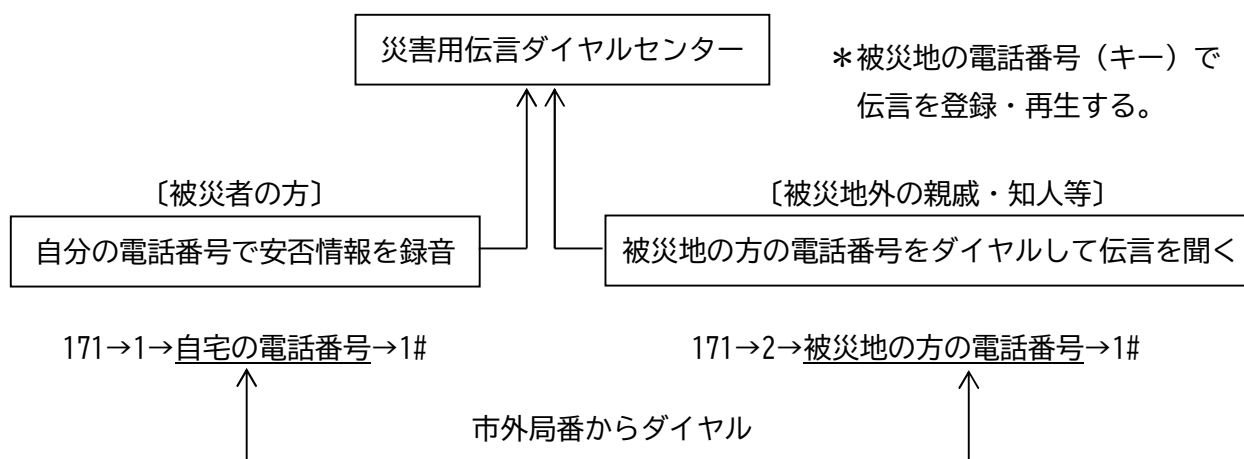
年 月 日

企画部長宛

〇〇部長

期 間	月 日 ~ 月 日	従事するところ
場 所		
内 容		
必 要 人 員	男 人 女 人 計 人	
携 帯 品		
集 合 場 所		
そ の 他		

## 別表第 24 伝言ダイヤルシステム



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏の NTT 一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時に NTT が県単位に指定する。）
利用可能電話	NTT の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INS ネット 64、INS ネット 1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝言蓄積数	1 電話番号当たり 1～10 伝言
伝言録音時間	1 伝言：30 秒以内
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗証番号付き伝言	4 桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

## 別表第 25 各携帯会社の災害伝言ダイヤルの利用方法

## (1) NTTドコモの場合

項目	内容
運用条件	震度 6 弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯番号あたり 10 件 (10 件を超えたら古いものから順次上書き)
メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状態 (日本語版・英語版それぞれ下記の 4 つの中から選択) 日本語版: 「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」</li> <li>英語版: 「Im ok」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」</li> <li>・ コメント (全角 100 (半角 200) 文字以内)</li> </ul>
メッセージ確認可能エリア	全国のサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① iMenu のトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 現在の状態について「無事です」等の 4 つの中から選択し、任意で 100 文字以内のコメントを入れる。</li> <li>④ 「登録」を押す。</li> </ol>
メッセージの確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① iMenu のトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 安否確認したい人の携帯番号を入力し、「検索」を押す。</li> <li>④ メッセージを確認し、登録されている状態を確認する。</li> </ol>
その他	※ 1

※ 1 …ドコモ、KDDI au、ソフトバンク携帯電話の災害伝言板と相互リンクしている。

## (2) KDDI au の場合

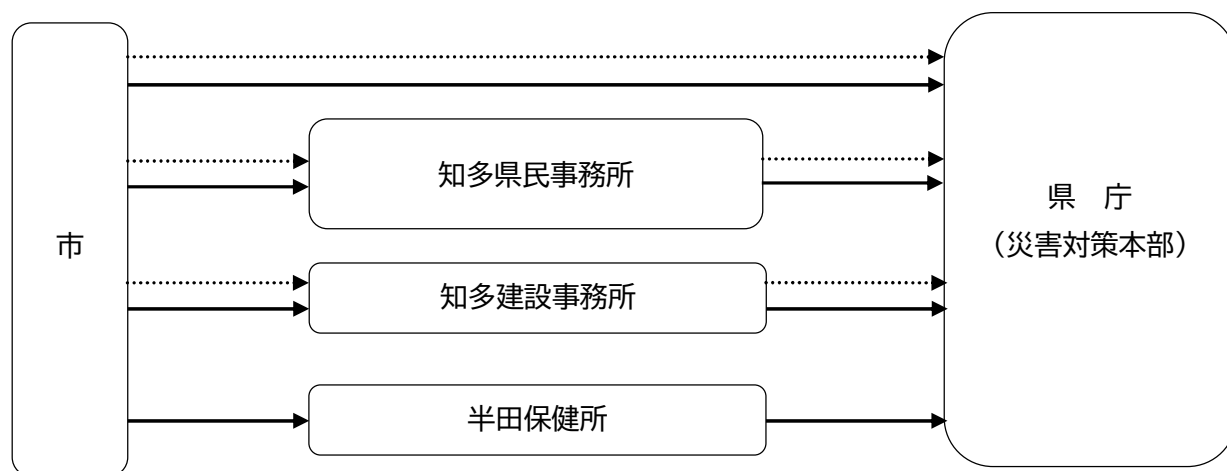
項目	内容
運用条件	震度 6 弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯番号あたり 10 件 (10 件を超えたら古いものから順次上書き)
メッセージ保存期間	1 つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで
メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状態 (下記の 5 つの中から選択) 「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」</li> <li>・ コメント (全角 100 文字以内)</li> </ul>
メッセージ確認可能エリア	全国のサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① EZweb のトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 被災状況について「無事です」等の 5 つの中から選択し、任意で 100 文字以内のコメントを入れる。</li> <li>④ 「登録」を押す。</li> </ol>
メッセージの確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① EZweb のトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 安否確認したい人の携帯番号を入力し、「検索」を押す。</li> <li>④ メッセージを確認し、登録されている状況を確認する。</li> </ol>
その他	※ 1



## (3) ソフトバンクの場合

項目	内容
運用条件	震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	全国から登録可能
メッセージ登録可能件数	1携帯番号あたり80件(80件を超えたら古いものから順次上書き)
メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応言語 日本語、英語</li> <li>・状態 (下記の7つの中から選択) 「無事です」「自宅にいます」「被害があります」等</li> <li>・コメント(全角100文字以内)入力可能</li> </ul>
メッセージ確認可能エリア	全国のサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① Yahoo!ケータイのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 被災状況について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。</li> <li>④ 「登録」を押す。</li> </ol>
メッセージの確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① Yahoo!ケータイのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 安否確認したい人の携帯番号を入力し、「検索」を押す。</li> <li>④ メッセージを確認し、登録されている状況を確認する。</li> </ol>
その他	※1

別表第26 半田市から県へ通ずる非常通信ルート



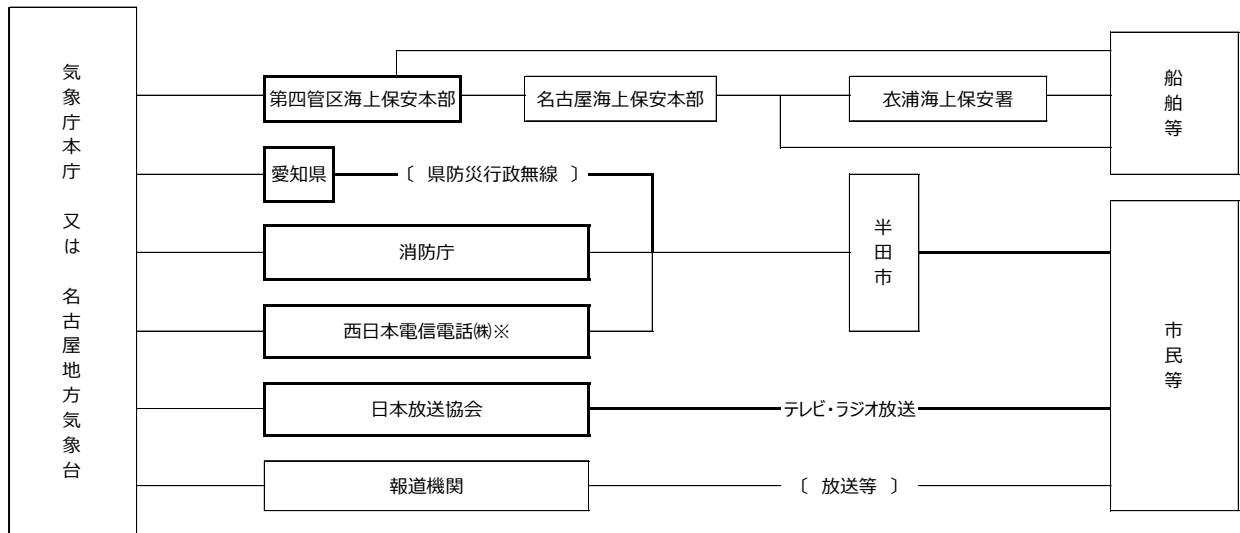
.....▶ 衛星無線電話      —▶ 地上無線電話  
 ※ 非常・緊急扱い電話「102」の利用  
 天災等による非常事態が発生した場合、NTTにより、優先接続を行うサービスである。

## 別表第 27 気象、水象に関する特別警報・警報等の発表基準

種 類		発 表 基 準	
特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高 潮		高潮になると予想される場合
	波 浪		高波になると予想される場合
警 報	大 雨	浸水害 表面雨量指数基準 20mm/h 土砂災害 土壌雨量指数基準 157mm/h	
	洪 水	流域雨量指数基準 阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3 複合基準*1 阿久比川流域= (12, 19.1), 神戸川流域= (12, 9.8) 指定河川洪水予報による基準 -	
	暴 風	平均風速 陸上 20m/s 海上 23m/s	
	暴 風 雪	平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 23m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 10cm	
	波 浪	有義波高 3.0m	
	高 潮	潮位 2.0m	
注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準 16mm/h 土壌雨量指数基準 106mm/h	
	洪 水	流域雨量指数基準 阿久比川流域=16.2, 神戸川流域=9 複合基準*1 阿久比川流域= (8, 13.8), 神戸川流域= (8, 7.5) 指定河川洪水予報による基準 -	
	強 風	平均風速 陸上 13m/s 海上 16m/s	
	風 雪	平均風速 陸上 13m/s 雪を伴う 海上 16m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 5cm	
	波 浪	有義波高 1.5m	
	高 潮	潮位 1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃 霧	視程 陸上 100m 海上 500m	
	乾 燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	低 温	冬期：最低気温-4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着 氷 ・ 着 雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm	

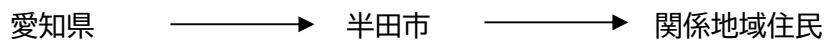
\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表第 28 気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統

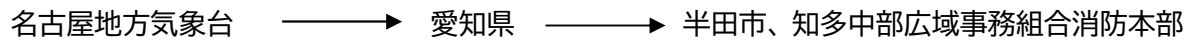


※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。  
 注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施工令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。  
 注) 太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

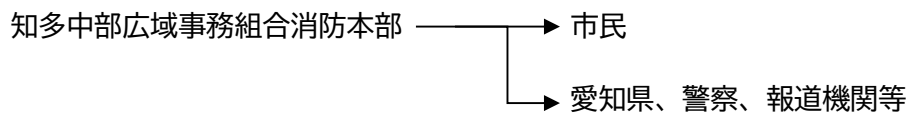
別表第 29 水防警報の伝達系統【愛知県沿岸水防警報・愛知県津波水防警報】



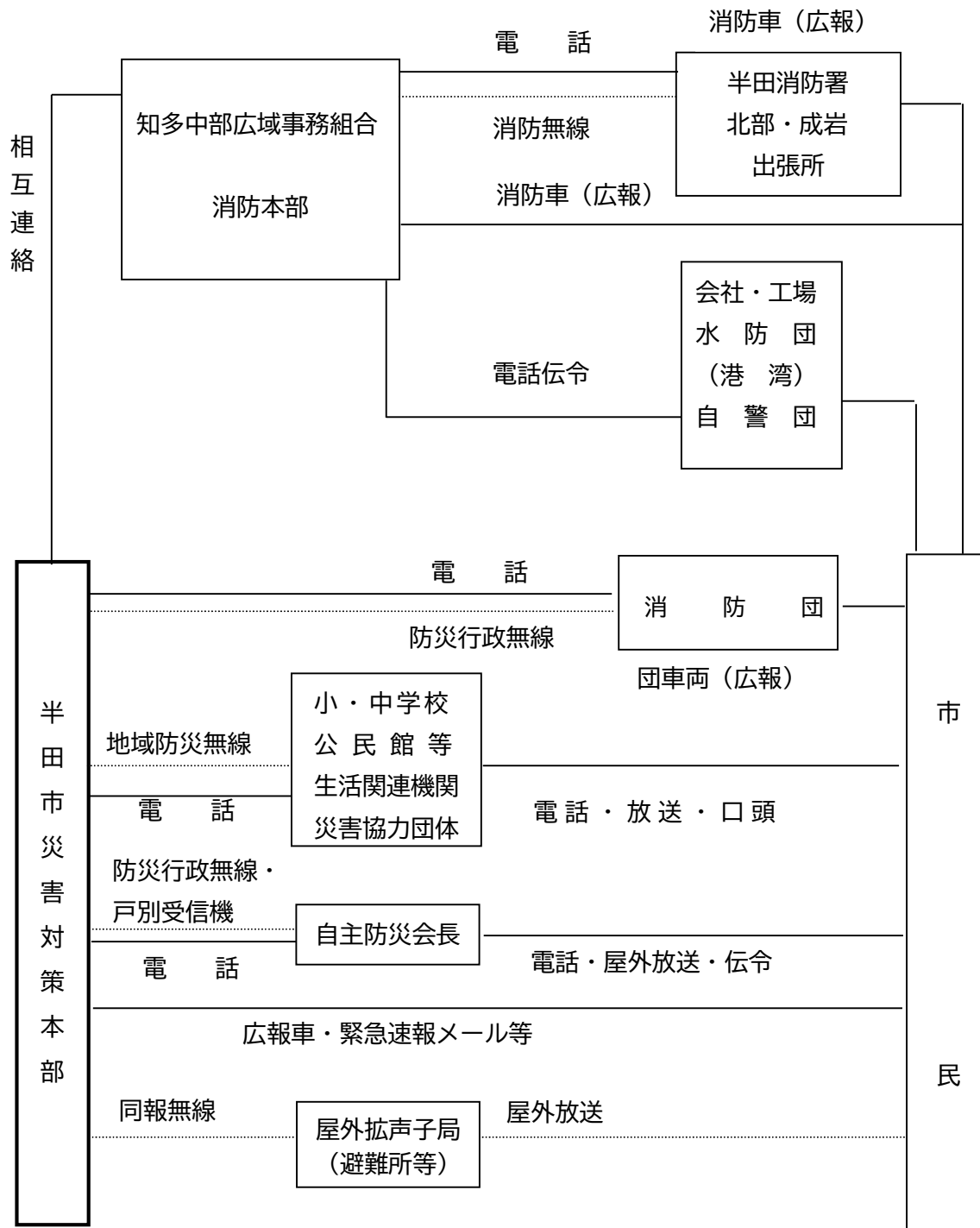
別表第 30 火災気象通報及び土砂災害警戒情報の伝達系統



別表第 31 火災警報の伝達系統



別表第 32 災害情報等の収集・伝達系統図



## 別表第 33 (1) 愛知県防災行政無線

職別信号	常設場所	種別	出力
ぼうさいはんだし	市役所 防災無線室	固定局	1W
8-705-1150	市役所 防災無線室	FAX	
8-705-1401 8-705-1402 8-705-1403 8-705-1404 8-705-1405	市役所 防災無線室	PHS型無線	

## (2) 防災行政無線 (400MHz)

職別信号	常置場所	種別	区分	出力
ぎょうせいはんだ	市役所 防災無線室	基地局		5W
はんだ 144~149 154・158・160・ 179・180	災害対策本部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 152	亀崎拠点支部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 153	乙川拠点支部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 155	半田拠点支部 (半田中学校)	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 156	半田拠点支部 (雁宿ホール)	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 157	成岩拠点支部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 159	青山拠点支部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 161・162	総務部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 163・164	広報部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 165・166	救護部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 167・168	環境対策部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 169・170	復旧部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 171・172	水道対策部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 173・174	医務部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 175・176	教育部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 177・178	消防部	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 181	図書館・博物館	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 182	南吉記念館	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 183	科学館・体育館	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 184	運動公園	陸上移動局	携帯型	5W

はんだ 185	市民交流センター	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 25	災害対策本部(雁宿ホール)	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 186~188	消 防 団	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 189・190	半田災害支援VCの会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 191・192	半田防災リーダー会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 193・194	赤十字奉仕団	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 143・195・196	社会福祉協議会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 197~200	被害調査予備	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 101	有脇1区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 102	緑ヶ丘区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 103	亀崎1区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 104	亀崎中区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 105	亀崎4区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 106	亀崎5区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 107	亀崎6区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 108	高根区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 109	平地1区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 110	平地2区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 111	向山区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 112	新居区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 113	乙川東区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 114	乙川1区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 115	乙川2区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 116	乙川3区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 117	乙川4区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 118	乙川5区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 119	大池区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 120	乙川7区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 121	横川区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 150	大矢知区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 123	上池区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 124	半田1区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 125	岩滑区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W

はんだ 126	住吉区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 127	半田北区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 128	半田西区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 129	半田中区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 130	中村区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 131	半田南区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 132	半田東区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 133	瑞穂区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 134	半田県住区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 135	板山区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 136	鴻ノ松区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 137	鴉根区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 138	西宮区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 139	西成岩区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 140	成岩 3 区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 141	成岩 4 区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 142	協和区自主防災会	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 26	半田消防署通信作戦室	陸上移動局	携帯型	5W
はんだ 5	亀崎北分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 6	亀崎南分団 1 号車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 7	亀崎南分団 2 号車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 8	乙川東分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 9	新居向山分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 10	乙川北分団 1 号車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 11	乙川北分団 2 号車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 12	乙川南分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 13	半田東分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 14	団予備車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 15	半田中分団 1 号車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 16	半田中分団 2 号車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 17	半田西分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 18	成岩北分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 19	協和分団車両	陸上移動局	車載型	5W

はんだ 20	成岩南分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 21	鴉根分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 22	板山分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 23	成岩西分団車両	陸上移動局	車載型	5W
はんだ 24	資機材搬送車両	陸上移動局	車載型	5W

※ 周波数 466.6875MHz (専用波)、466.7750MHz (広域波)  
 ただし、「はんだ5~24」は、専用波のみ使用  
 遠隔制御器 災害対策室 (災害対策本部)

(3) 地域防災無線 (MCA無線: 800MHz)

個別信号	常置場所	種別	区分	出力
	知多中部広域事務組合半田消防署	補助局	固定型	2W
001	亀崎小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
002	亀崎中学校	屋外拡声子局	固定型	2W
003	亀崎公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
004	有脇公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
005	乙川公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
006	乙川中学校	屋外拡声子局	固定型	2W
007	上池公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
008	横川小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
009	乙川小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
010	新居区民館	屋外拡声子局	固定型	2W
011	平地公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
012	高根保育園	屋外拡声子局	固定型	2W
013	乙川東小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
014	半田東高校	屋外拡声子局	固定型	2W
015	修農公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
016	半田中学校	屋外拡声子局	固定型	2W
017	岩滑公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
018	岩滑小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
019	半田高校	屋外拡声子局	固定型	2W
020	半田農業高校	屋外拡声子局	固定型	2W
021	半田工科高校	屋外拡声子局	固定型	2W
022	雁宿小学校	屋外拡声子局	固定型	2W



023	雁宿ホール(中央公民館)	屋外拡声子局	固定型	2W
024	半田小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
025	さくら小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
026	半田商業高校	屋外拡声子局	固定型	2W
027	協和公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
028	成岩中学校	屋外拡声子局	固定型	2W
029	協和保育園	屋外拡声子局	固定型	2W
030	板山公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
031	板山小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
032	西成岩公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
033	宮池小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
034	青山中学校	屋外拡声子局	固定型	2W
035	青山記念武道館	屋外拡声子局	固定型	2W
036	神戸公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
037	花園小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
038	成岩小学校	屋外拡声子局	固定型	2W
039	成岩公民館	屋外拡声子局	固定型	2W
040	半田児童センター	屋外拡声子局	固定型	2W
041	瑞穂記念館	屋外拡声子局	固定型	2W
042	西成岩区民館	屋外拡声子局	固定型	2W
043	州の崎公園	屋外拡声子局	固定型	2W
044	乙川白山公園	屋外拡声子局	固定型	2W
045	花園公園	屋外拡声子局	固定型	2W
046	半田消防署北部出張所	屋外拡声子局	固定型	2W
047	半田消防署成岩出張所	屋外拡声子局	固定型	2W
048	鴉根分団詰所	屋外拡声子局	固定型	2W
049	半田緑地公園(1-2地区)	屋外拡声子局	固定型	2W
050	臨海公園	屋外拡声子局	固定型	2W
051	半田運動公園	屋外拡声子局	固定型	2W
052	瑞穂ポンプ場	屋外拡声子局	固定型	2W
053	有楽ポンプ場	屋外拡声子局	固定型	2W
054	協和区民館	屋外拡声子局	固定型	2W
055	のぞみが丘公園	屋外拡声子局	固定型	2W
056	向山公園	屋外拡声子局	固定型	2W

057	桐ヶ丘公園	屋外拡声子局	固定型	2W
058	西古浜街園	屋外拡声子局	固定型	2W
059	半田中分団2号車詰所	屋外拡声子局	固定型	2W
060	県営長根住宅集会所	屋外拡声子局	固定型	2W
061	J R 半田駅前	屋外拡声子局	固定型	2W
062	吉野ポンプ場	屋外拡声子局	固定型	2W
063	新居ポンプ場	屋外拡声子局	固定型	2W
064	リサイクルセンター (旧工場棟)	屋外拡声子局	固定型	2W
065	潮干町地内	屋外拡声子局	固定型	2W
066	日東町地内	屋外拡声子局	固定型	2W
901	指令局(連絡通話用)	指令局	管理型	2W
101	市役所 教育委員会	陸上移動局	携帯型	2W
102	中部電力パワーグリッド (株) 半田営業所	陸上移動局	半固定型	2W
103	J R 東海 半田駅	陸上移動局	半固定型	2W
104	名鉄知多半田駅	陸上移動局	半固定型	2W
105	東邦ガス刈谷導管課	陸上移動局	半固定型	2W
106	住吉公民館	陸上移動局	半固定型	2W
107	半田郵便局	陸上移動局	半固定型	2W
108	半田警察署	陸上移動局	半固定型	2W
109	学校給食センター	陸上移動局	半固定型	2W
110	半田病院	陸上移動局	半固定型	2W
111	リサイクルセンター (管理棟)	陸上移動局	半固定型	2W
112	向山公民館	陸上移動局	半固定型	2W
113	災害対策本部 (総務部)	陸上移動局	携帯型	2W
114	災害対策本部 (広報部)	陸上移動局	携帯型	2W
115	災害対策本部 (救護部)	陸上移動局	携帯型	2W
116	災害対策本部(環境対策部)	陸上移動局	携帯型	2W
117	災害対策本部 (復旧部)	陸上移動局	携帯型	2W
118	災害対策本部 (水道対策部)	陸上移動局	携帯型	2W
119	災害対策本部 (医務部)	陸上移動局	携帯型	2W

120	災害対策本部 ( 教 育 部 )	陸上移動局	携帯型	2W
121	亀崎地域拠点支部	陸上移動局	携帯型	2W
122	乙川地域拠点支部	陸上移動局	携帯型	2W
123	半田地域拠点支部 ( 雁 宿 ホ ー ル )	陸上移動局	携帯型	2W
132	半田地域拠点支部 ( 半 田 中 学 校 )	陸上移動局	携帯型	2W
124	成岩地域拠点支部	陸上移動局	携帯型	2W
125	青山地域拠点支部	陸上移動局	携帯型	2W
126	被 害 調 査 班	陸上移動局	携帯型	2W
127	被 害 調 査 班	陸上移動局	携帯型	2W
128	被 害 調 査 班	陸上移動局	携帯型	2W
129	被 害 調 査 班	陸上移動局	携帯型	2W
130	被 害 調 査 班	陸上移動局	携帯型	2W
131	日本福祉大学半田キャンパス	陸上移動局	携帯型	2W
133	半 田 市 医 師 会	陸上移動局	携帯型	2W
134	半 田 市 歯 科 医 師 会	陸上移動局	携帯型	2W
135	災害対策本部(雁宿ホール)	陸上移動局	携帯型	2W
136	災害対策本部救護部	陸上移動局	携帯型	2W
137	半田市水道指定工事店	陸上移動局	携帯型	2W
138	半田常滑看護専門学校	陸上移動局	携帯型	2W
139	救護部(幼児保育課)	陸上移動局	携帯型	2W
140	救護部(げんきの芽)	陸上移動局	携帯型	2W
141	リサイクルセンター ( 計 量 棟 )	陸上移動局	携帯型	2W
142	リサイクルセンター ( 食 堂 )	陸上移動局	携帯型	2W
143	災害対策本部 ( 復 旧 部 )	陸上移動局	携帯型	2W
144	災害対策本部 ( 復 旧 部 )	陸上移動局	携帯型	2W
145	災害対策本部 ( 復 旧 部 )	陸上移動局	携帯型	2W
146	災害対策本部 ( 復 旧 部 )	陸上移動局	携帯型	2W
147	災害対策本部 ( 復 旧 部 )	陸上移動局	携帯型	2W
148	災害対策本部 ( 復 旧 部 )	陸上移動局	携帯型	2W

149	災害対策本部 (環境対策部)	陸上移動局	携帯型	2W
150	災害対策本部 (環境対策部)	陸上移動局	携帯型	2W
151~165	災害対策本部復旧部	陸上移動局	携帯型	2W
166~168	災害対策本部総務部	陸上移動局	携帯型	2W
169	有脇小学校	陸上移動局	半固定型	2W
170	知多中部広域事務組合半田消防署	陸上移動局	携帯型	2W
171~180	水道部	陸上移動局	携帯型	2W
181	岩滑こども園	陸上移動局	携帯型	2W
182	板山こども園	陸上移動局	携帯型	2W
183	有脇保育園	陸上移動局	携帯型	2W
184	乙川保育園	陸上移動局	携帯型	2W
185	平地保育園	陸上移動局	携帯型	2W
186	横川保育園	陸上移動局	携帯型	2W
187	修農保育園	陸上移動局	携帯型	2W
188	岩滑北保育園	陸上移動局	携帯型	2W
189	災害対策本部(防災安全課)	陸上移動局	携帯型	2W
190	東保育園	陸上移動局	携帯型	2W
191	清城保育園	陸上移動局	携帯型	2W
192	葵保育園	陸上移動局	携帯型	2W
193	白山保育園	陸上移動局	携帯型	2W
194	半田同胞園	陸上移動局	携帯型	2W
195	住吉こども園	陸上移動局	携帯型	2W
196	のぞみが丘保育園	陸上移動局	携帯型	2W
197	みらい保育園	陸上移動局	携帯型	2W
198	あさひ保育園	陸上移動局	携帯型	2W
199	つくし学園	陸上移動局	携帯型	2W
200	ふたば園	陸上移動局	携帯型	2W
201	図書館・博物館	陸上移動局	携帯型	2W
202	新美南吉記念館	陸上移動局	携帯型	2W
203	アイプラザ半田	陸上移動局	携帯型	2W
204	はんだ福祉ふれあいプール	陸上移動局	携帯型	2W
205	半田運動公園事務所	陸上移動局	携帯型	2W
206	体育館・科学館	陸上移動局	携帯型	2W

207	成岩児童センター	陸上移動局	携帯型	2W
208	亀崎児童センター	陸上移動局	携帯型	2W
209	半田児童センター	陸上移動局	携帯型	2W
210	乙川児童センター	陸上移動局	携帯型	2W
211	板山ふれあいセンター	陸上移動局	携帯型	2W
212	青山児童センター	陸上移動局	携帯型	2W
213	子育て支援センター	陸上移動局	携帯型	2W
214	災害対策本部救護部	陸上移動局	携帯型	2W
215	半田幼稚園	陸上移動局	携帯型	2W
216	乙川幼稚園	陸上移動局	携帯型	2W
217	亀崎幼稚園	陸上移動局	携帯型	2W
218	成岩幼稚園	陸上移動局	携帯型	2W
219	宮池幼稚園	陸上移動局	携帯型	2W
220	花園幼稚園	陸上移動局	携帯型	2W
221	災害対策本部救護部	陸上移動局	携帯型	2W
222	災害対策本部復旧部	陸上移動局	携帯型	2W
223	知多薬剤師会	陸上移動局	携帯型	2W
224	災害対策本部(救護部) (亀崎小学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
225	災害対策本部(救護部)(亀崎中学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
226	災害対策本部(救護部) (有脇公民館避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
227	災害対策本部(救護部)(乙川中学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
228	災害対策本部(救護部)(横川小学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
229	災害対策本部(救護部)(乙川小学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
230	災害対策本部(救護部) (乙川東小学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
231	災害対策本部(救護部) (半田東高校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
232	災害対策本部(救護部)(半田中学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
233	災害対策本部(救護部)(岩滑小学校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
234	災害対策本部(救護部) (半田高校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
235	災害対策本部(救護部) (半田農業高校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W
236	災害対策本部(救護部) (半田工科高校避難所班)	陸上移動局	携帯型	2W

237	災害対策本部（救護部） （雁宿小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
238	災害対策本部（救護部）（半 田小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
239	災害対策本部（救護部） （さくら小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
240	災害対策本部（救護部）（半 田商業高校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
241	災害対策本部（救護部）（成 岩中学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
242	災害対策本部（救護部） （板山小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
243	災害対策本部（救護部）（宮 池小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
244	災害対策本部（救護部）（青 山中学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
245	災害対策本部（救護部）（花 園小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
246	災害対策本部（救護部） （成岩小学校避難所班）	陸上移動局	携帯型	2W
247	災害対策本部（救護部） （福祉避難所）	陸上移動局	携帯型	2W
248	災害対策本部（救護部） （福祉避難所）	陸上移動局	携帯型	2W
249	災害対策本部（救護部） （福祉避難所）	陸上移動局	携帯型	2W
250	災害対策本部（救護部） （生活援護課）	陸上移動局	携帯型	2W
251	災害対策本部（救護部） （生活援護課調査班）	陸上移動局	携帯型	2W
252	災害対策本部（救護部） （生活援護課調査班）	陸上移動局	携帯型	2W
253	災害対策本部（環境対策部）	陸上移動局	携帯型	2W
254	災害対策本部（環境対策部）	陸上移動局	携帯型	2W
255	災害対策本部（環境対策部）	陸上移動局	携帯型	2W
256	災害対策本部（教育部）	陸上移動局	携帯型	2W
257	半田市社会福祉協議会	陸上移動局	携帯型	2W
258	災害対策本部（広報部）	陸上移動局	車載型	2W
259	災害対策本部（広報部）	陸上移動局	車載型	2W
260	災害対策本部（広報部）	陸上移動局	車載型	2W
261	災害対策本部（広報部）	陸上移動局	車載型	2W
262	災害対策本部（救護部）	陸上移動局	携帯型	2W
263	災害対策本部（救護部）	陸上移動局	携帯型	2W
264	C            A            C	陸上移動局	携帯型	2W

※周波数 送信波 930.025～933.750 MHz 受信波 850.025～853.750 MHz

## (4) 消防・救急用無線（デジタル）

識別信号	常設場所	種別	区別	出力
はんだ 50	半田消防署	移動局	卓上	10W
はんだ 52	半田消防署	移動局	可搬	10W
はんだ 1、3、31、41、51、53、54、61、62、63、72	半田消防署	移動局	車載	10W
きゅうきゅうはんだ 1、2、3	半田消防署	移動局	車載	10W
ほくぶ 50	北部出張所	移動局	卓上	10W
ほくぶ 1、3、61 はんだ 2	北部出張所	移動局	車載	10W
きゅうきゅうほくぶ 1	北部出張所	移動局	車載	10W
ならわ 50	成岩出張所	移動局	卓上	10W
ならわ 1、3、61 はんだ 7	成岩出張所	移動局	車載	10W
きゅうきゅうならわ 1	成岩出張所	移動局	車載	10W
はんだ 101、301、411、511、901、902	半田消防署	移動局	携帯	5W
ほくぶ 101、301、901	北部出張所	移動局	携帯	5W
ならわ 101、301、901	成岩出張所	移動局	携帯	5W
はんだしょかつ 1～21、23～26	半田消防署	移動局	署活	1W
ほくぶしょかつ 1～9	北部出張所	移動局	署活	1W
ならわしょかつ 1～9	成岩出張所	移動局	署活	1W

別表第 34 災害概況即報伝達様式

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	m <sup>2</sup>		
	階層		延べ面積	m <sup>2</sup>		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
					建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨未確認等を記入して報告すれば足りること。)



## 第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レリアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分 )	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分 )			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人 )			
			重 症 人 ( 人 ) 中 等 症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 ( 署 )		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人		
		そ の 他		人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害
発生場所	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分) 覚知方法
事故等の概要	
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人 負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)
救助活動の要否	
要救護者数(見込)	救 助 人 員
消防・救急・救助 活 動 状 況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第4号様式（その1）

(災害概況即報)

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟			
							一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

別表第 35 災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式（市町村用）

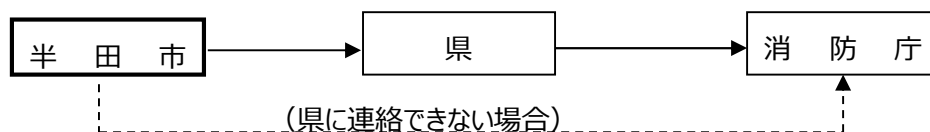
災害発生状況等（速報・確定報告）

年 月 日

原 因				発生日時								
発 生 場 所				市・郡 区・町・村								
発 信 機 関				受 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分				被 害		区 分		被 害				
人的被害	死 者	1	人	河 川	橋梁	31	か所	そ の 他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破堤	32	か所		商工被害	62	千円	
	負傷者	負傷者	3		人	越水	33		か所	その他	63	千円
		軽傷者	4		人	その他(法 面崩壊等)	34		か所	被害総額	64	千円
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置		
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止		
		7	人		清掃施設	37	か所		避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区	
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所	68	人			
		9	世帯		地すべり	39	か所	消防職員出動 延人数	69	人		
		10	人		土石流	40	か所	消防団員出動 延人数	70	人		
	一部破損	11	棟		鉄道不通	41	か所	避難か所	71	所		
		12	世帯		被害船舶	42	隻	避難人数	72	人		
		13	人		水 道	43	戸	被害程度及び応急対策状況（経過）				
	14	棟	電 話		44	回線						
	床上浸水	15	世帯		電 気	45	戸					
		16	人		ガ ス	46	戸					
		17	棟		ブロック塀等	47	か所					
	床下浸水	18	世帯		り災世帯数	48	世帯					
19		人	り災者数	49	人							
非住家	公共建物	20	棟	火災発生	建物	50	件	要請事項				
	その他	21	棟		危険物	51	件					
					その他	52	件					
そ の 他	田	流失・埋没	22	ha	公立文教施設	53	千円					
		冠水	23	ha	農林水産施設	54	千円					
	畑	流失・埋没	24	ha	公共土木施設	55	千円					
		冠水	25	ha	その他の公共施設	56	千円					
	文教施設	26	か所	小 計	57	千円						
	病院	27	か所	そ の 他	農林被害	58	千円					
	道路	損壊	28		か所	林業被害	59				千円	
冠水		29	か所		蓄積被害	60	千円					
	通行不能	30	か所									

（注）速報の場合は 53 から 64 までの項目については報告する必要はない。

別表第 36 重要な災害情報の収集伝達



## &lt;県への連絡先&gt;

		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		本庁舎 2 階防災安全局内			自治センター6 階災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)  052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急、救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (統括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部局・公共機 関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)	
	NTT FAX	052-954-6912(2 階災害対策課内(災害・特殊災 害)) 052-961-3622(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内 (火災・危険 物)) 052-954-6994(1階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107	
	防災行政無線	600-2512(2 階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救助・救急)			600-1360~1362 (総務部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総務部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514	
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上	
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		

資料編

<消防庁への連絡先>

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:30～18:15）（消防庁応急対策室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-90-49013	#9-048-500-90-49013
03-5253-7537(FAX)	92-90-49033(FAX)	#9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-90-49102	#9-048-500-90-49102
03-5253-7553(FAX)	92-90-49036(FAX)	#9-048-500-90-49036 (FAX)

別表第 37 人的被害情報伝達様式

## 人的被害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
受信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日時	日 時 分	
	場所		
	原因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名 ) (生年月日 ) 性別 ( )	
	住所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)		

別表第 38 避難状況・救護所開設状況伝達様式

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時刻		受信時刻					
報告機関		受信機関					
発信者名		受信者名					
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の指示の種類及び日時 (指示、自主) 日 時 分	世帯数 世帯	人数 人	屋内屋外の別 屋内 屋外	今後の見通し
			(指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			



別表第 39 公共施設被害伝達様式 (市町村・愛知県用)

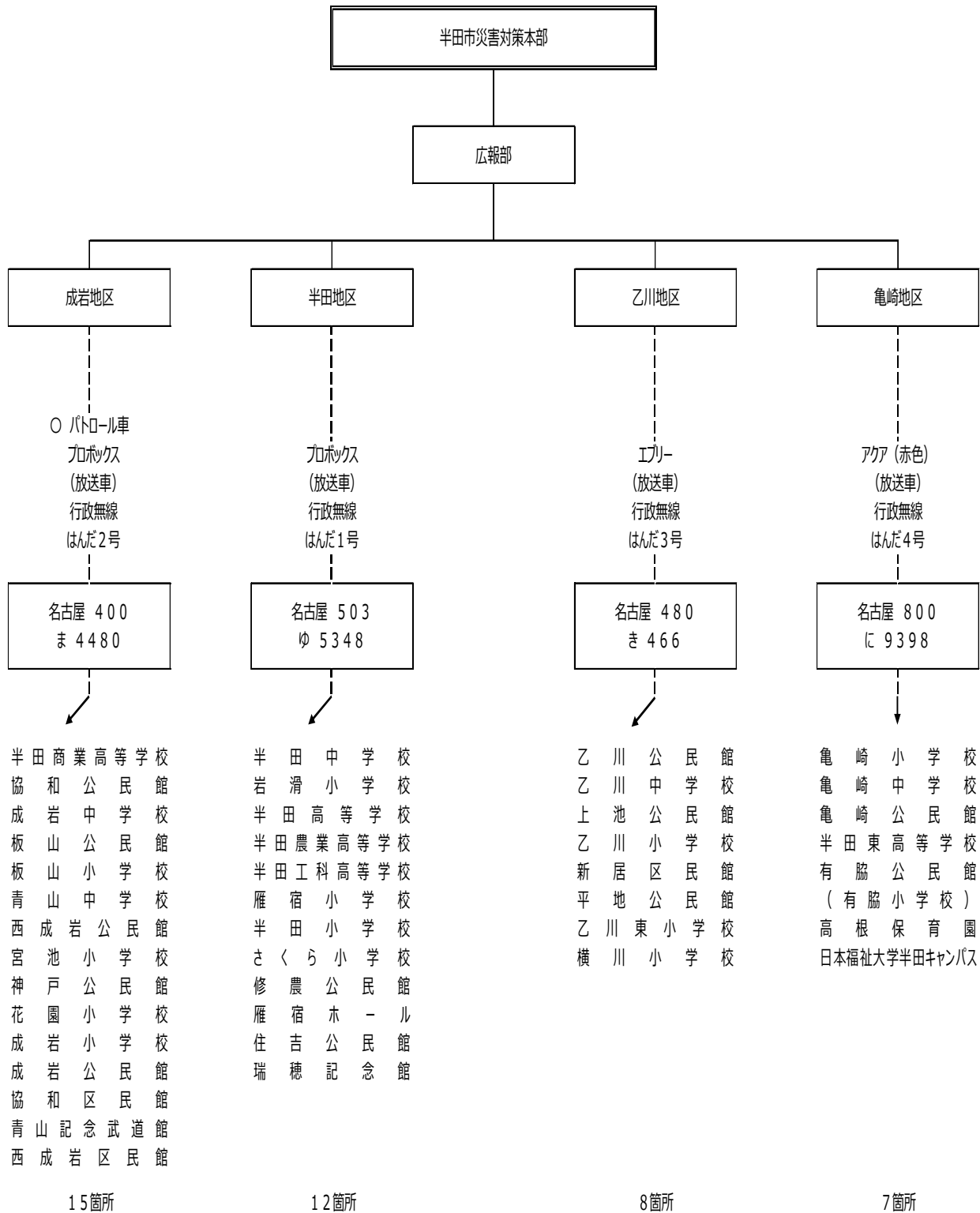
## 公共施設被害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	発信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア.河川 イ.海岸 ウ.貯水池 エ.砂防 オ.港湾・漁港 カ.道路 キ.鉄道 ク.電信・電話 ケ.電力 コ.ガス サ.水道 シ.その他( )		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区 域区間		
	管 理 者	(電話 )	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
	そ の 他 参考事項		

別表第 40 緊急パトロール班編成表

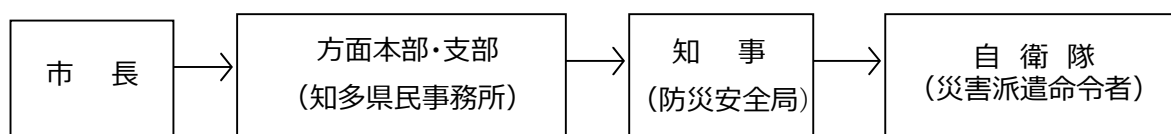
- ◎ 災害情報、被害状況等の収集に関すること。
- ◎ 各方面のパトロール及び避難所開設等の広報に関すること。



別表第 41 自衛隊の災害派遣命令者

災害派遣命令者		担任地域	電話番号
陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域	052-791-2191
	第 35 普通科連隊長	県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）	052-791-2191
	第 10 特科連隊長 （豊川駐屯地司令）	三河地域（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）	0568-6-3151
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域	0568-76-2191
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	046-822-3500

別表第 42 自衛隊の災害派遣要請手続



（注）時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（知多県民事務所）へも連絡すること。

別表第 43 自衛隊災害派遣要請書 様式

	発 簡 番 号 年 月 日
愛知県知事 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">半田市長</div> <p style="text-align: center;">部 隊 等 の 派 遣 要 請 書</p> <p>災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況及び派遣を要請する事由              災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）              派遣を要請する事由</li> <li>2 派遣を希望する期間</li> <li>3 派遣を希望する区域及び活動内容             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区域</li> <li>(2) 活動内容（遭難者の搜索援助、道路啓開、水防輸送、防疫等）</li> </ol> </li> <li>4 その他参考となるべき事項              その他細部については、〇〇〇〇において調整する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>	

（用紙の大きさは、A4 判縦使用）

2 項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救助活動終了するまでの間」等の定性的な表現

別表第 44 自衛隊災害派遣要請書 様式

	発 簡 番 号 年 月 日
災害派遣命令者 殿	災害派遣要請者
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。	
以下略	

(用紙の大きさは、A4 判縦使用)

別表第 45 自衛隊災害派遣撤収要請書 様式

	発 簡 番 号 年 月 日
愛知県知事 殿	半田市長
災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 書	
災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	

(用紙の大きさは、A4 判縦使用)

別表第 46 自衛隊災害派遣撤収要請書 様式

	発 簡 番 号 年 月 日
災害派遣命令者 殿	災害派遣要請者
災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 書	
災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成したことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。	

(用紙の大きさは、A4 判縦使用)

別表第 47 ペットとの同行避難が可能な施設

1	有脇公民館（駐輪場）	16	岩滑小学校（ピロティ）
2	有脇小学校（体育館通路）	17	修農公民館（倉庫）
3	亀崎中学校（駐輪場）	18	岩滑公民館（玄関ピロティ）
4	亀崎小学校（プール見学場所）	19	雁宿ホール（駐輪場）
5	亀崎公民館（駐輪場）	20	雁宿小学校（駐輪場）
6	上池公民館（駐輪場）	21	成岩中学校（体育館軒下）
7	横川小学校（多目的室前通路）	22	宮池小学校（体育館通路）
8	乙川中学校（木工室軒下）	23	成岩小学校（玄関軒下）
9	乙川小学校（体育館通路）	24	成岩公民館（駐輪場）
10	乙川東小学校（体育館軒下）	25	西成岩公民館（駐輪場）
11	乙川公民館（1階倉庫）	26	青山中学校（駐輪場）
12	半田中学校（駐輪場）	27	花園小学校（プール通路）
13	半田小学校（飼育舎）	28	神戸公民館（駐輪場）
14	さくら小学校（駐輪場）	29	板山公民館（玄関軒下）
15	住吉公民館（駐車場）	30	半田市役所 ※下記に注意事項有

※半田市役所は、指定避難所ではないため、一時的なペットの受入れを行う施設となる。（原則、屋外や車中での飼育）

## 備考

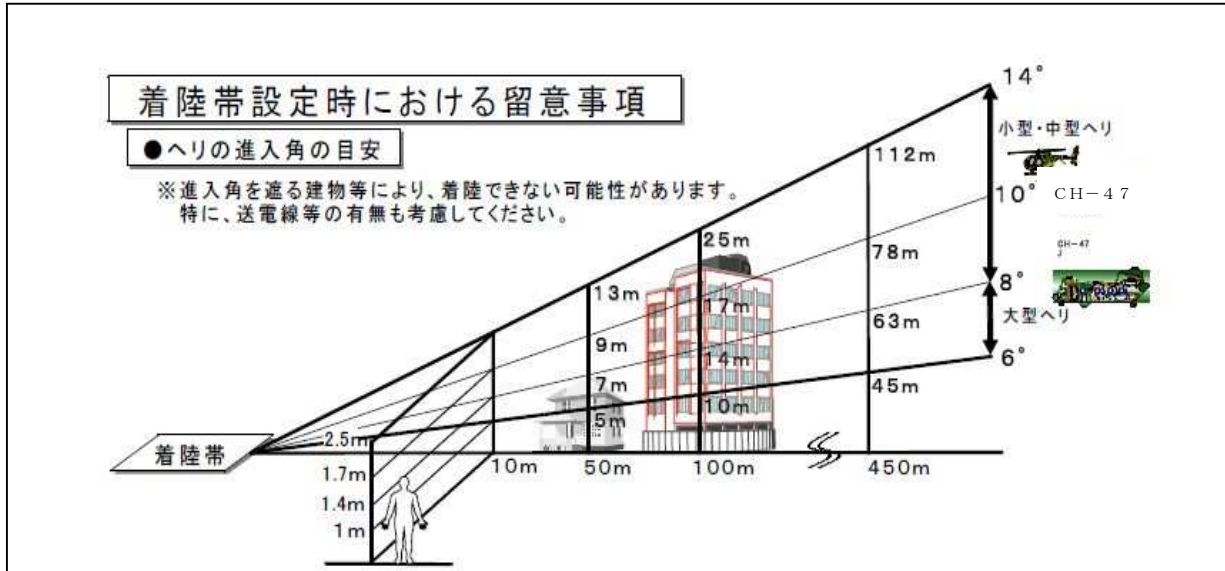
- ・受入れ可能な動物種は犬、猫、小鳥などの小動物とする。
- ・飼育場所は、避難者の生活場所と離れたあらかじめ決められた場所で飼育する。（原則自転車置き場、軒下などの屋外やテント、施設駐車場での車中など）
- ・住民同士の理解が得られる場合に受入れが可能となる。

別表第 48 ヘリコプターの着陸帯設定時における留意事項

着陸帯設定時における留意事項

・ヘリの進入角の目安

進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。  
特に、送電線等の有無も考慮してください。



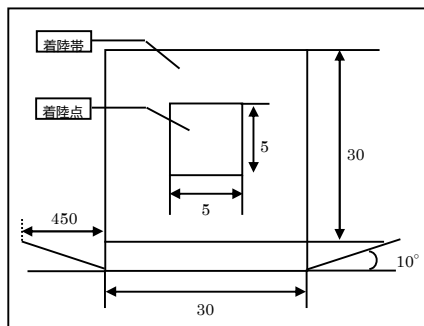
・ダウンウォッシュの考慮

前記の着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ（吹き下ろし流）に注意する必要があります。

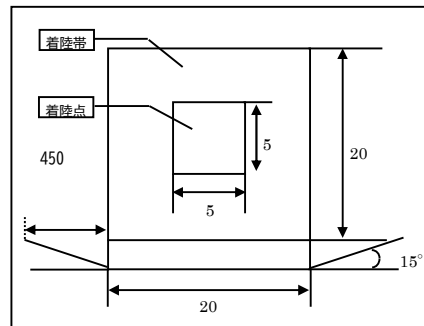
1. 着陸帯の状況：砂塵・小石の巻き上げ
2. 着陸帯の周辺の状況（離発着経路を含む）：風により飛散・破壊する物の有無

\* ( ) は夜間の場合を示す。

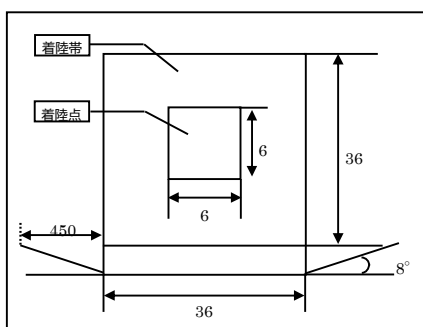
(a-1) 小型機の場合《標準》



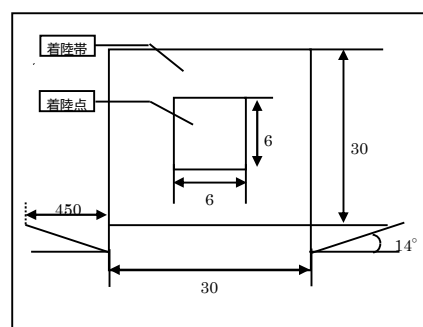
(a-2) 小型機の場合《応急》



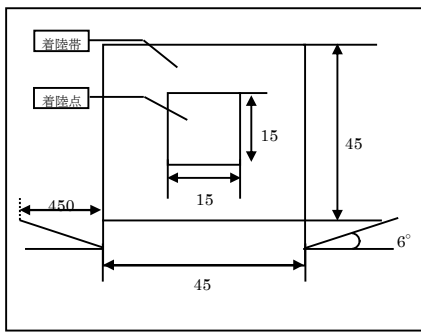
(b-1) 中型機(UH-1)の場合《標準》



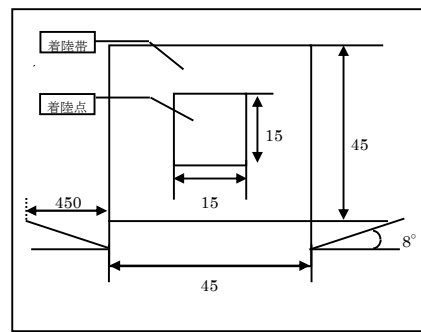
(b-2) 中型機(UH-1)の場合《応急》



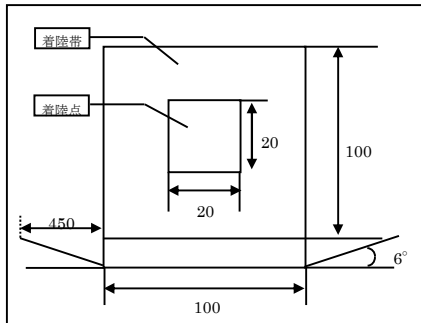
(c-1)大型機(UH-60J)の場合《標準》



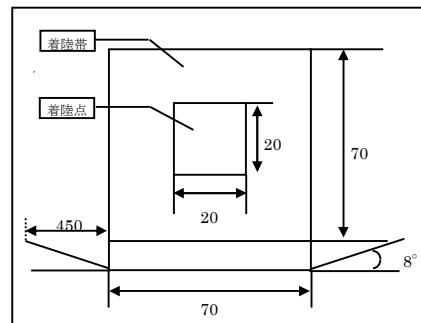
(c-2)大型機(UH-60J)の場合《応急》



(d-1)大型機(CH-47)の場合《標準》



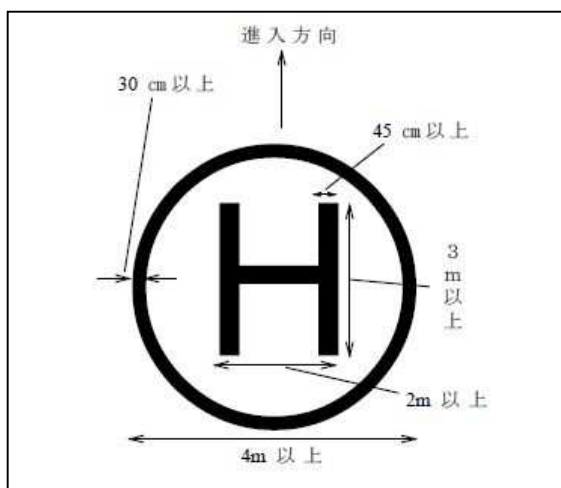
(d-2)大型機(CH-47)の場合《応急》



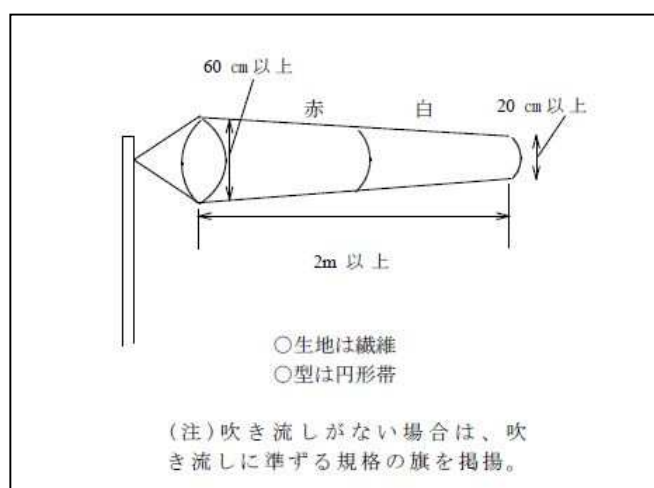
(単位：m)

別表第49 ヘリコプターの着陸地点の記号及び吹き流しの基準

(1) ㊦記号の基準

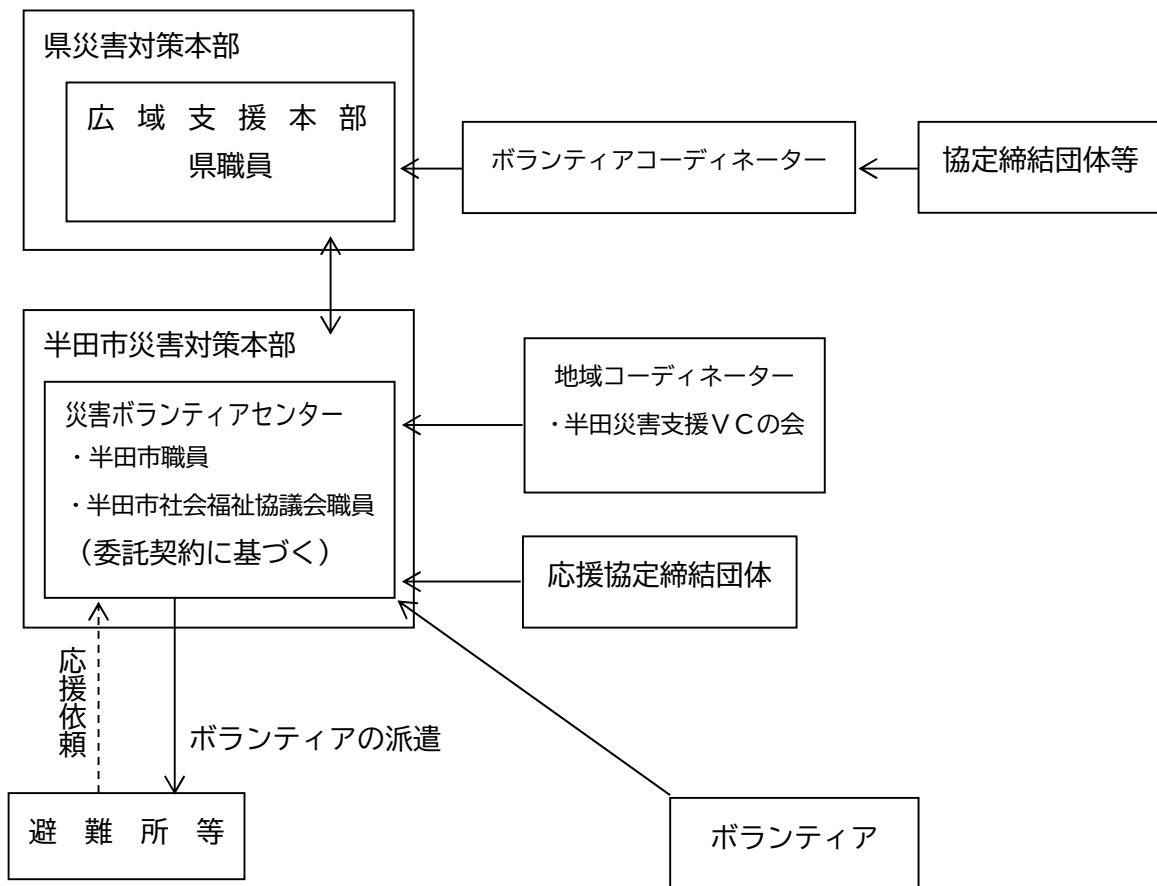


(2) 吹き流しの基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

別表第 50 ボランティアの受入





別表第 51 災害救助法施行細則

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の給与				
1 建設型 応急住宅	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないもの	6,775,000円	災害発生の日から20日以内に着工  供与期間 完成の日から最長2年(建築基準法第85条) ただし、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能	・整備基準 応急仮設住宅整備基準による ・駐車台数 原則として建設戸数の100% ・集会施設 おおむね50戸に1施設設置可能 (50未満でも小規模な集会施設は可) ・福祉仮設住宅 高齢者等の要支援者等を数人以上収容 建設型応急住宅として設置可能
2 賃貸型 応急住宅		地域の実情に応じた額(実費)(家賃、共益費、敷金等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの)	災害発生の日から速やかに借上げ、提供する 供与期間 1と同様	住宅の規模 世帯の人数に応じて1に定める規模に準ずる
炊き出しその他による 食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		2 下記金額の範囲内							
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すことに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600		
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災住宅の応急修理									
1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	一世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、ブルーシート、ベニヤ板等を用いて行う					

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 （全壊は原則として対象外であるが、応急修理によって居住が可能となる場合は対象）</p>	<p>大規模半壊、中規模半壊、半壊 1世帯当たり 706,000円以内</p> <p>準半壊（焼） 1世帯当たり 343,000円以内</p> <p>（2世帯住宅等も1世帯とみなす）</p>	<p>災害発生の日から3月以内 （国の災害対策本部が設置された災害は、6月以内）に完了</p>	<p>対象部位 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な最小限度の部分</p> <p>※応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの。</p> <p>原則として応急仮設住宅を利用しないこと。（応急修理が1ヶ月を超える場合は、6ヶ月まで賃貸型応急住宅の併用は可）</p>
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む）により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修及び各種専門学校の生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校生徒 5,500円</p>	<p>災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>

死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗体、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 一時保存 搜索 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 搜索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	1 世帯当たり 138,700 円以内 (対象世帯の市内平均で当該金額以下)	災害発生日から10日以内	居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所(住家の入口が閉ざされている場合は玄関廻りも対象)  原状回復や室内の清掃、消毒等は対象外
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に担当する者の給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第 52 防災活動拠点の区分と要件

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中広域核防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県				
災害想定 の規模	市区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害 等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土砂 災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	
応援規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等				
役割	被災市内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点	
拠点数	市で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所	
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	倉庫等

別表第 53 防災拠点施設一覧

標示番号	施設名	施設の用途
6- 0	半田市役所	半田市災害対策本部
6- 1	半田市立亀崎小学校	避難所
6- 2	半田市立亀崎中学校	避難所
6- 7	半田市立乙川中学校	避難所
6- 9	半田市立横川小学校	避難所
6-10	半田市立乙川小学校	避難所
6-14	半田市立乙川東小学校	避難所
6-17	半田市立半田中学校	避難所
6-19	半田市立岩滑小学校	避難所
6-29	半田市立成岩中学校	避難所
6-35	半田市立青山中学校	避難所
+ 9	半田市立半田病院	災害拠点病院
6-23	半田市立雁宿小学校	避難所
6-25	半田市立半田小学校	避難所
6-32	半田市立板山小学校	避難所
6-34	半田市立宮池小学校	避難所
6-38	半田市立花園小学校	避難所
6-39	半田市立成岩小学校	避難所
—	半田運動公園	防災活動拠点
—	知多南部総合卸売市場	物資集積拠点
—	衣浦港中央埠頭西 3 号岸壁	臨海広域防災活動拠点
—	J F E スチール耐震強化岸壁	臨海広域防災活動拠点

別表第 54 備蓄薬品一覧表

## 1 医師会備蓄薬品

品目名	規格	数量
BD インサイト オートガード	22G 25mm 381023	100 本
アルウェティ one 2 エタノール	4cm×4cm(2 枚入×200 包) 31068	12 箱
エラスチコン(伸縮性テープ)	11042 5.1cm×457cm	36 巻
オキューバン II	039981 M 21mm×70mm	200 枚
コンネット包帯 25	5 号 60mm×25m 023045	1 巻
サージ カマスク	JN-M30X	200 枚
シリンジ	SS-10ESZ 10mL 横口	200 本
セーフタッチ PSV セット	04-513 23GX3/4 ハード コネクター	100 本
センシタッチ プロ センゾレン ソフト	SG9965SPS 6.5	200 双
センシタッチ プロ センゾレン ソフト	SG9970SPS 7.0	200 双
センシタッチ プロ センゾレン ソフト	SG9975SPS 7.5	100 双
ソフトシーネ 2.5×10×83cm	L 60016	12 本
ソフトシーネ 2×8×63cm	S 60018	12 本
ディスプレイ - ガブ ルバ イト ブロック SL	L 1101	8 個
ネオ・パール	EB20-3 3 球入 32516 20 個	20 個
パカ-気管チューブ	I-PFHV-70 I. D. 7mm カフ付	3 本
パカ-気管チューブ	I-PFHV-80 I. D. 8mm カフ付	3 本
パカ-気管チューブ	I-PFHV-60 I. D. 6mm カフ付	3 本
パカ-気管チューブ	I-PFU0-35 I. D. 3.5mm カフなし	3 本
パカ-気管チューブ	I-PFU0-45 I. D. 4.5mm カフなし	3 本

パカ気管チューブ	I-PFU0-25 I.D. 2.5mm カフなし	3 本
フローマックス	01-508 22G×1 1/4RB GA	500 本
ポビドンヨード液 10% 綿棒 12 ケー	#12	280 本
メッキガウン横結 L	MG-SMS13V Lサイズ	45 枚
ユークア-TD-20	17461	40 枚
レポ SS	021006 NO.6 5cm×9m	100 巻
レポ SS	021004 NO.4 7.5cm×9m	100 巻
レポ SS	021003 NO.3 9cm×9m	100 巻
駆血帯(井の内)		10 本
経鼻エアウェイ	100/210/060 I.D. 6.0mm	1 本
経鼻エアウェイ	100/210/070 I.D. 7.0mm	1 本
経鼻エアウェイ	100/210/080 I.D. 8.0mm	1 本
三角巾	170005 大 105×105×150mm	20 枚
三方活栓	01322 R型フラッシュロック クリックタイプ	60 個
針付ナイロン製縫合糸	NB064 針 B-13mm 4-0 45cm	20 本
滅菌ホスピタルガーゼ	RS4-5QP 5袋/パック (5枚/袋 48パック/ケース)	40 袋
輸液セット	03-253 ISA-200E00 Z 20滴/ml	400 本
優肌パッドロール	10cm×10m H24R10	3 巻
優肌絆不織布(肌)	3251 12mm×7m	72 巻
優肌絆不織布(肌)	3252 25mm×7m	36 巻
ワトシネ(金属内副子)	4S 2×4.5×32cm	12 本
アセトアミノフェン錠 200mg (カロナール)		2,000 錠
ケフレックスカプセル 250mg		200 CP
ロキソプロフェンNa錠 60mg(ロキソニン)		1,000 錠
MS冷シップ 100g		10 包
ウイルステラVジェル 250mL		2,500 本
キシロカインゼリー 2%30mL		50 本
ジクロフェナク Na 坐剤 25mg		100 個
アタラックス P 注射液 25mg1mL		30 本
アドレナリン注 0.1%シリンジ 1mL		30 筒
アトロピン硫酸塩注射液 0.5mg1mL		50 本
キシロカイン注ポリアンプ 1%10mL		100 本
セフトリアキソン静注用 1g「NP」		40 瓶
ソルデム 1 輸液 500mL(ソリタ T1)		200 袋
ソルラクト輸液 500mL		200 袋
生理食塩液 100mL		60 本
生理食塩液 500mL (大塚)		200 袋
洗浄用生食 500mL(細口開栓)		200 本

## 2 応急救護所備蓄薬品等

番号	物資名	数量
1	輸液セット ※(針なし) スタンダード 20滴 0.05mL 50本入×2箱	100 本
2	24G翼付留置針	50 本
3	ベニユーラ針 (サーフロフラッシュ 24G)	50 本
4	駆血帯 (ブラック)	5 本

5	アルウエッティ one 2-ME 200 包入	2 個
6	滅菌カーゼ (尺角) 1 枚×100 袋入	1 箱
7	三角巾 (大)	10 個
8	絆創膏 M200 枚	5 箱
9	包帯 (5cm 10 巻入)	2 箱
10	包帯 (7.5cm 10 巻入)	2 箱
11	包帯 (9cm 10 巻入)	2 箱
12	血圧計(水銀)	3 台
13	聴診器	3 本
14	ディスポ手袋 Sサイズ 100 枚	2 箱
15	ディスポ手袋 Mサイズ 100 枚	2 箱
16	ディスポ手袋 Lサイズ 100 枚	2 箱
17	ボールペン (黒色) (赤色)	各 5 本
18	マジック(太黒色)(太赤色)	各 2 本
19	マジック(細黒色)	2 本
20	朱肉 (中)	1 台
21	トリアージタグ	200 枚
22	ソフトシーネ (L)	6 袋
23	ソフトシーネ (S)	6 袋
24	ソフトシーネ (4 S)	6 袋
25	ソリタ T1 500ml ×20 瓶×2 箱	40 本
26	洗浄用生理食塩水 (500ml×20 本 3 箱)	60 本
27	メディクスワブ (消毒付綿棒)	10 箱
28	はさみ	10 本
29	のり	2 個
30	診療録	500 枚
31	死亡診断書	50 枚
32	身元不明遺体の歯科所見	100 枚
33	ホース 10m	1 個
34	サージカルテープ 12 mm×9m 24 巻	1 箱
35	サージカルテープ 25 mm×9m 24 巻	1 箱
36	タフロープ	1 個
37	サージカルマスク	1 箱
38	マスク 50 枚入り	4 箱
39	懐中電灯	3 本
40	単一電池	6 個
41	Sフック (点滴用) 18 個入り	1 個
42	応急救護所設置場所案内 (ラミネート) ※A 4	1 枚
43	応急救護所設置案内 (ラミネート) ※A 3	2 枚
44	工具セット	1 セット



45	トートバッグ	3袋
46	ごみ袋 45L10枚入り	1袋
47	非接触型温度計	1本

## 3 感染症対策資機材

品目	型番、仕様等	1カ所あたり数量
N95マスク	ハイラック350 DS2/N95	50枚(5箱)
不織布マスク	サージカルマスク C301	200枚(4箱)
フェイスシールド	MP102F	30枚
ゴーグル	MG-216	30個(3箱)
不織布ガウン	長袖M軸口ゴム1211	30枚(3箱)
不織布キャップ	ジャバキャップI型	300枚(3箱)
不織布シューズカバー	SANSHO-01	30セット
手指衛生剤	アルボナース	30本(2.5箱)
ティッシュペーパー	ボックスタイプ	20箱(4セット)
キッチンペーパー		8本(1セット)
グローブ	ベルテ722	3箱(S・M・L各1箱)
水	1本(500ml)	1.5箱(36本)
ペダル式ゴミ箱	セパスリムペダル47L	3個
折りたたみ式ベッド		8台
ポリバケツ	容量15ℓ	1個
次亜塩素酸ナトリウム	ピューラックス 1本(600ml)	5本
陰圧テント一式	NPT-45	1個

## 別表第55 ハリポート可能箇所

名称	電話番号	面積(m <sup>2</sup> )	所在地 ※(UTMグリッド・コード)
半田運動公園 多目的グラウンド	27-6663	18,288	半田市池田町3-1-1 (S-PU-721-635)
半田市営半田球場	21-0604	26,037	// 雁宿町2-1 (S-PU-752-631)
半田臨海球場	21-2451	10,800	// 十一号地 (S-PU-776-618)
さくら小学校	26-0070	21,490	// 東洋町1-12-1 (S-PU-773-629)
北部グラウンド	29-1411	22,000	// 石塚町3-1 (S-PU-773-679)
上浜グラウンド	27-6663	36,320	// 上浜町26 (S-PU-771-633)
半田市役所 (ホバリングスペース)	21-3111	-	// 東洋町2-1 (S-PU-770-627)

※UTMグリッド・コードとは、中部圏共通(陸上自衛隊・警察・四管)の地図を自衛隊仕様のUTMグリッド地図とし、グリッド・コードから地図の表示ができるコード番号である。

## 別表第 56 避難所（体育館・公民館等：43 箇所）

避難所（体育館・公民館等：43 箇所）

家屋の倒壊等が発生した場合の避難所として次のところを指定している。

No	場 所	収容可 能人数	所 在 地 (UTMグリッド・コード)	電話 番号	避 難 地 区
1	亀崎小学校 (体育館等)	360 ※260	亀崎月見町 3 丁目 10 (S-PU-795-657)	28- 0040	亀崎 1 区、4 区～6 区、 亀崎中区
2	亀崎中学校 (体育館)	395 ※399	亀崎高根町 5 丁目 40 (S-PU-789-659)	28- 0313	亀崎 1 区、4 区～6 区、 高根区
3	亀崎公民館	195	亀崎町 7 丁目 96-1 (S-PU-793-653)	28- 0011	亀崎 1 区、4 区～6 区、 亀崎中区
4	有脇公民館 有脇小学校 (体育館)	155 200	有脇町 5 丁目 1-1 (S-PU-785-673)	29- 1582	有脇 1 区、緑ヶ丘区
5	乙川公民館	150	乙川西ノ宮町 3 丁目 59-1(S-PU-772-648)	22- 4821	乙川 1 区～5 区
6	乙川中学校 (体育館等)	545 ※218	大池町 3 丁目 1 (S-PU-782-655)	28- 0717	乙川 4 区、大池区、 乙川 7 区、横川区
7	上池公民館	164	上池町 5 丁目 44-1 (S-PU-778-664)	29- 2406	大矢知区、上池区
8	横川小学校 (体育館)	375 ※241	大伝根町 1 丁目 11-1 (S-PU-774-660)	29- 4111	乙川 7 区、横川区、 大矢知区、上池区
9	乙川小学校 (体育館)	365 ※271	乙川北側町 1 丁目 1 (S-PU-777-649)	21- 0879	乙川 1 区～5 区、 乙川東区
10	新居区民館 (本館)	90	新居町 2 丁目 63 (S-PU-787-648)	28- 1643	向山区、新居区
11	平地公民館	80	平地町 2 丁目 50-1 (S-PU-785-655)	28- 1400	平地 1 区、2 区
12	高根保育園	210	平地町 5 丁目 30-2 (S-PU-785-659)	28- 4646	高根区、平地 1 区
13	乙川東小学校 (体育館)	313 ※99	花田町 3 丁目 1 (S-PU-782-650)	28- 0796	平地 1 区、2 区、 向山区
14	半田東高等学校 (体育館)	535 ※182	西生見町 30 (S-PU-782-668)	29- 1122	有脇 1 区、緑ヶ丘区、 上池区、大矢知区
15	修農公民館	95	平井町 7 丁目 43 (S-PU-732-647)	27- 5337	半田 1 区
16	半田中学校 (体育館)	630 ※572	岩滑東町 5 丁目 80 (S-PU-756-645)	21- 0872	岩滑区、住吉区
17	岩滑公民館	165	岩滑中町 5 丁目 20 (S-PU-756-645)	22- 4895	岩滑区
18	岩滑小学校 (体育館)	375 ※325	岩滑高山町 5 丁目 55 (S-PU-751-645)	21- 0529	半田 1 区、岩滑区
19	半田高等学校 (体育館)	760 ※182	出口町 1 丁目 30 (S-PU-756-639)	21- 0272	岩滑区、住吉区
20	半田農業高等学校 (体育館)	330 ※182	柁町 1 丁目 1 (S-PU-752-639)	21- 0247	岩滑区、住吉区
21	半田工科高等学校 (体育館)	605 ※191	柁町 3 丁目 1 (S-PU-749-638)	21- 2164	岩滑区、住吉区
22	雁宿小学校 (体育館)	360 ※244	清城町 1 丁目 5-2 (S-PU-752-634)	23- 0101	住吉区
23	雁宿ホール (視聴覚室 を除く 2 階の各部屋)	710	雁宿町 1 丁目 22-1 (S-PU-758-632)	23- 7331	住吉区、半田西区、 協和区

24	半田小学校 (体育館)	500 ※532	勤内町 1 (S-PU-765-636)	21- 2918	住吉区、半田北区、 半田中区、中村区、半 田南区
25	さくら小学校(体育 館、本校舎 2・3階の 一部)	360 ※86	東洋町 1 丁目 12-1 (S-PU-773-629)	26- 0070	半田中区、中村区、 半田南区、半田東区、 瑞穂区、半田県住区
26	半田商業高等学校 (体育館)	600 ※203	白山町 2 丁目 30 (S-PU-756-626)	21- 0251	協和区
27	協和公民館	155	白山町 4 丁目 122 (S-PU-756-628)	21- 2233	協和区
28	成岩中学校 (成岩ウイング)	560 ※218	昭和町 3 丁目 8 (S-PU-754-622)	21- 0530	西成岩区、成岩 4 区
29	協和区民館	72	協和町 2 丁目 112 (S-PU-762-624)	22- 1555	協和区
30	板山公民館	120	板山町 1 丁目 100-11 (S-PU-728-624)	27- 5566	板山区
31	板山小学校 (体育館)	365 ※1235	四方木町 37-1 (S-PU-726-617)	27- 5177	板山区、鴻ノ松区、 鴉根区
32	西成岩公民館	120	宮本町 4 丁目 106-8 (S-PU-747-620)	22- 5050	西宮区、西成岩区
33	宮池小学校 (体育館)	425 ※653	南二ツ坂町 2 丁目 1-1 (S-PU-744-626)	22- 8777	西宮区、西成岩区、 成岩 4 区、協和区
34	青山中学校 (体育館)	490 ※288	青山 5 丁目 6-1 (S-PU-743-612)	23- 3080	鴉根区、西成岩区、 成岩 3 区
35	青山記念武道館	500	青山 2 丁目 1-2 (S-PU-747-615)	24- 0666	西成岩区、成岩 3 区
36	神戸公民館	110	花園町 1 丁目 12-2 (S-PU-750-608)	22- 4853	成岩 3 区
37	花園小学校 (体育館)	432 ※309	花園町 3 丁目 5-1 (S-PU-745-606)	21- 7108	成岩 3 区
38	成岩小学校 (体育館)	425 ※86	成岩本町 2 丁目 1 (S-PU-759-619)	21- 0307	成岩 4 区、協和区
39	成岩公民館	125	成岩本町 4 丁目 5 (S-PU-758-617)	21- 0170	成岩 4 区、協和区
40	住吉公民館	65	堀崎町 1 丁目 30 (S-PU-763-634)	21- 2059	住吉区、半田西区
41	瑞穂記念館	75	瑞穂町 3 丁目 1-6 (S-PU-778-627)	24- 0029	瑞穂区
42	西成岩区民館	60	東郷町 2 丁目 104 (S-PU-751-616)	-	西成岩区
43	日本福祉大学半田キャンパス コミュニティセンター棟	125	東生見町 26-2 (S-PU-786-667)	20- 0111	有脇 1 区、緑ヶ丘区
計		13,846 ※6,976			

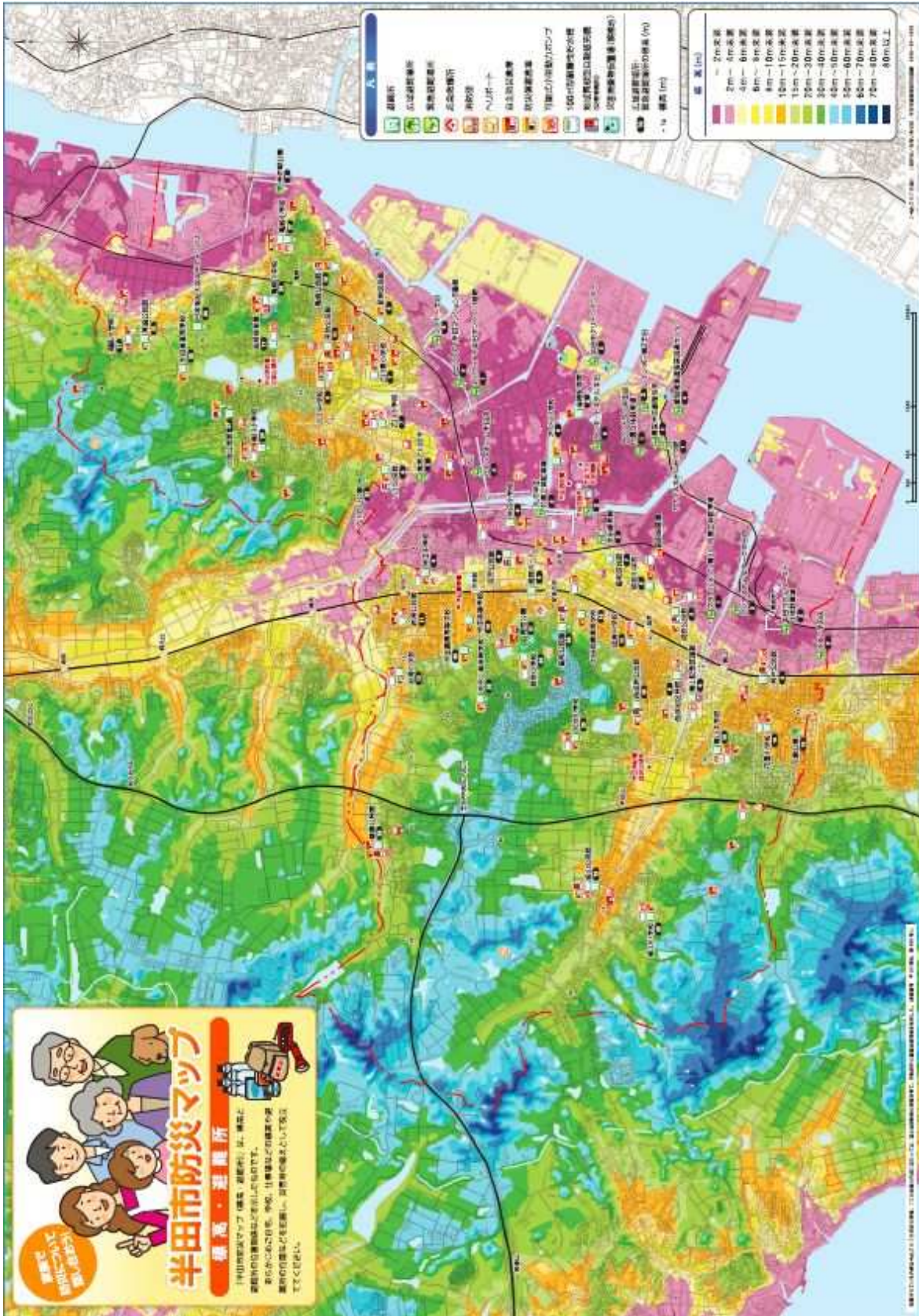
(注) 1 避難地区については、必ずしも表のとおり適用はしない。

2 災害の程度により、避難所は増設することができる。

3 収容可能人数は、就寝可能な占有面積 2 m<sup>2</sup>/人よりもとめた。

4 避難所の開設は、余震等による二次災害のおそれのない避難場所に限り開設する。

5 収容可能人数欄の※印人数は、大規模災害時、避難所に定員を超える避難者が避難してきた場合「避難所になり得る施設」として校舎の一部又は武道場等を指定する。



## 別表第 57 地震災害時の応急避難場所

## ア 応急避難場所

市の中心街を除く、周辺住居地は一步外へ出ればその場が応急的避難場所である。しかし、中心街はそれに値するところが少ないため、公共用地（公園、駐車場）、私有地を応急避難場所として指定している。

## ◎亀崎中学校区応急避難場所〔校庭・公園・広場等 17 箇所〕

No	場 所	所 在 地	備考
1	亀崎小学校校庭	亀崎月見町 3 丁目 10	
2	州の崎公園	州の崎町 2-131	
3	亀崎公園北西 100 メートル駐車場	亀崎相生町 2 丁目 62-3	
4	高根北公園	亀崎高根町 4 丁目 15-100	
5	亀崎中学校校庭	// 5 丁目 40	
6	亀崎県社児童遊園（県社裏）	亀崎町 2 丁目 92	
7	亀崎県社前公園	// 2 丁目 92	
8	亀崎公園	// 5 丁目 102	
9	亀崎地域総合福祉センター裏広場	// 7 丁目 65-5	
10	三社公園	// 10 丁目 166	
11	有脇小学校校庭	有脇町 6 丁目 37	
12	半田東高等学校校庭	西生見町 30	
13	市営緑ヶ丘住宅集会所前広場	石塚町 1 丁目 184	
14	おおぼら公園	のぞみが丘 1 丁目 667-10	
15	のぞみが丘公園	// 2 丁目 82	
16	にごり池公園	// 3 丁目 120	
17	日本福祉大学半田キャンパス	東生見町 26-2	

## ◎乙川中学校区応急避難場所〔校庭・公園・広場等 36 箇所〕

No	場 所	所 在 地	備考
1	乙川駅前公園	乙川町 45	
2	三洋堂書店乙川店西側駐車場	乙川新町 1 丁目 65	
3	乙川白山公園	乙川源内林町 1 丁目 43	
4	美原ちびっ子広場	美原町 1 丁目 49-1	
5	乙川中学校校庭	大池町 3 丁目 1	
6	大高公園	大高町 1 丁目 37	
7	上池北公園	上池町 2 丁目 1-14	
8	上池住宅内公園	// 3 丁目 3-36	
9	上池公園	// 5 丁目 1-1	
10	長根公園	一ノ草町 206-1	
11	長根ちびっ子広場	長根町 2 丁目 48	
12	横川小学校校庭	大伝根町 1 丁目 11-1	
13	新池公園	南大矢知町 4 丁目 208-1	
14	庚申ちびっ子広場	庚申町 2 丁目 42	
15	横川公園	横川町 3 丁目 202-1	
16	海蔵寺駐車場	乙川若宮町 25	
17	乙川若宮社境内	// 66	
18	乙川公園	乙川太田町 1 丁目 28	
19	太田公園	// 2 丁目 133	
20	乙川小学校校庭	乙川北側町 1 丁目 1	
21	乙川八幡社前広場（参道を含む）	乙川殿町 97	
22	向山公園	向山町 1 丁目 85	

23	向田公園	乙川向田町 2 丁目 10-1	
24	大松ちびっ子広場	大松町 1 丁目 35	
25	新居児童遊園	新居町 3 丁目 1	
26	新居公園	// 6 丁目 236	
27	エムテー工業所北東駐車場	平地町 1 丁目 140	
28	平地神明社内広場	// 1 丁目 72	
29	宝鏡寺駐車場	// 2 丁目 88-1	
30	平地中央公園	// 2 丁目 51	
31	乙川東小学校校庭	花田町 3 丁目 1	
32	前田公園	前田町 68-27	
33	西古浜街園(相賀町第一小公園)	相賀町 1 丁目 115	
34	大池公園	大池町 4 丁目 96	
35	こしん公園	小神町 7	
36	七本木池公園	一本木町 3 丁目 107	
37	大池北公園	大池町 2 丁目 4-1	

## ◎半田中学校区応急避難場所〔校庭・公園・広場等 37箇所〕

No	場 所	所 在 地	備考
1	山ノ神社	岩滑東町 3 丁目 96	
2	半田中学校校庭	// 5 丁目 80	
3	岩滑公民館駐車場	岩滑中町 5 丁目 20	
4	岩滑八幡社境内	// 7 丁目 80	
5	岩滑小学校校庭	岩滑高山町 5 丁目 55	
6	新美南吉記念館駐車場	岩滑西町 1 丁目 10-1	
7	半田高等学校校庭	出口町 1 丁目 30	
8	住吉神社境内及び住吉福祉文化会館前広場	宮路町 53	
9	半田農業高等学校校庭	柁町 1 丁目 1	
10	半田工科高等学校校庭	// 3 丁目 1	
11	かねり山公園	// 3 丁目 6	
12	柁公園	// 4 丁目 203	
13	清城公園	清城町 2 丁目 9	
14	半田球場	雁宿町 2 丁目 1	
15	雁宿公園	// 3 丁目 204-1	
16	星崎公園	星崎町 2 丁目 204	
17	山神社境内(桐華学園北)	天王町 1 丁目 18	
18	住吉ちびっ子広場	住吉町 2 丁目 183-7	
19	住吉東公園	// 5 丁目 8-1	
20	住吉南ちびっ子広場	// 8 丁目 50	
21	半田小学校校庭	勸内町 1	
22	本町公園	本町 6 丁目 8-2	
23	中村街園	中村町 2 丁目 11	
24	山之神共集館前広場	山ノ神町 11	
25	おおまた公園	南末広町 127	
26	半田市職員駐車場	東洋町 1 丁目 10 他	
27	さくら小学校校庭	// 1 丁目 12-1	
28	池下公園	瑞穂町 3 丁目 5	
29	東部公園	// 6 丁目 2	
30	六番公園	// 7 丁目 7	
31	瑞穂公園	// 8 丁目 10	
32	昭和公園	// 9 丁目 2-1	

33	山方公園	// 10丁目8	
34	修農公民館前広場	平井町7丁目43	
35	雁宿ホール	雁宿町1丁目22-1	
36	雁宿小学校校庭	清城町1丁目5-2	
37	十六銀行半田支店駐車場	昭和町2丁目11	

## ◎成岩中学校区応急避難場所〔校庭・公園・広場等 23箇所〕

No	場 所	所 在 地	備考
1	半田商業高等学校校庭	白山町2丁目30	
2	白山公園	// 5丁目218	
3	二ツ坂公園	北二ツ坂町2丁目9	
4	成岩中学校校庭	昭和町3丁目8	
5	中町クリニック駐車場	中町4丁目18	
6	日乃本ビル南駐車場	郷中町1丁目30	
7	半田愛昇殿駐車場	南本町2丁目7	
8	協和保育園園庭	中島町11-1	
9	蓮根公園	宮本町3丁目214	
10	宮本公園（成石グランド）	// 4丁目15	
11	坊ヶ峯公園	// 5丁目326	
12	任坊山公園	南二ツ坂町1丁目10	
13	宮池小学校校庭	// 2丁目1-1	
14	成岩神社境内	有楽町1丁目13	
15	成岩小学校校庭	成岩本町2丁目1	
16	成岩公園（成岩公民館東）	// 4丁目45	
17	成岩本町公園	// 4丁目66	
18	成岩東公園	成岩東町32-9	
19	寺町公園	寺町146-1	
20	桐ヶ丘公園	桐ヶ丘3丁目8	
21	常楽寺駐車場	東郷町2丁目104	
22	こうせい公園	更生町1丁目126	
23	協和区民館駐車場	協和町2丁目112	

## ◎青山中学校区応急避難場所〔校庭・公園・広場等 22箇所〕

No	場 所	所 在 地	備考
1	板山公民館東広場	板山町1丁目100-8	
2	小板公会堂前広場	// 2丁目141	
3	道池公園	// 2丁目176	
4	日役公会堂前広場	// 11丁目62	
5	君ヶ橋住宅東空地	君ヶ橋町3丁目	
6	君ヶ橋住宅内広場	// 3丁目73	
7	板山小学校校庭	四方木町37-1	
8	鴉根史跡公園	鴉根町2丁目28-2	
9	須賀田公園	有楽町3丁目229-1	
10	成岩第三区コミュニティー会館	// 5丁目120-1	
11	青山公園	青山2丁目1-1	
12	山本公園	// 3丁目14-1	
13	新宮児童遊園	// 4丁目11-1	
14	新宮公園	// 4丁目22-1	
15	青山中学校校庭	// 5丁目6-1	
16	稲荷公園	// 7丁目11-1	

17	はさま公園	花園町1丁目7-1	
18	花園小学校校庭	// 3丁目5-1	
19	高峯公園	// 4丁目13-1	
20	花園公園	// 5丁目12-1	
21	ふじが丘公園	// 6丁目9	
22	神戸公民館駐車場	// 1丁目12-2	

## イ 応急救護所〔6箇所〕

負傷者等の応急救護の場所として次のところを指定する。なお、患者がより多く発生し、下記の応急救護所のみでは収容不可能となったときは、他の避難所等を逐次応急救護所として開設する。

No	場 所	所 在 地
1	亀崎小学校	亀崎月見町3丁目10
2	乙川小学校	乙川北側町1丁目1
3	半田中学校	岩滑東町5丁目80
4	成岩中学校	昭和町3丁目8
5	青山中学校	青山5丁目6-1
6	半田市医師会館	雁宿町1丁目54-8

## ウ 広域避難場所〔4箇所〕

火災が延焼拡大し、応急避難場所、避難所、応急救護所等が危険になったとき、人命の安全を確保する場として次のところを指定する。

No	場 所	所 在 地 (UTMグリッド・コード)
1	州の崎公園	州の崎町2-131 (S-PU-801-660)
2	乙川白山公園	乙川源内林町1丁目43 (S-PU-770-650)
3	雁宿公園	雁宿町3丁目204-1 (S-PU-754-633)
4	花園公園	花園町5丁目12-1 (S-PU-745-604)



## 工 緊急避難場所

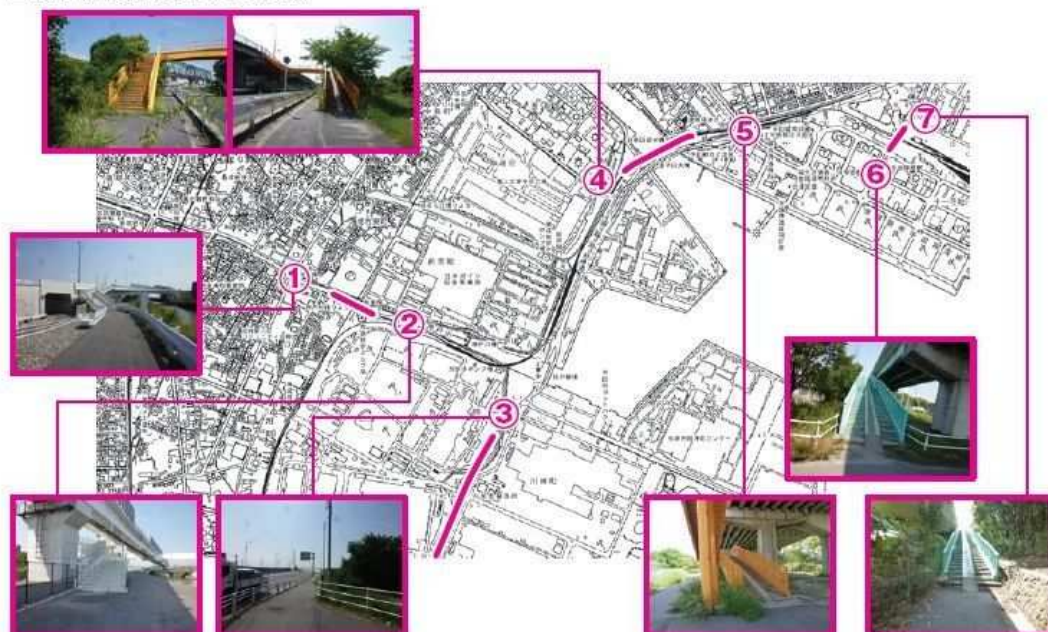
津波や高潮の被害が発生し、高台までの避難に時間的猶予がない場合に、下記の施設を緊急的・一時的に避難する場所として指定する。なお、沿岸部の道路（道路高架区間の歩道部）も緊急避難場所として

てしています。

### ■民間事業所・公共施設

No	場 所	所 在 地
1	愛知県漁連海苔流通センター	十一号地18-16
2	イオン半田店	有楽町8丁目7
3	カインズホーム半田店	浜田町3丁目10-1
4	サウナ&ホテルみどり館	瑞穂町6丁目7-12
5	サンポートホテル半田	瑞穂町9丁目3-1
6	JUS半田 附属立体駐車場	新川町22-1
7	シャトー半田	中午町3-3
8	ナビウッディ半田マンションI番館	相賀町1-100
9	ナビウッディ半田マンションII番館	相賀町1-104
10	半田コロナワールド 立体駐車場	旭町3丁目36-5
11	ブラエルメゾン青山 附属立体駐車場	有楽町2丁目221
12	ラウンドワン半田店 附属立体駐車場	瑞穂町6丁目7-8
13	ライオンズ半田ブライトマークス 立体駐車場	南本町1-6-1
14	レインボー第3半田	瑞穂町4-7-6
15	県営乙川住宅	乙川新町1丁目4
16	県営半田康衛住宅	瑞穂町6丁目7-10
17	半田市役所	東洋町2-1

### ■道路（道路高架区間の歩道部）



別表第 58 応急給水用機材一覧表

資 機 材 名	規 格・容 量	数 量	所 在
積 載 用 給 水 タ ン ク	1.5m <sup>3</sup> ポンプ付	1 基	上水道課資材倉庫
	1.5m <sup>3</sup>	3 基	上水道課資材倉庫砂谷 深谷配水場(各 1 基)
	1.0m <sup>3</sup>	1 基	砂谷配水場
給 水 用 エ ン ジ ン ポ ン プ	150L/min	1 台	上水道課資材倉庫
自 家 用 発 電 機	900VA	1 台	上水道課資材倉庫
組 立 式 水 槽 ( 鉄 枠 製 )	2.5m <sup>3</sup>	11 台	上水道課資材倉庫ほか
ポ リ タ ン ク	20L	150 個	上水道課倉庫
給 水 袋	6L	9,000 個	上水道課倉庫

別表第 59 炊き出し施設一覧

名 称	所 在 地	給食能力
給食センター	半田市 向山町 1-30	15,000 食
半田病院	// 東洋町 2-29	2,000 食
半田市役所	// 東洋町 2-1	400 食
計	3 施設	17,400 食

別表第 60 炊き出し補助施設一覧表

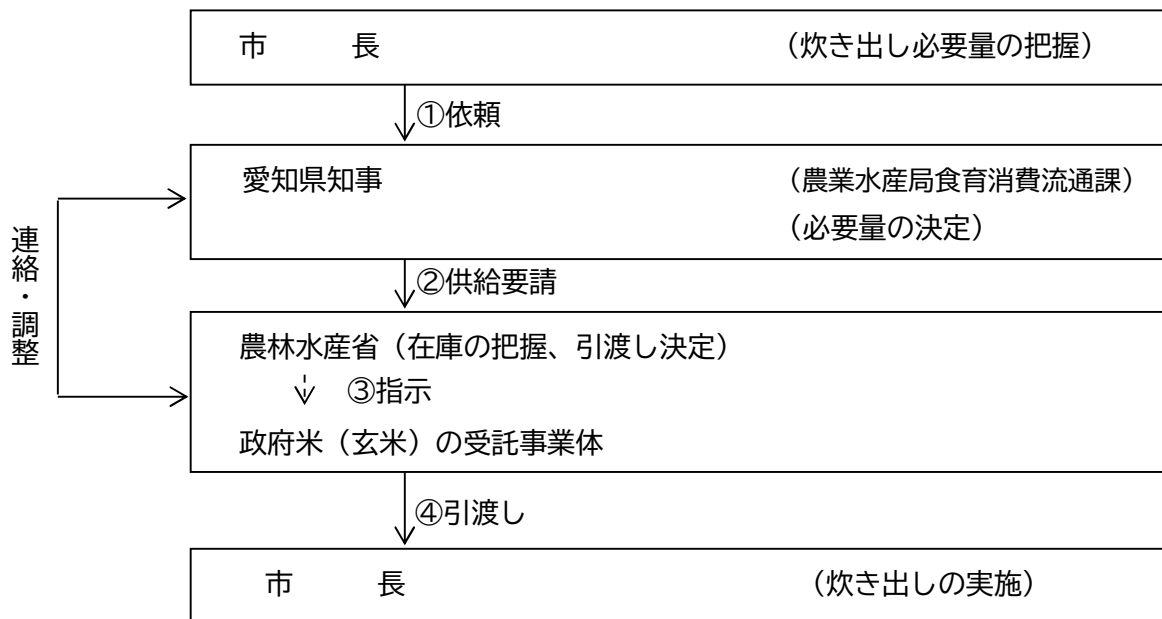
学 校 名	所 在 地	担 当 協 力 班 名	協 力 班 人 員
亀 崎 小 学 校	半田市亀崎月見町 3-10	亀崎 1・中・4・5 区班	50 人
亀 崎 中 学 校	// 亀崎高根町 5-40	高根・亀崎 6 区班	50 人
有 脇 小 学 校	// 有脇町 6-37	有脇 1・緑ヶ丘区班	50 人
乙 川 中 学 校	// 大池町 3-1	大池・横川区班	50 人
横 川 小 学 校	// 大伝根町 1-11-1	上池・大矢知・乙川 7 区班	50 人
乙 川 小 学 校	// 乙川北側町 1-1	乙川 1・2・3・4・5・東区班	50 人
乙 川 東 小 学 校	// 花田町 3-1	新居・向山・平地 1・2 区班	50 人
半 田 中 学 校	// 岩滑東町 5-80	住吉区班・岩滑区班	50 人
岩 滑 小 学 校	// 岩滑高山町 5-55	岩滑・半田 1 区班	50 人
雁 宿 小 学 校	// 清城町 1-5-2	住吉区班	50 人
半 田 小 学 校	// 勤内町 1	半小学区コミュニティ班	50 人
成 岩 中 学 校	// 昭和町 3-8	西成岩・西宮区班	50 人
板 山 小 学 校	// 四方木町 37-1	板山・鴻ノ松区班	50 人
青 山 中 学 校	// 青山 5-6-1	鴉根区班	50 人
宮 池 小 学 校	// 南二ツ坂町 2-1-1	西宮・西成岩・成岩 4・協和区班	50 人
花 園 小 学 校	// 花園町 3-5-1	成岩 3 区班	50 人
成 岩 小 学 校	// 成岩本町 2-1	協和・成岩 4 区班	50 人
さくら小学校	// 東洋町 1-12-1	半田県住・瑞穂・半田東区班	50 人
計 18 校			900 人

(注) 災害発生時の炊き出しについて原則としては、別表第 59 の施設によって実施する。  
ただし、災害の状況等によっては、本表の学校においても実施できるようにするものとする。

別表第 61 災害応急用精米とう精業者一覧表

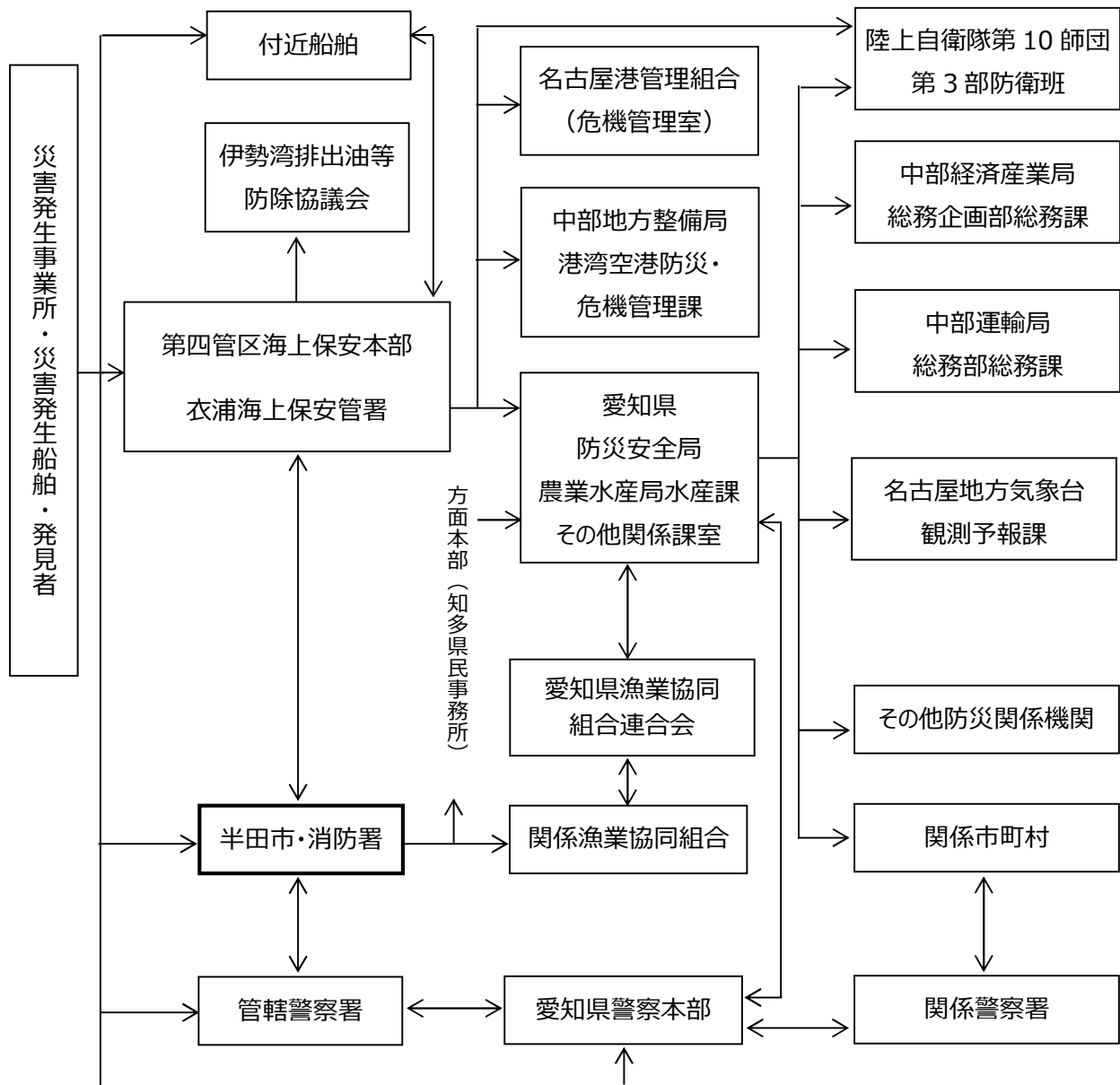
卸 別	営 業 所 所 在 地	名 称 氏 名
東尾張食料販売協同組合	更生町 1-50	大 股 米 穀 店
	小 計	1
愛知県米穀小売振興協議会	住吉町 2-122	定 七 米 穀 店
	小 計	1
	合 計	2

別表第 62 炊き出し用として米穀を確保する手続き図（災害救助法適用時）

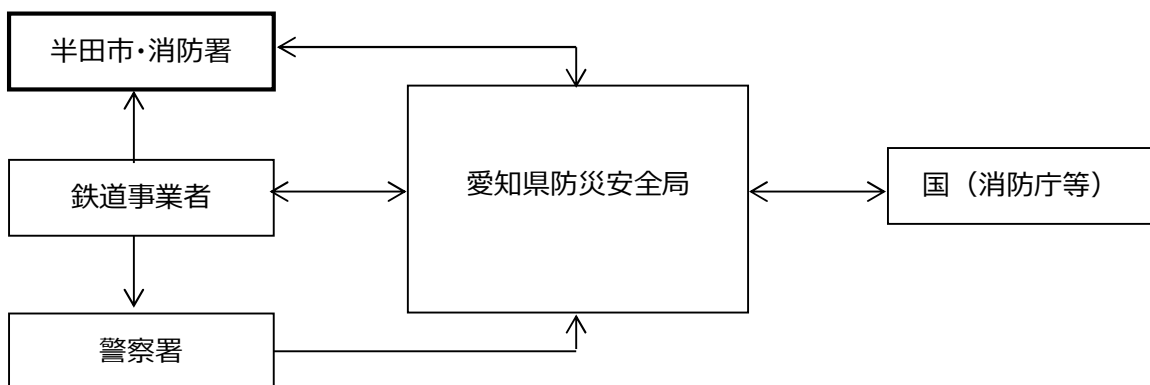


※ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。

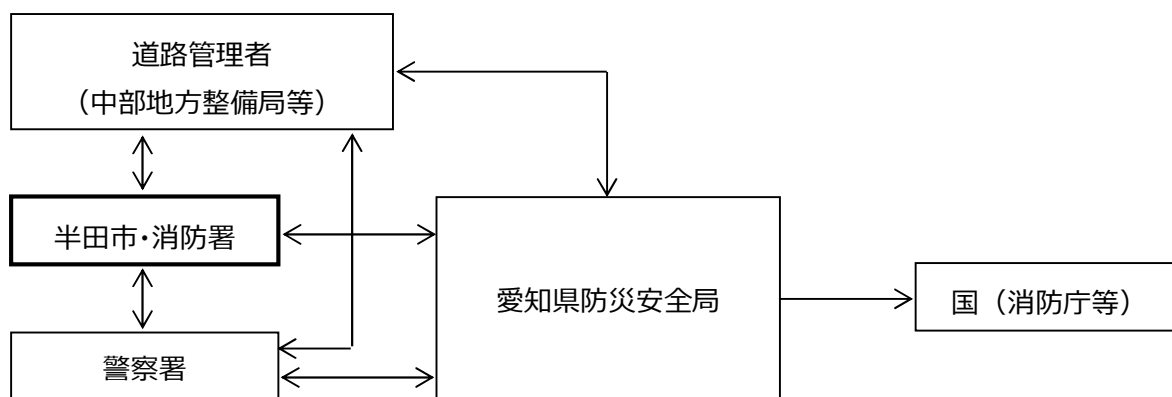
別表第 63 海上災害発生時における情報の収集伝達系統



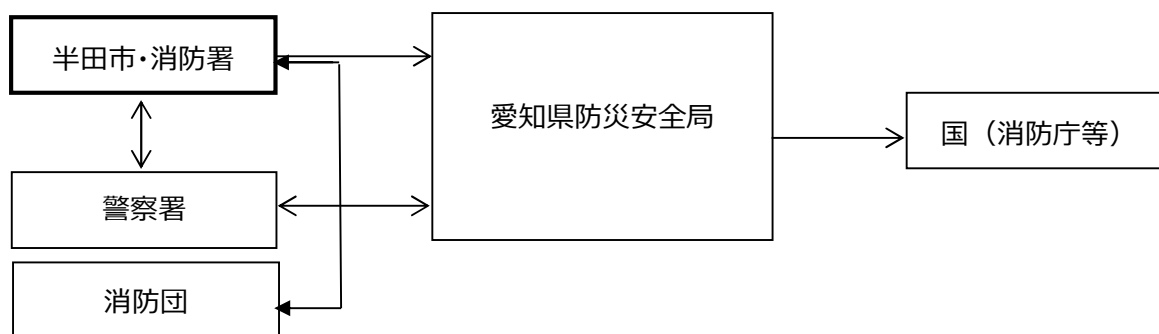
別表第 64 大規模鉄道災害における情報の収集伝達系統



別表第 65 道路災害における情報の収集伝達系統



別表第 66 大規模な火災における情報の収集伝達系統



別表第 67 応急仮設住宅設置場所

No	名称	所在地	面積 (ha)	有効 面積 (ha)	建設可能 戸数 (戸)
1	雁宿公園	雁宿町 3-204-1	8.79	0.17	40
2	任坊山公園	南二ツ坂町 1-10	8.60	0.18	40
3	花園公園	花園町 5-12-1	1.88	0.61	77
4	横川公園	横川町 3-202-1	1.11	0.45	56
5	宮本公園	宮本町 4-15	0.65	0.31	41
6	桐ヶ丘公園	桐ヶ丘 3-8	0.33	0.10	12
7	高峯公園	花園町 4-13-1	0.24	0.11	18
8	星崎公園	星崎町 2-204	0.25	0.10	12
9	修農公園	平井町 5-64-1	0.79	0.47	72
10	半田運動公園 (多目的グラウンド)			1.83	276
11	// (芝生広場)	池田町 3-1-1	26.70	0.13	44
12	// (第 2 駐車場)			0.27	38
13	半田北部グラウンド	石塚町 3-1		7.61	2.24

14	君ヶ橋住宅跡地	新野町 8-1・2	1.00	0.66	108
15	図書館・駐車場	桐ヶ丘 4-207-1	0.18	0.18	45
合計				7.81	1,226

※津波・高潮被害にあたっては、二次災害を避けるため、より標高の高い設置場所を選定すること。

#### 別表第 68 昭和 19 年 12 月 7 日に発生した東南海地震による被害状況

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 市内の震度     | 6                       |
| (2) 住家、非住家の被害 | 全半壊 1,792 戸 (10,729 戸中) |
| (3) 死者        | 188 名                   |
| (4) 負傷者       | 286 名                   |
| (5) 地盤沈下      | 阿久比川沿い数 10 cm 沈下        |
| (6) 噴砂泥水      | 中島飛行機製作所乙川工場、同山方工場      |
| (7) 火災        | 不明                      |
| (8) 津波        | 0.7m                    |

※ 倒壊した中島飛行機製作所山方工場では、殉難者数 153 名（動員学徒 96 名、一般従業員 37 名、徴用工 17 名、挺身隊 3 名）である。この工場は、元東洋紡績工場（明治 35 年頃建築）をそのまま転用したレンガ造りであり、紡績工場特有の波形屋根で広く利用するため支柱は抜き取られていたという。特に出入口が少なく、そこに多数の者が殺到したことが多数の死傷者を出した原因ともいえよう。

また、この建物の地盤は、厚さ約 1.5m の石炭ガラの上に造成したという軟弱地盤であった。（愛知県防災会議専門委員 飯田 汲事氏）

#### 別表第 69 昭和 20 年 1 月 13 日に発生した三河地震による被害状況

資料から

(前震)

1 月 11 日、12 日の 2 日間で前震 14 回、音を伴った地震があった。又、三ヶ根山方面に光の発するのを見たという人が多く、地震に発光現象が伴う場合があることを示している。

(本震)

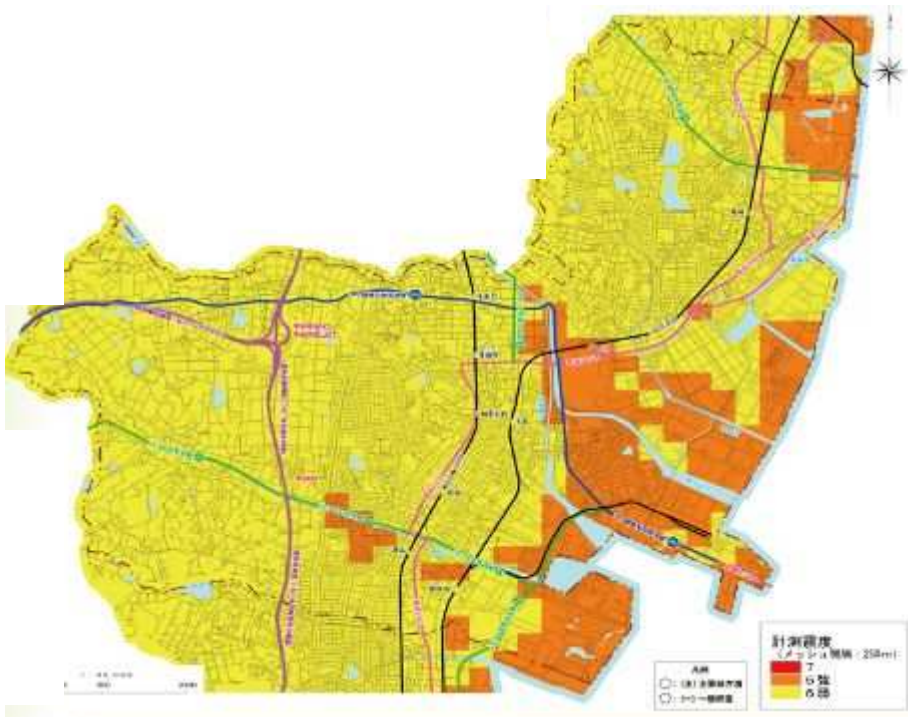
1 月 13 日 3 時 38 分頃に渥美湾内で発震

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 市内の震度     | 5~6                                   |
| (2) 住家、非住家の被害 | 567 戸                                 |
| (3) 死者        | 12 名                                  |
| (4) 負傷者       | 5 名                                   |
| (5) 火災        | 不明                                    |
| (6) 津波        | 0.05m                                 |
| (7) その他の被害    | 中島飛行機製作所では、地盤亀裂、守衛所、炊事場全壊、吉野工場では事務所半壊 |

(余震)

三河地震には多くの余震が伴った。1 ヶ月の総数は有感 196 回、無感 718 回であった。

別表第 70 予想される地震災害 【過去地震最大モデルによる場合】  
半田市の震度 震度 6 強  
過去地震最大モデルによる震度分布



平成 26 年 5 月

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測結果（愛知県防災会議）より



## 別表第 71 被害予測

【浸水面積】浸水深 1cm以上 : 554 ヘクタール

浸水想定図

(過去地震最大モデル)

【津波最短到達時間】津波高 30cm : 67 分



平成 26 年 5 月

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議）より

【半田市の地震・津波の規模】

最大震度 : 6 強

最高津波高 : 3.6m

【被害想定】

ア 建物被害

半田市における全壊棟数 : 約 1,500 棟 (冬の夕方、風速 5m/s の場合)

揺	れ	: 約 700 棟
液	状	化 : 約 10 棟
津	波	: 約 50 棟
急傾斜地崩落		: 約 10 棟
火	災	: 約 700 棟

イ 人的被害

半田市における死者数 : 約 100 人 (冬の深夜で風速 5m/s、早期避難率低の場合)

建	物	崩	壊	: 約 30 人
津	波			: 約 30 人
急傾斜地崩落				: -
火	災			: 約 30 人

## 別表第72 火災の延焼拡大するおそれのある地域

住宅密集地域、道路狭隘、消防水利が比較的不便であり、一旦火災が発生した場合、延焼拡大するおそれのある地域 \*市内18箇所

No.	地域名	所在地
1	有脇町一帯	有脇町5(一部)・6・9・10・11・12・14・15丁目 緑ヶ丘4(一部)・11(一部)丁目
2	亀崎高根町一帯	亀崎高根町6・7(一部)・8(一部)丁目
3	亀崎町一帯	亀崎町1・2・3・4・5(一部)丁目 亀崎月見町3・4丁目・亀崎相生町1・2丁目 亀崎北浦町3(一部)丁目
4	平地町一帯	平地町1・2・3・4(一部)丁目
5	飯森町一帯	飯森町
6	乙川西ノ宮町一帯	乙川西ノ宮町1・2・3丁目 乙川畑田町1(一部)・2(一部)丁目
7	乙川若宮町一帯	乙川若宮町・乙川北側町
8	乙川源内林町一帯	乙川源内林町1・2・3丁目
9	乙川高良町一帯	乙川薬師町1(一部)丁目・乙川高良町・乙川栄町・乙川内山町
10	乙川殿町一帯	乙川殿町・乙川市場町1・2丁目 乙川八幡町1・2丁目
11	岩滑中町一帯	岩滑中町2・6・7丁目
12	堀崎町一帯	堀崎町1・2丁目・清水東町・榎下町 前崎東町・西新町・住吉町6・7・8丁目
13	山ノ神町一帯	山ノ神町・新川町・西端町・南本町1丁目
14	郷中町一帯	郷中町1・2・3丁目・港本町3・4丁目
15	協和町一帯	協和町1・2丁目・中町1・2・3(一部)丁目
16	栄町一帯	栄町3・4丁目・成岩本町3・4丁目・寺町・栄町2(一部)丁目
17	春日町一帯	春日町2・3丁目・東郷町2丁目 宮本町1・2・4(一部)丁目
18	有楽町一帯	有楽町3・4・5丁目

## 別表第73 地震による堤防の亀裂、崩壊、沈下等が考えられる河川施設

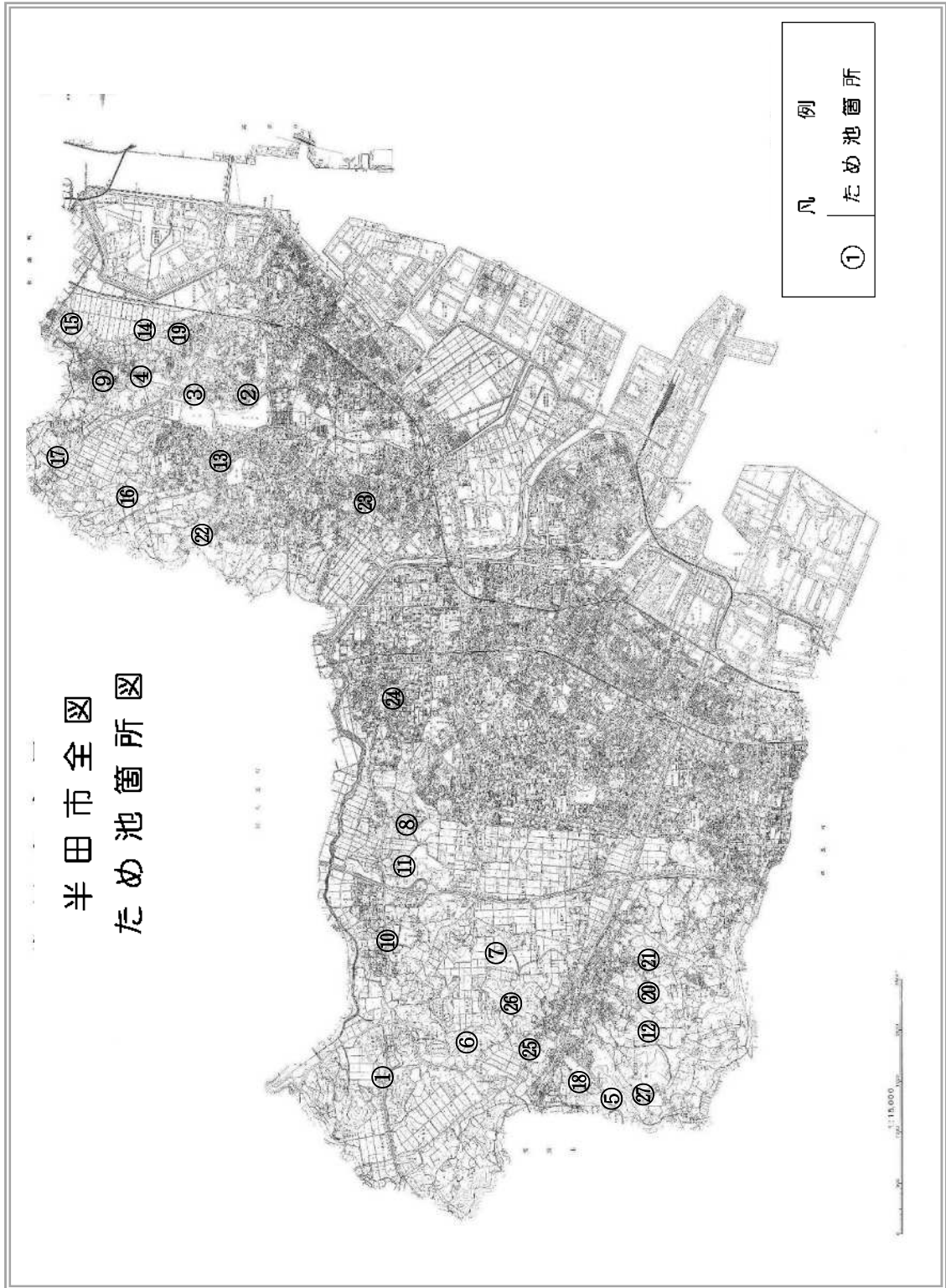
級別	河川名	市内延長	管理者	備考
二級河川	阿久比川	3,600m(9,965m)	愛知県	
二級河川	矢勝川	5,040m	愛知県	
二級河川	十ヶ川	1,960m(5,250m)	愛知県	
二級河川	稗田川	2,900m	愛知県	
二級河川	神戸川	4,471m	愛知県	
準用河川	平地川	700m	半田市	
準用河川	欠ヶ下川	100m	半田市	
準用河川	山神川	200m	半田市	
準用河川	小阪川	300m	半田市	
準用河川	板山川	200m	半田市	

※ ( ) 内の数値は、市外を含めた全延長を示します。

別表第 74 防災重点ため池

NO.	ため池名	貯水量 (千 $m^3$ )	堤高 (m)	堤長 (m)	半田市管理	備考
1	広脇池	50.0	10.5	127	○	
2	七本木池	313.6	10.0	323	○	
3	上池	101.0	6.0	270		
4	南廻間池	5.0	4.7	128	○	
5	大曾池	63.1	7.4	147	○	
6	池田大池	44.0	6.3	136	○	
7	吉田池	50.6	8.2	190	○	
8	東午ヶ池	94.0	8.1	193	○	
9	杵廻間池	8.2	6.1	150	○	
10	折戸池	101.0	8.7	213	○	
11	西午ヶ池	100.0	10.0	235	○	
12	椎ノ木大池	12.9	7.1	130	○	
13	横川池	67.0	7.0	200	○	
14	新田池	9.0	5.0	90	○	
15	広の池	3.0	3.8	130	○	
16	籠池	13.0	4.0	153	○	
17	横倉池	15.0	6.7	110	○	
18	古池	19.4	5.2	199	○	
19	大洞池	5.6	6.0	117	○	
20	中池	4.3	5.2	128	○	
21	東の池	4.0	6.0	60	○	
22	葭池	19.0	5.0	134	○	
23	西ノ宮池	8.0	4.5	60	○	
24	岩滑高山1号池	0.7	2.0	11		
25	大廻間池	5.0	3.0	65	○	
26	神代1号池	5.3	4.0	45		
27	澄池	5.0	4.7	70	○	

※防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池



別表第 75 危険物を運搬するタンクローリー等の通過車両調べ

令和 3 年 6 月 消防本部調査

調査地点	令和 3 年 6 月 消防本部調査						合 計
	東浦町 東栄町 交差点	阿久比町 阿久比 IC 交差点	半田市 衣浦大橋	半田市 半田中央 IC 交差点	半田市 半田 IC 交差点	武豊町 武豊 IC 交差点	
危険物ローリー	12	88	69	9	24	3	205
危険物積載車	56	80	109	6	43	34	328
指定可燃物ローリー	5	3	2	0	0	0	10
LPGローリー等	5	25	27	0	15	1	73
LPG積載車	29	69	58	14	34	27	231
毒劇物ローリー	2	14	10	0	2	1	29
毒劇物積載車	2	2	3	0	2	1	10
合 計	111	281	278	29	120	67	886

(注) 本調査は、平日の午前 9 時から午後 4 時迄における各調査地点の通過車両を計測したものの。

別表第 76 太陽光発電のある施設

No	施設名	所在地	蓄電池容量
1	有脇小学校	有脇町 6 丁目 3 7	
2	亀崎中学校	亀崎高根町 5 丁目 4 0	
3	乙川中学校	大池町 3 丁目 1	
4	上池公民館	上池町 5 丁目 4 4 - 1	
5	半田中学校	岩滑東町 5 丁目 8 0	
6	花園小学校	花園町 3 丁目 5 - 1	
7	リサイクルセンター	西億田町 1 3 0 他	
8	雁宿ホール	雁宿町 1 丁目 2 2 - 1	16.2kwh
9	半田市役所	東洋町 2 丁目 1	30kwh
10	岩滑公民館	岩滑中町 5 丁目 2 0	

別表第 77 津波の種類、発表基準及び発表される津波の高さ

津波警報・津波注意報の種類	発表基準	発表される津波の高さ (数値での発表)	巨大地震の場合の発表
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし

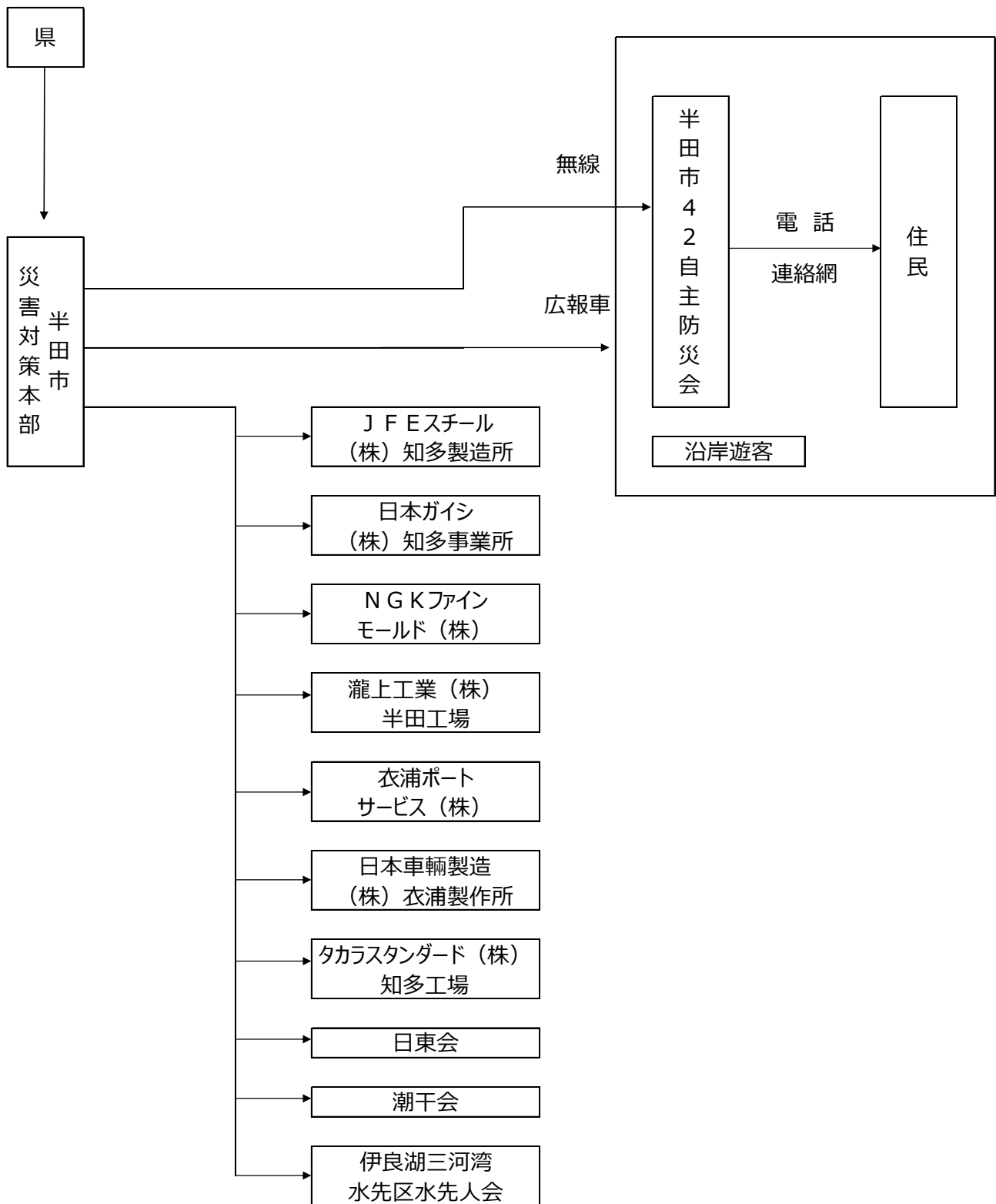
	発表される場合	内容	
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	—
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	—
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	—

(注) 津波注意報・警報の発表基準

- 1 半田市地域の津波予報区は、「伊勢・三河湾」。津波予報区域は愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋岸を除く。）及び三重県（伊勢市以南を除く。）の区域である。
- 2 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面移動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 3 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

別表第 78 広報・伝達の系統



別表第 79 被害認定基準

被害区分		認定基準				
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。				
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明になり、かつ、死亡の疑いのある者。				
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。				
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。				
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。				
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍を1世帯として取り扱う。)				
	全壊(全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には次のとおり。				
		<table border="1"> <tr> <td>〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合</td> <td>50%以上</td> </tr> </table>	〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合	70%以上	〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上
	〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合	70%以上				
	〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上				
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には次のとおり。				
		<table border="1"> <tr> <td>〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合</td> <td>20%以上70%未満</td> </tr> <tr> <td>〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合</td> <td>20%以上50%未満</td> </tr> </table>	〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合	20%以上70%未満	〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	20%以上50%未満
		〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合	20%以上70%未満			
〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	20%以上50%未満					
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、次のとおり。					
	<table border="1"> <tr> <td>〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合</td> <td>50%以上70%未満</td> </tr> <tr> <td>〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合</td> <td>40%以上50%未満</td> </tr> </table>	〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合	50%以上70%未満	〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	40%以上50%未満	
〈損壊基準判定〉住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める割合	50%以上70%未満					
〈損害基準判定〉住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	40%以上50%未満					
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。					
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。					
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。					
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。				
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等の体積のため、耕作が不能になったものとする。				
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。				
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。				



被害区分	認定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急処置が必要なものとする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
そ の 他	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設で、利用に支障が生じる被害のあったものとする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準備される砂防のための施設又は同法第3の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他に類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公共文教施設		公共の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書するものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 別表第 80 海上排出油等に関する情報の収集、伝達系統

(資料編 別表第 63 海上災害発生時における情報の収集伝達系統と同内容)

## 別表第 81 緊急通行車両等届出書 様式

		年 月 日	
緊急通行車両等届出書			
愛知県知事殿 愛知県公安委員会殿		届出者住所 (電話) 氏名 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所		
	氏名	電話( ) 局 番	
通行日時	年 月 日	午前・午後	時から
	年 月 日	午前・午後	時まで
通行経路	出発地	通行目的	
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 別表第 82(1) 緊急通行車両等確認証明書 様式

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 等 確 認 証 明 書			
		愛知県知事 印 愛知県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時		年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで	
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

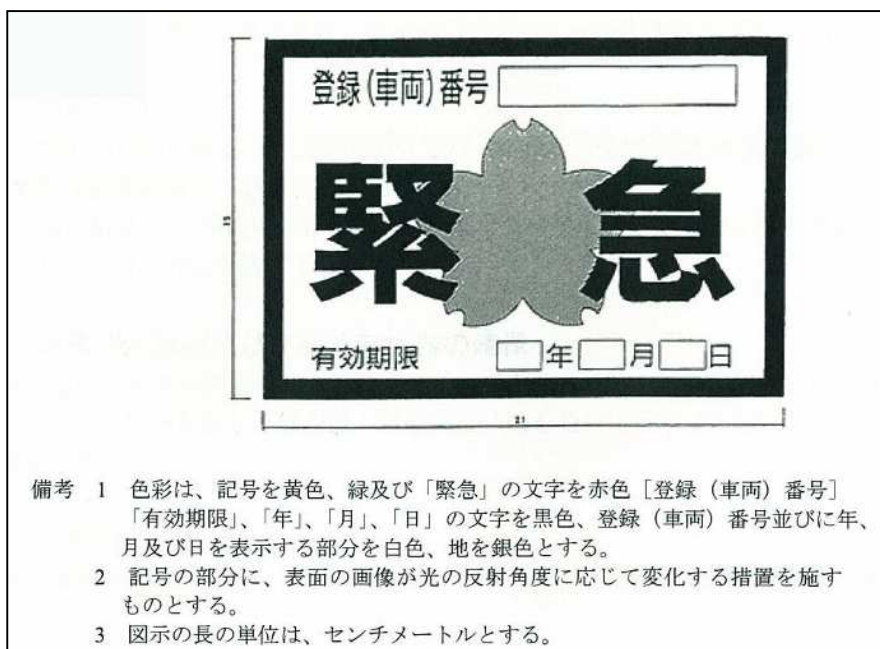
備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

(2) 緊急通行車両等事前届出書 様式


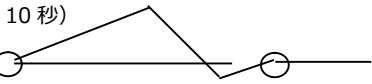

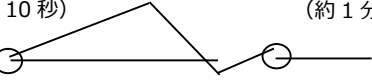

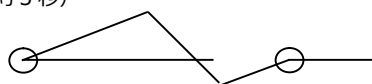

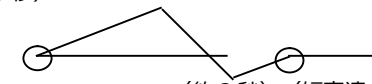
地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話)  氏 名 印	<p style="text-align: right;">第 号</p> 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 愛知県公安委員会 印						
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。						
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 70%;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table>		使用者	住所	( ) 局 番		氏名	
使用者		住所	( ) 局 番				
		氏名					
出 発 地							
(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出して下さい。							

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とする。

別表第 83 緊急通行車両の標章

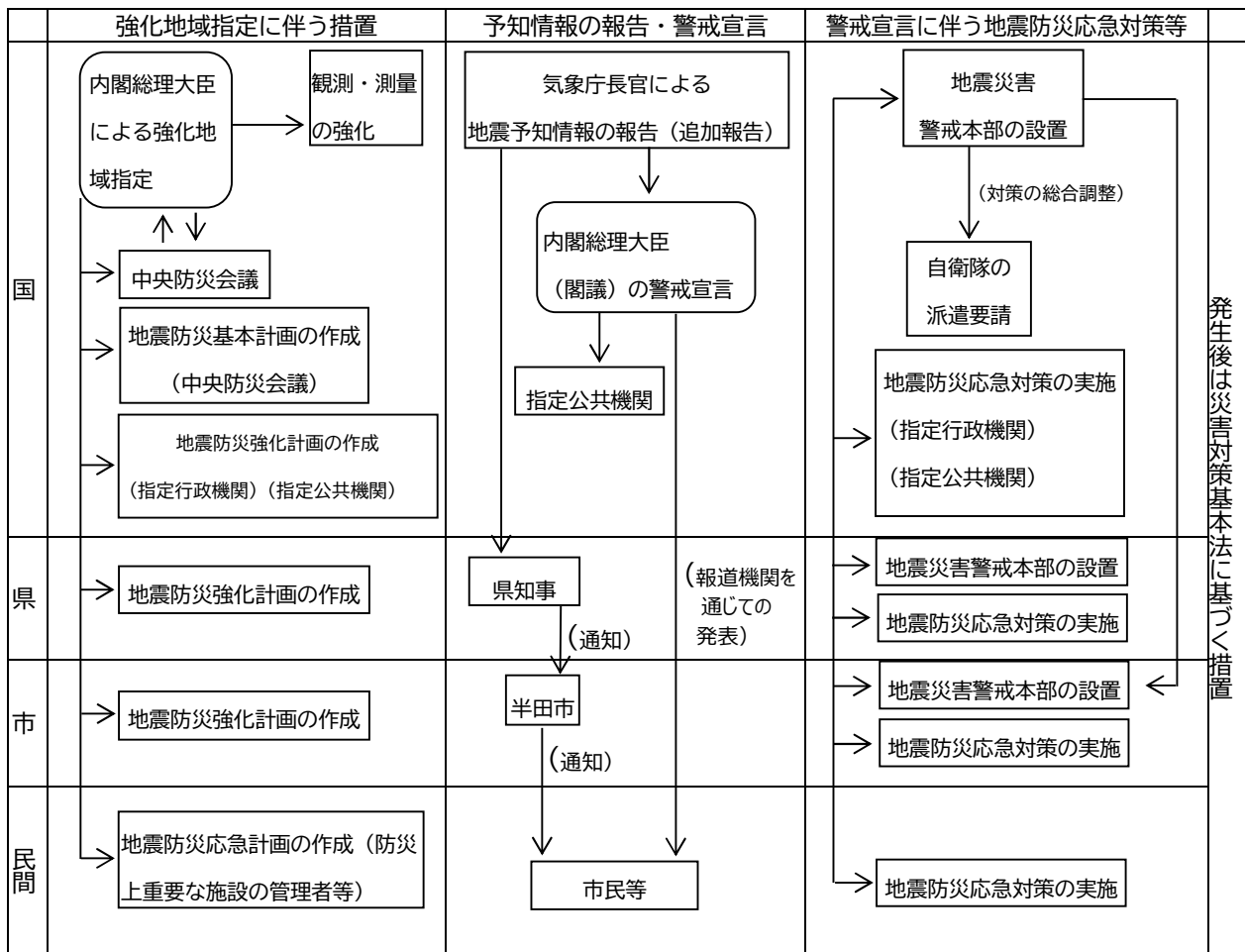


別表第 84 津波予報の標識

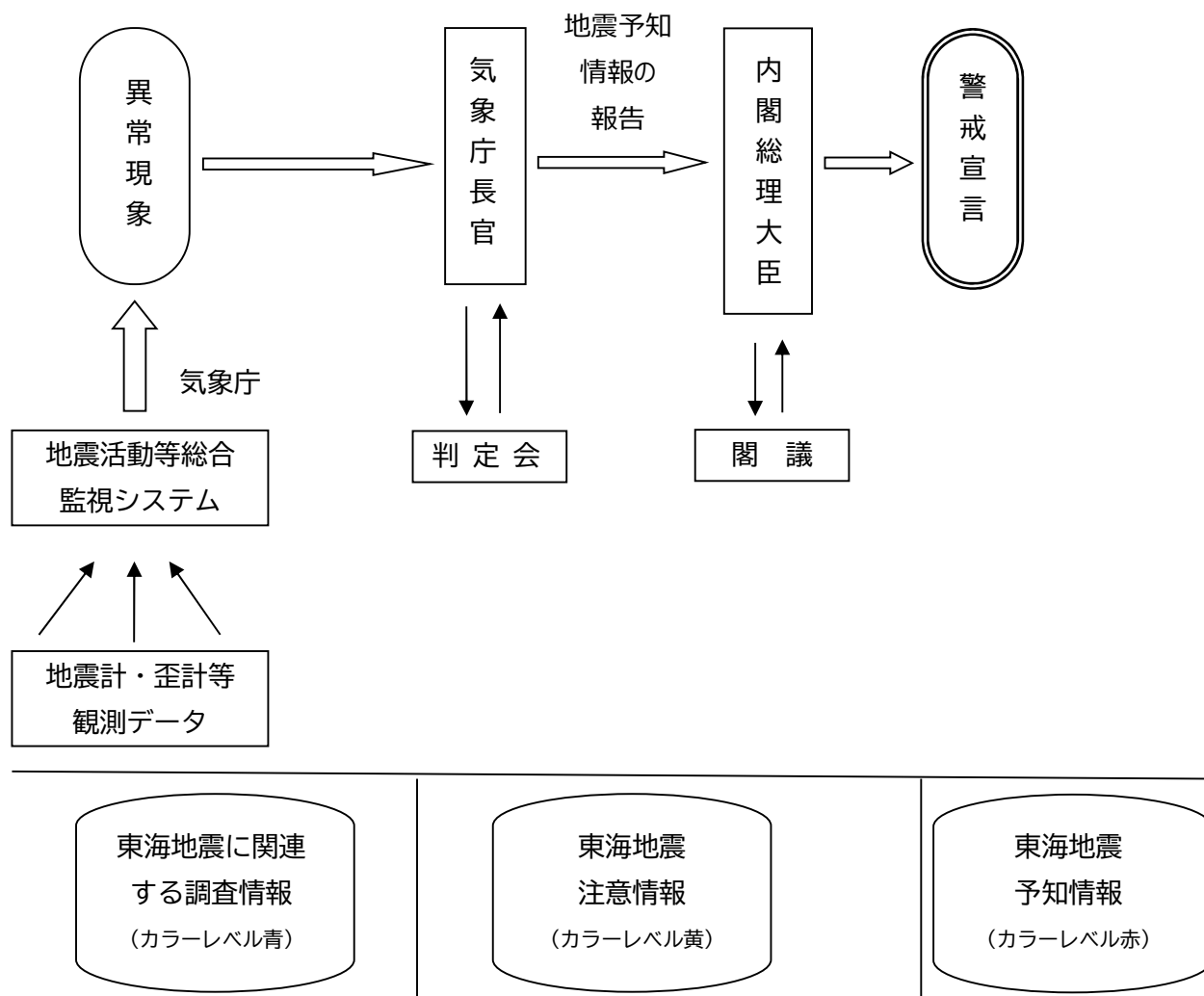
標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の班打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点の班打) 	(約10秒) (約1分)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(3秒)  (約2秒) (短声連点)

- (注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。  
 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。  
 3 大津波警報標識は、居住者等に避難、立ち退きを知らせるためのものであることから水防信号の避難信号と同じ内容としている。

別表第 85 大規模地震対策特別措置法による措置体系

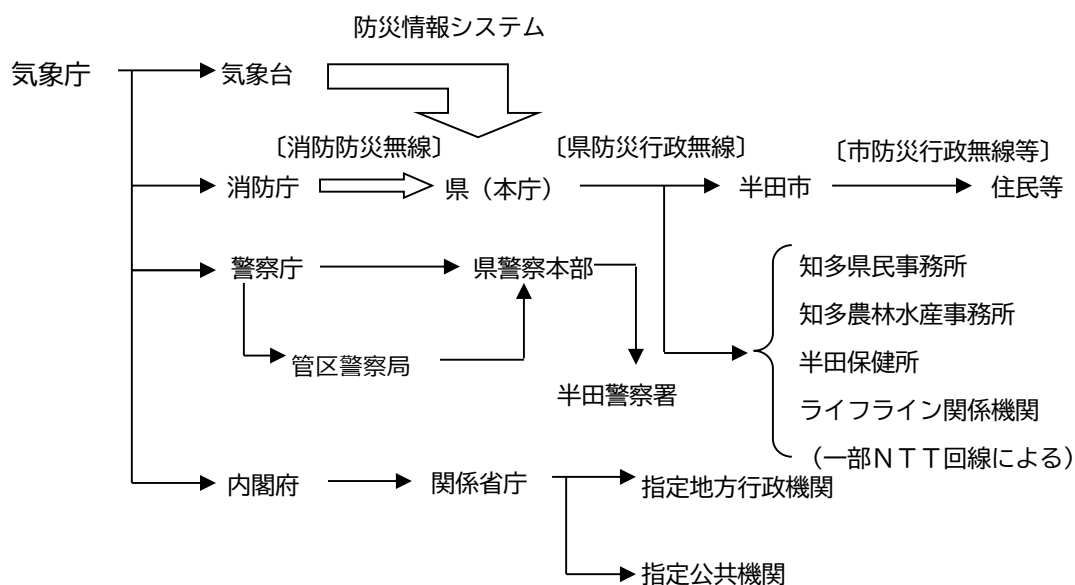


別表第 86 東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ





別表第 87 気象庁が発表する東海地震に関連する情報



東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報の内容等		主な防災対応
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 市民への広報
東海地震 に関連する 調査情報 (カラーレベル青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	

別表第 88 (1) 東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ例文

市民の皆さま 本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

市民の皆さまにあつては今後の情報に十分注意しつつ、県や市からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知情報及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めの帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、強化地域の市町村では、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

(2) 東海地震注意情報連絡伝達参考例文

ア 庁内放送（東海地震注意情報時）

「本日〇〇時〇〇分 東海地震注意情報が発表されましたので、本庁各課にあつては直ちに半田市地震災害警戒本部運営要綱に定めるとおり、配備体制を執ってください。」

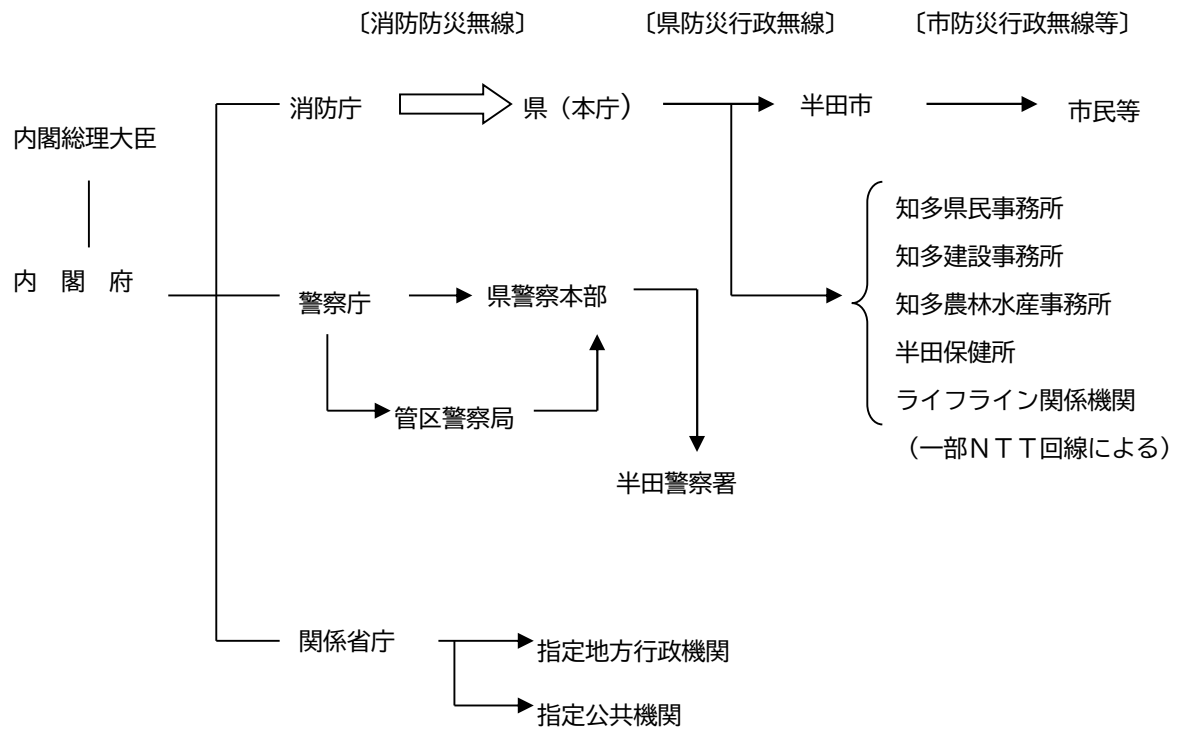
イ 有線テレビ放送（株式会社C A C）、同報無線、LINE、X（旧ツイッター）

半田市役所より東海地震注意情報発表についてお知らせします。

「本日〇〇時〇〇分 東海地震注意情報が発表されましたので、市役所では現在半田市地震対策会議を設置しています。

市民の皆様にあつては、NHKなどの放送又は市の発表する情報に耳を傾けて、いざというときのために必要な準備をして下さい。」

別表第 89 警戒宣言の情報伝達



## 別表第 90 内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁官庁から、「東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度 6 弱以上、その隣接地域では震度 5 強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って、落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

## 別表第 91

## (1) 警戒宣言発令時の市（長）から市民への呼びかけ（例）

市民の皆さん、既にご承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、気象庁長官からの報告を受け、本日〇〇時〇〇分、東海地震に関する警戒宣言を発令しました。

この地震が発生しますと半田市では、震度 6 強以上の強い揺れ、また、津波の襲来が予想されますので十分警戒してください。

既に、市をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備につき防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたいと思っております。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。消火の準備や飲料水等をポリタンク、バケツ、浴槽などに汲み置きして備えてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどにまどわされず、テレビ、ラジオや広報車など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思っております。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと、ただ今、全力をあげています。

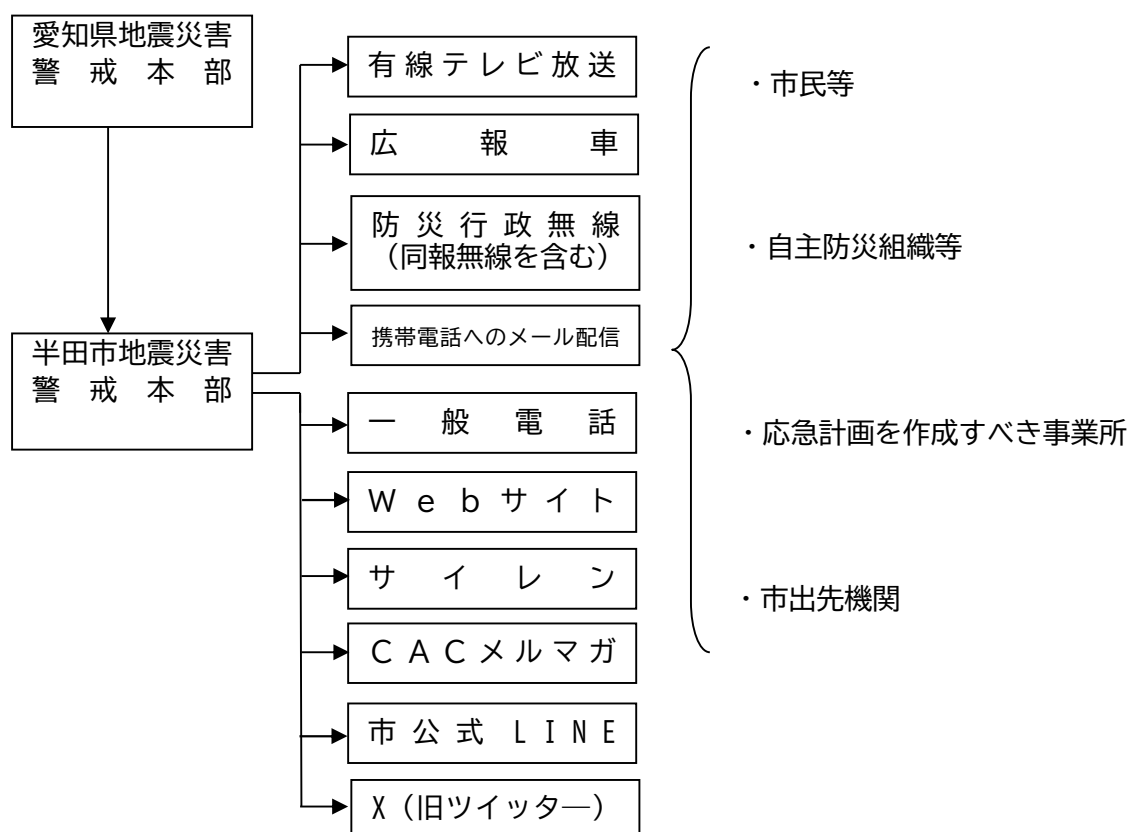
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

- (2) 県（防災安全局）から警戒宣言の伝達を受け、本庁各課及び出先機関並びに関係機関に伝達する場合の例文

庁内放送（警戒宣言発令以降の例）

本日〇〇時〇〇分〔〇〇〇〇総理大臣〕は、東海地震の〔警戒宣言〕を発表しましたので、本庁各課にあつては直ちに第3非常配備体制を執ってください。  
 なお、警戒宣言の内容は次のとおりです。

別表第92 広報手段等



別表第93 津波についての呼びかけ（例）

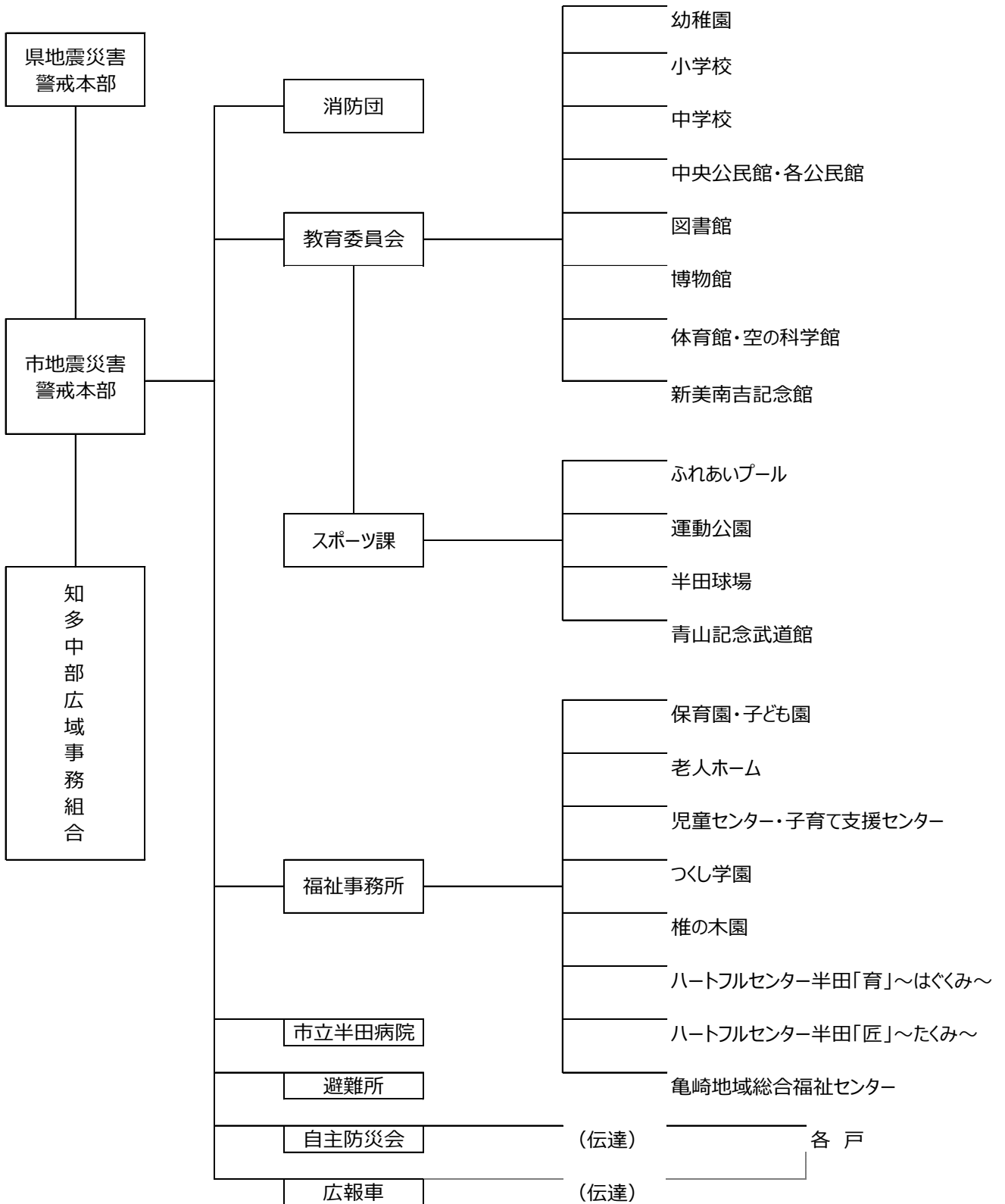
市から津波についてお知らせします。

東海地震が発生した場合に予想される津波は、高さ〇〇m程度で、第一波が地震後〇〇時間で衣浦港に到達すると予想されます。

海岸では、津波が何度も繰り返し押し寄せますので、関係者は十分警戒し、次のことを守ってください。

1. 釣りなどは直ちに中止して陸上に避難してください。
2. ふ頭に接岸している船舶は、定められた安全対策を実施してください。
3. 今後、海岸には近寄らず、津波警報、注意報等が解除されるまで万全な対策をお願いします。
4. テレビ、ラジオの放送や市の広報に耳を傾け、正確な情報を得るとともに、市、警察、消防などの職員の指示に従ってください。

別表第 94 警戒宣言後の避難状況等に関する情報収集伝達系統



別表第 95 避難の経過に関する報告事項 様式

## 避難の経過

危険事態、 異常事態 の発生状況	
措置事項等	

送信者（機関・氏名）	受信者（機関・氏名）	時間

別表第 96 避難の完了に関する報告事項 様式

## 避難の完了

避難場所名	避難人数及び救護を要する人数	救護、保護等に必要措置

送信者（機関・氏名）	受信者（機関・氏名）	時間

## 別表第 97 地震防災応急対策に関する報告 様式

## 地震防災応急対策

事 項	措 置 状 況
①地震予知情報の伝達及び避難の指示	
②消防、水防 その他の応急措置	
③応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	
④施設及び設備の整備及び点検	
⑤犯罪の予防、交通の規制 その他社会秩序の維持	
⑥緊急輸送の確保	
⑦食糧、医薬品等の確保及び清掃、防疫の実態に必要な体制の整備	
⑧その他、災害の発生の防止、又は軽減を図るための措置	
⑨地域拠点支部の開設	
⑩避難所要員の確保	
備 考	

送信者（機関・氏名）	受信者（機関・氏名）	時間



別表第 98 (1) 応急給水用資機材配備一覧表

資機材名称	配備場所	数量	備考
積載用給水タンク		5	
1.5 m <sup>3</sup> ポンプ付	上水道課資材倉庫	1	
1.5 m <sup>3</sup>	上水道課資材倉庫	1	
	砂谷配水場	1	
	深谷配水場	1	
1.0 m <sup>3</sup>	砂谷配水場	1	
ダンプトラック		1	
2 t 積	公用車駐車場	1	
組立式水槽（鉄枠製）		11	
2.5 m <sup>3</sup>	上水道課資材倉庫上池浄水場	7	
	上池浄水場	2	
1.0 m <sup>3</sup>	消防	2	
給水用エンジンポンプ		1	
150L/min	上水道課資材倉庫	1	
ポリタンク		150	
20 ㍓	上水道課倉庫	150	
給水袋		9,000	
6 ㍓	上水道課倉庫	9,000	
応急給水栓（接続器具）		123	
スタンド型給水栓（蛇口数 4）	上水道課資材倉庫	18	
	避難所、自主防災倉庫等	105	
消火栓ホース		131	
L=5m	上水道課資材倉庫	12	
	避難所等	47	
L=2m	上水道課資材倉庫	10	
	自主防災倉庫等	62	
自家用発電機		1	
900VA	上水道課資材倉庫	1	

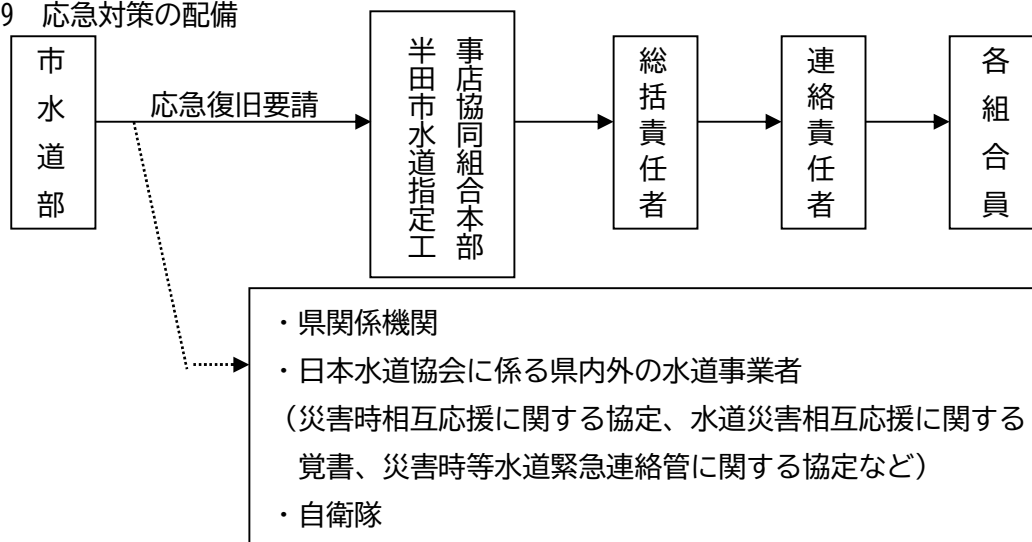
## (2) 応急給水栓設置箇所一覧表

## 設置済箇所

番号	場所	設置年度
1	半田市役所	H20
2	半田病院	H20
3	さくら小学校	H20
4	瑞穂記念館	H20
5	横川小学校	H20
6	有脇公民館	H21
7	新居区民館	H21
8	乙川中学校	H21
9	乙川東小学校	H21
10	半田東高校	H22
11	雁宿小学校	H22
12	雁宿公園	H22
13	雁宿ホール（中央公民館）	H22
14	岩滑小学校	H22
15	岩滑公民館	H22
16	半田中学校	H22
17	半田高校	H22
18	半田小学校	H23
19	半田農業高校	H23
20	半田工科高校	H23
21	半田商業高校	H23
22	宮池小学校	H23
23	西成岩公民館	H23
24	板山公民館	H23
25	住吉公民館	H23
26	成岩公民館	H24
27	成岩小学校	H24
28	青山中学校	H25
29	青山記念武道館	H25
30	亀崎公民館	H25
31	板山小学校	H25
32	亀崎小学校	H26
33	協和区民館	H26

番号	場所	設置年度
34	乙川小学校	H27
35	協和公民館	H27
36	亀崎中学校	H28
37	成岩中学校	H28
38	乙川公民館	H28
39	神戸公民館	H28
40	乙川白山公園	H28
41	西成岩区民館	H29
42	平地公民館	H29
43	高根保育園	H29
44	花園小学校	H29
45	花園公園	H29
46	修農公民館	H30
47	州の崎公園	H30
48	上池公民館	H30
49	日本福祉大学	H30

別表第 99 応急対策の配備



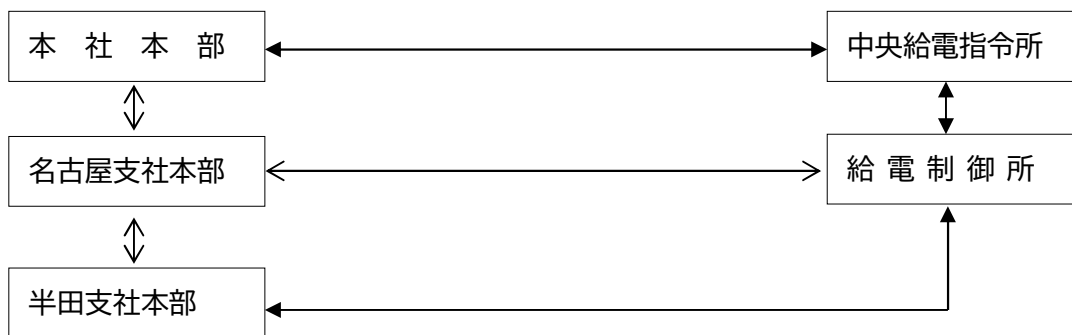
別表第 100 電気供給応急復旧用資機材

種 類		備 付 場 所	数 量
①機材			
車 両	四輪車	半田支社	26 台
	軽四輪車	半田支社	46 台
	特殊車両はしご車	半田支社	4 台
携帯発電機		半田支社	10 台
無 線 機	基地局無線機	半田支社	17 台
	車両搭載無線機	半田支社	50 台
	携帯無線機	半田支社	36 台
②資材			
支 持 物	コン柱	半田支社電柱置場	32 本
	パンザ柱	半田支社電柱置場	8 本
	計		40 本
配電用電線(引込線含む)		半田支社・(株)トエネック半田営業所	61,689m
柱上変圧器		半田支社・(株)トエネック半田営業所	100 台
開閉器		半田支社・(株)トエネック半田営業所	23 台

(注) 資機材が不足した場合は、隣接事業場およびメーカー等から調達する。

なお、資材数量については、半田支社（トエネック半田営業所保管分を含む）の令和 5 年 7 月 1 日時点の在庫を示す。

別表第 101 電力の応急復旧に関する人員確保の情報伝達系統



(注) 情報の伝達・報告は、図に示すルートによって行うものとする。

ただし、重要緊急事項については、特に図に示すルートにかかわらず迅速・的確なルートを選んで行うことができる。

- 1 「——▶」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止（被害）及び復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。
- 2 「——>」は、本部統括班を通じて行う本部指令、本部情報、気象情報、動員状況、停止（被害）及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。

応急復旧人員配備

	人 員	備 考
半田支社	251 人	

別表第 102 通信確保資機材及び人員の配備

項 目	現有資機材（主なもの）		必要な 人 員
	種類及び数量	配備場所	
防 災 行 政 無 線 ( 4 0 0 M H z )	携帯型 (5W)		
	44 基	半田市役所	44 人
	42 基	各自主防災会	42 人
	3 基	消防署	3 人
	12 基	各防災関係機関等	12 人
	車載型 (5W)		
	4 基	半田市役所	8 人
20 基	各消防団車両、消防署	40 人	
1 基	雁宿ホール（災对本部）	1 人	
地 域 防 災 無 線 ( M C A 無 線 )	親局設備 1 基	半田市役所	1 人
	補助局設備 1 基	消防署	1 人
	屋外拡声子局 66 基	避難所等	66 人
	移動局 138 基	半田市役所等 (半固定型 12 基、携帯 126 基)	138 人

別表第 103 浸水対策用資機材の備蓄数量

資機材	倉庫名	半田市		愛知県知多建設事務所
		港町	東洋町	4棟
土のう袋		7,200 枚	1,300 枚	240,870 枚
なわ		50 kg	75 kg	470 kg
ビニールシート		20 枚	17 枚	222 枚
くい木		300 本	540 本	10,157 本
番線		20 kg	20 kg	1,067kg
鉄杭		60 本	70 本	0 本
たこづち		2 丁	7 丁	117 丁
掛矢		8 丁	7 丁	232 丁
シャベル		38 丁	72 丁	918 丁
たけみ		16 丁	17 丁	136 丁
のこぎり		5 丁	5 丁	212 丁
おの		0 丁	7 丁	56 丁
ハンマー		3 丁	10 丁	103 丁
クリッパー		1 丁	1 丁	63 丁
照明具		0 台	2 台	176 台
発電機		0 台	0 台	69 台
ペンチ		2 丁	8 丁	45 丁
なた・かま		3 丁	4 丁	61 丁
つるはし		0 丁	4 丁	32 丁
一輪車		2 台	2 台	12 台

別表第 104 (1) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

項 目	種類及び数量	所在場所	配置場所	必要な車両	必要な人員
《ごみ処理》 知多南部広域 環境センター (一般廃棄物)	◎処分場 埋立面積 13,400 m <sup>2</sup> 埋立容量 106,000 m <sup>2</sup>	知多郡武豊町1 号地 11 番地 37	ゆめくりん	(直営・委託) 塵芥収集車 23 台 トラック 2 台 パトロール車 1 台	(直営・委託) 一般事務 8 名 収集運搬 46 名

	◎処理施設 焼却施設 能力 283t/24h 破碎施設 能力 14t/5h  ◎石灰購入 (災害時購入)	西億田町 25	リサイクル センター	(直営) ホイルローダー 1台 ブルドーザー 1台 ダンプトラック 2台  (業者委託) バックホウ 5台 ダンプトラック 5台	(委託) 作業 37名  (業務委託) 作業 25名
《し尿処理》 中部知多 衛生組合	し尿処理施設方 式 標準脱窒素処理 能力 220kl/日	武豊町 字吉町田 90-10		委託業者 1社 バキューム車 5台	(委託) 収集運搬 10名

## (2)災害廃棄物仮置場候補地

名 称	住 所	面積(m <sup>2</sup> )
半田市一般廃棄物最終処分場	西億田町 43 ほか	28,400
半田市リサイクルセンターの一部グラウンド	乙川末広町 50	5,900
みなと公園	11 号地 19-8	2,600
潮風の丘緑地	潮干町 1-38	8,800
半田マリングラウンド	川崎町 4-1-1	59,400
合 計		105,100

## 別表第 105 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

項 目	必要資機材(主なもの)		必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	配 備 場 所		
消毒作業等	噴霧器 10 台 クレンジング剤 700 本	半田市役所	軽トラック 延 300 台	延 600 人

※実施期間 30 日推計

別表第 106 (1) 崖崩れのおそれのある地域 (急傾斜地崩壊危険箇所)

図面 対象番号	区 域 名	地 形			人 家	公 共 的 建 物	避 難 先
		勾配	延長	高さ			
①	亀崎町 2・3・4 丁目	60°	300m	23m	81 戸		亀崎小学校校庭
②	白山町 4 丁目	43°	270m	10m	58 戸		宮池小学校校庭
③	亀崎北浦町 1・2・3 丁目 亀崎月見町 2 丁目 亀崎町 1 丁目	47°	635m	14m	53 戸		亀崎中学校校庭
④	稲穂町 14 丁目 有脇町 14・15 丁目	54°	250m	15m	32 戸		有脇小学校校庭
⑤	緑ヶ丘 4・10 丁目 有脇町 10 丁目	40°	180m	15m	18 戸	有脇 保育園	有脇小学校校庭
⑥	有脇町 6 丁目	62°	150m	10m	11 戸		有脇小学校校庭
⑦	亀崎常盤町 2 丁目	58°	95m	7m	13 戸		亀崎中学校校庭
⑧	亀崎町 4・5 丁目 亀崎相生町 2 丁目 亀崎月見町 3・4 丁目	39°	400m	8m	68 戸		亀崎小学校校庭
⑨	板山町 10・11 丁目	43°	80m	8m	8 戸		板山小学校校庭
⑩	亀崎大洞町 2・4 丁目	36°	130m	14m	5 戸		亀崎中学校校庭
⑪	亀崎高根町 3・4・5 丁目	40°	70m	6m	6 戸		亀崎中学校校庭
⑫	西大矢知町 3 丁目	31°	20m	12m	1 戸		横川小学校校庭
⑬	宝来町 5 丁目	33°	210m	13m	1 戸		岩滑小学校校庭
⑭	新野町 1 丁目	30°	30m	9m	1 戸		板山小学校校庭
⑮	有脇町 11 丁目	50°	20m	10m	1 戸		有脇小学校校庭
計					357 戸		

(2) 山地災害危険地区 (山腹崩壊危険地区)

図面 対象番号	地 区 名	地形勾配	人 家	公 共 的 建 物	避 難 先
△ <sub>1</sub>	亀崎月見町	31 度	60 戸	亀崎幼稚園	亀崎中学校校庭
△ <sub>2</sub>	岩滑高山町	17 度	15 戸		岩滑小学校校庭
△ <sub>3</sub>	乙川源内林町	35 度	9 戸		乙川小学校校庭
△ <sub>4</sub>	雁宿町	27 度	32 戸		雁宿小学校校庭
△ <sub>5</sub>	白山町	27 度	10 戸		宮池小学校校庭
△ <sub>6</sub>	桐ヶ丘	27 度	4 戸		宮池小学校校庭
計			130 戸		

「資料編 別表第 130」がけ崩れのおそれのある地域及び山地災害危険地区図)

(3)津波浸水予測地区（平成26年5月愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等災害予測結果【理論上最大想定モデル】愛知県防災会議より）

地区名	町名丁目
亀崎地区	稲穂町6・7丁目、亀崎北浦町2丁目、州の崎町、亀崎新田1・2・3・4・5丁目、亀崎町1・2・3・4・5・6・9・10丁目、潮干町、神前町
乙川地区	新居町3・4・5・6・7丁目、乙川一色町、乙川吉野町、乙川深田町2丁目、乙川町、乙川向田町2丁目、乙川新町1丁目、乙川内山町、乙川八幡町1・2・3丁目、乙川浜側町1・2丁目、浜田町1・2・3丁目、祢宜町、乙川稗田町、中午町、高砂町、中億田町、東億田町、相賀町、古浜町、上浜町、八軒町、川田町、西億田町、乙川末広町、日東町、岩滑北浜町、岩滑南浜町
半田地区	岩滑東町1・2・3丁目、本町1・2・3丁目、住吉町1・2丁目、北浜田町1・2丁目、東本町1・2丁目、中村町1・2丁目、銀座本町4・5丁目、新川町、荒古町1・2丁目、船入町、浜町、東雲町、源平町、新栄町、幸町1・2丁目、東浜町1・2丁目、日ノ出町、東洋町1・2・3丁目、瑞穂町1・2・3・5・6・7・8・9・10丁目、十一号地、欠ヶ下町、丁田町
成岩地区	港本町1・2・3・4丁目、成岩本町1・2・3・4丁目、中島町、寺町、成岩東町、有楽町1・2・3・4・5・6・7丁目、旭町1・2・3・4・5丁目、港町1・2・3・4丁目、神明町1・2・3・4丁目、前潟町、新浜町、川崎町1・2・3・4丁目

別表第107 指定避難場所(学校校庭)一覧

図対象番号 (別表第131)	場 所 名 称	所 在 地	電 話 番 号 無 線 番 号	空 地 面 積
①	有脇小学校校庭	有脇町6丁目37番地	28-0076 169	8,226 m <sup>2</sup>
②	亀崎小学校校庭	亀崎月見町3丁目10番地	28-0040 001	10,212 m <sup>2</sup>
③	亀崎中学校校庭	亀崎高根町5丁目40番地	28-0313 002	11,378 m <sup>2</sup>
④	乙川小学校校庭	乙川北側町1丁目1番地	21-0879 009	12,790 m <sup>2</sup>
⑤	横川小学校校庭	大伝根町1丁目11番地の1	29-4111 008	11,411 m <sup>2</sup>
⑥	乙川東小学校校庭	花田町3丁目1番地	28-0796 013	14,362 m <sup>2</sup>
⑦	乙川中学校校庭	大池町3丁目1番地	28-0717 006	12,803 m <sup>2</sup>
⑧	半田小学校校庭	勘内町1番地	21-2918 024	17,205 m <sup>2</sup>
⑨	岩滑小学校校庭	岩滑高山町5丁目55番地	21-0529 018	5,607 m <sup>2</sup>
⑩	半田中学校校庭	岩滑東町5丁目80番地	21-0872 016	17,712 m <sup>2</sup>



⑪	宮池小学校校庭	南二ツ坂町 2 丁目 1 番地の 1	22-8777 033	11,680 m <sup>2</sup>
⑫	成岩小学校校庭	成岩本町 2 丁目 1 番地	21-0307 038	9,735 m <sup>2</sup>
⑬	板山小学校校庭	四方木町 37 番地の 1	27-5177 031	9,333 m <sup>2</sup>
⑭	花園小学校校庭	花園町 3 丁目 5 番地の 1	21-7108 037	15,152 m <sup>2</sup>
⑮	成岩中学校校庭	昭和町 3 丁目 8 番地	21-0530 028	6,550 m <sup>2</sup>
⑯	青山中学校校庭	青山 5 丁目 6 番地の 1	23-3080 034	18,000 m <sup>2</sup>
⑰	さくら小学校校庭	東洋町 1 丁目 12 番地の 1	26-0070 025	9,161 m <sup>2</sup>
⑱	雁宿小学校校庭	清城町 1 丁目 5 番地の 2	24-9503 022	8,280 m <sup>2</sup>

別表第 108 警戒宣言発令時に交通規制の対象道路

(注) (交)は交差点を表す。

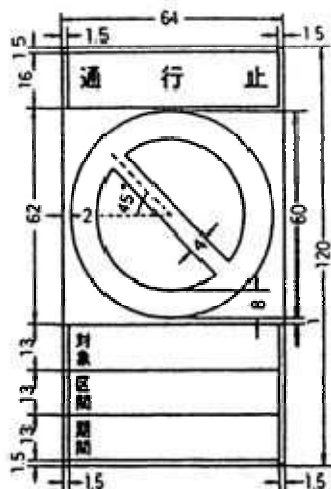
道 路	区 間
一般国道 247 号	衣浦大橋西(交) ~ 武豊町境
市道 稲穂州の崎線	州の崎町(交) ~ 工業団地(交)
主要地方道 西尾知多線	亀崎北浦(交) ~ 衣浦大橋西(交)
主要地方道 名古屋半田線(知多半島道路)	半田 I C ~ 阿久比町境
主要地方道 碧南半田常滑線(知多横断道路)	半田中央 J C T ~ 常滑市境
主要地方道 半田南知多公園線(南知多道路)	半田 I C ~ 武豊町境
主要地方道 名古屋半田線	住吉町(交) ~ 阿久比町境
主要地方道 半田常滑線	東郷町(交) ~ 常滑市境
主要地方道 碧南半田常滑線	半田大橋(交) ~ 衣浦海底トンネル

別表第 109 警戒宣言発令時の交通規制対象道路(別表第 108 以外に通行を確保すべき必要がある場合)

道 路	区 間
一般県道 半田環状線	東郷町(交) ~ 花園町三(交)
市道 花園 44 号線	花園町三(交) ~ 花園小学校
一般県道 半田停車場線	半田市役所 ~ 銀座本町二(交)
一般県道 衣浦西港線	銀座本町二(交) ~ 港本町三
市道 白山港本町線	港本町三 ~ 昭和町一(交)
市道 生見高根線及びのぞみが丘 18 号線	平地馬場(交) ~ のぞみが丘公園
主要地方道 碧南半田常滑線	半田大橋(交) ~ 乙川吉野(交)
一般県道 半田東浦線	乙川吉野(交) ~ 乙川畑田(交)
市道 横松上阿原線及び飯森浜田線	乙川畑田(交) ~ 乙川公園
市道 柵出口線及び出口 10 号線	出口町(交) ~ 半田高校

※(交)は交差点を表す。「資料編 別表第 133」

別表第 110 交通規制の方法 (大震法施行規則第 5 条に定める標識)



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜の帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第 111 東海旅客鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社・武豊線の運転規制

線区	区間	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時
武豊線	大府 ～ 武豊	・旅客列車 平常運転 ・貨物列車等 抑止の手配を行う。ただし、警戒宣言発令前に強化地域内から進出させることができるものについては、この限りでない。	運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅又はその他安全な場所まで安全な速度で運転して停止させる。

別表第 112 名古屋鉄道株式会社・河和線の運転規制

線区	区間	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時
河和線	名古屋 ～ 河和	・旅客列車 平常運転 ・回送列車 抑止の手配を行う。ただし、警戒宣言発令前に強化地域内から進出させることができるものについては、この限りでない。	運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅又はその他安全な場所まで安全な速度で運転して停止させる。

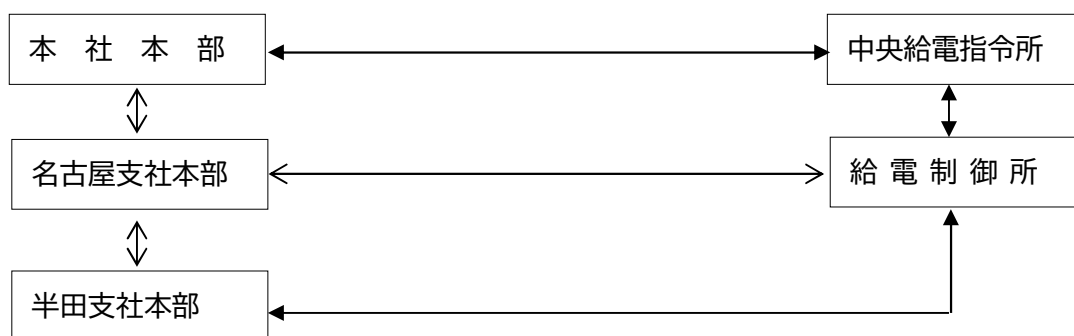
別表第 113 衣浦臨海鉄道株式会社・半田線の運転規制

線区	区間	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時
半田線	半田埠頭 ～ 東成岩	・貨物列車等 抑止の手配を行う。ただし、警戒宣言発令前に強化地域内から進出させることができるものについては、この限りでない。	運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅又はその他安全な場所まで安全な速度で運転して停止させる。

別表第 114 応急給水量

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生から3日	3	おおむね 1km以内	配水池・給水タンク車
4日から10日	20	おおむね 250m以内	配水本管の応急給水栓
11日から21日	100	おおむね 100m以内	配水本管の消火栓等を利用した 仮設給水栓
22日から28日	被災前給水量 (約 250)	おおむね 10m以内	宅内給水装置の破損により断水 している家屋等において仮設給 水栓を設置

別表第 115 東海地震関連情報及び警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する電気関係の情報伝達経路



(注) 情報の伝達・報告は、図に示すルートによって行うものとする。

ただし、重要緊急事項については、特に図に示すルートにかかわらず迅速・的確なルートを選んで行うことができる。

- 1 「」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止（被害）及び復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。
- 2 「」は、本部統括班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況停止（被害）及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。

別表第 116 電力施設の予防措置 特別巡視・特別点検

	実 施 事 項
変電所	1 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能物の排除など） 2 非常用電源設備（ディーゼル発電機など）の点検及び燃料、冷却水の点検 3 消火設備の点検

## 別表第 117 電力施設の応急安全措置

## 仕掛り工事及び作業中の電力施設における応急安全措置

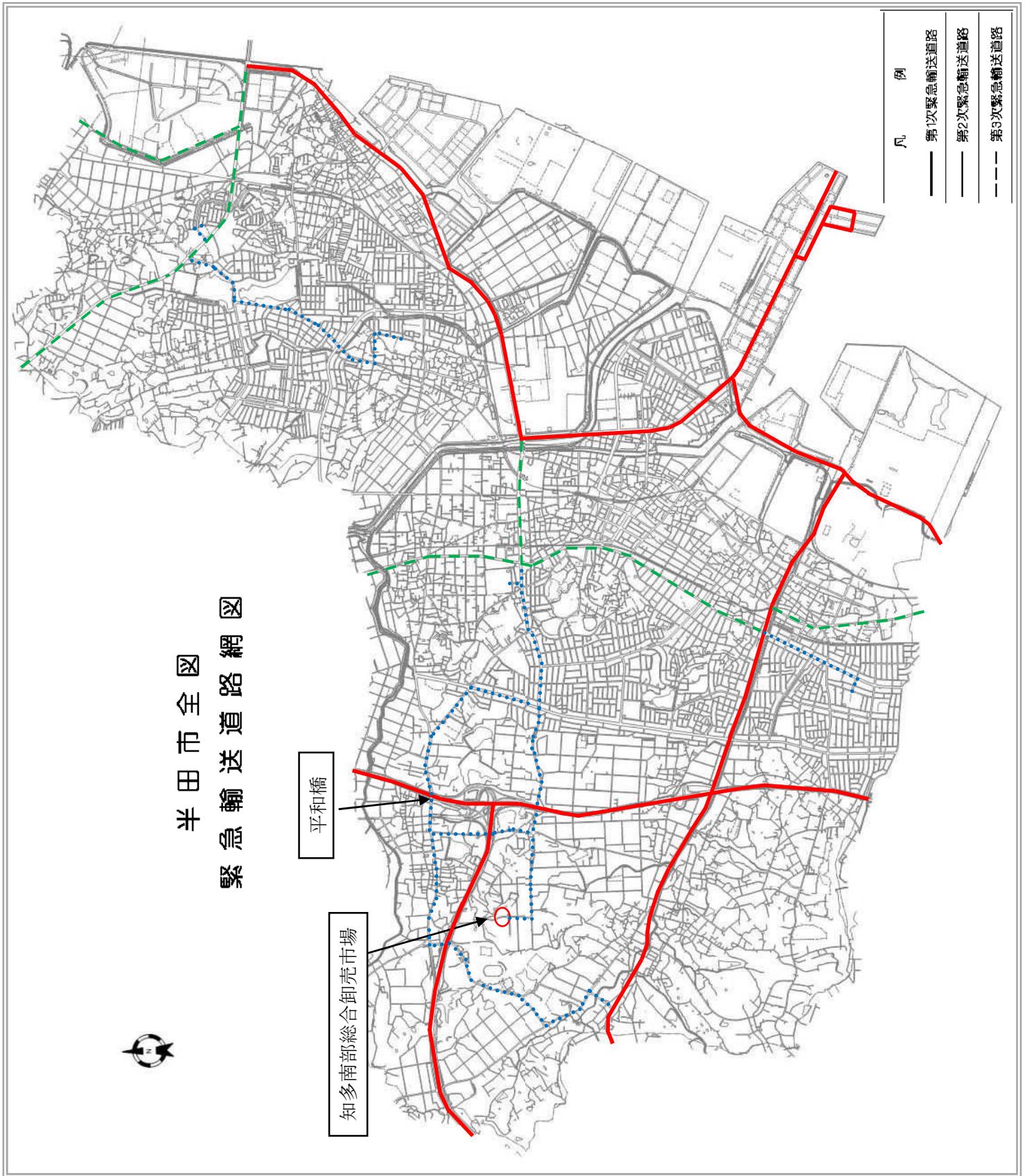
電力施設		応 急 安 全 措 置
変電所 開閉所		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) クレーン、チェーンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3) 転倒、又は転りやすい物品のロープ等による固定、転利防止のセット、補強柱のセット 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
送電線 路	架空	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去又は緊結 (3) 重機類のブームを下げる。 (4) 工事敷地の立入禁止柵の点検・補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地中	1 工事を中止し、バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
配電線 路	架空	1 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊縛等の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地中	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラム、柱上端末部など移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止

別表第 118 (1) 緊急輸送道路一覧

次別	路 線 名	区 間	延長 (km)
第 1 次	一般国道 247 号	衣浦大橋西(交)～半田大橋(交)	4.5
	主要地方道 名古屋半田線 (知多半島道路)	半田 I C ～阿久比町境	3.2
	主要地方道 碧南半田常滑線 (知多横断道路)	半田中央 J C T ～常滑市境	2.8
	主要地方道 半田南知多公園線 (南知多道路)	半田 I C ～武豊町境	1.4
	主要地方道 半田常滑線	川崎町(交) ～常滑市境	5.6
	主要地方道 半田南知多線	瑞穂町東(交) ～川崎町(交)	1.5
	一般県道 碧南半田常滑線	半田大橋(交) ～衣浦㌔礼	4.2
第 2 次	一般国道 247 号	東郷町(交) ～武豊町境	1.3
	市道 稲穂州の崎線	州の崎町(交) ～工業団地(交)	1.5
	主要地方道 西尾知多線	阿久比町境 ～衣浦大橋西(交)	3.7
	一般国道 247 号	東郷町(交) ～半田大橋(交)	3.6
	主要地方道 阿久比半田線	出口町(交) ～阿久比町境	1.3
第 3 次	一般県道 半田環状線	東郷町(交) ～花園町三(交)	0.9
	市道 花園 44 号線	花園町三(交) ～花園小学校	0.1
	市道 生見高根線及び のぞみが丘 18 号線	平地馬場(交) ～のぞみが丘公園	0.2
	一般県道 半田東浦線	東生見町(交) ～乙川畑田(交)	2.1
	市道 横松上阿原線及び 飯森浜田線	乙川畑田(交) ～乙川公園	0.5
	市道 柁出口線及び 出口 10 号線	出口町(交) ～半田高校	0.4
	市道 宝来金山線	宝来町(交) ～県道板山金山線まで	2.2
	主要地方道 碧南半田常滑線	宝来町(交) ～岩滑西町(交)	1.9
	市道 岩滑西町柁線	岩滑西町(交) ～柁町 4(交)	0.5
	一般県道 半田環状線	柁町 4(交) ～柁町 5(交)	0.7
	市道 柁出口線	柁町 5(交) ～出口町(交)	1.3
	市道 土井山横山線	土井山横山線～柁町 5(交)	2.1
	市道 岩滑新田板山線	松掘町(交) ～平井町(交)	0.9
	一般県道 板山金山線	県道板山金山線～養護学校東(交)	0.2
市道 板山池田線	養護学校東(交) ～西板山(交)	0.3	

(注)(交)は交差点を表す。

(2) 緊急輸送道路網図



別表第 119 緊急輸送道路指定拠点一覧

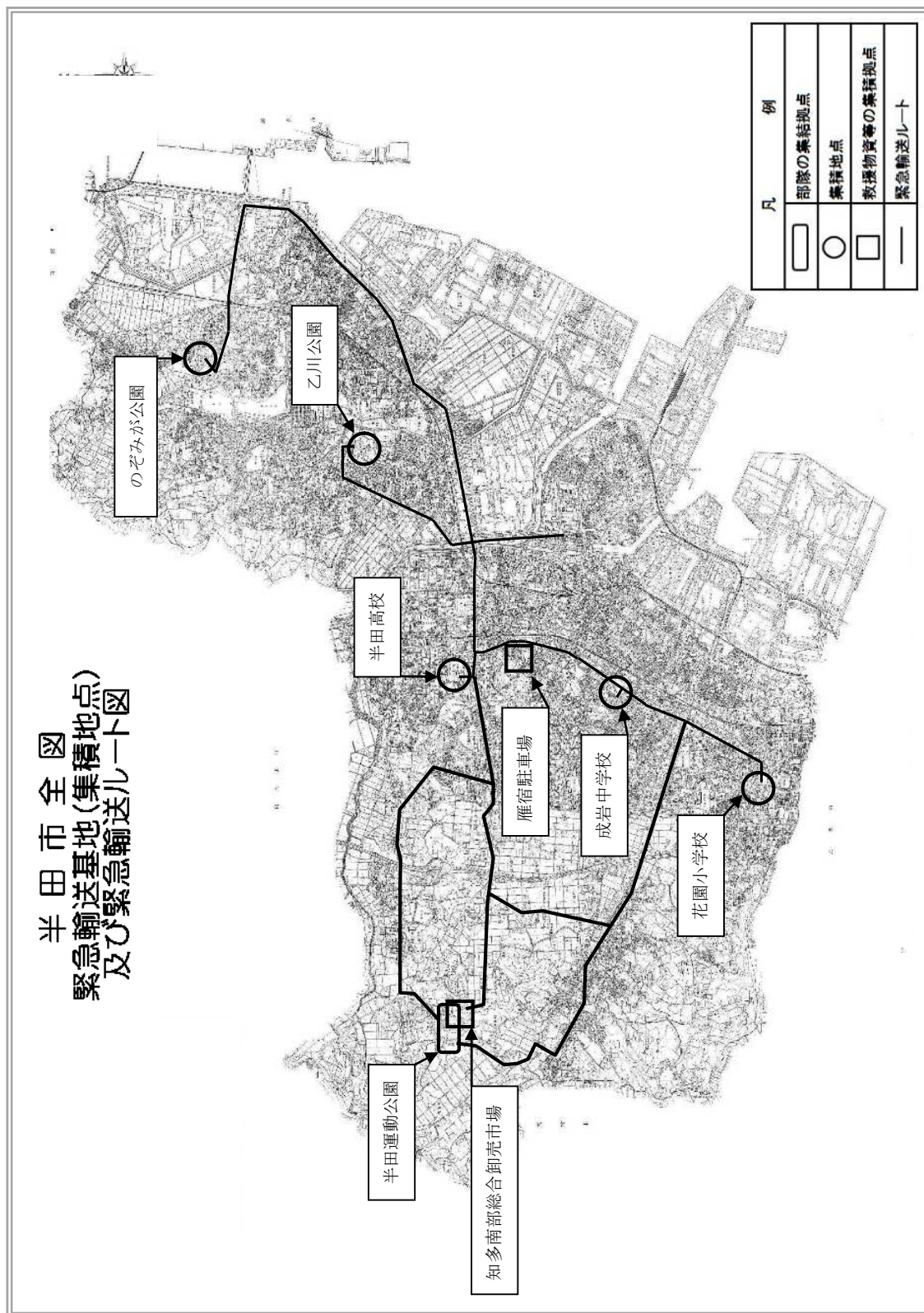
番号	施設名等	区分	所在地	主要緊急輸送道路
1	愛知県知多県民事務所	県	出口町 1 丁目 36 番地	第 2 次
2	愛知県知多建設事務所		瑞穂町 2 丁目 2 番地の 1	第 1 次
3	愛知県半田保健所		出口町 1 丁目 45 番地の 4	第 2 次
4	愛知県衣浦港務所		十一号地 1 番地の 1	第 1 次
5	愛知県半田警察署	警察	出口町 1 丁目 31 番地	第 2 次
6	半田市役所	市	東洋町 2 丁目 1 番地	第 1 次
7	知多中部広域事務組合 消防本部	一部事務組合	東洋町 1 丁目 6 番地	第 1 次
8	国土交通省中部地方整備局 三河港湾工事事務所衣浦港事務所	指定地方行政機関	十一号地 2 番地	第 1 次
9	衣浦臨海鉄道株式会社	指定公共機関	十一号地 19 番地の 2	第 1 次
10	中部電力パワーグリッド (株)半田支社		東洋町 1 丁目 3 番地の 3	第 1 次
11	知多南部総合卸売市場		横山町 200 番地	第 1 次
12	半田市雁宿駐車場		星崎町 3 丁目 39 番地	第 2 次
13	アルフレッサ(株)半田支店		柘町 5 丁目 52 番地の 2 (広域防災拠点)	第 1 次
14	半田市立半田病院		東洋町 2 丁目 29 番地 (災害拠点病院)	第 1 次
15	半田運動公園		部隊の集結拠点	池田町 3 丁目 1 番地の 1
16	のぞみが丘公園	集積地点	のぞみが丘 2 丁目 82 番地	第 2 次 第 3 次
17	乙川公園		乙川太田町 1 丁目 28 番地	第 1 次 第 2 次 第 3 次
18	半田高校		出口町 1 丁目 30 番地	第 1 次 第 2 次 第 3 次
19	成岩中学校		昭和町 3 丁目 8 番地	第 1 次
20	花園小学校		花園町 3 丁目 5 番地の 1	第 1 次 第 3 次
21	半田市職員駐車場	緊急時へり 離着陸 可能場所	東洋町 1 丁目 11 番地	第 1 次

別表第 120 (1) 緊急輸送基地等の設定箇所一覧

種 類	地 区	設 定 場 所	区 間	延長(km)
部隊の集結拠点		半田運動公園		
救援物資等の 集積拠点		知多南部総合 卸売市場		
		半田市雁宿駐車場		
集 積 地 点	亀崎地区	のぞみが丘公園	星崎町地内～州の崎町地内	8.1
//	乙川地区	乙川公園	星崎町地内～乙川太田町地内	3.5
//	半田地区	半田高校	星崎町地内～出口町地内	0.6
//	成岩地区	成岩中学校	星崎町地内～昭和町地内	1.3
//	青山地区	花園小学校	星崎町地内～花園町地内	3.2
計	集積地点 5	8箇所		



(2) 緊急輸送基地（集積地点）及び緊急輸送ルート図



## 別表第 121 自衛隊災害派遣時における調整窓口

## 部隊 陸上自衛隊 第 35 普通科連隊

調 整 窓 口	連 絡 電 話
陸 上 自 衛 隊 第 35 普通科連隊	第 3 科 ・(加入電話) 052-791-2191 課業時間内 : 内線 461 (第 3 科) 課業時間外 : 内線 477 (部隊当直司令) ・(衛星電話) 023-823-24
陸 上 自 衛 隊 第 10 師団司令部	第 3 部防衛班 ・(加入電話) 052-791-2191 課業時間内 : 内線 531 (防衛班) 課業時間外 : 内線 301 (師団当直長) ・(衛星電話) 023-823-23

## 別表第 122 半田市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 8 号  
 改正 昭和 40 年 9 月 29 日 条例第 29 号  
 平成 12 年 3 月 31 日 条例第 26 号  
 平成 24 年 8 月 28 日 条例第 59 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、半田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 半田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 半田市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## (会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 市の区域の全部または一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 市の教育委員会の教育長
  - (6) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
  - (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) その他市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

## (専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年9月29日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(半田市水防協議会条例の廃止)

2 半田市水防協議会条例(昭和35年半田市条例第12号)は、廃止する。

(半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年半田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年8月28日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第123 災害時応援協定

災害時に、各種業務に支障が生じ、独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援に関する協定等を締結することにより、その業務の円滑な処理を行うものとする。

1. 人員及び資機材供給等に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内市町村及び一部事務組合	災害時又は救急業務を必要とする事故が発生した場合に、人員、車両及び資機材等の応援を行う。
知多地域消防相互応援協定	知多5市5町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合	消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害が発生した場合に、人員、機械器具、資材等の応援を行う。
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県内市町村及び一部事務組合	消防組織法第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援を行う。
半田市・南砺市災害時相互応援協定	富山県南砺市	地震等の大規模な災害時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に行われるために、人員、物資、資機材等の応援を行う。

小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定	北海道小樽市 宮城県日南市	地震等の大規模な災害時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に行われるために、人員、物資、資機材等の応援を行う。
半田市・安城市新美南吉ゆかりの地交流協定	安城市	災害時における支援を行う。
半田市・恵那市災害時相互応援協定	岐阜県恵那市	災害時において、被害を受けた市の応急対策及び普及活動を行う。
半田市・東松島市災害時相互応援協定	宮城県東松島市	地震等の大規模災害時の迅速な応急対策、復旧活動を行う。
半田市・名取市災害時相互応援協定	宮城県名取市	地震等の大規模災害時の迅速な応急対策、復旧活動を行う。
半田市・山元町災害時相互応援協定	宮城県山元町	地震等の大規模災害時の迅速な応急対策、復旧活動を行う。
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	千葉県市原市はじめ石油基地自治体協議会加盟団体(56市町)	コンビナート事故、地震等の災害発生時において被災自治体独自では、十分な応急措置ができない場合に、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行う。
知多地域災害時相互応援協定	知多5市5町	知多5市5町において、災害が発生した場合に相互応援を行う。
大規模災害時における炊出し等に関する協定	マルテツフーズ株式会社	大規模災害時における炊出し等の協力を行う。
災害時における被災者等への入浴支援に関する協定	有限会社東海維持管理興業	災害時において、被災者等への入浴支援を行う。
災害時における無人航空機による支援協力に関する協定	株式会社D S A	災害時において、映像・画像等の情報収集等を行う。
災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定	ユニーオイル株式会社	災害時において、緊急通行車両等の通行の妨害となる車両等の排除業務を行う。
災害時等の応援に関する協定	中部9県1市	災害時等に被災者の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災縣市等の要請に基づき広域応援を行う。

## 2. 廃棄物等の処理に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時における一般廃棄物の処理などに関する協定	半田衛生事業組合	地震、津波、水害等が発生した時におけるし尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物の収集並びに運搬に関し、人員、車両、資機材等の応援を行う。
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	愛知県産業廃棄物協会	地震又は水害等の大規模災害が発生したときにおける災害廃棄物の処理等について協力を要請する。

災害時における廃棄物の処理等に関する協定	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	地震又は水害等の大規模災害が発生したときにおける廃棄物の処理等の支援協力を行う。
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	東海衛生有限会社、株式会社アグメント、株式会社エイゼン、トーエイ株式会社半田支店	災害時において、災害廃棄物の処理等を行う。
し尿及びごみ処理相互援助に関する協定	三河知多清掃施設連絡協議会所属団体	三河知多清掃施設連絡協議会に所属の団体が、災害及び事故等により、施設に重大な支障が生じたときに相互援助を行う。
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	株式会社 I M A Z	災害時に災害廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理等を行う。
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	フルハシ E P O 株式会社	災害時に災害廃棄物の処理等を行う。
災害時におけるフロン類の回収に関する協定	愛知県フロン回収・処理推進協議会	大規模災害時に被災地域で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類の回収を行う。
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県内市町村及び一部事務組合 愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者	災害の発生により、一般廃棄物処理業務、あるいは下水処理業務を独自に遂行できない場合に、相互に応援を行う。
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	株式会社サン・ビック	地震又は水災害等の大規模災害が発生した時における廃棄物の処理等

### 3. 水道、給水に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの	災害その他非常の場合に応急給水作業、応急復旧作業等の応援を行う。
災害時等水道緊急連絡管に関する協定	武豊町、東浦町、阿久比町	災害その他非常の場合に緊急連絡管を用いて給水を行う。
災害時における応急対策の協力に関する協定	半田市水道指定工事店協同組合うち 27 社	地震、台風その他の災害時における上下水道施設の応急対策の協力を行う。
	上下水道指定工事店うち 23 社	
	上水道指定工事店うち 2 社	
	下水道指定工事店うち 18 社	
	半田緑化研究会うち 11 社	
	浚渫業者うち 5 社	
災害時における井戸水の供給に関する協定	排水ポンプ場関係業者うち 14 社	地震、台風その他の災害時における下水道施設（雨水排水ポンプ場・排水機場及びマンホールポンプ等）の応急対策の協力を行う。
	一般社団法人 半田市医師会 一般社団法人 半田市医師会 健康管理センター	

災害時におけるアクアマジックミネラルウォーター他の調達に関する協定	株式会社中京医薬品	災害時において飲料水を必要とする場合に、飲料水調達の協力を行う。
災害における支援協力に関する協定	株式会社フューチャーイン自治体・文教ソリューション本部	災害時の応急給水活動等の支援協力を行う。

## 4. 物資、資機材調達に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	半田市商店街連合会 半田市大型店連絡協議会 ・(株)ピアゴ半田店、ラ・フーズコア半田清城店 ・(株)イシハラフード星崎店、成岩店 ・(株)DCM カーマ半田店 ・(株)フィールコーポレーション ・イオン半田店 ・山田紡績(株) 社団法人愛知県LPガス協会知多東分会 愛知県石油商業組合知多第1地区 あいち知多農業協同組合半田事業本部	発災前後において必要となる物資が不足した際に、市内商業者に対し、調達又は製造が可能な物資を要請する。
災害時における救援物資提供等に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社	災害発生時において必要となる物資が不足した際に、要請に基づいて地域貢献型自動販売機の機内在庫の製品を提供する。
災害救助に必要な資機材等の調達に関する協定	瀧上工業株式会社	市内に、震度5弱以上の地震またはこれと同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、市から要請があった時、調達が可能な資機材等を提供する。
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	災害時において生活物資を必要とする時、生活物資の供給について協力を要請する。
名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	広域的かつ大規模な災害が発生した場合に、応急生活物資の供給を行う。
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	中北薬品株式会社	災害時において、生活物資の供給協力を行う。
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ名古屋支店	災害時において、資機材のレンタルを行う。
災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	株式会社スギ薬局	大規模災害時における一般用医薬品を中心とした生活物資の供給協力を行う。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時において、地図製品等の供給を行う。
水道施設の災害時における発電機の借用に関する協定	株式会社TMC	災害時に発電機の貸出を行う。
災害時におけるダンボール製品等の供給に関する協定	東明工業株式会社	災害時にダンボール製品等の供給を行う。
災害時における支援協力に関する協定	J-net レンタリース株式会社	災害時において、自動車等のレンタルを行う。
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時において、生活物資の供給協力を行う。

## 5. 医療に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時の医療活動に関する協定	社団法人半田市医師会	地域防災計画に基づき医療活動を実施する必要がある場合に、医療救護班の編制及び派遣を要請する。
災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定	知多薬剤師会	市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、以下のとおり協力する。 ①半田市が設置する救護所における医療救護活動 ②半田市が指定する医薬品の集積場所における医薬品の管理及び仕分け並びに救護所等への医薬品の供給 ③半田市が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力 ④医薬品等の供給への協力
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	半田歯科医師会	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、歯科医師、口腔外科医、歯科衛生士及び歯科技工士の派遣を要請する。
災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	公益社団法人 愛知県柔道整復師会	災害時において、救護活動を行う。



## 6. 応急対策に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時の応急対策の協力に関する基本協定	社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	下記事項を行う。 ①半田市内の公共施設等の被災状況の調査 ②半田市内の公共施設等の応急対策、災害復旧のため筆界点情報の収集及び復元 ③登記及び境界関係の相談所の開設 ④平常時における半田市内の公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等 ⑤その他特に必要な応急対策業務 また、各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員に対し、被災者に対する人道的支援を呼びかける。
大規模災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定	半田建設防災協会	地震、津波、高潮、大雨等の大規模な災害により被害が発生した場合又はその恐れがある場合に応急復旧工事又は応急対策工事の協力を行う。
地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定	公益社団法人 愛知建築士会	地震災害が発生した場合に、被災建築物に対する応急対策活動の支援を行う。
災害時における公共土木施設の緊急対応業務に関する協定	半田建設防災協会 建設部会	災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合に行う公共土木施設の状況確認のための巡視業務及び災害応急工事の協力を行う。

## 7. 輸送に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社	災害時における救援・支援物資の避難所等への配送等の支援協力を行う。
大規模災害時における緊急物資輸送等に関する協定	J F E スチール株式会社 知多製造所	災害時における救援・支援物資の輸送等の支援協力を行う。
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便株式会社	災害時における救援・支援物資の避難所等への配送等の支援協力を行う。

## 8. ライフライン（電気、ガス、通信等）に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会 名古屋支店	災害時における電気の保安等の支援協力を行う。
災害時の放送に関する協定	株式会社 CAC	災害発生の防止または応急対策を実施するうえで、有効な通信・伝達手段と判断する場合、放送を依頼する。
災害支援協力に関する覚書	半田郵便局	災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合に、郵政事業に係わる災害特別事務扱い及び救護対策、施設の相互提供等を行う。
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等を行う。

災害発生時における特設公衆電話の設置・利用・管理等及び半田市で開催の防災訓練における備蓄品の一部提供に関する覚書	西日本電信電話株式会社 名古屋支店	災害時において、非常用電話の設置・利用・管理等に関すること及び市の防災訓練において要請があった際の災害時用備蓄品の一部提供を行う。
災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定	株式会社エネチタ	災害時において、液化石油ガス及び燃料器具の優先供給を行う。
災害時における停電の早期復旧にむけた連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	災害時に停電の早期復旧に向け、双方が連携し復旧作業を行う。
災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社	災害時に通信障害の早期復旧に向け、双方が連携し復旧作業を行う。

### 9. 施設等の利用に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	東邦ガス株式会社	災害が発生した際に、市の所有する用地を災害復旧活動場所や資機材置場の用地として使用を許可する。
津波・高潮発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社 セブンシード 愛知県漁業協同組合連合会 有限会社 坂野 有限会社 アサイクリエイト 株式会社 JALUX 日本航空株式会社 株式会社 カインズ 杉浦ビル株式会社 イオンリテール株式会社 JUS半田管理組合 愛知県（県営乙川住宅、県営康衛住宅） 株式会社ラウンドワン 株式会社コロナ ナビウッディ半田マンションⅠ番館管理組合 ナビウッディ半田マンションⅡ番館管理組合 レインボー第3半田管理組合 シャトー半田管理組合 ライオンズ半田ブライトマークス管理組合	大規模地震等の発生により、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、所有する施設を地域住民等の津波・高潮発生時における緊急避難場所として使用する。
大規模災害時における「知多南部総合卸売市場」の使用に関する協定	知多南部卸売市場株式会社及び株式会社知多総合卸売市場	災害時において、「知多南部総合卸売市場」を支援物資の集積及び仕分け作業の用に供する。
大規模災害時における施設等の使用に関する協定	学校法人日本福祉大学	地震等による大規模災害発生時において、日本福祉大学半田キャンパス内の施設等を災害ボランティアセンターとして使用できるよう協力する。

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定	有限会社坂野（サンポートホテル半田） フリックイン福井株式会社（アズイン半田インター） 有限会社半田ステーションホテル（半田ステーションホテル） ファーストホテル株式会社（ファーストホテル半田亀崎） ルートインジャパン株式会社（ホテルルートイン半田亀崎） 株式会社 セブンスード（天然温泉サウナ&ホテルみどり館）	災害時において、所有する宿泊施設での避難者の受け入れ協力を行う。
------------------------	---	----------------------------------

## 10. 相談業務に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	愛知県行政書士会 知多支部	知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合、被災者支援のため行政書士業務の協力を行う。
大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定	愛知県社会保険労務士会	災害時において、労働・社会保険等の相談業務を行う。
災害時における法律相談業務等に関する協定	愛知県弁護士会	災害時に被災者等を対象とした法律相談業務等を行う。

## 11. その他支援に関する協定

協定名	締結先	応援内容等
災害時における葬祭用品の供給等の協力における協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容、安置及びこれらの必要な資材、機材、消耗品等の提供を行う。また、遺体を安置する施設(葬儀式場等)、遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供を行う。
広告付き避難場所看板の設置に関する協定	中電興業株式会社 テルウェル西日本株式会社	避難場所の案内標識となる看板設置の協力を行う。
防災・減災まちづくり推進に関する協定	学校法人日本福祉大学	大規模な地震災害等を想定し、連携して災害に強いまちづくりを進めるとともに、発災時においては相互に協力し市民・学生の生命を守る。
災害時における相互協力に関する協定	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 公益社団法人 半田青年会議所 半田南ロータリークラブ	災害時において、災害ボランティアセンターにおける、災害ボランティア活動支援に関する協力を行う。

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン (株)ファミリーマート ミニストップ(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン 愛知県石油商業組合 日本郵便株式会社 (株)壱番屋 NTP ホールディングス(株) (株)吉野家 (株)モスフードサービス (株)ダスキン 中日新聞社 AIR オートクラブ中部 株式会社 AT グループ (一社) 全日本冠婚葬祭互助協会 オートバックスセブン (株)	水道水、トイレ、災害情報、道路情報などの提供を行う。
家具転倒防止器具取付工事に関する協定	半田災害支援ボランティアコーディネート者の会	地震災害に備え、災害時要配慮者世帯の家具に家具転倒防止器具を取り付ける。
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長	一般被害状況及び公共土木施設被害状況に関する情報交換を行う。
火薬类等災害防止協定	武豊町、常滑市、美浜町、日本油脂株式会社、愛知県	火薬類等に起因する事故に伴う災害を防ぐため、火薬类等事故防止計画書を定める。
災害時における相互協力に関する協定	半田南ロータリークラブ、社会福祉法人 半田市社会福祉協議会	災害時において、災害ボランティア支援を行う。
災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会	災害時において、災害のボランティアセンターの設置・運営等を行う。

※ 応援要請等の手続きについては、各協定・覚書による。

別表第 124 半田市防災会議委員

区 分	職 名	区 分	職 名
会 長	半 田 市 長	委 員	半 田 港 水 防 団 長
委 員	半 田 市 副 市 長	〃	中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド ( 株 ) 半 田 支 社 長
〃	半 田 市 教 育 長	〃	東 邦 ガ ス ネ ッ ト ワ ー ク ( 株 ) 刈 谷 事 業 所 導 管 課 課 長
〃	愛 知 県 半 田 警 察 署 長	〃	東 海 旅 客 鉄 道 ( 株 ) 大 府 駅 長
〃	愛 知 県 知 多 県 民 事 務 所 長	〃	( 株 ) N T T 西 日 本 - 東 海 名 古 屋 南 設 備 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長
〃	愛 知 県 知 多 建 設 事 務 所 長	〃	衣 浦 海 上 保 安 署 長
〃	愛 知 県 知 多 農 林 水 産 事 務 所 長	〃	半 田 市 医 師 会 長
〃	愛 知 県 半 田 保 健 所 長	〃	半 田 市 区 長 連 絡 協 議 会 会 長
〃	愛 知 県 衣 浦 港 務 所 長	〃	半 田 市 赤 十 字 奉 仕 団 委 員 長
〃	知 多 中 部 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部 消 防 長	〃	陸 上 自 衛 隊 第 3 5 普 通 科 連 隊 重 迫 撃 砲 中 隊 長
〃	半 田 市 消 防 団 長	〃	半 田 防 災 リ ー ダ ー 会 会 員
〃	半 田 災 害 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア コ ー デ ィ ネ ー タ ー の 会 会 員	〃	半 田 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長

## 別表第 125 半田市地震対策会議設置要綱

## 半田市地震対策会議設置要綱

## (設置)

第 1 条 本市における地震防災対策の一層の充実強化を図り、市民の安心と安全の観点から地震災害に強いまちづくりを推進するため、半田市地震対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事案を協議し、地震対策について総合調整を行う。

- (1) 地震対策の基本的な方針に関すること。
- (2) 地震対策に係る重要施策に関すること。
- (3) その他地震対策に関し、市長が特に必要と認める重要事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 会長は、対策会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

## (会議)

第 4 条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、事案に係る部等の職員を対策会議に出席させて説明を求め、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

## (幹事会)

第 5 条 対策会議に、その所掌事項に関する基本的事項の整理検討をさせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長は防災監、副幹事長は土木課長とし、幹事は別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

## (庶務)

第 6 条 対策会議及び幹事会の庶務は、総務部防災交通課において処理する。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

## 附則

この要綱は、平成 14 年 2 月 26 日から施行する。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

会 長	市 長
副 会 長	副市長、教育長
委 員	総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉部長、建設部長、水道部長、市立病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防長、子ども未来部長

## 別表第 2 (第 5 条関係)

幹 事 長	防災監
副 幹 事 長	土木課長
幹 事	企画課長、総務課長、環境課長、地域福祉課長、上水道課長、市立病院管理課長、学校教育課長、消防本部総務課長

## 別表第 126 半田市地震災害警戒本部条例

## 半田市地震災害警戒本部条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、半田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

- 第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は次に掲げる者をもって充てる。
- 一 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - 二 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - 三 市の教育長
  - 四 市長が市職員のうちから指名する者
  - 五 知多中部広域事務組合の職員のうちから市長が任命する者
  - 六 市の消防団長
  - 七 市長が特に必要と認める者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

## (部)

- 第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長に事故があるときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。  
(平成 14 年 6 月 25 日公布)

## 半田市地震災害警戒本部運営要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、半田市地震災害警戒本部条例（平成 14 年半田市条例第 26 号）第 4 条の規定に基づき、半田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速な実施を図ることを目的とする。

### (組織及び分掌事務)

- 第 2 条 警戒本部に別表 1 に掲げる本部室、部及び地域拠点支部（以下「支部」という。）を置く。
- 2 本部室に別表 2-1 に掲げる班（以下「本部室付各班」という。）を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。
  - 3 各部に別表 3 に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。
  - 4 各支部に支部長、支部員を置き、別表 4 の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

### (副本部長)

- 第 3 条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。
- 2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順により、その職務を代理する。

### (本部員)

- 第 4 条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表 5 に掲げる職にある者とする。
- 2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるものとする。この場合において、警戒本部に自ら出向できない場合は、代理者を派遣することができる。

### (本部室)

- 第 5 条 本部室は、市庁舎 4 階災害対策室に設置する。
- 2 本部室に「半田市地震災害警戒本部」の表示をする。
  - 3 本部室は、本部長、副本部長、本部員及び本部室付各班長をもって構成する。
  - 4 本部室の構成員は、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたときは、本部室に参集する。
  - 5 本部長は、必要に応じ本部室に市職員以外の者の参集を求めることができる。
  - 6 本部長は、本部室を主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。
  - 7 総合調整監は、地震防災応急対策の協議について、総合調整にあたる。

### (本部室付各班等)

- 第 6 条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。
- 2 本部員付連絡員は、本部員会議が開催されたときは、市職員の本部員と部との間の連絡調整を行う。
  - 3 本部室付各班及び本部員付連絡員は、別表 2-2 に掲げる職員をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。ただし、本部長は、状況により同表の定めにかかわらず職員の構成を変更することができる。
  - 4 前項に定める職員は、注意情報が発表されたときは、直ちに本部室に参集する。

### (部長、次長、副本部長及び班長等)

- 第 7 条 部に部長、次長及び副本部長を置き、本部室付各班及び各部各班に班長を置く。
- 2 部長は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。
  - 3 次長及び副本部長は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。



- 4 本部室付各班及び各部各班の班長は、別表2-1及び別表3に掲げる職にある者をもって充て、所属職員を指揮監督する。
- 5 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。
- 6 支部長は、別に市長が指名する者をもって充て、支部の事務を掌理するとともに、所属支部員を指揮監督する。
- 7 支部員は、別に市長が指名する者をもって充てる。

(配備本部)

- 第8条 本部職員のうち、地震防災応急対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた職員は、注意情報発表されたときは、が招集されたときは、直ちに各課室に参集するものとする。
- 2 警戒宣言が発令されたときは、本部職員及び支部職員は直ちにあらかじめ定められた勤務所に参集するものとする。
  - 3 市職員以外の本部員が参集し、又は代理者が警戒本部に派遣されたときは、本部室において防災業務に就くものとする。
  - 4 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。
  - 5 警戒宣言が発せられた後、副本部長、部長、次長、副部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の下位の役職者が指揮するものとする。

(緊急防災対策支援の業務に従事する職員の派遣)

- 第9条 本部長は、判定会が招集されたときは、緊急防災対策支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

(本部員会議等)

- 第10条 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。
- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
  - 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。
  - 4 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、各部部长による部長会議を招集する。
  - 5 総合調整監は、地震防災応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて各部副部長による副部長会議を招集する。

(警戒本部の廃止)

- 第11条 本部長は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。
- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。
    - (1) 県の地震災害警戒本部長
    - (2) 本部員及び防災関係機関の長
    - (3) 地域拠点支部長
    - (4) 報道関係機関
    - (5) その他必要と認める機関

(災害対策本部への引継ぎ)

- 第12条 警戒本部は、地震が発生し、半田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止するものとする。
- 2 前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。
  - 3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第2項に規定する通知は行わないものとする。

(勤務時間外等における職員の措置)

第13条 本部職員は、警戒本部の設置の準備に従事し、さらに警戒宣言が発せられたときは、引き続き所定の場所において防災業務を行うものとする。

(本部員及び本部職員等の心構え)

第14条 本部員、本部職員及び支部職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招き、警戒本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、半田市地域防災計画「地震・津波対策計画編」の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお徒前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改定前は、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年9月20日から施行し、平成23年6月20日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成24年11月28日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年2月13日から施行し、平成26年1月29日から適用する。

附則

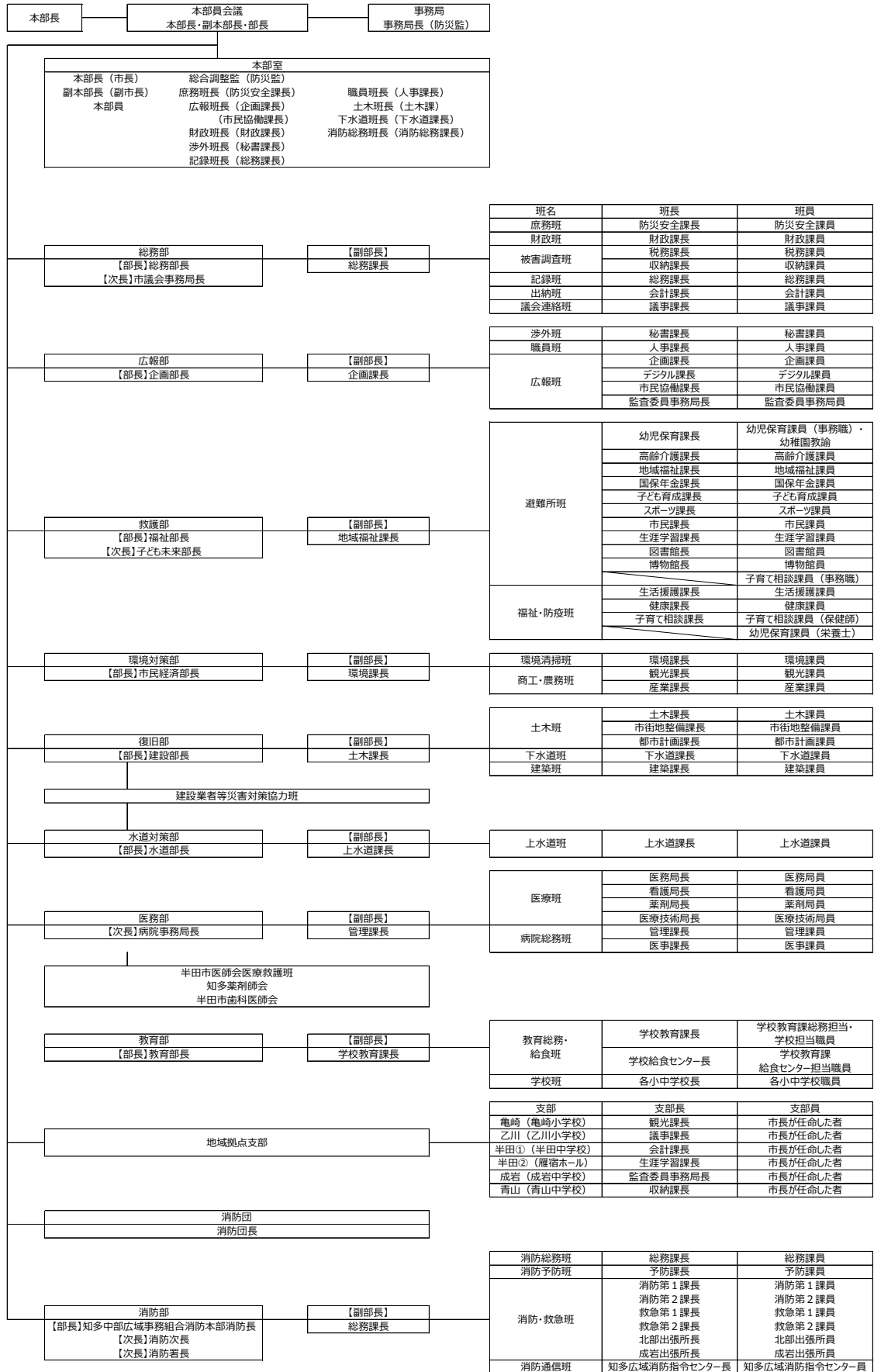
この要綱は、平成27年1月5日から施行し、平成26年11月25日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

半田市地震災害警戒本部編成図



別表2-1

## 半田市地震災害警戒本部本部室付各班事務分掌

班名等	班長等	事務分掌
総合調整監	防災監	1. 本部室の事務を掌握すること。
庶務班	防災安全課長	1. 警戒本部の運営に関すること。 2. 市の地震防災応急対策の実施の総括に関すること。 3. 本部室及び各部の対策の調整に関すること。
広報班	企画課長 市民協働課長	1. 防災関係機関、企業又は市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。 2. 地震関連情報、その他の情報の広報伝達に関すること。
記録班	総務課長	1. 本部室の記録に関すること。
財政班	財政課長	1. 公用車の配車計画に関すること。 2. 地震防災応急対策の予算措置に関すること。
職員班	人事課長	1. 配備体制の人員把握に関すること。
渉外班	秘書課長	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
土木班	土木課長	1. 道路、河川、ため池等の応急復旧準備情報収集に関すること。
下水道班	下水道課長	1. 排水、下水道施設の応急復旧準備情報収集に関すること。
消防総務班	消防総務課長	1. 罹災地警備の準備情報収集に関すること。

別表2-2

## 本部室付各班及び本部員付連絡員の職員構成表

班名等	班長相当職等	構成員等
庶務班	防災安全課長	防災安全課職員全員
広報班	企画課長 市民協働課長	企画課及び市民協働課に 各2人(班長を含む)
記録班	総務課長	2人(班長を含む)
財政班	財政課長	//
職員班	人事課長	//
渉外班	秘書課長	//
土木班	土木課長	//
下水道班	下水道課長	//
消防総務班	消防総務課長	//
本部員付連絡員	各本部員	各本部員に各々1人

※各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

※本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

別表 3

## 半田市地震災害警戒本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部長等	班名	班長	事務分掌
総務部	「部長」 総務部長 「次長」 議会事務局長 「副部長」 総務課長	庶務班	防災安全課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒本部の運営に関すること。</li> <li>気象情報等の伝達に関すること。</li> <li>自衛隊・県職員等との連絡調整に関すること。</li> <li>配備体制に関すること。</li> <li>防災関係機関との連絡に関すること。</li> <li>自主防災会との連絡に関すること。</li> <li>防災無線の運用に関すること。</li> <li>各部との連絡調整に関すること。</li> <li>交通規制に関すること。</li> </ol>
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>地震防災応急対策の予算措置に関すること。</li> <li>公用車の配車計画に関すること。</li> <li>市有財産の被害調査準備に関すること。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
		被害調査班	税務課長 収納課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害調査活動の計画立案に関すること。</li> <li>市税の減免、罹災台帳、罹災証明の準備に関すること。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
		記録班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。</li> <li>警戒本部等の記録に関すること。</li> <li>輸送計画に関すること。</li> </ol>
		出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>義援金品及び見舞金品の受入準備に関すること。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
		議会連絡班	議事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>議会との連絡調整に関すること。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
広報部	「部長」 企画部長 「副部長」 企画課長	渉外班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>広報班への協力。</li> </ol>
		職員班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>配備体制の人員把握及び時間外勤務手当に関すること。</li> <li>他市町村等に対する応援派遣に関すること。</li> <li>職員の健康管理に関すること。</li> <li>広報班への協力。</li> </ol>
		広報班	企画課長 市民協働課長 監査委員事務局 長 デジタル課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>報道機関への対応に関すること。</li> <li>地震情報等の市民に対する広報に関すること。</li> <li>災害ボランティアセンターに関すること。</li> <li>災害警戒記録（写真、録画等）に関すること。</li> <li>防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。</li> <li>住民情報等システムの安全確保に関すること。</li> <li>電子計算機器の地震防災応急対策の実施に関すること。</li> </ol>

救護部	「部長」 福祉部長 「次長」 子ども未来 部長 「副部長」 地域福祉課長	避難所班	幼児保育課長 高齢介護課長 地域福祉課長 国保年金課長 子ども育成課長 スポーツ課長 市民課長 生涯学習課長 図書館長 博物館長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者名簿の作成準備に関する事。</li> <li>2. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>3. 避難所の開設準備及び管理運営に関する事。</li> <li>4. 福祉避難所及び支援者派遣事業所に関する事。</li> <li>5. 避難地、避難所における応急相談に関する事。</li> <li>6. 避難行動要支援者に関する事。</li> <li>7. 応急の救護を要すると認める障がい者、高齢者の救護準備に関する事。</li> <li>8. 保育園児の避難及び保護者への引渡しに関する事。</li> <li>9. 園児の避難の把握に関する事。</li> </ol>
		福祉・防疫班	生活援護課長 健康課長 子育て相談課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>2. 災害救助法の適用準備に関する事。</li> <li>3. 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 遺体の収容運搬準備に関する事。</li> <li>5. 生業資金の貸付準備に関する事。</li> <li>6. 半田市赤十字奉仕団への協力要請に関する事。</li> <li>7. 防疫その他衛生対策に関する事。</li> <li>8. 感染症予防準備に関する事。</li> <li>9. 避難所・地域の巡回健康相談等の準備に関する事。</li> <li>10. 保健活動の応援・派遣要請準備に関する事。</li> <li>11. 医療機関の開院状況等についての情報収集に関する事。</li> </ol>
環境対策部	「部長」 市民経済部 長 「副部長」 環境課長	環境清掃班	環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. ごみ、廃棄物の処理計画に関する事。</li> <li>3. し尿処理計画に関する事。</li> <li>4. 油流出の環境保全に関する事。</li> </ol>
		商工・農務班	観光課長 産業課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急給与物資の調達に関する事。(救護用被服、寝具その他の必需品)</li> <li>2. 商工業関係団体との連絡に関する事。</li> <li>3. 市場流通及び生活必需品等の価格安定に関する事。</li> <li>4. 環境清掃班への協力。</li> <li>5. 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>6. 農林関係施設の緊急措置に関する事。</li> <li>7. 農業関係団体との連絡に関する事。</li> <li>8. 土木班への協力。</li> </ol>

復旧部	「部長」 建設部長 「副部長」 土木課長	土木班	土木課長 市街地整備課長 都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. 災害救助活動に伴う土木工作準備に関する事。</li> <li>3. 道路橋梁、河川護岸等の復旧準備に関する事。</li> <li>4. 建設業者の編成準備及び連絡に関する事。</li> <li>5. 土木機材の配備に関する事。</li> <li>6. 工事中等の施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>7. 排水対策に関する事。</li> <li>8. 急傾斜地倒壊危険地区地域等における情報収集に関する事。</li> <li>9. 水防に関する事。</li> <li>10. 緊急道路の確保に関する事。</li> </ol>
		下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>2. 下水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>3. 下水道工事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 応急復旧用資機材の調達準備に関する事。</li> </ol>
		建築班	建築課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>2. 応急仮設住宅の建設・借上に関する事。</li> <li>3. 市有建築物の修理に関する事。</li> <li>4. 被災者の住宅の応急修理に関する事。</li> <li>5. 被災宅地、被災建築物応急危険度判定に関する事。</li> <li>6. 被災者の住宅復旧相談に関する事。</li> <li>7. 土木班への協力。</li> </ol>
水道対策部	「部長」 水道部長 「副部長」 上水道課長	上水道班	上水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. 地震防災応急給水計画作成に関する事。</li> <li>3. 飲料水の確保対策及び給水活動体制の準備に関する事。</li> <li>4. 水道施設の応急復旧作業隊の編成及び出動準備に関する事。</li> <li>5. 市内指定給水装置工事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 復旧用及び応急復旧用資材の確保の準備に関する事。</li> <li>7. 土木班、下水道班への協力。</li> </ol>
医務部	「部長」 病院事務局長	医療班	医務局長 看護局長 薬剤局長 医療技術局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急医療救護に関する事。</li> <li>2. 応急助産に関する事。</li> <li>3. その他医務に関する事。</li> </ol>
		病院総務班	管理課長 医事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. 医薬品及び衛生資材の確保準備に関する事。</li> <li>3. 応急救護所の設置準備に関する事。</li> <li>4. 医療救護班の編成及び派遣準備に関する事。</li> <li>5. 医師会との連絡調整に関する事。</li> </ol>
教育部	「部長」 教育部長 「副部長」 学校教育課長	教育総務・給食班	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>2. 学校等に対する連絡及び指示に関する事。</li> <li>3. 罹災児童・生徒に対する学用品等の調達及び給与に関する事。</li> <li>4. 避難所施設（小・中学校）の管理運営に関する事。</li> </ol>

			学校給食センター 所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>炊き出し、その他による食料品の調達及び給与準備に関すること。</li> <li>給食施設の活用に関すること。</li> <li>給食業者等との連絡に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関すること</li> </ol>
		学校班	各小・中学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>各学校の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>児童・生徒の避難指導及び応急教育に関すること。</li> <li>避難所班の協力</li> </ol>
消防部	「部長」 知多中部広域 事務組合消防 本部消防長 「次長」 消防次長 消防署長	消防総務 班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>他市町村に対する応援に関すること。</li> <li>罹災者を救出するための資材確保に関すること。</li> </ol>
		消防予防 班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害情報の収集及び報告に関すること。</li> <li>危険物取扱い事業所の被害調査に関すること</li> </ol>
		消防・救急 班	消防第1課長 消防第2課長 救急第1課長 救急第2課長 北部出張所長 成岩出張所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>消防に関すること。</li> <li>救急に関すること。</li> <li>救助救出に関すること。</li> <li>行方不明者等の捜索に関すること。</li> <li>水防活動に関すること。</li> <li>罹災地の警備に関すること。</li> <li>消防団の活動に関すること。</li> </ol>
		消防通信 班	知多広域消防指 令センター長	<ol style="list-style-type: none"> <li>通信指令に関すること。</li> </ol>
消防団	「部長」 団長 「次長」 副団長	団本部 各地区分 団	団本部分団長 各地区分団長	<ol style="list-style-type: none"> <li>消防・水防活動に関すること。</li> <li>救助救出に関すること。</li> <li>防災応急措置に関すること</li> <li>住民に対する警報の伝達及び避難の勧告、指示並びに誘導に関すること。</li> <li>行方不明者等の捜索に関すること。</li> <li>罹災地の警備に関すること。</li> </ol>

別表4

## 半田市地震災害警戒本部の支部及び事務分掌

〔地域拠点支部〕

(支部長) 観光課長、議事課長、会計管理者、生涯学習課長、監査委員事務局長、収納課長

(副支部長、支部員) 市長が指名した者

支部	支部名	分掌事項
亀崎支部	亀崎小学校	1 地域自治区長等と連携した緊急対応に関すること。
乙川支部	乙川小学校	2 警戒本部との連絡調整に関すること。
半田支部①	半田中学校	3 本部長からの命令指示等の伝達に関すること。
半田支部②	雁宿ホール	4 警戒宣言、地震関連情報、その他の情報の伝達に関すること。
成岩支部	成岩中学校	
青山支部	青山中学校	



別表 5

## 半田市地震災害警戒本部員

区 分	職 名	半田市地震災害警戒本部条例の根拠条文
本 部 員	愛知県半田警察署 警備課長	第2条第5項第1号
〃	中部電力パワーグリッド(株)半田支社 総務担当課長	第2条第5項第2号
〃	東邦ガス(株)刈谷事業所 導管課 課長	〃
〃	東海旅客鉄道(株)大府駅長	〃
〃	名古屋鉄道(株)知多半田駅長	〃
〃	知多乗合(株) 取締役運輸部長	〃
〃	半田市教育委員会教育長	第2条第5項第3号
〃	半田病院長	第2条第5項第4号
〃	半田市企画部長	〃
〃	〃 総務部長	〃
〃	〃 市民経済部長	〃
〃	〃 福祉部長	〃
〃	〃 建設部長	〃
〃	〃 水道部長	〃
〃	〃 教育部長	〃
〃	〃 病院事務局長	〃
〃	知多中部広域事務組合消防本部 総務課長	第2条第5項第5号
〃	半田市消防団長	第2条第5項第6号
〃	半田市医師会長	第2条第5項第7号
〃	半田市区長連絡協議会会長	〃
〃	半田市赤十字奉仕団委員長	〃
〃	半田港水防団長	〃
〃	(株)CAC 代表取締役社長	〃
〃	半田市民生委員児童委員協議会会長	〃
合 計	24名	

**半田市地震災害警戒本部員会議配席図**  
〔前〕

《本部員》	副本部長 (副市長)	本部長 (市長)	副本部長 (教育長)	《本部員》
愛知県半田警察署 警備課長				教育部長
中部電力パワーグリッド(株) 半田支社 防災担当部署長				半田市医師会長
東邦ガス(株)刈谷事業所 導管課 課長				半田市区長連絡協議会 会長
東海旅客鉄道(株) 大府駅長				半田市赤十字奉仕団委員長
名古屋鉄道(株) 知多半田駅長				半田港水防団長
知多乗合(株) 取締役運輸部長				(株)CAC 代表取締役社長
半田市教育委員会 教育長				半田市民生委員 児童委員協議会会長
企画部長				半田市消防団長
総務部長				知多中部広域事務組合 消防本部総務課長
市民経済部長				建設部長
半田病院長				水道部長
病院事務局長				福祉部長
				《事務局》 防災安全課長 防災監 防災安全課員

## 別表第 129 異常ふくそう時の「災害時優先電話」一覧

## 異常ふくそう時の「災害時優先電話」一覧

(災害時優先電話は、通常の通話が可能です。なお、相手先が優先電話でなくても通話できます。)

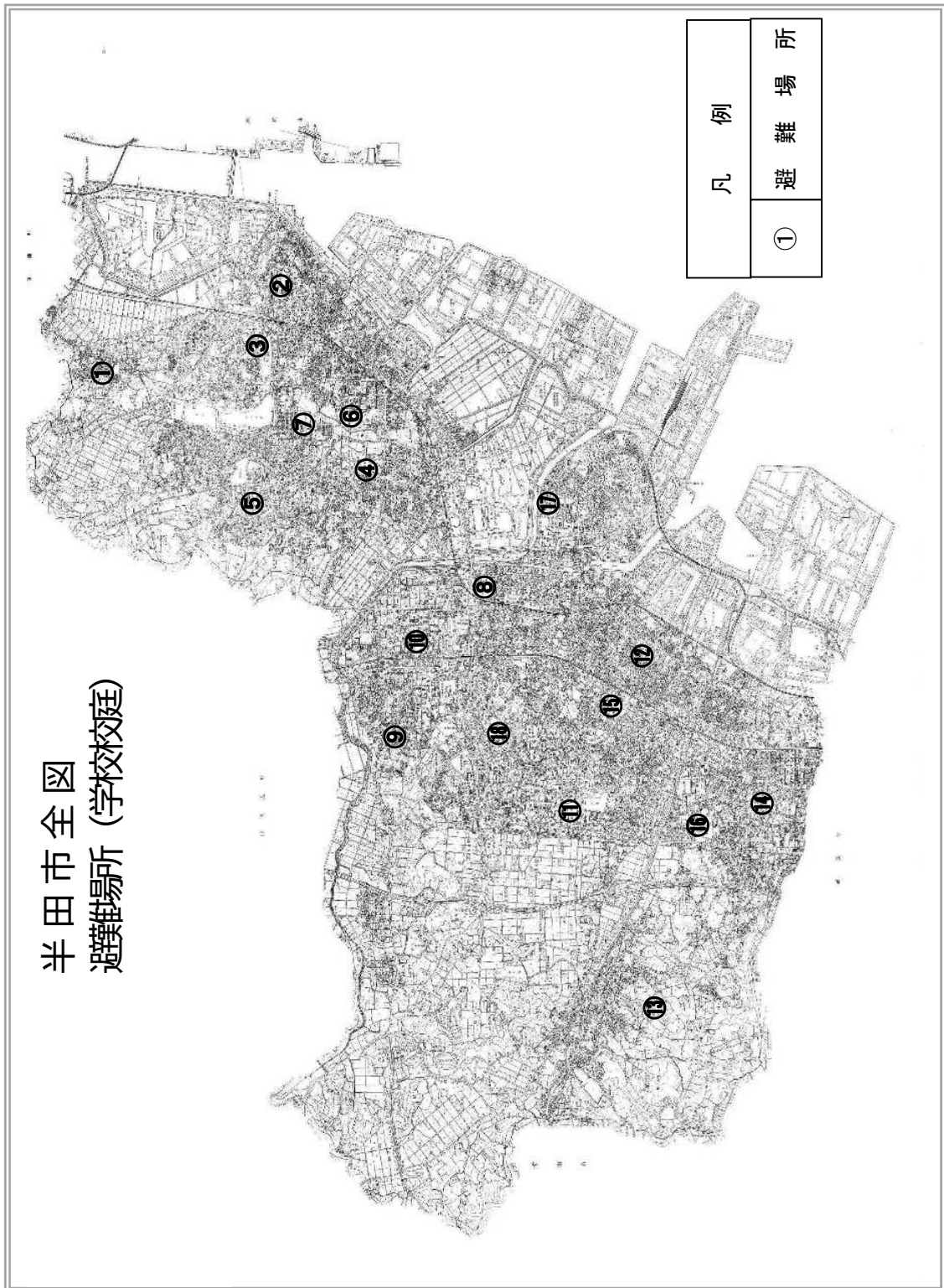
電 話 番 号	加 入 者 名	設 置 場 所
21-3110 (防災安全課) 21-3112 (土木課) 21-3113 (地域福祉課) 21-3118 (宿直室) 21-0778 (水道部) 21-2494 (市民課) 23-4152 (FAX)	半田市役所	東洋町 2-1
21-2182	岩滑こども園	出口町 2-163
21-5568	葵保育園	宮本町 4-106-2
27-5214	板山こども園	板山町 1-100-10
28-0757	有脇保育園	有脇町 10-31-2
28-0575	平地保育園	平地町 3-46
21-4030	乙川保育園	乙川一色町 31
21-4082	白山保育園	白山町 4-129
21-0901	東保育園	瑞穂町 3-6-1
27-6209	修農保育園	平井町 5-64-2
28-1761	横川保育園	大伝根町 1-2-1
28-4646	高根保育園	平地町 5-30-2
22-7595	協和保育園	中島町 11-1
23-0900	岩滑北保育園	岩滑高山町 1-138
21-0891	清城保育園	清城町 2-6-13
21-0718 24-3253 22-3194	半田病院	東洋町 2-29
21-3742	リサイクルセンター	乙川末広町 50
23-3121	北浜田排水ポンプ場	住吉町 4-133-1
26-1257	瑞穂排水ポンプ場	瑞穂町 7-12-1
28-0011	亀崎公民館	亀崎町 7-96-1
21-2233	協和公民館	白山町 4-122
22-4853	神戸公民館	花園町 1-12-2
21-0170	成岩公民館	成岩本町 4-5
22-5050	西成岩公民館	宮本町 4-106-8
27-5566	板山公民館	板山町 1-100-11
21-2458	半田小学校	勘内町 1
21-6731	岩滑小学校	岩滑高山町 5-55
23-0102	雁宿小学校	清城町 1-5-2
21-0588	乙川小学校	乙川北側町 1-1
29-4110	横川小学校	大伝根町 1-11-1
28-2460	半田市学校給食センター	向山町 1-30-1
28-1829	乙川東小学校	花田町 3-1
28-1128	亀崎小学校	亀崎月見町 3-10
21-0486	成岩小学校	成岩本町 2-1
22-9095	宮池小学校	南二ツ坂町 2-1-1
27-5106 27-5690	板山小学校	四方木町 37-1

## 資料編

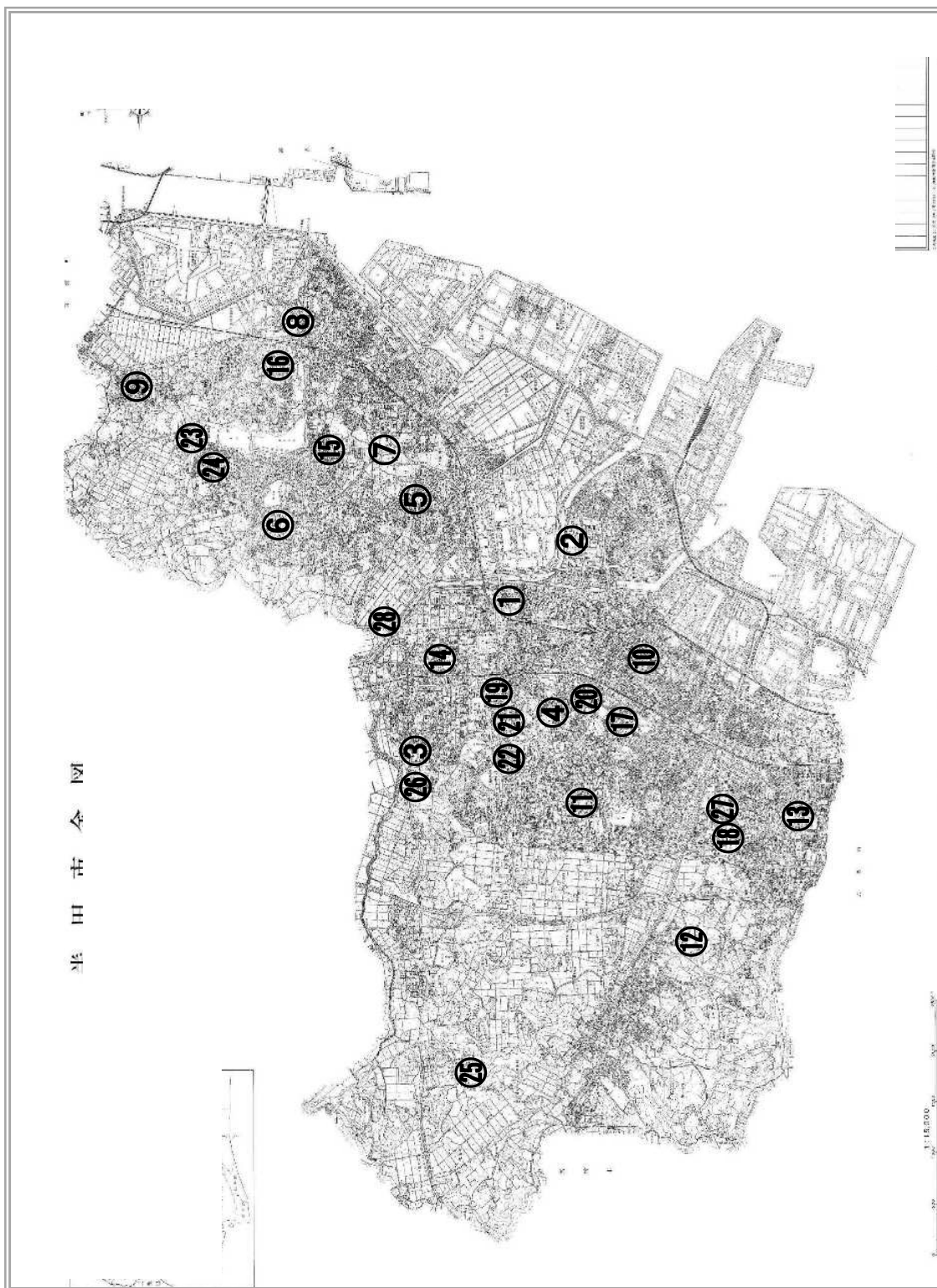
21-7109	花園小学校	花園町 3-5-1
21-0963	半田中学校	岩滑東町 5-80
28-1148	乙川中学校	大池町 3-1
28-1129	亀崎中学校	亀崎高根町 5-40
21-0580	成岩中学校	昭和町 3-8
23-3081	青山中学校	青山 5-6-1
21-0390	半田幼稚園	勘内町 1-2
21-0279	乙川幼稚園	乙川若宮町 45
28-0256	亀崎幼稚園	亀崎月見町 1-63
21-0294	成岩幼稚園	有楽町 2-125
21-9566	花園幼稚園	青山 6-18-1
21-1490 (総務課) 21-1491 (予防課) 21-1492 (消防課) 22-7420 (FAX)	知多中部広域事務組合消防本部	東洋町 1-6
28-5119	北部出張所	一本木町 3-107-1
24-0119	成岩出張所	彦洲町 2-185

別表第 130 　　がけ崩れのおそれのある地域及び山地災害危険地区図





別表第 132 水道遊休水源、小中高等学校プール、公共施設井戸位置図及び井戸水提供の家一覧



## ◎小中高等学校プール

図対 番号	名 称	所 在	電 話	備 考
①	半田小学校	勘内町 1 番地	21-2918	
②	さくら小学校	東洋町 1 丁目 12 番地の 1	26-0070	
③	岩滑小学校	岩滑高山町 5 丁目 55 番地	21-0529	
④	雁宿小学校	清城町 1 丁目 5 番地の 2	23-0101	
⑤	乙川小学校	乙川北側町 1 丁目 1 番地	21-0879	
⑥	横川小学校	大伝根町 1 丁目 11 番地の 1	29-4111	
⑦	乙川東小学校	花田町 3 丁目 1 番地	28-0796	
⑧	亀崎小学校	亀崎月見町 3 丁目 10 番地	28-0040	
⑨	有脇小学校	有脇町 6 丁目 37 番地	28-0076	
⑩	成岩小学校	成岩本町 2 丁目 1 番地	21-0307	
⑪	宮池小学校	南二ツ坂町 2 丁目 1 番地の 1	22-8777	
⑫	板山小学校	四方木町 37 番地の 1	27-5177	
⑬	花園小学校	花園町 3 丁目 5 番地の 1	21-7108	
⑭	半田中学校	岩滑東町 5 丁目 80 番地	21-0872	
⑮	乙川中学校	大池町 3 丁目 1 番地	28-0717	
⑯	亀崎中学校	亀崎高根町 5 丁目 40 番地	28-0313	
⑰	成岩中学校	昭和町 3 丁目 8 番地	21-0530	
⑱	青山中学校	青山 5 丁目 6 番地の 1	23-3080	
⑲	半田高等学校	出口町 1 丁目 30 番地	21-0272	
⑳	半田商業高等学校	白山町 2 丁目 30 番地	21-0251	
㉑	半田農業高等学校	柁町 1 丁目 1 番地	21-0247	
㉒	半田工科高等学校	柁町 3 丁目 1 番地	21-2164	
㉓	半田東高等学校	西生見町 30 番地	29-1122	

## ◎水道遊休水源

図対 番号	名 称	所 在	ポンプ 出 力	揚 水 能 力	備 考
㉔	上池浄水場	上池町 1 丁目 11 番地	2.2Kw	0.18 m <sup>3</sup> /min	//

## ◎公共施設等井戸

図対 番号	名 称	所 在	電 話	備 考
㉕	半田運動公園	池田町 3 丁目 1 番地の 1	27-6663	
㉖	新美南吉記念館	岩滑西町 1 丁目 10 番地の 1	26-4888	
㉗	長泥緑地	青山 2 丁目 11 番 1		
㉘	岩滑北浜揚水場	岩滑北浜町 71 番 1		



## ◎井戸水提供の家一覧

受付番号	氏名	住所	判定	汲み上げ種別
027	押野 恵	大池町2-48	A	両方
087	中川 祐三	港本町3-45	B1	手動
103-1	澤田 勝	板山町10-150-3	B12	両方
156-1	川井 是享	岩滑中町7-23	C	手動
164	田中 とし子	花園町1-6-10	A	手動
165	深津 勝成	岩滑中町6-2	A	両方
222	間瀬 博平	花園町2-13-8	B12	両方
224	有脇1区	稲穂町1-2-1 (真古酌)	A	手動
232	板山区長	板山町11-95 (理容サワダ道路挟んだ南側)	A	手動
244	新美 明康	亀崎高根町8-48-3	B12	手動
245	成岩4区	成岩本町3-75-4	A	手動
246	亀崎中区	亀崎町4-156	B1	手動
247	伊東 五郎	向山町1-110	B1	手動
249	伊東 英	祢宜町18	B1	手動
250	竹内 利秋	新居町4-155	B2	手動
251	新美 隆平	乙川西ノ宮町2-46	B1	手動
253	岩滑区	岩滑中町7-80 (岩滑八幡神社)	B12	手動
258	半田市	亀崎町7-65	B12	手動
260	小栗 明造	東本町1-16	C	手動
261	亀崎中区	亀崎町4-44	B12	手動
262	森 秋儀	平和町6-41	A	手動
263	神谷 寛一	緑ヶ丘11-102	A	手動
265	出口 久浩	新宮町3-132-2	A	電動 (発電機あり)

A 下記分析項目の水質基準に適しています

B1 飲料水としては適していないため、煮沸してから使用してください。

B2 飲料水としては適していないため、ろ過してから使用してください。

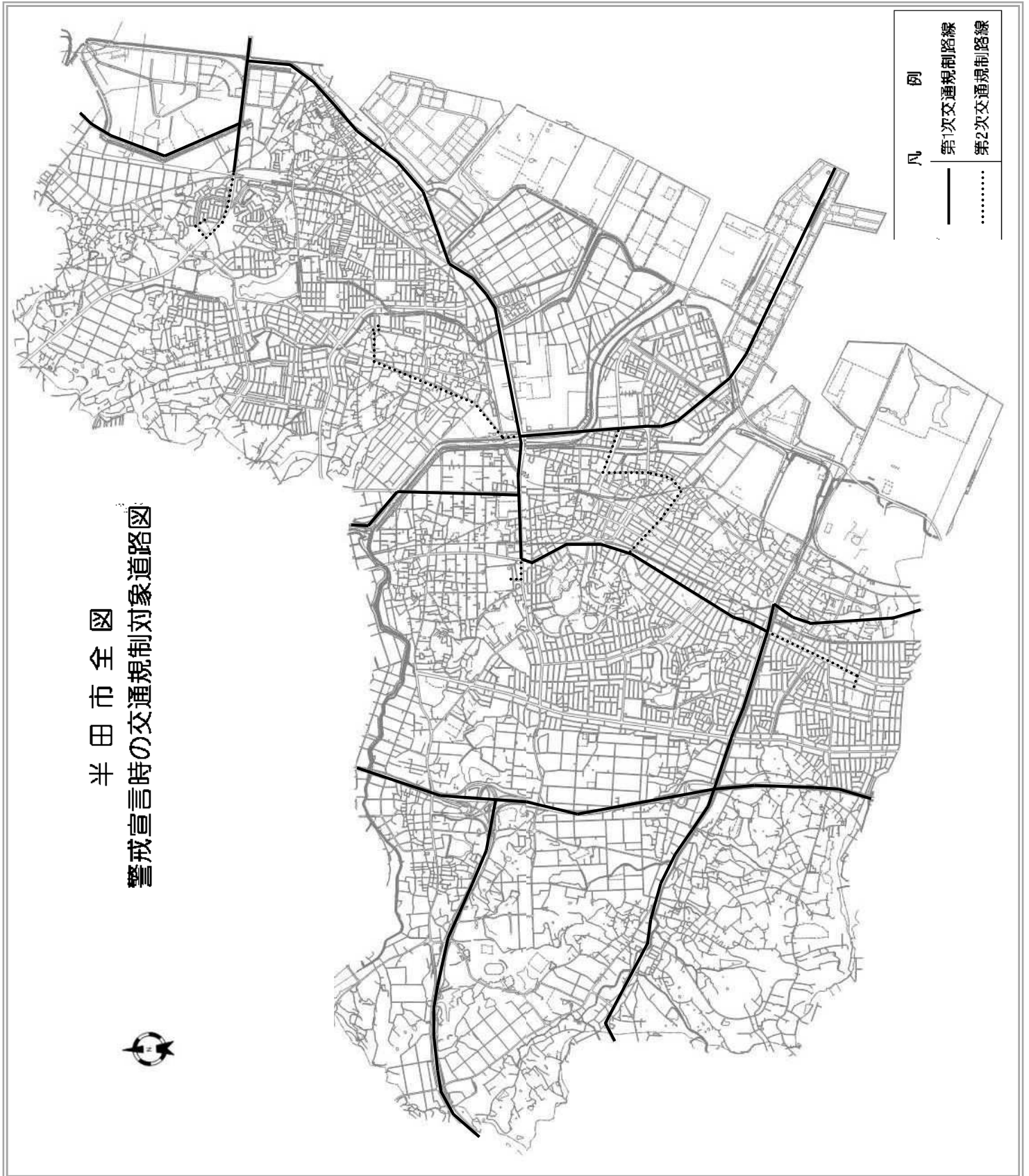
B12 飲料水としては適していないため、煮沸してろ過してから使用してください。

C 下記分析項目の基準に不適です

分析項目	1	色度	7	硝酸態窒素
	2	濁度	8	亜硝酸態窒素
	3	臭気	9	有機物 (全有機炭素TOCの量)
	4	pH値	10	大腸菌
	5	味	11	一般細菌
	6	塩化物イオン		

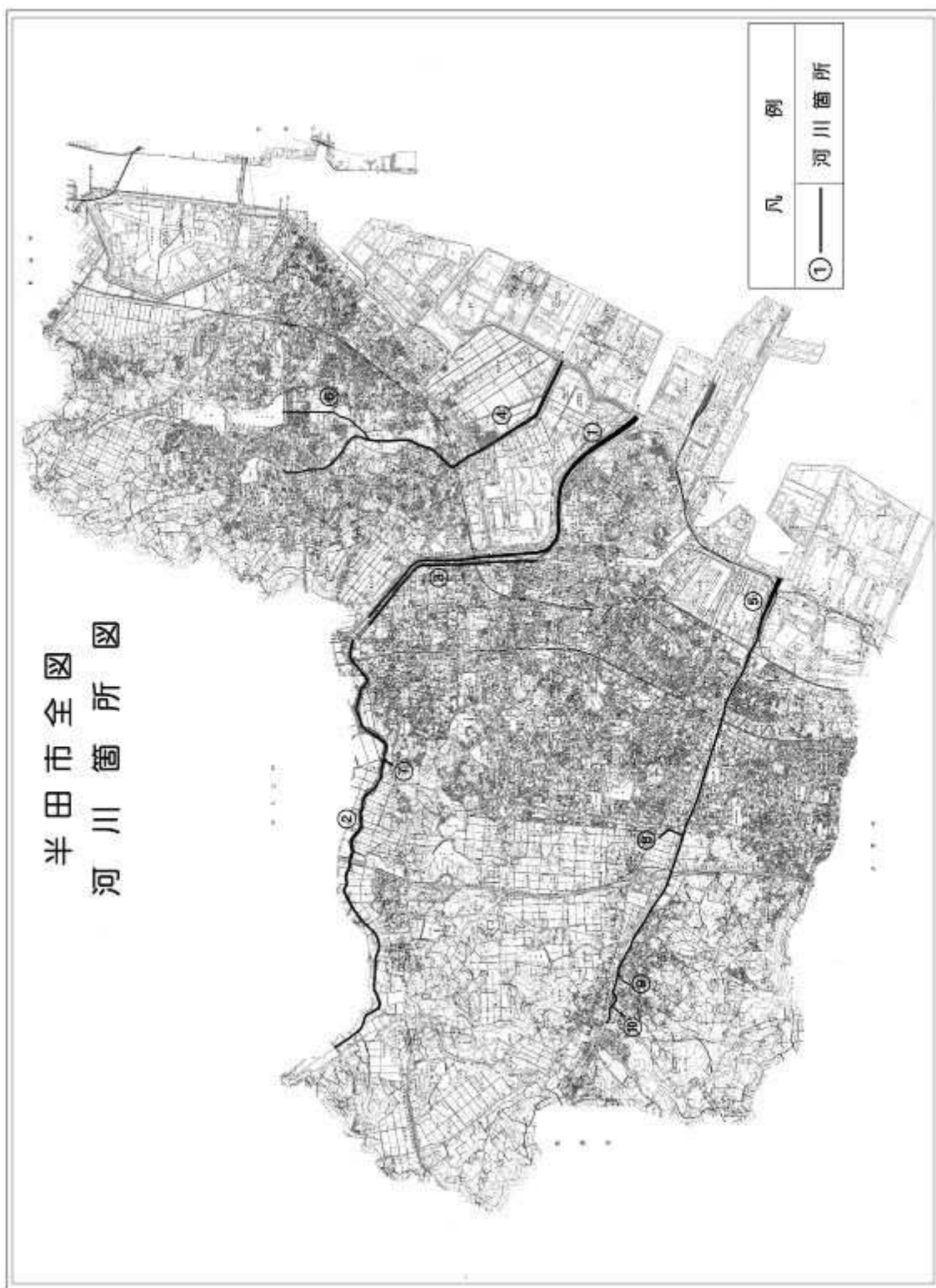
飲料水として井戸水を使用する場合は、飲料水基準に定める項目(50項目)を検査する必要がありますが、本検査は災害時緊急用の生活用水等として使用することを目的としているため、簡易な検査項目(11項目)のみを実施しています。

警戒宣言時の交通規制対象道路図



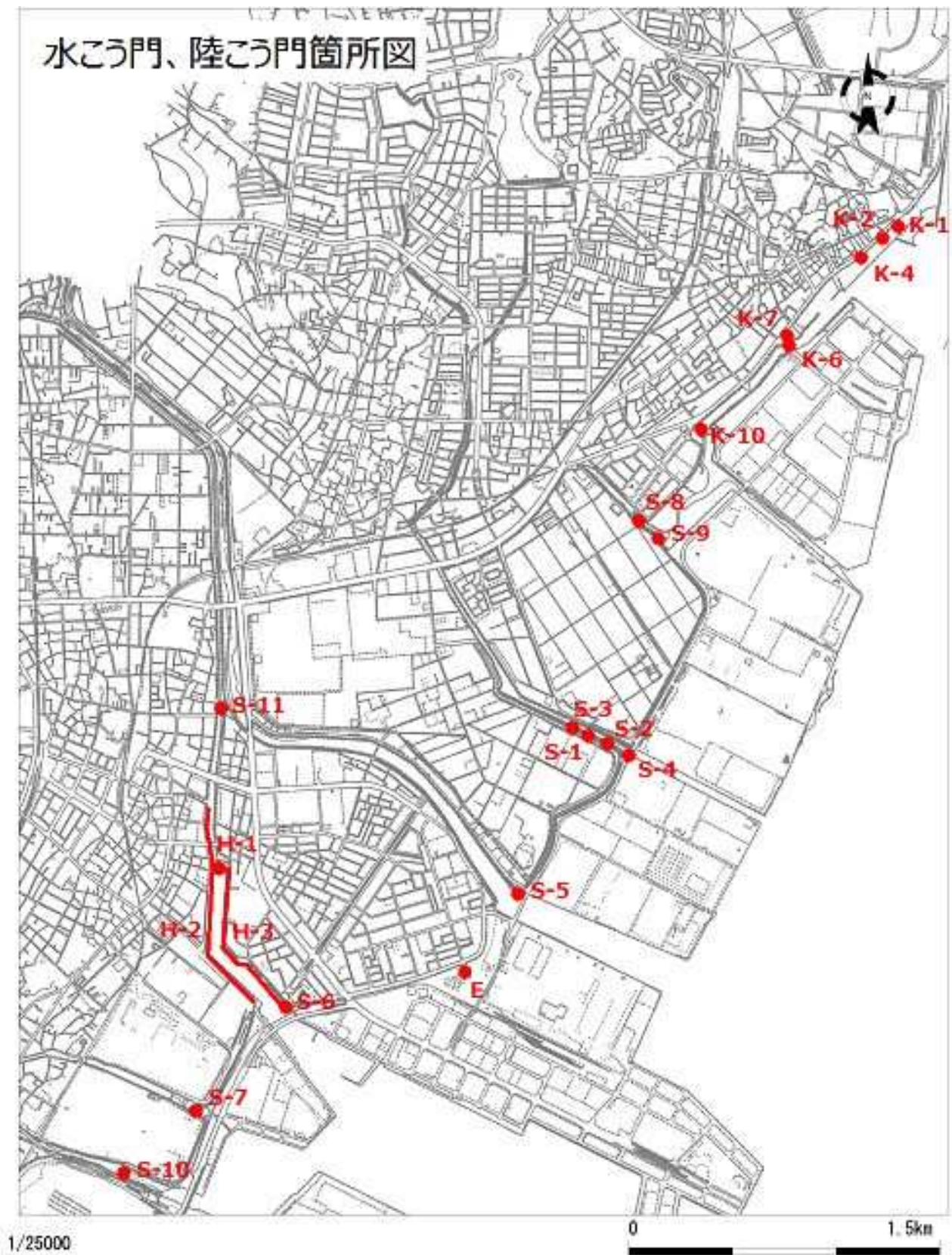
別表第 134 市内の主要な河川

市内の主要な河川



図面 番号		区 分	河 川 名	市 内 延 長	そ の 他
①		二級河川	阿久比川	3,600m	愛知県管理
②			矢勝川	5,040m	//
③			十ヶ川	1,960m	//
④			稗田川	2,900m	//
⑤			神戸川	4,471m	//
⑥		準用河川	平地川	700m	半田市管理
⑦			欠ヶ下川	100m	//
⑧			山神川	200m	//
⑨			小板川	300m	//
⑩			板山川	200m	//

別表第 135 海岸保全施設  
海岸保全施設



## 海岸保全施設

## ア 水こう門

図面 対象 番号	河川名 左・右 岸 別	名 称	位 置	管理者	構 造
S-1	海 岸	稗田川 樋門	半田市東億田町 〃 西億田町	愛知県 (建設)	鋼製ローラゲート (電動)
S-2	稗田川 左岸	東億田 排水樋門	〃 東億田町	半田市	鉄扉手動巻上式
S-3	稗田川 左岸	中億田 排水樋門	〃 中億田町	〃	〃
S-4	海 岸	西億田 樋門	〃 西億田町	愛知県 (農水) 半田市	外：プラスチック扉 スイングゲート 内：ステンレス扉 スルースゲート (電動)
S-5	阿久比川	末広 樋門	〃 乙川末広 町	半田市	鉄扉手動巻上式
S-6	海 岸	康衛 樋門	〃 瑞穂町	愛知県 (農水) 半田市	外：プラスチック扉 スイングゲート 内：ステンレス扉 スルースゲート (電動)
S-7	新浜新田 入江	新浜 樋門	〃 新浜町	愛知県 (建設)	ステンレス製 ローラゲート (エンジン)
S-8	海 岸	乙川 防潮樋門	〃 新居町 〃 中津町	愛知県 (農水) 半田市	鉄扉動力引揚式 ローラゲート
S-9	〃	高砂 樋門	〃 高砂町	〃	外：ステンレス扉 スイングゲート 内：ステンレス扉 スルースゲート (電動)
S-10	神戸川	神戸川 樋門	〃 川崎町 〃 新浜町	愛知県 (建設)	鋼製ローラゲート (電動)
S-11	十ヶ川 右岸	五番川 防潮樋門	〃 東本町	半田市	ステンレス扉手動巻上式

## イ 陸こう門 (水門)

## a 衣浦港 (亀崎地区)

図面 番号	名 称	位 置	操作担当者	構 造	備 考
K-4	防潮扉 66号	亀崎町 4丁目	半田市	アルミ合金製横引扉	
K-10	防潮扉 68号	新居町 5丁目	〃	〃	

## b 衣浦港（半田地区）

図面 対象 番号	名 称	位 置	操作担当	電 話	構 造	備 考
H-2	1号～4号、6号、10号、11号、13号、24号、29号、31号、33号、36号～39号、43号、46号、49号～52号、55号、56号 防潮扉	半田市 港町	半田港水防団	23-2301 (半田港運)	鉄製横引扉、アルミ合金製横引扉	企業 出入口  右岸
H-3	58号～64号 防潮扉	港町 東浜町	〃	〃	〃	企業 出入口  左岸
H-1	半田水門	船入町 東浜町	半田市	21-3111	鉄扉動力 巻上式	自家発 電装置 (12KW) 商用電 源 併用
H-2	48号・53号 57号 防潮扉	船入町 〃 浜 町	〃 (半田東分団)	〃	鉄製横引扉、アルミ合金製横引扉	公道 右岸
〃	28号・30号 防潮扉	〃 港町	〃 (成岩北分団)	〃	鉄製横引扉、アルミ合金製横引扉	〃
〃	71号・72号 73号・74号 防潮扉	東浜町 〃 幸 町 新栄町	〃 (半田東分団)	〃	アルミ合 金製横引 扉	〃

## c 半田海岸（半田地区）

図面 対象 番号	名 称	位 置	操作担当者	電 話	構 造	備 考
E	みなと陸閘門	11号地	半田市	21-3111	ステンレス製 横引扉	みなと公園 駐車場

別表第 136 各災害想定区域内に所在する要配慮者施設一覧（令和 5 年 4 月時点）

NO	施設名称	所在地	津波	洪水	高潮	土砂
1	半田小学校	半田市勤内町 1		●	●	
2	乙川小学校	半田市乙川北側町 1 丁目 1		●		
3	住吉こども園	半田市堀崎町 1 丁目 54		●	●	
4	乙川保育園	半田市乙川一色町 31	●	●	●	
5	協和保育園	半田市中島町 11 丁目 1	●	●	●	
6	半田幼稚園	半田市勤内町 1 丁目 2		●	●	
7	半田学童保育所 にこにこクラブ	半田市勤内町 26		●	●	
8	重症心身障がい児デイサービス センターひなた	半田市勤内町 9		●	●	
9	重症心身障がい児デイサービス センターひなたのゆめ	半田市本町四丁目 20		●	●	
10	デイサービスセンター ふれあい	半田市乙川吉野町 67	●	●	●	
11	グループホーム ふれあいハウス	半田市乙川吉野町 67	●	●	●	
12	花みずきリハビリデイサービス	半田市乙川深田町 2 丁目 46-2		●	●	
13	デイサービス紅みずき	半田市乙川深田町 2 丁目 47		●	●	
14	小規模多機能ホーム 岩滑北浜	半田市岩滑北浜町 2-1	●	●	●	
15	グループホーム RU・RU・RU	半田市成岩本町 3 丁目 60-3	●	●	●	
16	介護付有料老人ホーム サンケアはんだ	半田市浜田町 1 丁目 68-4	●	●	●	
17	デイサービス ソレイユ半田 with 琴葉	半田市祢宜町 11	●	●	●	
18	ショートステイ ソレイユ半田 with 琴葉	半田市祢宜町 11	●	●	●	
19	デイサービスセンター ごんの里	半田市中島町 20-3	●	●	●	
20	住宅型有料老人ホーム ごんの里	半田市中島町 21-2	●	●	●	
21	AWひまわり	半田市住吉町 8 丁目 2-1		●	●	
22	ジョブコロボ半田	半田市住吉町 6 丁目 74		●	●	
23	こどもの家 トレスト	半田市勤内町 1 丁目 1 ライトクロトビル 1 階・2 階		●	●	
24	学童ほーむ あすなろ	半田市乙川深田町 1 丁目 36		●		
25	デイサービスつみき福祉工房	半田市住吉町 1 丁目 65-4		●	●	
26	乙川幼稚園	半田市乙川若宮町 45		●	●	
27	乙川児童センター	半田市乙川若宮町 45		●		
28	子育て支援センター 「はんだっこ」	半田市広小路町 90		●		
29	グループホーム岩滑北浜	半田市岩滑北浜町 2-1	●	●	●	



30	株式会社 M' s family	半田市船入町 20	●	●	●	
31	セブンハウス	半田市泉町 48		●		
32	グループホームつみき住吉 A 棟	半田市住吉町 1 丁目 68-2		●	●	
33	グループホームつみき住吉 B 棟	半田市住吉町 1 丁目 67-3		●	●	
34	就労移行支援事業所みらいカレッジ半田	半田市住吉町 4 丁目 3-1		●	●	
35	放課後等デイサービス にじいろ	半田市乙川深田町一丁目 4-1		●	●	
36	重症児保育室ひなたのそら	半田市勤内町 3 4		●	●	
37	介護老人保健施設 結生	半田市瑞穂町十丁目 17-2	●		●	
38	東保育園	半田市瑞穂町 3 丁目 6-1	●		●	
39	つくし学園	半田市東洋町 3 丁目 23	●		●	
40	健遊館半田デイサービスセンター	半田市瑞穂町 7 丁目 2-3	●		●	
41	みずほりハビリデイサービス	半田市瑞穂町 9 丁目 3-6	●		●	
42	グループホームぬくもりのさと	半田市浜町 5	●	●	●	
43	オアシス	半田市旭町 4 丁目 7-3	●		●	
44	くれよん保育園	半田市乙川深田町 1 丁目 36-1		●	●	
45	おおきなかぶ保育園	半田市住吉町 7 丁目 17		●	●	
46	亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3 丁目 10				●
47	有脇小学校	半田市有脇町 6 丁目 37				●
48	有脇保育園	半田市東洋町 1 丁目 12-1				●
49	さくら小学校	半田市東洋町 1 丁目 12-1			●	
50	成岩幼稚園	半田市有楽町 2 丁目 125			●	
51	のぞみが丘保育園	半田市亀崎大洞町 3 丁目 3-2			●	
52	病児保育施設げんきの芽	半田市東洋町 2 丁目 29-2			●	
53	マミーズ保育園 C-FESTA	半田市青山 1 丁目 1-1 C-FESTA 内			●	
54	半田市立半田病院院内保育所	半田市東洋町 2 丁目 29			●	
55	学童ほーむ MAKANA	半田市東洋町 1 丁目 12-1			●	
56	ぬくもりのさと 乙川	半田市乙川源内林町 2 丁目 78-5			●	
57	喫茶なちゅ有脇店	半田市有脇町 13 丁目 101			●	
58	就労継続支援 B 型事業所アクシア	半田市有楽町 4 丁目 223-6			●	
59	WOODLAND	半田市有楽町 6 丁目 224 S Aビル 2 階			●	

60	みらい	半田市瑞穂町3丁目10-10			●	
61	グループホームひいらぎ	半田市有脇町13丁目91			●	
62	看護小規模多機能ホーム有脇	半田市稲穂町1丁目143			●	
63	デイサービスセンター有脇	半田市稲穂町1丁目142-1			●	
64	椰子の実	半田市乙川向田町2丁目1-1			●	
65	半田病院（入院）	半田市東洋町2丁目29			●	
66	くすのきハウス	半田市有楽町4丁目27 2階			●	
67	ゆめっこ	半田市瑞穂町3丁目10-10			●	
68	HNひまわり	半田市乙川吉野町67番地	●	●	●	
		合計	21	40	60	3

別表第137 耐震性貯水槽設置箇所一覧

## 耐震性貯水槽設置箇所一覧

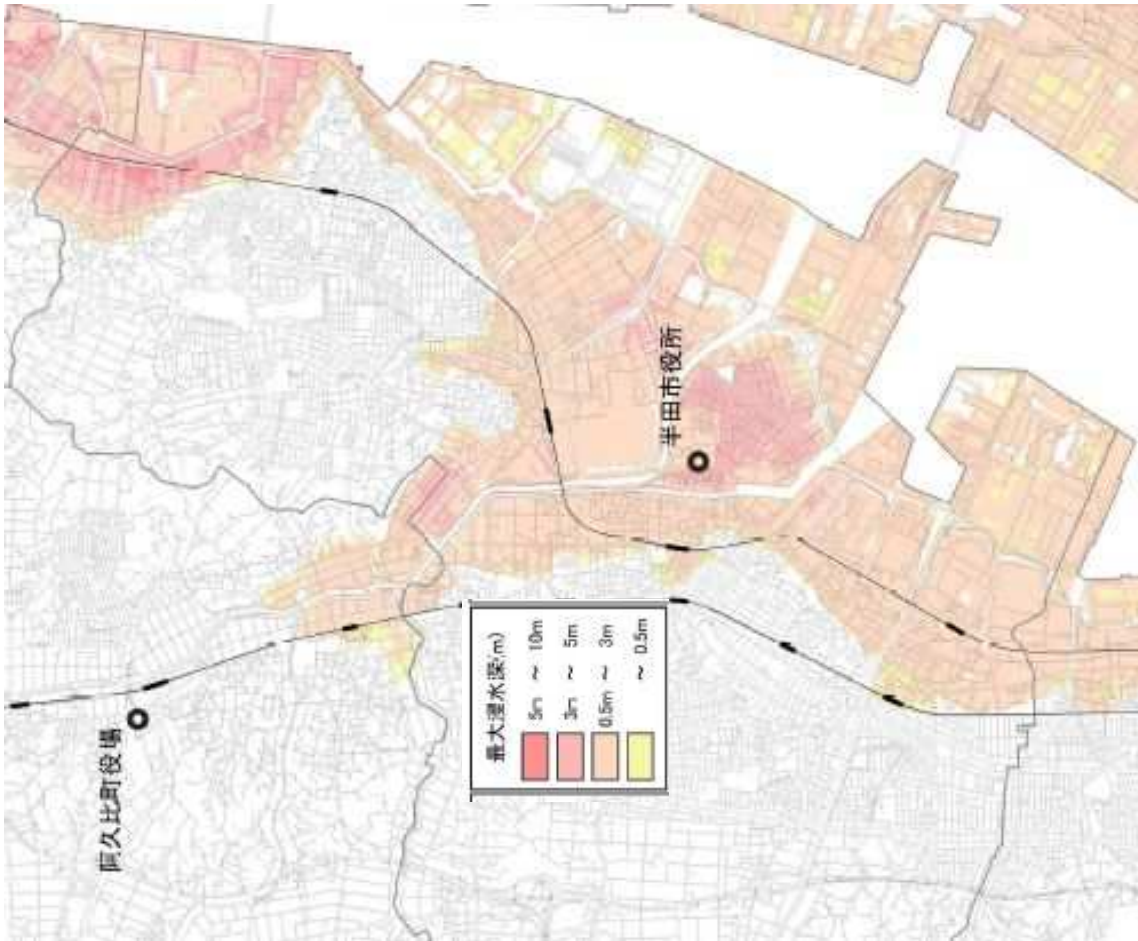
100t

設置施設（場所）		
平地保育園	乙川小学校	板山小学校
鴉根区民館北	宮池小学校	乙川中学校
亀崎小学校	横川小学校	成岩小学校
有脇小学校	青山中学校	高根保育園
こうせい公園	半田中学校	青山記念武道館
板山公民館	亀崎中学校	市役所
半田幼稚園	平地公民館	—

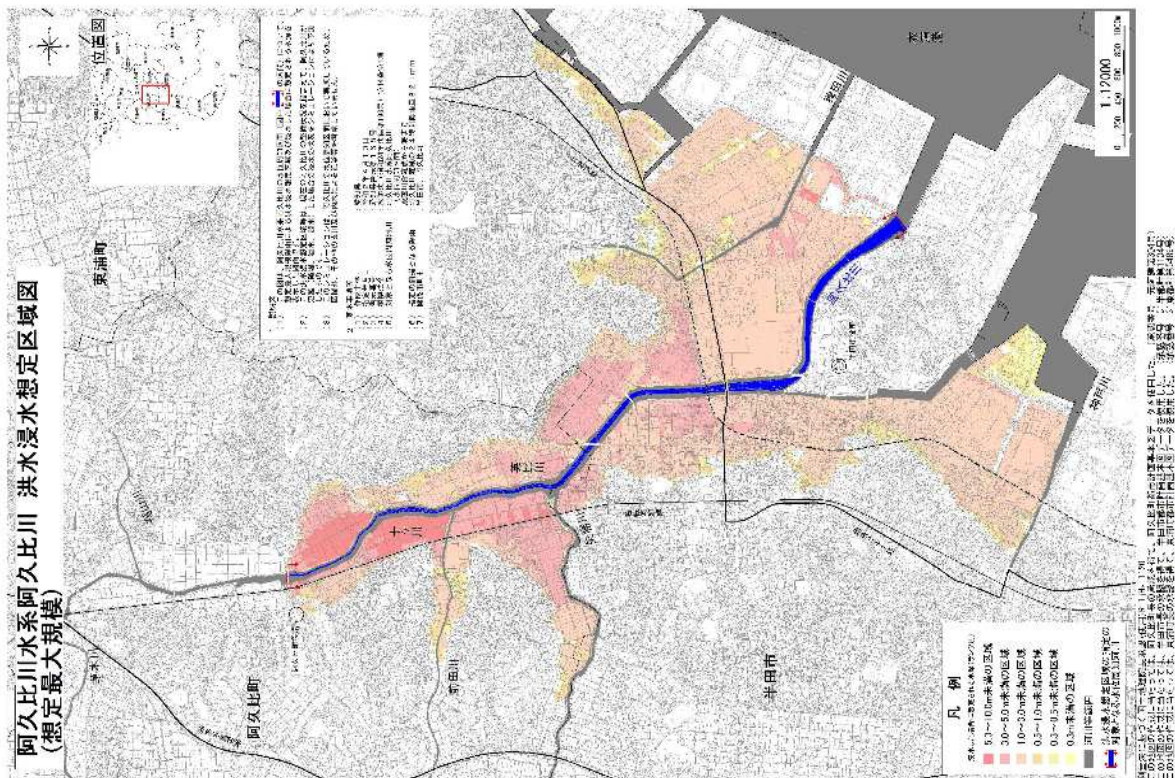
40t

設置施設（場所）		
半田消防署成岩出張所敷地	成岩東公園	修農公民館
新居公園	住吉東公園	協和保育園
六番公園	本町公園	ときわ北公園
横川公園	道池公園	前田公園
図書館・博物館敷地	乙川高良公園	鴉根史跡公園
半田消防署北部出張所敷地	成岩本町公園	高根北公園
亀崎北分団詰所敷地	神戸公民館	柵街園

別表第 138 愛知県高潮浸水想定



別表第 139 阿久比川浸水想定区域図



## 別表第 140 避難指示等の発令基準・内容・伝達方法

## ①津波災害

## 【発令基準】

区分	発令基準	対象地域
避難指示	津波注意報	避難対象地域
	津波警報	
	大津波警報	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強い揺れを感じた場合</li> <li>・ 揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</li> </ul>	

- ・ 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示の基準としている津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

## 【避難指示等の内容及び伝達方法】

項目	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の理由</li> <li>・ 避難対象地域</li> <li>・ 避難先</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>
伝達方法	防災行政無線による屋外放送、報道機関への依頼、サイレン吹鳴、携帯電話へのメール配信、広報車による広報、伝達組織による伝達、HP、LINE、X（旧ツイッター）
伝達文	津波注意報 「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に 避難指示 を発令しました。 海の中や海岸付近は危険です。 気象情報を注視し、避難の準備を始めてください。」
	大津波警報 津波警報 「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、沿岸部全域に避難指示を発令しました。 ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」
	強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合 「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 強い揺れの地震がありました。 津波が発生する可能性があるため、沿岸部全域に避難指示を発令しました。 ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」

## ②高潮災害

## 【発令基準】

区分	警戒レベル	発令基準
高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された場合</li> <li>台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は、台風が市に接近すると見込まれる場合</li> <li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ul>
避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ul>
緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸堤防等の倒壊の発生</li> <li>水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらない等）</li> <li>異常な越波・越流の発生（ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある）</li> </ul>

・避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

※高潮警報は、潮位が高潮警報基準に達する約 3～6 時間前に発表される。

※高潮特別警報については、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨周知されるとともに、台風上陸 12 時間前に発表される。

## 【避難指示等の内容及び伝達方法】

項目	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の理由</li> <li>避難対象地域</li> <li>避難先</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>
伝達方法	防災行政無線による屋外放送、報道機関への依頼、屋外放送、サイレン吹鳴、携帯電話へのメール配信、広報車による広報、伝達組織による伝達、HP、LINE、X（旧ツイッター）
伝達文	<p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p>

		<p>それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p> <p>特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</p> <p>今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。」</p>
警戒レベル4 避難指示		<p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル4 避難指示 を発令しました。 〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅 等に今すぐ避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。」</p>
警戒レベル5 緊急安全確保 (高潮氾濫が切迫している状況)		<p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」</p>
警戒レベル5 緊急安全確保 (高潮氾濫発生を確認した状況)		<p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇地区で高潮氾濫が発生したため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」</p>

③土砂災害  
【発令基準】

区分	警戒レベル	発令基準	対象地域
高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 土砂災害 となった場合</li> <li>数時間後に避難経路等の事前通行規制等が行われることが想定される場合</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>	土砂災害警戒区域 土砂災害危険区域
避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報 土砂災害 となった場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合</li> </ul>	
緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 土砂災害 が発表された場合）</li> <li>山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</li> <li>土砂災害が発生した場合</li> </ul>	

・避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要がある。

※大雨警報（土砂災害）は、避難指示の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表される。

【避難指示等の内容及び伝達方法】

項目	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の理由</li> <li>避難対象地域</li> <li>避難先</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>
伝達方法	防災行政無線による屋外放送、報道機関への依頼、屋外放送、サイレン吹鳴、携帯電話へのメール配信、広報車による広報、伝達組織による伝達、HP、LINE、X（旧ツイッター）

伝達文	警戒レベル3 高齢者等避難	「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3 高齢者等避難 を発令しました。 〇〇地区 の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。」
	警戒レベル4 避難指示	「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4 避難指示 を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。」
	警戒レベル5 緊急安全確保 (土砂災害発生が切迫している状況)	「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 半田市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋 に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。」
	警戒レベル5 緊急安全確保 (土砂災害発生を確認した状況)	「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。」



④水害（水位周知河川：阿久比川）  
【発令基準】

区分	警戒レベル	発令基準	対象地域
高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が避難判断水位（特別警戒水位）である T.P. 5. 4 5 m に到達した場合</li> <li>・ 阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）である T.P. 4. 1 5 m に到達し（又は阿久比川の上流の市町村において大雨警報（浸水害）が発表され）、かつ、宮津水位観測所（阿久比町）上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合</li> <li>・ 漏水等が発見された場合</li> </ul> <p>【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合</li> <li>・ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</li> </ul>	
避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である T.P. 5. 9 0 m に到達した場合</li> <li>・ 阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、宮津水位観測所（阿久比町）上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位が見込まれている場合</li> <li>・ 異常な漏水等が発見された場合</li> </ul> <p>【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨注意報や洪水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合</li> <li>・ 判断する時点（夕刻）で、阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）上流における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合</li> <li>・ 阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</li> </ul>	阿久比川 浸水想定区域

緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿久比川の宮津水位観測所（阿久比町）の水位が堤防高（又は背後地盤高）である T.P. 6. 4 3 m に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</li> <li>異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</li> <li>決壊や越流が発生した場合</li> </ul>	
--------	---	--	--

・避難指示等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

#### 【避難指示等の内容及び伝達方法】

項目	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の理由</li> <li>避難対象地域</li> <li>避難先</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>
伝達方法	防災行政無線による屋外放送、報道機関への依頼、屋外放送、サイレン吹鳴、携帯電話へのメール配信、広報車による広報、伝達組織による伝達、HP、LINE、X（旧ツイッター）
伝達文	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 阿久比川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3 高齢者等避難 を発令しました。 〇〇地区の洪水浸水想定区域又は、〇〇地区にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 特に、急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。」</p>
	<p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 阿久比川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4 避難指示 を発令しました。 〇〇地区の洪水浸水想定区域又は、〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。」</p>
	<p>警戒レベル5 緊急安全確保 （河川氾濫が切迫している）</p> <p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは半田市です。 阿久比川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。 〇〇地区の洪水浸水想定区域又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区に対し、警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。」</p>

状況)	避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」
-----	---

## ⑤水害（準用・普通河川、ため池）

## 【発令基準】

区分	警戒レベル	発令基準	対象地域
高齢者等避難	3	・ 避難判断水位（堤防天端より60cm（青プレート））に達した場合	河川流域の低地帯 ため池下流域
避難指示	4	・ 氾濫危険水位（堤防天端より30cm（赤プレート））に達した場合	
緊急安全確保	5	・ 河川・ため池の堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 決壊や越流が発生した場合	

- ・ 避難指示等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。  
また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川・ため池からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。
- ・ 大規模地震等の発生により、上記基準と同様の事象が発生した場合についての対応も同様とする。

## 【避難指示等の内容及び伝達方法】

項目	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示等の理由</li> <li>・ 避難対象地域</li> <li>・ 避難先</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>
伝達方法	防災行政無線による屋外放送、報道機関への依頼、屋外放送、サイレン吹鳴、携帯電話へのメール配信、広報車による広報、伝達組織による伝達、HP、LINE、X（旧ツイッター）
伝達文	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇川（〇〇池）の水位が避難判断水位に到達したため、警戒レベル3 高齢者等避難 を発令しました。 〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。 高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。」</p>
	<p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇川（〇〇池）の水位が氾濫の恐れがある水位に到達したため、警戒レベル4 避難指示 を発令しました。 〇〇地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください」</p>

		<p>い。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。」</p>
	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>「緊急放送！緊急放送！ こちらは、半田市です。 〇〇川（〇〇池）から水があふれだしたため、〇〇地区に警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。」</p>



別表第 142 災害用トイレます設置一覧表

番号	場所	設置年度	ます設置数
1	亀崎小学校	H18	5
2	亀崎中学校	H19	5
3	亀崎公民館	H25	4
4	有脇公民館	H23	3
5	有脇小学校	H28	4
6	乙川中学校	H19	5
7	上池公民館	H27	2
8	横川小学校	H20	5
9	乙川小学校	H19	5
10	新居区民館	H25	2
11	平地公民館	H23	2
12	高根保育園	H29	4
13	乙川東小学校	H21	5
14	半田中学校	H19	5
15	岩滑小学校	H19	5
16	半田高校	H20	5
17	半田農業高校	H20	5
18	半田工科高校	H20	5
19	雁宿小学校	H19	5
20	雁宿ホール	H26	5
21	半田小学校	H19	5
22	さくら小学校	H19	5
23	半田商業高校	H20	5
24	協和公民館	H26	3
25	成岩中学校	H19	5
26	協和区民館	H27	2
27	板山公民館	H23	2
28	西成岩公民館	H27	2
29	宮池小学校	H22	5
30	青山中学校	H16	5
31	青山武道館	H21	5

番号	場所	設置年度	ます設置数
32	神戸公民館	H28	2
33	花園小学校	H22	5
34	成岩小学校	H19	5
35	成岩公民館	H24	3
36	住吉公民館	H24	2
37	瑞穂記念館	H25	2
38	西成岩区民館	H27	2
39	日本福祉大学 半田キャンパス	H28	2
40	おおまた公園	H20	5
41	こうせい公園	H22	5
42	乙川公園	H23	5
43	七本木池公園	H26	5
44	雁宿公園	H27	5
45	市役所	H26	10
			計 188

別表第 143 半田市 特設公衆電話 番号一覧表

No.	避難所名	避難所住所	設置 回線 数	特設公衆電話（電話番号）		
				電話番号 1	電話番号 2	電話番号 3
1	横川小学校	半田市大伝根町 1-11-1	3	0569-28-2193	0569-28-2194	0569-28-2195
2	乙川小学校	半田市乙川北側町 1-1	3	0569-24-0194	0569-24-0195	0569-24-0196
3	半田小学校	半田市勤内町 1	3	0569-22-7779	0569-22-7786	0569-22-7793
4	成岩中学校 (成岩ウイング)	半田市昭和町 3-8	3	0569-24-0174	0569-24-0175	0569-24-0176
5	板山小学校	半田市四方木町 37-1	3	0569-27-6462	0569-27-6463	0569-27-6464
6	宮池小学校	半田市南二ツ坂町 2-1-1	3	0569-21-9582	0569-21-9583	0569-21-9584
7	青山中学校	半田市青山 5-6-1	3	0569-21-0612	0569-21-0613	0569-21-0614
8	花園小学校	半田市花園町 3-5-1	3	0569-26-1083	0569-26-1084	0569-26-1085
9	成岩小学校	半田市成岩本町 2-1	3	0569-22-9741	0569-22-9742	0569-22-9743
10	さくら小学校	半田市東洋町 1-12-1	3	0569-22-1822	0569-22-1823	0569-22-1824
11	亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3-10	3	0569-29-4340	0569-29-4341	0569-29-4342
12	亀崎中学校	半田市亀崎高根町 5-40	3	0569-28-3741	0569-28-3751	0569-28-3761
13	有脇小学校	半田市有脇町 6-37	3	0569-28-3945	0569-28-3946	0569-28-3947
14	乙川中学校	半田市大池町 3-1	3	0569-29-5141	0569-29-5142	0569-29-5143
15	乙川東小学校	半田市花田町 3-1	3	0569-22-6796	0569-22-6797	0569-22-6798
16	雁宿小学校	半田市清城町 1-5-2	3	0569-26-3413	0569-26-3414	0569-26-3415
17	半田中学校	半田市岩滑東町 5-80	3	0569-26-7540	0569-26-7541	0569-26-7542
18	岩滑小学校	半田市岩滑高山町 5-55	3	0569-21-8542	0569-21-8543	0569-21-8544
設置回線数計			54			

## 別表第 144 指定避難所の災害リスク

半田市の指定避難所の一部は、各種災害警戒区域または浸水想定区域（浸水予想図区域を含む）に入っています。

このことから、指定避難所の居住エリア（体育館など）が災害警戒区域や浸水想定区域（浸水予想図区域を含む）のいずれかに入っている避難所は、その災害時には使用しません。

自分が避難する予定の避難所が災害警戒区域または浸水想定区域（浸水予想図区域を含む）のいずれかに入っている場合は、他の避難所へ避難してください。

また、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、避難してください。

施設名	住所	津波	洪水	高潮	土砂災害
亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3-10				※一部該当
亀崎中学校	半田市亀崎高根町 5-40				
亀崎公民館	半田市亀崎町 7 丁目 96-1				
有脇公民館	半田市有脇町 5 丁目 1-1				
有脇小学校					該当
乙川公民館	半田市乙川西ノ宮町 3 丁目				
乙川中学校	半田市大池町 3 丁目 1				
上池公民館	半田市上池町 5 丁目 44-1				
横川小学校	半田市大伝根町 1 丁目 11-1				
乙川小学校	半田市乙川北側町 1 丁目 1			※一部該当	
新居区民館	半田市新居町 2 丁目 63				
平地公民館	半田市平地町 2 丁目 50-1				
高根保育園	半田市平地町 5 丁目 30-2				
乙川東小学校	半田市花田町 3 丁目 1				
半田東高等学校	半田市西生見町 30				
修農公民館	半田市平井町 7 丁目 43				
半田中学校	半田市岩滑東町 5 丁目 80			※一部該当	
岩滑公民館	半田市岩滑中町 5 丁目 20				
岩滑小学校	半田市岩滑高山町 5 丁目 55				
半田高等学校	半田市出口町 1 丁目 30				
半田農業高等学校	半田市柁町 1 丁目 1				
半田工科高等学校	半田市柁町 3 丁目 1				
雁宿小学校	半田市清城町 1 丁目 5-2				
雁宿ホール	半田市雁宿町 1 丁目 22-1				
半田小学校	半田市勤内町 1		該当	該当	
さくら小学校	半田市東洋町 1 丁目 12-1			該当	
半田商業高等学校	半田市白山町 2 丁目 30				
協和公民館	半田市白山町 4 丁目 122				
成岩中学校	半田市昭和町 3 丁目 8				
協和区民館	半田市協和町 2 丁目 112				
板山公民館	半田市板山町 1 丁目 100-11		該当		



板山小学校	半田市四方木町 37-1				
西成岩公民館	半田市宮本町 4 丁目 106-8				
宮池小学校	半田市南二ツ坂町 2 丁目 1-1				
青山中学校	半田市青山 5 丁目 6-1				
青山記念武道館	半田市青山 2 丁目 1-2		該当		
神戸公民館	半田市花園町 1 丁目 12-2				
花園小学校	半田市花園町 3 丁目 5-1				
成岩小学校	半田市成岩本町 2 丁目 1			※一部該当	
成岩公民館	半田市成岩本町 4 丁目 5				
住吉公民館	半田市堀崎町 1 丁目 30		該当	該当	
瑞穂記念館	半田市瑞穂町 3 丁目 1-6	該当		該当	
西成岩区民館	半田市東郷町 2 丁目 104				
日本福祉大学 半田キャンパス	半田市東生見町 26-2				

※一部該当・・・避難をする施設自体には、災害警戒区域や浸水想定区域（浸水予想図区域を含む）が入っていないものの、敷地内に災害警戒区域や浸水想定区域（浸水予想図区域を含む）が入っている。

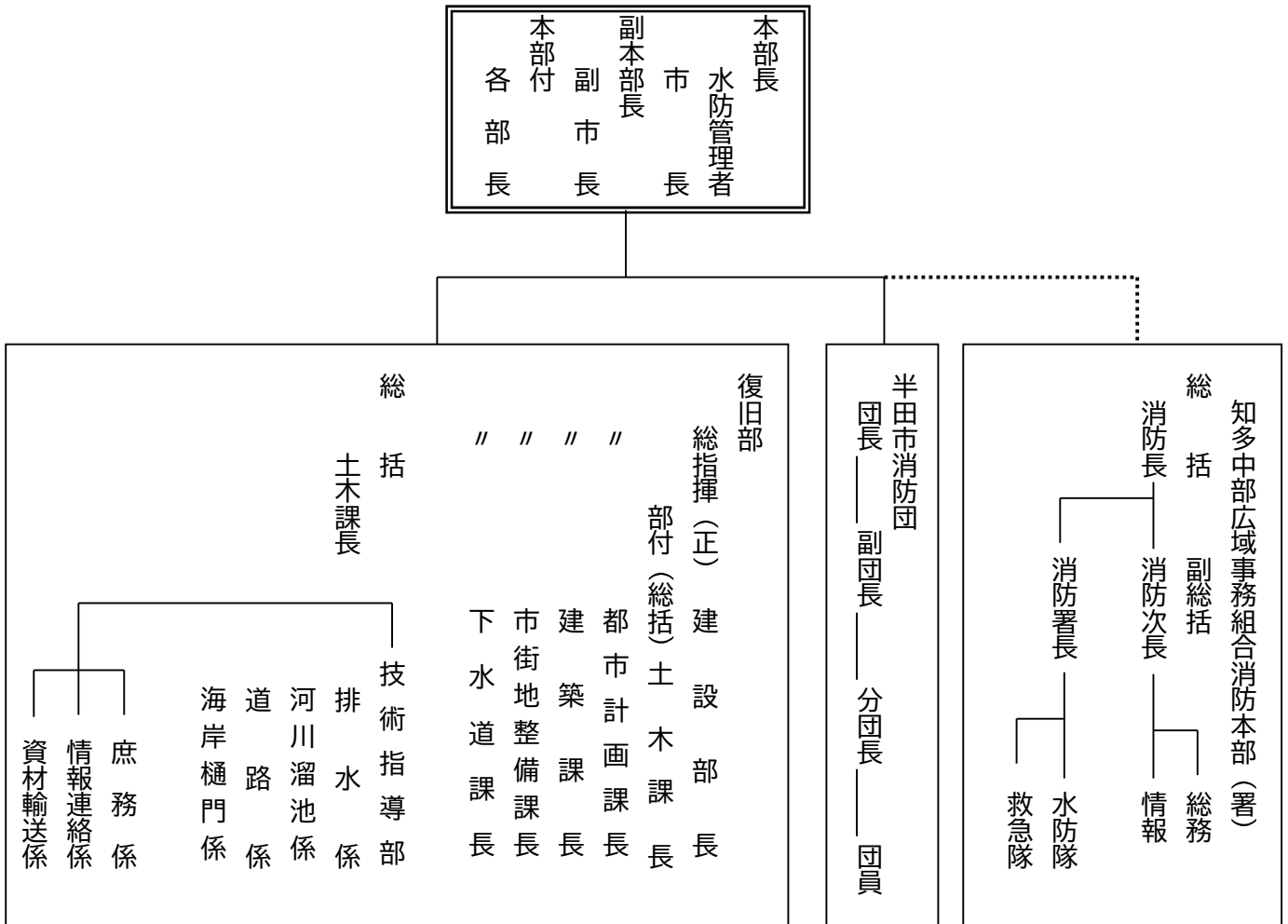


# 半田市水防計画 資料編



別表第1 半田市水防本部機構 (第2章第1)

半田市水防本部機構



水防本部

半田市役所

電話(代) 21-3111 21-3115  
 休日夜間 21-3117 21-3115

知多中部広域事務組合  
 消防本部(署)

電話(代) 21-0119

別表第2 半田市消防団編成表 (第2章第1)

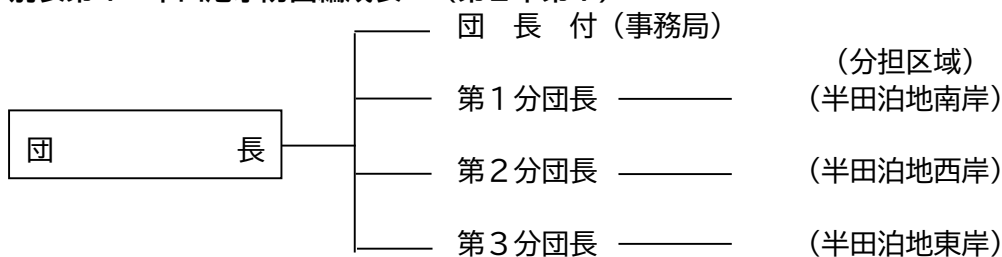
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
分団名								
団本部	1	2	4	4	1	0	0	12
女性					1	1	6	8
機能別							78	78
亀崎北分団			1	1	1	1	11	15
亀崎南分団			1	1	2	2	24	30
乙川東分団			1	1	1	1	11	15
新居向山分団			1	1	1	1	11	15
乙川北分団			1	1	2	2	19	25
乙川南分団			1	1	1	1	10	14
半田東分団			1	1	1	1	7	11
半田中分団			1	1	2	2	19	25
半田西分団			1	1	1	1	16	20
成岩北分団			1	1	1	1	11	15
協和分団			1	1	1	1	10	14
成岩南分団			1	1	1	1	11	15
鴉根分団			1	1	1	1	11	15
板山分団			1	1	1	1	11	15
成岩西分団			1	1	1	1	11	15
計	1	2	19	19	20	19	277	357

別表第3 知多中部広域事務組合消防本部半田消防署水防隊（第2章第1）

隊名	第1水防・救急隊（第1課（担当））								第2水防・救急隊（第2課（担当））								所属
	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	小計	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	小計	
区分	0	2	4	4	9	5	5	29	0	2	4	4	8	6	5	29	本署
	0	0	1	3	4	1	4	13	0	0	1	4	3	3	2	13	成岩出張所
	0	0	1	3	2	4	3	13	0	0	1	3	2	6	1	13	北部出張所
合計	0	2	6	10	15	10	12	55	0	2	6	11	13	15	8	55	

※その他日勤 監1、司令長2、司令補2、士長1、副士長1、士1、再任用消防士長1 合計9

別表第4 半田港水防団編成表（第2章第1）



別表第5 河川 (第3章)

図面対象番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	水防工法	担当消防分団
3	神戸川	神戸川	0.0k~1.3k	左	有楽町(神戸川樋門~新成岩橋)	1,300	堤防断面	B	堤防断面不足	積土のう工	成岩北 成岩南 成岩西
4	阿久比川	阿久比川	0.0k~1.1k	左	瑞穂町~東洋町	1,100	堤防断面	A	堤防断面不足	杭打積土のう工	乙川南
5			0.0k~1.1k	右	瑞穂町~東洋町	1,100	堤防断面	A	堤防断面不足	杭打積土のう工	半田東
			1.0k+80m~1.4k+70m	右	東洋町(江川橋~東雲橋)	390	洗堀	B	河床洗堀	木流し工	
			1.1k~1.5k	右	東洋町(東雲橋下流)	400	堤防断面	B	堤防断面不足	杭打積土のう工	
			1.5k~1.8k	右	東洋町~東本町	300	堤防断面	A	堤防断面不足	杭打積土のう工	
6		1.5k~1.8k	左	東洋町~東本町	300	堤防断面	A	堤防断面不足	杭打積土のう工		
7	矢勝川	2.2k+70m~2.3k	右	岩滑西町(平成橋下流)	30	洗堀	B	河床洗堀	木流し工	半田中	

別表第6 ため池 (第3章)

図面対象番号	ため池名	注意を要する区域					水防工法	関係分団名
		地名	延長	重要度	選定理由	貯水量		
			(m)			(千m)		
1	上定光池	上定光町1丁目	80	A	天端巾不足	6.0	積土のう工	亀崎北
2	新居池	新居町4丁目	40	A	天端巾不足	0.3	〃	乙川東
3	上苗代池	横松上町	90	A	天端巾不足	6.0	積土のう工	乙川北
4	八鬼山池	新野町2丁目	60	A	天端巾不足	19.0	〃	成岩西
5	三郷池	桃山町	120	A	天端巾不足	5.0	〃	〃



## 河川・ため池評定基準

番号	種別	重 要 性			選定理由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり、計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり、計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり、計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の1/2以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の2/3以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績がある箇所。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが、完全とは考えられない箇所、あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破堤 ・水衝部護岸老朽

6	深掘れ (洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在現れており、危険が予想される箇所。また、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお、波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績のあるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されている河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所、堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており、危険の生ずることが予想される箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸深掘れ(洗掘)</li> <li>・河岸波浪</li> <li>・河床深掘れ(洗掘)</li> </ul>
---	-------------	---	--	--	---

別表第7 水こう門 (第3章) [資料編 別表第135参照]

図面 対象 番号	河川名 左・右 岸 別	名 称	位 置	管理者	構 造	関 係 分団名
S-1	海 岸	稗田川 樋門	半田市東億田町 // 西億田町	愛知県 (建設)	鋼製ローラゲート (電動)	乙川東
S-2	稗田川 左岸	東億田 排水樋門	// 東億田町	半田市	鉄扉手動巻上式	//
S-3	稗田川 左岸	中億田 排水樋門	// 中億田町	//	//	//
S-4	海 岸	西億田 樋門	// 西億田町	愛知県 (農水) 半田市	外:プラスチック扉 スイング ゲート 内:ステンレス扉 スルースゲ ート (電動)	乙川南
S-5	阿久比川	末広 樋門	// 乙川末広 町	半田市	鉄扉手動巻上式	//
S-6	海 岸	康衛 樋門	// 瑞穂町	愛知県 (農水) 半田市	外:プラスチック扉 スイング ゲート 内:ステンレス扉 スルースゲ ート (電動)	半田東
S-7	新浜新田 入 江	新浜 樋門	// 新浜町	愛知県 (建設)	ステンレス製ローラゲート (エンジン)	成岩北
S-8	海 岸	乙川 防潮樋門	// 新居町 // 中午町	愛知県 (農水) 半田市	鉄扉動力引揚式ローラゲ ート	乙川東
S-9	//	高砂 樋門	// 高砂町	//	外:ステンレス扉 スイングゲ ート 内:ステンレス扉 スルースゲ ート (電動)	//
S-10	神戸川	神戸川 樋門	// 川崎町 // 新浜町	愛知県 (建設)	鋼製ローラゲート (電動)	成岩南
S-11	十ヶ川 右岸	五番川 防潮樋門	// 東本町	半田市	ステンレス扉手動巻上式	半田東

別表第8 堰 (第3章)

図面 対象 番号	河川名 左・右 岸 別	名 称	位 置	管理者	構 造	関 係 分団名
12	稗田川	取水堰	半田市飯森町	半田市長	自動堰	乙川北

別表第9 陸こう門 (水門) (第3章) [資料編 別表第135参照]

衣浦港 (亀崎地区)

図面 対象 番号	名 称	位 置	構 造	関 係 分団名	備 考
K-4	防潮扉 66号	半田市亀崎町4丁目	アルミ合金製横引扉	亀崎南	
K-6	防潮扉 67号	半田市亀崎町6丁目	アルミ合金製横引扉	亀崎南	
K-10	防潮扉 68号	// 新居町5丁目	//	//	
K-2	防潮扉 69号	// 亀崎町2丁目	//	//	
K-1	防潮扉 70号	// 亀崎町2丁目	//	//	常時閉
K-7	亀崎排水樋門	// 亀崎町5丁目	鉄製落戸 (ピンジャツキ)	//	

衣浦港 (半田地区)

図面 対象 番号	名 称	位 置	操作担当	電 話	構 造	備 考
H-2	1号~4号、6号、10号、 11号、13号、24号、 29号、31号、33号、 36号~39号、43号、 46号、49号~52号、 55号、56号 防潮扉	半田市 港町	半田港水防団	23-2301 (半田港運)	鉄製横引扉、 アルミ合金 製横引扉	企業 出入口 右岸
H-3	58号~64号 防潮扉	// 港町 東浜町	//	//	//	企業 出入口 左岸
H-1	半田水門	// 船入町 東浜町	半田市	21-3111	鉄扉動力 巻上式	自家発 電装置 (12KW) 商用電 源併用
H-2	48号・53号 57号 防潮扉	// 船入町 浜 町	// (半田東分団)	//	鉄製横引扉、 アルミ合金 製横引扉	公道 右岸
//	28号・30号 防潮扉	// 港町	// (成岩北分団)	//	鉄製横引扉、 アルミ合金 製横引扉	//
//	71~74号防潮扉	// 東浜町 幸 町 新栄町	// (半田東分団)	//	アルミ合金 製横引扉	//

半田海岸（半田地区）

図面 対象 番号	名 称	位 置	操作担当	電 話	構 造	備 考
13	みなと陸閘門	11号地	半田市	21-3111	ステンレス 製横引扉	みなと公園 駐車場

別表第10 巡視警戒計画（第6章第1・第2、第11章第2）

巡 視 警 戒 計 画

区 分			巡 視 警 戒 区 域							
消 防 署	消 防 団		区 域	主 な 対 象						
	分 団 名	人 員		河 川	溜 池	水 工 門	堰	衣 浦 陸 門	冠 水 地 域	崖 地 域 く ず れ
北部 出張 所 職員 26名	亀崎北	15	有脇1区 有脇2区		横倉池 広の池 南廻間池 新田池 杵廻間池 大洞池 上定光池					4
	亀崎南	30	亀崎1・亀崎中区 亀崎4～6区 高根区					10		8
	乙川東 新居向山	30	向山区 平地1～2区 新居区	平地川	上池 七本木池 新居池	5			2	
	乙川北	30	乙川2, 3, 4, 7区 大池区・上池区 大矢知区 乙川東区・横川区	稗田川	葭池 横川池 新池 西ノ宮池 籠池		1		1	1
	乙川南	15	乙川1, 5区 乙川東区	稗田川		1			1	
本署 職員 56名	半田東	25	中村区・半田南区 半田東区・瑞穂区 半田中区・半田北区 半田県住区	十ヶ川 阿久比川		1		7	2	
	半田中	25	岩滑区 住吉区 半田西区	阿久比川 矢勝川 十ヶ川	浜池 親池 宮池				1	
	半田西	20	半田1区	矢勝川	西午ヶ池 東午ヶ池 広脇池					1
成岩 出張 所 職員	成岩北	15	協和区 成岩4区	神戸川	仲田池 刈谷口池	1		3	2	1
	成岩南 鴉根	30	成岩3区 鴉根区・鴻ノ松区	神戸川		2			1	



河川名	設置溜池名	報告担当者	通 報 水 位			
			氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位		
稗田川	籠池	乙川北分団	堤防敷より 60cm以下 青プレート	堤防敷より 30cm以下 赤プレート		
	葭池	//				
	横川池	//				
	新池	//				
	上池	乙川東分団				
	七本木池	//				
	新居池	//				
阿久比川	西ノ宮池	乙川北分団			堤防敷より 60cm以下 青プレート	堤防敷より 30cm以下 赤プレート
	宮池(住吉)	半田中分団				
	浜池	//				
	西午ヶ池	半田西分団				
	東午ヶ池	//				
	半田池	半田西分団				
	親池	半田中分団				
仲田池(下池)	成岩北分団					
神戸川	宮池(成岩)	//	堤防敷より 60cm以下 青プレート	堤防敷より 30cm以下 赤プレート		
	青山調整池	//				
	吉田池	成岩西分団				
	池田大池	//				
	古池	//				
	八助谷池	//				

- (注) 1 通報水位に達したとき及び水位に復した時刻より氾濫注意水位に達する迄の間は、1時間毎に報告する。  
 2 氾濫注意水位に達し、尚増水の模様ある時は、同水位に復するまで刻々と報告する。  
 3 最高水位に達し、減水に向うときは、水位とその時刻を報告する。

別表第13 潮位の観測 (第6章第3)

名称(観測所)	観測所電話	報告担当者
衣浦港務所	21-2450	半田消防署

(注) 自らの判断により高潮のおそれがあると認めるときまたは高潮の危険が予想される旨の気象通報、水防警報を受けたときは、風速とともに潮位を観測所に問合せ、水防本部に報告する。

別表第14 水防管理団体の車両 (第6章第5)

車両所有者	所在地	電話番号	車両種別				計
			本部正副部長車	小型ダンプ	貸客兼用車	連絡車	
半田市役所	半田市東洋町2-1	21-3111	1	1	9	0	11

別表第15 水防屯所 (第7章第3)

分団名	所在地	名称	責任者
亀崎北	有脇町12-1	団員詰所(車庫)	亀崎北分団長
亀崎南	亀崎町2-225-1	//	亀崎南 //
乙川東	平地町5-110	//	乙川東 //
新居向山	新居町2-13	//	新居向山 //
乙川北	大高町3-101-2	//	乙川北 //
乙川南	乙川栄町28	//	乙川南 //

半田東	東洋町 3-81	//	半田東 //
半田中	星崎町 2-208-7	//	半田中 //
	岩滑中町 7-124-7	//	
半田西	平井町 2-19-4	//	半田西 //
成岩北	成岩本町 4-1	//	成岩北 //
協和	中町 3-84	//	協和 //
成岩南	青山 1-5-15	//	成岩南 //
鴉根	富士ヶ丘 6-5-5	//	鴉根 //
板山	板山町 1-100-13	//	板山 //
成岩西	東郷町 2-85-2	//	成岩西 //

別表第16 排水ポンプ場及び排水機場 (第7章第4)

名 称	所 在 地	排 水 機		
		口径 m/m	種 類	台数
北浜田排水ポンプ場	住吉町 4丁目 133 番地の 2	1,500	立軸斜流ポンプ	3
		1,200	//	1
		700	//	1
吉野排水ポンプ場	乙川吉野町 47 番地の 1	1,650	立軸斜流ポンプ	2
		900	//	1
若宮排水ポンプ場	乙川稗田町 173 番地	1,000	立型軸流ポンプ	1
		600	水中ブレードレスポンプ	2
		700	水中渦巻斜流ポンプ	1
億田排水機場	中億田町 189 番地	250	水中軸流ポンプ	1
中 午 排 水 機 場	中 午 町 2 番 地 の 1	500	水中軸流ポンプ	2
		250	水中ブレードレスポンプ	1
新居排水ポンプ場	新居町 6丁目 237 番地	700	立軸斜流ポンプ	1
		1,000		2
衣 浦 排 水 機 場	州の崎町 2 番地の 149	1,350	横軸斜流ポンプ	1
		900	//	1
瑞穂排水ポンプ場	瑞穂町 7丁目 12 番地の 1	1,500	立軸斜流ポンプ	2
		1,350	//	1
		800	//	1
新 川 排 水 機 場	南末広町 14 番地の 1	350	水中軸流ポンプ	2
		100	水中ブレードレスポンプ	1
北 新 田 排 水 機 場	港町 3丁目 24 番地の 1	600	立型軸流ポンプ	1
		500	水中軸流ポンプ	1
		400	//	2
		350	//	4
東成岩排水ポンプ場	新浜町 104 番地	1,350	立軸斜流ポンプ	1
		1,000	//	1
		600	//	1
有 楽 排 水 機 場	川崎町 1丁目 1 番地の 15	1,350	立軸斜流ポンプ	1
		600	//	2
宮 本 排 水 機 場	宮本町 3丁目 214 番地	600	水中ブレードレスポンプ	2
		300	水中ブレードレスポンプ	1
		600	水中渦巻斜流ポンプ (停電時運転用)	1
旭 排 水 機 場	川崎町 1丁目 1 番地の 24	1,000	立軸斜流ポンプ	2
		600	//	1

別表第17 流量調節ため池 (第7章第5)

図面 対象 番号	水系名	河川名	ため池名	場所	満水面積(h a)
1			杣廻間池	緑ヶ丘10-65	0.7
2	稗田川	稗田川	籠池	北大矢知町3-101	1.2
3	〃	〃	葭池	南大矢知町3-4	1.5
4	〃	平地川 稗田川	上池	西生見町13	8.4
5	〃	〃	七本木池	一本木町3-107	10
6			宮池(住吉)	宮路町54-5	1.8
7			親池	清城町1-5-1	3.0
8	阿久比川	矢勝川	浜池	柗町2-86	2.0
9	〃	矢勝川	午ヶ池 (西・東)	岩滑西町9-26	7.3
10	〃	塩垂川 神戸川	宮池(成岩)	南二ツ坂町62	5.5
11	〃	吉田川 神戸川	吉田池	田代町143	2.5
12	〃	神戸川	池田大池	池田町3-73-1	2.0
13	〃	椎ノ木川 神戸川	古池	大湯町4-62	0.8
14	稗田川	稗田川	横川池	横川町3-31	3.8
15	〃	〃	新池	新池町2-95	1.2
16	神戸川	神戸川	大曾池	大湯町4-76	3.1
17	〃	〃	椎ノ木大池	椎ノ木町4-1-1	1.1

別表第18 水防関係連絡通報先一覧表 (第8章第1)

連絡通報先名称	住所	電話番号	備考
愛知県知多建設事務所	半田市 瑞穂町2-2-1	代 21-3231	
〃 衣浦港務所	〃 十一号地1-1	代 21-2451	
〃 半田警察署	〃 出口町1-31	代 21-0110 警電 110	
〃 災害情報センター	名古屋市 中区三ノ丸3-1-2	代 052-961-2111	
〃 知多農林水産事務所	半田市 出口町1-36	代 21-8111	
衣浦海上保安署	〃 十一号地2	22-4999	
半田港水防団	〃 十一号地1-4	23-2301	半田 港運(株)
中部電力パワーグリッド(株) 半田営業所	〃 東洋町1-3-3	代 21-5111	
西日本電信電話(株)名古屋支店 災害部対策室	名古屋市 中区大須4-9-60	052-291-2802	
N T Tネオメイト名古屋 半田営業所	半田市 旭町4-30	23-1649	
東邦ガス(株)刈谷営業所	〃 東新町41	代 0570-783-987	



あいち知多農業協同組合 半田事業部	// 宮路町 215-2	22-1331	
修農公民館	// 平井町 7-43	27-5337	

別表第19 復旧部任務分担表（第2章第1）

区 分	職 名
総指揮（正）	建設部長
部付（総括）	土木課長
部 付	都市計画課長
//	建築課長
//	市街地整備課長
//	下水道課長
庶務係	下水道課計画担当
海岸樋門係	土木課建設担当
排水係	下水道課雨水担当
道路・河川溜池係	土木課建設担当
資材輸送係	土木課管理担当
情報連絡係	土木課管理担当

別表第20 半田市消防団（第2章第1）

地区	役職名
全地区	団長
//	副団長
//	副団長
亀崎地区	団本部 分団長
//	団本部 副団長
//	亀崎北分団 分団長
//	亀崎南分団 分団長
//	新居向山分団 分団長
乙川地区	団本部 分団長
//	団本部 副団長
//	乙川北分団 分団長
//	乙川東分団 分団長
//	乙川南分団 分団長
半田地区	団本部 分団長
//	団本部 副団長
//	半田東分団 分団長
//	半田中分団 分団長
//	半田西分団 分団長
//	協和分団 分団長
成岩地区	団本部 分団長
//	団本部 副分団長
//	成岩北分団 分団長

//	成岩南分団 分団長
//	鴉根分団 分団長
//	板山分団 分団長
//	成岩西分団 分団長

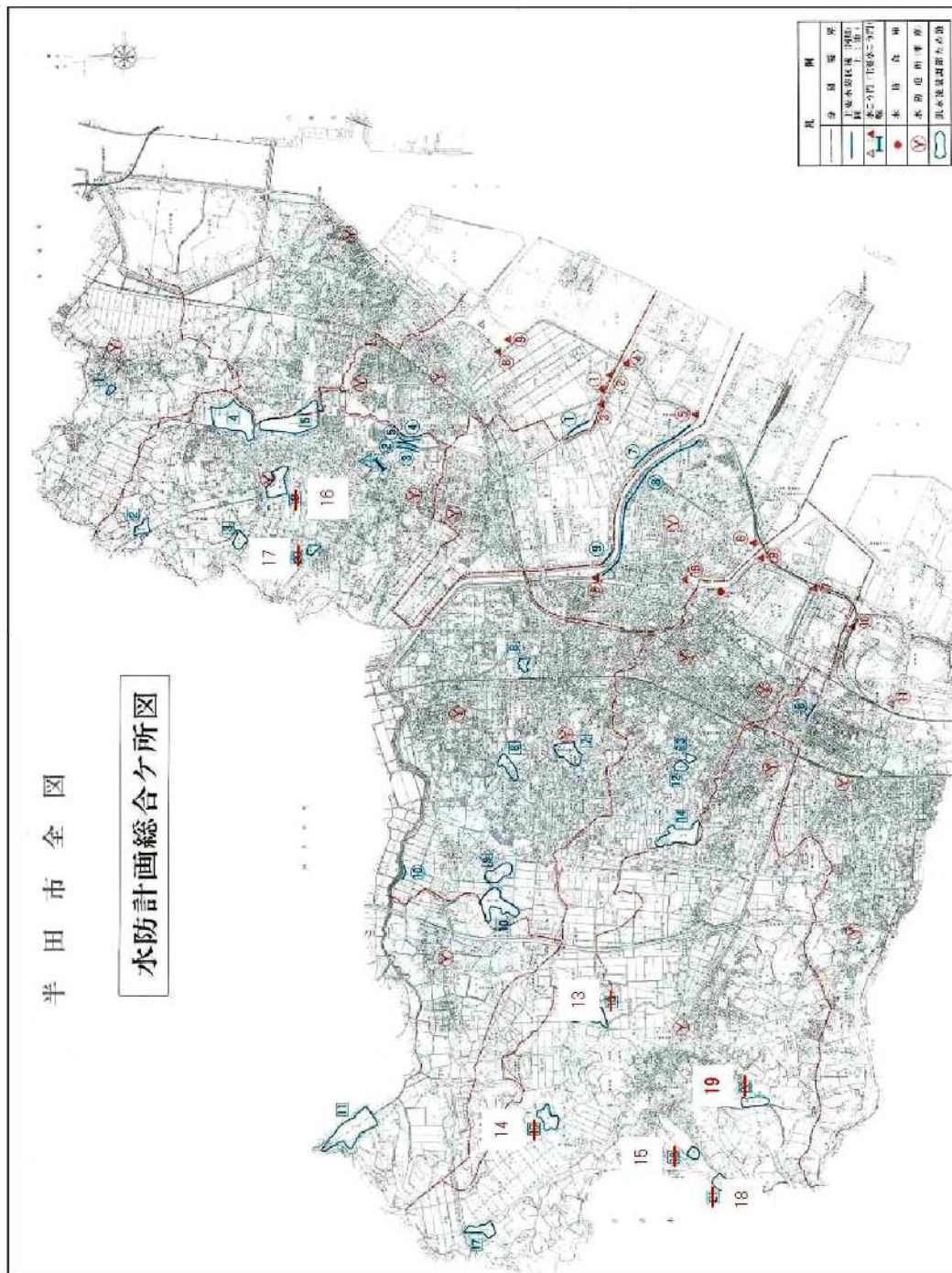
別表第2-1 知多中部広域事務組合消防本部（第2章第1）

区 分	職 名
総 括	消防長
副 総 括	消防次長
	消防署長
総 務	総務課長
情 報	予防課長
水 防 隊 長	消防第1課長
	消防第2課長
	北部出張所長
	成岩出張所長
救急隊長	救急第1課長
	救急第2課長

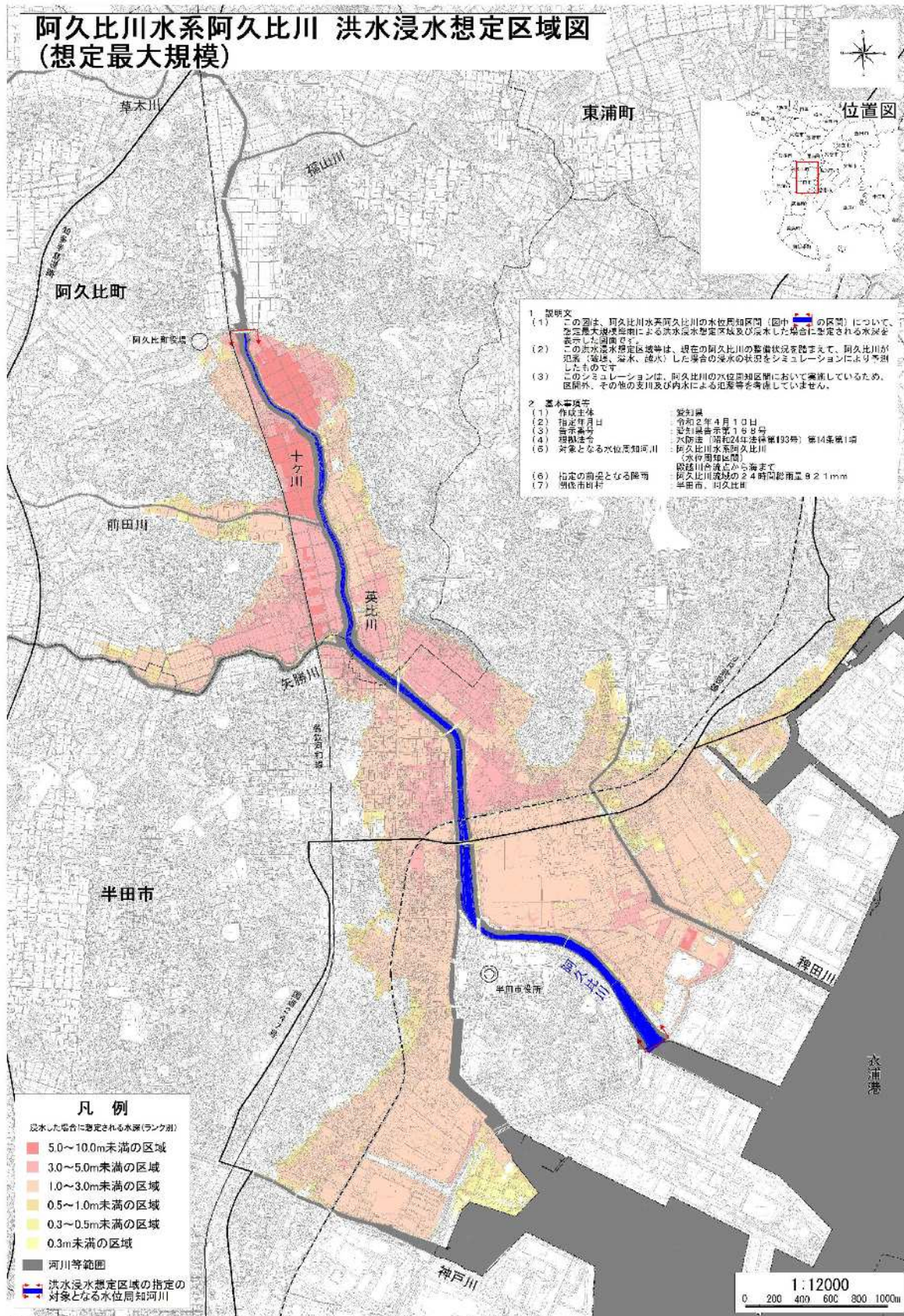
別表第2-2 半田港水防団（第2章第1）

区 分	氏 名	住 所	電 話	摘 要
団 長	浅野 皇	半田市十一号地 1-4	23-2301	半田港運(株)
第 1 分 団 長	加藤 充	半田市十一号地 19-2	21-2581	日本通運(株) 半田支店
第 2 分 団 長	三浦 宏利	半田市十一号地 18-17	21-3241	愛知海運(株) 半田カンパニー
第 3 分 団 長	角道 忠正	半田市十一号地 1-4	23-2301	半田港運(株)
団長付事務局	榑原 利一	半田市十一号地 1-4	23-2301	半田港運(株)

別表第23 水防計画総合ヶ所図



別表第24 阿久比川浸水想定区域図



測画法に基づく国土地理院長承認(準用)R 1JIS 1120  
 この地図の作成に当たっては、阿久比町長の承認を得て、阿久比町都市計画基本図データを使用した。(承認番号 元阿建第304号)  
 この地図の作成に当たっては、半田市長の承認を得て、半田市都市計画基本図データを使用した。(承認番号 31半都計第1134号)  
 この地図の作成に当たっては、東浦町長の承認を得て、東浦町都市計画基本図データを使用した。(承認番号 31東都計第5489号)